# 1972年地方行政法

1972年法律第70号

イングランド及びウエールズにおける地方行政及び地方機関の職務に関する定めを置き、 1968年運輸法の第2章を改正し、1926年ホームカウンティーズ(音楽・舞踏) 営業許可法に関連する決定についての異議申し立て権を与え、治安裁判所委員会に関す る追加的定めを置き、いくつかの記録裁判所を廃止し、及び、それに関連した目的のた めの法律

### 目 次

### 第1章 イングランドにおける地方行政の区域と機関

(新地方政府区域)

第1条 イングランドにおける新しい地方行政の区域

(主要議会)

- 第2条 イングランドにおける主要議会の構成
- (主要議会の構成員)
- 第3条 議長
- 第4条 議長の選挙
- 第5条 副議長
- 第6条 議員の任期及び退職
- 第7条 議員の選挙
- 第8条 大ロンドン都およびロンドン・バラ議会の構成と構成員
- (パリッシュ)
- 第9条 パリッシュ総会及び議会
- 第10条 小規模パリッシュの議会を廃止する権限
- 第11条 パリッシュをグループ化し、または、パリッシュのグループを解散させ、又は、 パリッシュをグループから分離する命令
- 第12条 第9条から第11条に関する補則
- 第13条 パリッシュ総会の構成等
- 第14条 パリッシュ議会の権限の構成
- 第15条 パリッシュ議会及び総会の議長及び副議長
- 第16条 パリッシュ議員
- 第17条 パリッシュの分区の総会等

(雑則)

- 第18条 イングランドにおける新しい機関の設立
- 第19条 第1章の適用範囲

# 第2章 ウエールズにおける地方行政の区域と機関

(新地方行政区域)

- 第20条 ウエールズにおける新しい地方行政の区域
- (主要議会)
- 第21条 ウエールズにおける主要議会の構成
- (主要議会の構成員)
- 第22条 議長
- 第23条 議長の選挙
- 第24条 副議長

第25条 議員の任期及び退職

第26条 議員の選挙

(コミュニティ)

- 第27条 コミュニティ総会及び議会
- 第28条 コミュニティ議会の設立及び廃止
- 第29条 コミュニティをグループ化し、または、コミュニティのグループを解散させ、 又は、コミュニティをグループから分離する命令
- 第30条 見直し期間中及びその後におけるコミュニティ設立の申し出の制限
- 第31条 第27条から第29条に関する補則
- 第32条 コミュニティ総会の構成
- 第33条 コミュニティ議会の権限の構成
- 第34条 コミュニティ議会の議長及び副議長
- 第35条 コミュニティ議員
- 第36条 コミュニティの分区の総会等
- (雑則)
- 第37条 ウエールズにおける新しい機関の設立
- 第38条 第2章の適用範囲

### 第3章 選挙権者の登録及び選挙の実施

- 第39条 登録官
- 第40条 国会選挙における執行責任者
- 第41条 地方政府選挙における執行責任者
- 第42条 地方政府選挙の実施
- 第43条 通常選挙期日
- 第44条 選挙の不実施又は選挙無効
- 第45条 補則

# 第4章 地方行政区域の変更

(イングランド地方行政境界委員会の勧告)

- 第46条 イングランド地方行政境界委員会
- 第47条 イングランドにおける地方行政区域変更の勧告
- 第48条 イングランドにおける地方行政区域見直しの義務と権限
- 第49条 国務大臣の見直しの実施又は延期の権限
- 第50条 選挙区域の実質的変更
- 第51条 委員会の報告及びその実施
- 第52条 見直しに関する指示
- (ウエールズ地方行政境界委員会の勧告)
- 第53条 ウエールズ地方行政境界委員会

第54条 ウエールズにおける地方行政区域変更の勧告

第55条 ウエールズにおける地方行政区域の見直し

第56条 国務大臣の見直しの実施の権限

第57条 選挙区域の実質的変更

第58条 委員会の報告及びその実施

第59条 見直しに関する指示

(見直しの実施)

第60条 見直しの手続き

第61条 地方公聴会

(イングランドとウエールズの境界)

第62条 イングランドとウエールズの境界

(当初の見直し)

第63条 選挙区域の見直し(イングランド)

第64条 コミュニティの特別見直しと選挙区域の見直し(ウエールズ)

(補充的規定)

第65条 委員会の権限の委任

第66条 共同で作業する委員会の権限の委任

第67条 第4章に関する付随的及び経過的措置

第68条 財産及び財政に関する経過措置

第69条 第4章による命令の変更及び廃止等

(雑則)

第70条 地方行政区域を変更する法案の提案への制限等

第71条 地方行政区域の海上境界の変更

第72条 新たに海面から生じた土地等

第73条 流路の変更に伴う地方境界の変更

第74条 カウウンティー、ディストリクト、ロンドン・バラの名称の変更

第75条 パリッシュの名称の変更

第76条 コミュニティの名称の変更

第77条 大ロンドン都における名称の変更

第78条 補則

### 第5章 地方機関の構成員及び手続きに関する一般的規定

(資格及び欠格)

第79条 地方機関の構成員の被選挙資格及び在職資格要件

第80条 地方機関の構成員の被選挙欠格及び在職欠格要件

第81条 第80条の例外

第82条 資格を欠く者によってなされた行為の有効性

(就任受諾、辞職、退職及び偶発的欠員)

- 第83条 就任受諾の宣言
- 第84条 辞職
- 第85条 会合欠席による退職
- 第86条 特定の場合の地方機関による職の空席の宣言
- 第87条 偶発的空席の時期
- 第88条 議長の場合の偶発的空席の補充
- 第89条 議員の場合の偶発的空席の補充
- 第90条 空席を補充した者の任期
- 第91条 パリッシュ及びコミュニティ議員の仮任命

(資格剥奪の手続き)

第92条 欠格認定の手続き

(投票の制限)

- 第93条 大ロンドン都議員による投票の制限
- 第94条 契約への利害による地方機関構成員の投票からの除斥等
- 第95条 第94条の目的のための金銭上の利害
- 第96条 第94条の目的のための広告及び情報開示の記録
- 第97条 除斥の解除又は除外等
- 第98条 第95条及び第97条の解釈

(会合及び手続き)

第99条 地方機関の会合及び手続き

第100条 地方機関の委員会への公衆と報道機関の立ち入り

#### 第6章 職務の執行

第101条 地方機関による職務の執行のための手配
第102条 委員会の任命
第103条 合同委員会の経費
第104条 委員会及び合同委員会の委員の欠格条件
第105条 契約への利害による投票からの除斥等
第106条 職務執行規則
第107条 前記規定の警察機関への適用
第108条 パリッシュ総会の委員会
第109条 パリッシュ議会の職務のパリッシュ総会への授与
第110条 職務執行のための経過措置

### 第7章 地方機関のその他の権能

(付随的権能)

第111条 地方機関の付随的権能

(職員)

- 第112条 職員の任命
- 第113条 地方機関の職員の他の地方機関への派遣
- 第114条 職員との関係で必要とされる担保
- 第115条 職員の責任
- 第116条 職員となれない地方機関構成員
- 第117条 職員による契約への利害の開示
- 第118条 精神障害のある者への給与の支払い等
- 第119条 死亡した職員への給与の支払い
- (土地取引-主要議会)
- 第120条 主要議会による合意による土地の取得
- 第121条 主要議会による土地の収用
- 第122条 主要議会による土地の転用
- 第123条 主要議会による土地の処分
- (土地取引-パリッシュ及びコミュニティ議会)
- 第124条 パリッシュ及びコミュニティ議会による合意による土地の取得
- 第125条 パリッシュ及びコミュニティ議会のための土地の収用
- 第126条 パリッシュ及びコミュニティ議会並びにパリッシュ総会による土地の転用
- 第127条 パリッシュ及びコミュニティ議会による土地の処分
- (土地取引-総則)
- 第128条 地方機関による土地取引への同意及び買主の保護
- 第129条 地方機関から地方機関への代金又は補償金の支払い
- 第130条 ランカスター公爵家所有の土地の地方機関による取得
- 第131条 留保

#### (庁舎及び契約)

- 第132条 主要議会による事務所等の措置
- 第133条 パリッシュ及びコミュニティ庁舎の措置
- 第134条 パリッシュ及びコミュニティにおける教室等の利用
- 第135条 地方機関の契約

(雑則)

- 第136条 重複する職務に係る費用への負担
- 第137条 地方機関の一定の規定外目的のための支出権限
- 第138条 緊急事態及び災害に関する主要議会の権限
- 第139条 財産の受贈
- 第140条 地方機関による構成員の事故に対する保険
- 第141条 研究及び情報収集
- 第142条 地方政府に影響を及ぼす事項に関連した情報の供給等
- 第143条 地方政府連合体への会費支出
- 第144条 訪問者の増加を促進し会議その他の施設を供給する権限

第145条 娯楽施設の供給

第146条 区域の変更による証券の移管等

### 第8章 財務

(経費及び収入)

- 第147条 主要議会の経費
- 第148条 主要議会の基金及び会計
- 第149条 プリセプト及びレイト
- 第150条 パリッシュ及びコミュニティ議会の経費
- 第151条 財務行政
- 第152条 企業収益
- 第153条 土地の処分に伴う元金の使用
- (会計及び監査)
- 第154条 ディストリクト監査委員又は公認監査人によって監査されるべき会計
- 第155条 年次会計
- 第156条 ディストリクト監査人
- 第157条 監査人の一般的義務
- 第158条 監査人の文書への閲覧権
- 第159条 会計の公衆による検査と異議申し立て権
- 第160条 監査人の報告
- 第161条 ディストリクト監査人と裁判所の権限
- 第162条 会計内の違法等の場合の公認監査人の義務
- 第163条 監查料
- 第164条 公認監查人
- 第165条 特別監查
- 第166条 会計に関する規制
- 第167条 職員の会計の監査
- (財務及びレイト課税に関する雑則)
- 第168条 地方財政報告
- 第169条 新設機関の初期費用
- 第170条 レイトの均衡化
- 第171条 地方機関に支払われるべき特定の額に関する利率
- 第172条 財務及びレイト課税に関する法律のその他の改正
- (地方機関及びその他の機関の構成員への支払い)
- 第173条 出席手当て及び財産的損失手当て
- 第174条 旅費及び生活手当て
- 第175条 会議及び会合への出席手当て
- 第176条 出張及び表敬訪問の経費の支払い等

第177条 第173条から第176条についての補充規定 第178条 手当てについての規制

#### 第9章 職務

#### (一般)

- 第179条 職務の移管に関する一般規定
- (環境)
- 第180条 公衆衛生
- 第181条 上下水道
- 第182条 都市地方計画
- 第183条 計画担当機関の職務の執行
- 第184条 国立公園及び田園地域の職務
- 第185条 都市開発
- 第186条 交通運輸の職務
- 第187条 地方道路機関及びディストリクト議会の維持権限
- 第188条 道路法の改正
- 第189条 共益地
- 第190条 ジプシーキャンプ地
- 第191条 統計
- (教育、社会、及び福祉職務)
- 第192条 教育
- 第193条 住宅
- 第194条 住宅に関するカウンティー議会の予備的権限
- 第195条 社会福祉職務

#### (その他の職務)

- 第196条 警察
- 第197条 消防
- 第198条 食品·薬品行政機関
- 第199条 1955年食品及び薬品法及び関係条例の改正
- 第200条 ウエールズのディストリクト議会に農業についての一定の職務を与える権 限
- 第201条 地方度量衡機関
- 第202条 旅客運送区域内における公共交通
- 第203条 旅客運送区域外における公共交通
- 第204条 酒類販売許可 許可店、許可映画館、許可劇場、許可軽食店
- 第205条 家賃監察官及び家賃裁判所
- 第206条 公共図書館及び博物館(イングランド)
- 第207条 公共図書館及び博物館(ウエールズ)

- 第208条 1964年公共図書館及び博物館法の改正
- 第209条 青年雇用事業
- 第210条 慈善事業
- 第211条 ウエールズ教会基金
- 第212条 土地利用制限
- 第213条 営業許可料
- 第214条 墓地及び火葬場
- 第215条 教会跡地の維持管理

### 第10章 司法上の及びそれに関連する事柄

- 第216条 従来のカウンティーに関する法律の準用
- 第217条 治安判事及び治安裁判所
- 第218条 副法官
- 第219条 シェリフ及びシェリフ補
- 第220条 検死官
- 第221条 バラ民事裁判所の廃止

#### 第11章 地方機関に関する一般規定

(法律的手続き)

- 第222条 地方機関が訴訟において原告あるいは被告となる権限
- 第223条 地方機関の訴訟への参加

(文書及び通知等)

- 第224条 主要議会による文書保管の措置
- 第225条 保管担当官への文書の寄託
- 第226条 パリッシュ及びコミュニティの文書の保管
- 第227条 パリッシュ及びコミュニティの文書の保管庫の提供
- 第228条 文書閲覧
- 第229条 文書のコピー
- 第230条 報告と申告
- 第231条 地方機関への通知の方法等
- 第232条 公告
- 第233条 地方機関による通知の方法
- 第234条 文書の確認方法

(条例)

- 第235条 良き支配及び統治並びに迷惑の抑制のために条例を制定する議会の権限
- 第236条 条例制定のための手続き等
- 第237条 条例の違反

第238条 条例の証明

#### (雑則)

- 第239条 地域法又は個人法を促進し又は反対する権限
- 第240条 仮命令及び国会の特別の手続きを要する命令
- 第241条 本法の規定を共同委員会等に適用する権限
- 第242条 不正確な記述の効果
- 第243条 日にちの計算及び選挙の期日等
- 第244条 地域法による一定の権限の財務大臣から国務大臣への移管に関する留保

### 第12章 雑則及び一般規定

(地位その他)

- 第245条 一定のディストリクト、パリッシュ及びコミュニティの地位
- 第246条 現在の市及びバラの権限、特権及び権利の維持
- 第247条 旧機関から新機関への紋章の移管
- 第248条 現存するバラの住民及びフリーマン
- 第249条 名誉市民及びフリーマン
- (聴聞)
- 第250条 聴聞を指揮する権限
- (一般規定)
- 第251条 結果的及び重要でない修正及び改正
- 第252条 法令等を準用する一般的権限
- 第253条 一定の公的団体への権限の移管
- 第254条 結果的及び補充的規定
- 第255条 職員の移動
- 第256条 自発的移動の場合の雇用の継続
- 第257条 イングランド地方公務員委員会
- 第258条 ウエールズ地方公務員委員会
- 第259条 職の廃止に対する補償
- 第260条 職の廃止に対する補償に代わる早期退職の規定
- 第261条 大ロンドン都以外の現在の地方機関の職員の給与
- 第262条 地域法令
- 第263条 現在の共同委員会及びコミュニティ及び港湾衛生区
- 第264条 現在の議会の特定の問題を検討する委員会
- 第265条 本法のシリー島への適用
- 第266条 命令、規則及び規程
- 第267条 経費
- 第268条 1957年下院欠格法の修正
- 第269条 「イングランド」及び「ウエールズ」の定義

- 第270条 解釈についての一般規定
- 第271条 留保
- 第272条 廃止
- 第273条 施行
- 第274条 略称及び適用区域

### 第1章 イングランドにおける地方行政の区域と機関

(新地方行政区域)

第1条 (1)1974年4月1日以降の地方行政のためには、イングランド(大ロンドン都及びシリー島を除く)は、カウンティーとして知られる地方行政区域に分割され、 それらのカウンティーの中には、ディストリクトとして知られる地方行政区域が置かれる。

(2) カウンティーは、本法別表第1第1章に掲げる都市カウンティーと同第2章に掲 げる非都市カウンティーとし、それぞれ、同別表各章第2欄にそれぞれ(本法制定以前 に存在する行政区画によって)定める区域を包含するものとする。

(3)都市カウンティーに属するディストリクトは、前記第1章第2欄にそれぞれ定め られるものとし、それぞれ、同欄に(本法制定以前に存在する行政区画によって)定め る区域を包含するものとし、国務大臣は、そのそれぞれについて、命令をもって命名す ることができる。

(4) 非都市カウンティーに属するディストリクトは、本法別表第3第1項に従い国務 大臣が定める1又はそれ以上の命令にそれぞれ規定されるものとし、そのように定めら れる1又はそれ以上の命令により与えられる名称を持つものとする。

(5)本法別表第1第3章は、新しい地方行政区域との関連で、効力を有するものとする。

(6)本法別表第1第4章及び後記第254条に基づく命令により作られた同章に対応 する規定に従い、1974年4月1日の直前に存在した非都市パリッシュは、当該日以 降、パリッシュの名で存続する。

(7)前記第4章は、本法により2以上のカウンティーまたは、2以上の都市ディスト リクトに包含されることとなった現存する非都市パリッシュに適用されるものとする。

(8)本法別表第1第5章は、その境界が、現存するバラあるいは都市ディストリクト によって定められる、又は、それらのバラあるいは都市ディストリクトが本条あるいは 本条に基づき2以上のディストリクトに分割された場合には、その新しいディストリク トの境界によって定められる、パリッシュを設置する目的のためにも効力を有する。

(9) 1933年法第141条あるいは1958年地方行政法第28条によりこの法律の成立直前に非都市ディストリクトに包含されていたバラは、本法成立とともに、バラの地位を失うことなくパリッシュとなるが、1974年4月1日をもって、バラの地位を失う。

(10)当該日をもって、当該日の直前に大ロンドン都及びシリー島以外に存在した次の地方行政区域、即ち、全ての行政カウンティー、バラ(非都市ディストリクト内に存在するものを除く)、都市ディストリクト、非都市ディストリクト、及び、都市パリッシュは、消滅し、それらの区域で議会を持つものの議会もまた消滅する。

(11)当該日をもって、大ロンドン都のバラの法人(及び地方ディストリクトに包含 されるバラの法人)以外の全ての市町村法人は消滅する。 (12)本条において、「イングランド」は、モンマスシャー行政カウンティー及びニュ ーポート・カウンティー・バラを含まない。

(主要議会)

第2条 (1)全てのカウンティーに議長及び議員よりなる議会を置き、議会は本法及 びその他のものによって付与された全ての権能を持つ。

(2)全てのディストリクトに議長及び議員よりなる議会を置き、議会は本法及びその 他のものによって付与された全ての権能を持つ。

(3)上記第1項及び第2項で言及される議会は、その場合に応じ、「カウンティー議会」 「ディストリクト議会」にそのカウンティー及びディストリクトの名を冠した名で呼ば れる法人とする。

(主要議会の構成員)

第3条 (1)主要議会の議長は、毎年、議会の議員の互選により選ばれる。

(2) 議長は、辞職するか欠格条項に該当しない限り、後任者が議長として活動するこ とができるようになるまで、職務にとどまる。

(3) 議長は、その任期中、本法の議員の退職の規定に拘わらず、議員の身分を保持する。

(4) ディストリクトの議長は、その区域内において大権を有するが、それは、女王の 大権に影響を与えない範囲においてである。

(5) 主要議会は、その議長が議会が妥当であると考えるその職務の経費を支弁できる ようにするために、議長に支払うことができる。

第4条 (1)議長の選挙は、主要議会の年次総会の最初の仕事となる。

(2)その会議の仮議長を務めるものが、上記第3条第3項または、下記第5条第2項の規定によらざれば、議員の身分を失っていたはずの者である時は、その者は、下記第3項の規定による場合以外、当該選挙において選挙権を有しない。

(3) 投票結果が同数の場合には、仮議長が、その者が他に有する投票権以外に、決定 権を有する投票を行う。

第5条 (1)主要議会は、その議員の一人を議会の副議長に任命する。

(2) 副議長は、辞職するか欠格条項に該当しない限り、次の年次総会で議長が選出される直後までその職に止まり、その間、本法の議員の退職の規定に拘わらず、議員の身分を保持する。

(3) 議会の制定した規則の制約内で、議長により、議長に対して、又は、議長の面前 で、行うことが許され、又は、求められるものは、副議長により、副議長に対して、又 は、副議長の面前で、行うことができる。

(4) 主要議会は、その副議長が議会が妥当であると考えるその職務の経費を支弁でき

るようにするために、副議長に支払うことができる。

第6条 (1)主要議会の議員は、その区域の地方選挙権者によって、本法及び1949年国民代表法第1章に従って選挙される。

- (2) 議員の選挙のために、
- a 全てのカウウンティーは、それぞれが(本法別表3第5項に従い)議員1人を選 出する選挙区に分けられ、
- b 全ての都市ディストリクトは、それぞれが、3の倍数の議員を選出する区に分け られ、
- c 全ての非都市ティストリクトは、本法の前記第3項による、若しくは、下記第7 条若しくは第4章による、又は、それらを準用した命令によって定められる数の議員 を選出する区に分けられ、

それぞれの選挙区あるいは区毎に、分離された選挙を行う。

第7条 (1)カウンティー議員の通常選挙は、1973年及びその後4年毎に行われ、 その任期は4年とし、全ての議員は、当該4年目の年のカウンティー議員通常選挙日の 4日後に同時に退職するものとする。1977年及びそれ以降においては、新しく選出 された議員は、前任議員が退職する日に議員となるものとする。

(2)都市ディストリクトの議員の選挙は、1973年、1975年及びその後、カウ ンティー議員の選挙が行われる年以外、毎年行われるものとする。

(3)本法別表3第4項に従い、都市ディストリクトの議員の任期は4年とし、当該都 市ディストリクトのそれぞれの区の選出総議員の内、直近の当選以後最も長く在職して いる3分の1は、議員通常選挙の年毎に、議員通常選挙日の4日後に退職するものとす る。1975年及びそれ以降においては、新しく選出された議員は、前任議員が退職す る日に議員となるものとする。

(4)下記第5項に従い、非都市ディストリクト議会は、要請議決を実行するため、国務大臣に次のいずれかを定めることを要請することができる。

- a 議会の全議員選挙制度、つまり、当該ディストリクトの全ての議員の通常選挙を 同時に行う制度
- b 3分の1選挙制度、つまり、当該ディストリクトの3分の1に最も近い数の議員の 通常選挙を各年に行う制度

上記 b の要請の場合においては、もし、それぞれ3の倍数の議員を選出すべき区を置く べき場合にはその区域を、そういった区を置くべきでない場合はその区域を示さなけれ ばならない。

本項において、要請議決とは、この目的を告知して特別に召集された会議において、 投票した議員のうち、1974年4月1日より前に議決されたものについては、単純多 数による議決を、同日または、それ以後に議決されたものについては、3分の2以上の 多数によって議決されたものをいう。 (5)第4項の議決は、同項に基づく議決があって後、10年間はこれをすることができない。

(6)国務大臣が、ディストリクト議会より上記第4項a号の要請を受けた場合、及び、 1974年4月1日より前に上記第4項b号の要請をディストリクト議会より受けなかった場合、国務大臣は、全てのディストリクト議員の通常選挙を同時に行うことを規定 する命令を定めることができる。この命令は、下記第51条により定められたものとし て取り扱われ、同様の規定を含むことができる。

(7)国務大臣が、ディストリクト議会より上記第4項b号の要請を受けた場合、国務 大臣は、イングランド委員会にこの要請に関し、次のことに関する勧告をするよう求め ることができる。

a 当該ディストリクトを分割して作る区の数、境界、名称及び、それぞれの区の議 員定数

b 議員定数が3の倍数でない区における議員の退職の順番

また、同委員会が当該ディストリクトに対する本法別表第9に従った選挙制度の見直 しを完了していない場合には、同委員会は、その見直しの一環として、本項に従って行 われるべき勧告を検討し、その他の場合には、下記第52条、第60条及び第61条が、 同委員会によるそのような勧告の検討に、下記第50条による見直しの実施に適用され ると同じく適用される。このような勧告は、下記第51条により定められたものとして 取り扱われる。

(8) 非都市ディストリクト議員の通常選挙は、次のように行われる。

- a 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合を除き、197 3年、1976年、1979年及びその後4年毎
- b 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合には、その命令 が施行された年及びその後、カウンティー議員の選挙が行われる年を除き、毎年

(9)本項の下記の規定は、本項に基づき、又は本項により制定された命令の規定に反しない限り、非都市ディストリクト議員に対して効力を有する。

- a 任期は、1973年及び1976年に選出された議員については3年、それ以降 に選出された議員については、4年とする。
- b 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合を除き、全ての 議員は、それら議員の通常選挙日の4日後に同時に退職するものとする。1976年 及びそれ以降においては、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員と なるものとする。
- c 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合には、3の倍数の定数を持つそれぞれの区の選出議員の3分の1の議員、その他の区では、議員の総数の3分の1に最も近い数の、直近の当選以後最も長く在職している議員は、議員通常選挙の年毎に、議員通常選挙日の4日後に退職するものとする。そのような年において、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員となるものとする。

第8条 (1) 第2条から第7条の規定は、大ロンドン議会及びロンドン・バラ議会に は適用しない。代わって、それらには、下記第2項に従い、本法別表第2の規定が適用 される。

(2)国務大臣は、本法別表第2第6項第2号及び第3号の規定を、以下の目的のいず れかあるいは全てのために適当と考えられるように、命令をもって修正することができ る。

- a 大ロンドン議会の議員通常選挙がカウンティー議員通常選挙と同時に行われるこ とを確保するため
- b ロンドン・バラの議員通常選挙が都市ディストリクト議員通常選挙と同時に行わ れることを確保するため
- c 上記第7条第3項に対応する規定がロンドン・バラ議員の退職に適用されること を確保するため

(3) 命令の案が議会の両院に提示され、両院の議決をもって是認されない限り、本条 に基づき、命令を発することはできないものとする。

(パリッシュ)

第9条 (1)全てのパリッシュに、パリッシュの事務につき議論し、そこに法律によ り与えられた職務を行使するため、パリッシュ総会を置く。本法及びこれに基づく命令 等に従い、1974年4月1日以前にパリッシュ議会を設置していたパリッシュまたは、 パリッシュのグループに、引き続きパリッシュ議会を置く。

(2)次の場合に、パリッシュが(単独設置か共同設置かを問わず)パリッシュ議会を 置いていないとき、ディストリクト議会は、命令をもって、当該パリッシュに単独のパ リッシュ議会を置くものとし、また、当該パリッシュが共同のパリッシュ議会の下にあ る場合は、ディストリクト議会は、命令をもって、当該パリッシュに単独のパリッシュ 議会を置くことができるものとする。

a 当該住民が200人以上の地方選挙権者を含んでいる場合

b 当該住民が150人を超え200人未満の地方選挙権者を含んでいる場合で、パ リッシュ総会がそのような議決をした場合

(3)パリッシュの人口が150人以下の地方選挙権者しか含んでいない場合で、パリ ッシュ総会がそのような議決をしたとき、ディストリクト議会は、命令をもって、当該 パリッシュに単独のパリッシュ議会を置くことができるものとする。

(4)下記第10条、第11条、あるいは第4章に従い、次の場合に、単独のパリッシュを設けるものとする。

- a 本法の施行直前に、非都市ディストリクトに包含されるバラであった全てのパリ ッシュ
- b 本法の施行直前に、非都市ディストリクトと同じ区域であった全てのパリッシュ
- c 本法別表第1第4章第1項に基づき創設された全てのパリッシュ
- d 前記第4章第2項により他のパリッシュの一部が付加されたパリッシュで、本法

の施行直前にパリッシュ議会を持たなかった全てのパリッシュ

e 本法別表第1第5章に基づき設置された全てのパリッシュ

(5)パリッシュに単独のパリッシュ議会を創設する命令には、本法及び国民代表法第 1章に従ったパリッシュ議会議員選挙のために、ディストリクト議会が必要と考える規 定を備えるものとする。

(6)当該命令、又は、下記第11条第4項の命令により、当該パリッシュが議会を共同設置しているパリッシュのグループから分離されるか、そのグループが解散されるのでなければ、本条に基づき、パリッシュ議会を共同設置しているパリッシュの一つに単独のパリッシュ議会を創設する命令が発せられることはない。そして、そのグループが解散されるのでなければ、本条に基づく命令には、当該グループのパリッシュ議会を変更するためにディストリクト議会が必要と考える規定を備えるものとする。

第10条 (1)単独のパリッシュ議会の設置されているパリッシュの住民が150人 以下の地方選挙民しか持たない場合、パリッシュ総会は、ディストリクト議会に、パリ ッシュ議会の廃止を申し立てることができる。この場合、ディストリクト議会は命令を もって、パリッシュ議会を廃止することができる。

(2)本条によるパリッシュ総会の申し立てが拒否された場合、当該総会による同様の 申し立ては、前回の申し立てより2年間はこれを行うことができない。

第11条 (1)パリッシュ総会は、ディストリクト議会に対し、当該パリッシュを同 ーディストリクト内の隣接する1若しくは2以上のパリッシュとグループ化して、共同 のパリッシュ議会の下に置く、又は、既に共同のパリッシュ議会の下にあるパリッシュ のグループに加える命令を求めることができる。この場合、ディストリクト議会は、そ のような命令を発することができるが、下記第2項の制限を受ける。

(2) パリッシュは各パリッシュのパリッシュ総会の同意なくしてグループ化されては ならない。

(3) グループ化する命令には、次のものについての必要な規定が含まれなければならない。

- a グループの名称
- b 本法及び1949年国民代表法第1章に従ったそれぞれのパリッシュ又はパリッシュ分区からのパリッシュ議員の選挙。当該パリッシュを既存のパリッシュのグループに加える場合には、当該パリッシュ又は当該パリッシュの各分区からのパリッシュ 議員の選挙
- c グループに包含されるパリッシュへの1960年慈善団体法(教区慈善団体)第 37条の規定の一部又は全部の規定、及び、各パリッシュの別々の権利を保護するために、パリッシュ文書の保管に関する規定の一部の適用
- d グループに含まれることとなったパリッシュの単独パリッシュ議会の廃止
- また、当該命令は、パリッシュ議会の特定の行動にはパリッシュ総会の同意が必要で

ある旨、及び当該パリッシュのグループ又はグループ内のパリッシュのパリッシュ総会 への本法の規定の必要な準用を規定することができる。

(4) ディストリクト議会は、グループ化されたパリッシュの議会、又は、グループ内 のパリッシュのパリッシュ総会からの申請により、当該グループを廃止し、又は、当該 グループから1又はそれ以上のパリッシュを分離する命令を発することができる。その ような命令には、グループを廃止する場合には、グループ内の各パリッシュのパリッシ ュ議会の選挙について、また、グループを廃止しない場合においては、分離されるパリ ッシュのパリッシュ議会の選挙について、ディストリクトが必要と考える規定が含まれ なければならない。

(5) 共同のパリッシュ議会の下に1974年4月1日より前にグループ化され、同日 以降、異なるディストリクトに位置することとなったパリッシュは、

- a 第9条、上記第4項、又は、下記第4章に基づき、グループを廃止する命令が発 されない限り、
- b そのような命令が1又はそれ以上のパリッシュをグループから分離する場合を除き、

そのパリッシュ議会の下にグループとして存続する。このような位置となったパリッシュに関する当該条項に基づく命令は、関係ディストリクトが共同で発するものとする。

第12条 (1)上記第9条、第10条又は第11条に基づき、ディストリクト議会が、 又はディストリクト議会が共同して作成する命令は、ディストリクト議会に、その命令 の目的のため、若しくは、その命令の結果、又は、その命令の効果を十分にするために 必要若しくは適当と思われる付随的、帰結的、経過的又は補充的な規定を含むことがで きる。また、これらの命令は、財産(物権か債権かを問わない)の移管、及び管理、或 いは保管及び、権利、義務の移管に関する規定を含むことができる。

(2) このような命令が作成された場合、下記第68条が、その命令が本法第4章に基づき作成されたとみなして、準用される。

(3) そのような命令の写し2通が国務大臣に送付されなければならない。

第13条 (1)パリッシュ総会は、当該パリッシュの地方選挙権者によって構成される。

(2) パリッシュ総会の決定は、議長を務めた者及び二人の出席地方選挙権者が署名し た文書によって確認されることができ、又、印章のある文書が必要な場合には、これら の者の署名と、当該パリッシュ議会又はパリッシュ管財人が印章を持っている場合で、 当該パリッシュが単独でパリッシュ議会を持っている場合には、そのパリッシュ議会の 印章、それ以外の場合には、パリッシュ管財人の印章、当該パリッシュ議会又はパリッ シュ管財人が印章を持っていない場合には、これらの者の印章によって確認されること ができる。

(3) 単独でパリッシュ議会を持っていないパリッシュにおいては、パリッシュ総会の

議長とディストリクト議会の担当官が「パリッシュ管財人」にそのパリッシュの名を冠 した名称の下、法人代理人となる。

(4)パリッシュ管財人は、パリッシュ総会の指示に従って行動するものとする。

(5)一切の法の規定に拘わらず、パリッシュ管財人は、共通の印章を持つ必要はない が、印章を持たない場合には、印章のある文書が要求される彼らの行動は、パリッシュ 管財人である人々によって署名押印された文書によって確認されることができる。

第14条 (1)パリッシュ議会は、議長とパリッシュ議員よりなり、本法その他によって当該議会に与えられた職務を遂行する。

(2)パリッシュ議会は、「パリッシュ議会」にそのパリッシュの名を加えた名称の下、 法人となる。

(3) 一切の法の規定に拘わらず、パリッシュ議会は、共通の印章を持つ必要はないが、 印章を持たない場合には、印章のある文書が要求される彼らの行動は、二人の議員によ って署名押印された文書によって確認されることができる。

第15条 (1)パリッシュ議会の議長は、毎年、議員の互選によって選ばれる。

(2) 議長の選挙はパリッシュ議会の年次会議の最初の仕事であり、会議の議長を務め る者が、下記第8項に該当しなければ、議員でなかったであろう場合には、この者は、 下記第3項に従う場合を除き、当該選挙で投票資格を持たない。

(3) 議長の選挙における投票が同数である場合、議長を務める者が、その者が他に有 する票とは別に、決定のための票を投じる。

(4) 議長は、辞職するか欠格とされない限り、後任者が議長として行動する資格を有 するようになるまで、その職に留まる。

(5)パリッシュ議会は、その議長が議会が妥当であると考えるその職務の経費を支弁 できるようにするため、議長に支払うことができる。

(6) パリッシュ議会は、その議員の一人を議会の副議長に任命することができる。

(7) 副議長は、辞職するか欠格とされない限り、次の年次会議で議長が選出される直 後まで、その職に留まる。

(8)本法のパリッシュ議員の退職に関する規定に拘わらず、議長及び副議長は、その 議長及び副議長としての任期中、議員の地位を失わない。

(9)パリッシュ議会の制定した規則の制約内で、議長により、議長に対して、又は、 議長の面前で、行うことが許され、又は、求められるものは、副議長により、副議長に 対して、又は、副議長の面前で、行うことができる。

(10)単独のパリッシュ議会を持たないパリッシュにおいては、グループ化する命令 がある場合には、その規定に従い、パリッシュの年次総会において、その年の議長を選 出するものとし、当該議長は、後任者が選ばれるまで、その職に留まるものとする。

第16条 (1)各パリッシュの議員の数は、5未満でない当該ディストリクト議会に

より随時定められる数とする。

(2)パリッシュ議会の議員は、その区域の地方選挙権者によって、本法及び1949 年国民代表法第1章に従って選挙される。

(3)下記第67条によって発出された命令の規定及び本法別表3第12項及び第13 項に従い、パリッシュ議員の通常選挙は、1976年、1979年及びその後4年毎に 行われ、その任期は1976年の通常選挙で選出された議員については3年、その後の 通常選挙で選出された議員については4年とし、全ての議員は、それら議員の通常選挙 年の議員通常選挙日の4日後に同時に退職するものとする。1977年及びそれ以降に おいては、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員となるものとする。

(4)パリッシュがパリッシュ区に分割されていない場合は、パリッシュ全域で一つの パリッシュ議員選挙を行うものとする。

(5)パリッシュがパリッシュ区に分割されている場合は、パリッシュ区毎にパリッシュ議員選挙を行うものとする。

第17条 パリッシュ区又はその他のパリッシュの一部の会合が何らかの法律によって、 又は、その法律の下で、要請され、又は、許されている場合、

- a その会合に出席し、表決に加わり、又は、その結果としての住民投票で投票する ことができるのは、そのパリッシュ分区又はパリッシュの一部での資格に関して登録 されている地方選挙権者とし、
- b 本法のパリッシュ全体のパリッシュ総会に係る規定は、地方選挙権者によるパリッシュ総会の招集の規定を含め、パリッシュ分区又はパリッシュの一部をパリッシュ 全体とみなして適用する。

(雑則)

第18条 本法別表第3は、非都市カウンティーのディストリクトへの分割、イングランドにおける新地方機関の創設、そこでの現存の地方機関の構成員の選挙の停止及びこれに関連した事項に関し、効力を有する。

第19条 本法の本章は、イングランドのみに適用する。

### 第2章 ウエールズにおける地方行政の区域と機関

(新地方行政区域)

第20条 (1)1974年4月1日以降の地方行政のためには、ウエールズは、カウンティーとして知られる地方行政区域に分割され、それらのカウンティーの中には、 ディストリクトとして知られる地方行政区域が置かれる。

(2)カウンティーは、本法別表第4第1章に掲げるものとし、それぞれ、同別表同章 第2欄にそれぞれ(本法制定以前に存在する行政区画によって)定める区域を包含する ものとする。

(3) 同別表第2章第1欄にそれぞれ定められるカウンティーは、それぞれ、同別表第 2章第2欄に定めるディストリクトを含むものとし、それらのディストリクトは、前述 のごとく同別表同章第3欄にそれぞれ定める区域を包含するものとし、国務大臣は、そ のそれぞれについて、命令をもって命名することができる。

(4) 1974年4月1日以降、全てのディストリクトは、下記に従って創設される、 コミュニティとして知られる一つ以上の区域より成るものとする。

- a 当該日の直前に存在したバラの区域は、当該日をもってそれを包含するディスト リクトのコミュニティとなり、当該バラと同じ名で呼ばれるものとする。
- b 当該日の直前に存在した都市ディストリクトの区域は、それが一つのディストリクトに包含される場合、当該日をもってそれを包含するディストリクトのコミュニティとなり、当該都市ディストリクトと同じ名で呼ばれるものとする。
- c 当該日の直前に存在した非都市パリッシュの区域は、当該日をもってそれを包含 するディストリクトのコミュニティとなり、当該パリッシュと同じ名で呼ばれるもの とする。
- d 本法別表第4第3章第1欄に挙げられるディストリクトにおいては、それぞれ同 別表同章第2欄の名称をもち、同別表同章第3欄において、(本法制定以前に存在す る行政区画によって)定める区域を包含するコミュニティが当該日において設置され るものとする。

(5)本法別表第4第4章は、新しい地方行政区域との関連で、効力を有するものとする。

(6)1974年4月1日をもって、その日の直前に存在した次の地方行政区域、即ち、 全ての行政カウンティー、バラ、都市ディストリクト、非都市ディストリクト、都市及 び非都市パリッシュは、消滅し、下記のものもまた消滅する。

- a それらのうちで議会をもつものの議会
- b バラの場合には、バラの法人
- c パリッシュの場合には、パリッシュ総会
- d 単独の議会を持たないパリッシュの場合には、パリッシュの代理機関
- e グループ化されたパリッシュの場合には、共同パリッシュ議会
- (7)本条において、「ウエールズ」は、モンマスシャー行政カウンティー及びニューポ

ート・カウンティー・バラを含む。

(主要議会)

第21条 (1)全てのカウンティーに議長及び議員よりなる議会を置き、議会は本法 及びその他のものによって付与された全ての権能を持つ。

(2)全てのディストリクトに議長及び議員よりなる議会を置き、議会は本法及びその 他のものによって付与された全ての権能を持つ。

(3)上記第1項及び第2項は、その場合に応じ、「カウンティー議会」「ディストリク ト議会」にそのカウンティー及びディストリクトの名を冠した名で呼ばれる法人とする。

(主要議会の構成員)

第22条 (1)主要議会の議長は、毎年、議会の議員の互選により選ばれる。

(2) 議長は、辞職するか欠格条項に該当しない限り、後任者が議長として活動するこ とができるようになるまで、職務にとどまる。

(3) 議長は、その任期中、本法の議員の退職の規定に拘わらず、議員の身分を保持する。

(4) ディストリクトの議長は、その区域内において大権を有するが、それは、女王の 大権に影響を与えない範囲においてである。

(5) 主要議会は、その議長が議会が妥当であると考えるその職務の経費を支弁できる ようにするために、議長に支払うことができる。

第23条 (1) 議長の選挙は、主要議会の年次総会の最初の仕事となる。

(2)その会議の仮議長を務めるものが、上記第22条第3項または、下記第24条第 2項の規定によらざれば、議員の身分を失っていたはずの者である時は、その者は、下 記第3項の規定による場合以外、当該選挙において選挙権を有しない。

(3)投票結果が同数の場合には、仮議長が、他に有する投票権以外に、決定権を有す る投票を行う。

第24条 (1)主要議会は、その議員の一人を議会の副議長に任命する。

(2) 副議長は、辞職するか欠格条項に該当しない限り、次の年次総会で議長が選出される直後までその職に止まり、その間、本法の議員の退職の規定に拘わらず、議員の身分を保持する。

(3) 議会の制定した規則の制約内で、議長により、議長に対して、又は、議長の面前 で、行うことが許され、又は、求められるものは、副議長により、副議長に対して、又 は、副議長の面前で、行うことができる。

(4) 主要議会は、その副議長が議会が妥当であると考えるその職務の経費を支弁でき るようにするため、副議長に支払うことができる。 第25条 (1)主要議会の議員は、その区域の地方選挙権者によって、本法及び1949年国民代表法第1章に従って選挙される。

(2) 議員の選挙のために、

a 全てのカウウンティーは、それぞれが(本法別表5第2項に従い)議員1人を選出 する選挙区に分けられ、

b 全てのディストリクトは、それぞれが、本法の前記第2項による、又は、下記第2 6条あるいは第4章による、若しくは、それらを準用した命令によって定められる数の 議員を選出する区に分けられ、

それぞれの選挙区あるいは区毎に、分離された選挙を行う。

第26条 (1)カウンティー議員の通常選挙は、1973年及びその後4年毎に行われ、その任期は4年とし、全ての議員は、当該4年目の年のカウンティー議員通常選挙日の4日後に同時に退職するものとする。1977年及びそれ以降においては、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員となるものとする。

(2)下記第3項に従い、ディストリクト議会は、要請議決を実行するため、国務大臣 に次のいずれかを定めることを要請することができる。

- a 議会の全議員選挙制度、つまり、当該ディストリクトの全ての議員の通常選挙を 同時に行う制度
- b 3分の1選挙制度、つまり、当該ディストリクトの3分の1に最も近い数の議員の 通常選挙を各年に行う制度

上記 b の要請の場合においては、もし、それぞれ 3 の倍数の議員を選出すべき区を置く べき場合にはその区域を、そういった区を置くべきでない場合はその区域を示さなけれ ばならない。

本項において、要請議決とは、この目的を告知して特別に召集された会議において、 投票した議員のうち、1974年4月1日より前に議決されたものについては、単純多 数による議決を、同日または、それ以後に議決されたものについては、3分の2以上の 多数によって議決されたものをいう。

(3)上記第2項の議決は、同項に基づく議決があって後、10年間はこれをすることができない。

(4)国務大臣が、ディストリクト議会より上記第2項a号の要請を受けた場合、及び、 1974年4月1日より前に上記第2項b号の要請をディストリクト議会より受けなかった場合、国務大臣は、全てのディストリクト議員の通常選挙を同時に行うことを規定 する命令を定めることができる。この命令は、下記第58条により定められたものとし て取り扱われ、同様の規定を含むことができる。

(5)国務大臣が、ディストリクト議会より上記第2項b号の要請を受けた場合、国務 大臣は、ウエールズ委員会にこの要請に関し、次のことに関する勧告をするよう求める ことができる。

a 当該ディストリクトを分割して作る区の数、境界、名称及び、それぞれの区の議

員定数

b 議員定数が3の倍数でない区における議員の退職の順番

同委員会が当該ディストリクトに対する本法別表第10第10項に従った選挙制度の 見直しを完了していない場合には、同委員会は、その見直しの一環として、本項に従っ て行われるべき勧告を検討し、その他の場合には、下記第59条、第60条及び第61 条が、同委員会によるそのような勧告の検討に、下記第57条による見直しの実施に適 用されると同じく適用される。このような勧告は、下記第58条により定められたもの として取り扱われる。

- (6) ディストリクト議員の通常選挙は、次のように行われる。
- a 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合を除き、197 3年、1976年、1979年及びその後4年毎
- b 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合には、その命令 が施行された年及びその後、カウンティー議員の選挙が行われる年を除き、毎年

(7)本項の下記の規定は、本項により、また、本項を準用して制定された命令の規定 に反しない限り、ディストリクト議員に対して効力を有する。

- a 任期は、1973年及び1976年に選出された議員については3年、それ以降 に選出された議員については、4年とする。
- b 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合を除き、全ての 議員は、それら議員の通常選挙日の4日後に同時に退職するものとする。1976年 及びそれ以降においては、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員と なるものとする。
- c 議員の3分の1ずつの改選を定めた命令が効力を有している場合には、当該ディストリクトの3の倍数の定数を持つそれぞれの区の選出議員の3分の1の議員、その他の区では、議員の総数の3分の1に最も近い数の、直近の当選以後最も長く在職している議員は、議員通常選挙の年毎に、議員通常選挙日の4日後に退職するものとする。そのような年において、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員となるものとする。

(コミュニティ)

第27条 (1) コミュニティの事務につき議論し、そこに法律により与えられた職務 を行使するため、コミュニティの地方選挙権者の集会(以下本法において「コミュニティ総会」とする。)を召集することができる。

(2) 1974年4月1日以降に職務を行使するため、次の場合に、コミュニティ議会 を設けるものとする。

- a 本法の施行直前に存在した、単独のコミュニティ議会をもった非都市パリッシュ と同じ区域となる全てのコミュニティ
- b 本法の施行直前に存在した、共同のパリッシュ議会をもった非都市パリッシュの グループと、同じ区域となるコミュニティのグループの全て

c 下記第3項及び第4項に基づき国務大臣がコミュニティ議会を置くべきであると 指示した全てのその他のコミュニティ

(3)国務大臣は、1972年以前に、現存するバラ(例外バラを除く)又は現存する 都市ディストリクトで、その区域の一部又は全部がコミュニティの区域と同じとなるも のの議会から書面で申し出があった場合、1974年4月1日以降に職務を行使するた め、コミュニティ議会を設ける旨を指示するものとする。

(4)国務大臣は、上記第3項に基づく申し出がない場合でも、適当と考える協議の後、 1973年6月30日までは、上記の目的のため、現存するバラ(例外バラを除く)又 は現存する都市ディストリクトで、その区域の一部又は全部がコミュニティの区域と同 じとなるものにコミュニティ議会を設ける旨を指示するもことができる。

(5)単独のコミュニティ議会の設置されているコミュニティのコミュニティ総会は、 1974年4月1日以降、当該コミュニティに関する特別コミュニティ見直し委員会の 報告が国務大臣に提出されるまでの間は、ディストリクト議会に、コミュニティ議会の 廃止を申し立てることができる。この場合、ディストリクト議会は命令をもって、コミ ュニティ議会を廃止することができる。

(6)本条において「例外バラ」とは、カーディフ、マーサー・ティドフィル、ニュー ポート、ポート・トールボット、ロンダ及びスワンジーを言うものとする。

第28条 (1)単独のコミュニティ議会を置かず、ディストリクトと区域を同じくし ないコミュニティのコミュニティ総会は、下記第30条に定める場合を除き、ディスト リクト議会に、当該コミュニティにコミュニティ議会を置く命令を発出するよう申し出 ることができる。この場合、ディストリクト議会は、それに従い、そのような命令を発 出するものとする。

(2) コミュニティに単独のコミュニティ議会を創設する命令には、本法及び国民代表 法第1章に従ったコミュニティ議会議員選挙のために、ディストリクト議会が必要と考 える規定を備えるものとする。

(3) 当該命令、又は、下記第29条第4項の命令により、当該コミュニティが議会を 共同設置しているコミュニティのグループから分離されるか、そのグループが解散され るのでなければ、本条に基づき、コミュニティ議会を共同設置しているコミュニティの 一つに単独のコミュニティ議会を創設する命令が発せられることはない。そして、その グループが解散されるのでなければ、本条に基づく命令には、当該グループのコミュニ ティ議会を変更するためにディストリクト議会が必要と考える規定を備えるものとする。

(4)単独のコミュニティ議会の設置されているコミュニティのコミュニティ総会は、 下記第30条に規定する場合を除き、何時でも、ディストリクト議会に、コミュニティ 議会の廃止を申し立てることができる。この場合、ディストリクト議会は命令をもって、 コミュニティ議会を廃止するものとする。

第29条 (1)コミュニティ総会は、ディストリクト議会に対し、下記第30条に規

定する場合を除き何時でも、当該コミュニティを同一ディストリクト内の隣接する1又 は2以上のコミュニティとグループ化して、共同のコミュニティ議会の下に置く、又は、 既に共同のコミュニティ議会の下にあるコミュニティのグループに加える命令を求める ことができる。この場合、ディストリクト議会は、そのような命令を発することができ るが、下記第2項の制限を受ける。

(2) コミュニティは各コミュニティのコミュニティ総会の同意なくしてグループ化さ れてはならない。

(3) グループ化する命令には、次のものについての必要な規定が含まれなければならない。

a グループの名称

- b 本法及び1949年国民代表法第1章に従ったそれぞれのコミュニティ又はコミ ュニティ分区からのコミュニティ議員の選挙。当該コミュニティを既存のコミュニテ ィのグループに加える場合には、当該コミュニティ又は当該コミュニティの各分区か らのコミュニティ議員の選挙。
- c グループに包含されるコミュニティへの1960年慈善団体法(教区慈善団体) 第37条の規定の一部又は全部の規定、及び、各コミュニティの別々の権利を保護す るために、コミュニティ文書の保管に関する規定の一部の適用

d グループに含まれることとなったコミュニティの単独コミュニティ議会の廃止 また、命令は、当該コミュニティのグループへの本法の規定の必要な準用を規定するこ とができる。

(4)グループ化されたコミュニティの議会、又は、グループ内のコミュニティのコミュニティ総会は、下記第30条に規定する場合を除き何時でも、ディストリクト議会に対し、当該グループを廃止し、又は、当該グループから1又はそれ以上のパリッシュを分離する命令を発するよう申請することができ、ディストリクト議会は、その場合、それに従い命令を作成することができる。そのような命令には、グループを廃止する場合には、グループ内の各コミュニティのコミュニティ議会の選挙について、また、グループを廃止しない場合においては、分離されるコミュニティのコミュニティ議会の選挙について、ディストリクトが必要と考える規定が含まれなければならない。

第30条 (1)下記第3項に従い、あるコミュニティに関するコミュニティ申請は、 次の期間、これをすることができない。

- a 当該コミュニティに関する特別コミュニティ見直し委員会の報告の結果としての 本法別表第10による命令が発効した時から2年間が経過するまで
- b 当該コミュニティがその一部を成すカウンティー又はディストリクトに関する、 或いは、場合によっては、当該コミュニティに関する、本法第4章に基づく見直しの ための委員会の報告又は勧告の結果としての本法同章に基づく当該コミュニティに 関する命令が発効した時から2年間が経過するまで
- c 当該コミュニティに関するコミュニティ申請に対して本法本章に基づき作成され

た命令が発効してから2年間が経過するまで

(2)上記第28条第4項に基づく申請に関し、上記第1項は、「2年間」を「5年間」 と読み替えて適用される。

(3)国務大臣は、本法第4章に基づく見直しを実施中の委員会が申し出た場合、又は、 同様の見直しを実施中のディストリクト議会が申し出た場合は、国務大臣が更に指示す るまで、当該見直しの影響を受ける如何なるコミュニティもコミュニティ申請をしては ならないと指示することができる。

(4)上記第1項及び第2項に拘わらず、しかし、上記第3項に従い、国務大臣は、コ ミュニティの属するディストリクト議会、又は、当該コミュニティのコミュニティ議会 又はコミュニティ総会の要請がある場合には、当該コミュニティに関するコミュニティ 申請を許可することができる。

(5)本条において、「コミュニティ申請」とは、上記第28条及び第29条に基づく全ての申請をいう。

第31条 (1)上記第27条、第28条、又は第29条に基づき、ディストリクト議 会が作成する命令は、ディストリクト議会に、その命令の目的のため、若しくは、その 命令の結果、又は、その命令の効果を十分にするために必要又は適当と思われる付随的、 帰結的、経過的又は補充的な規定を含むことができる。また、これらの命令は、財産(物 権か債権かを問わない)の移管、及び管理、又は保管及び、権利、義務の移管に関する 規定を含むことができる。

(2)このような命令が作成された場合、下記第68条が、その命令が本法第4章に基づき作成されたとみなして、準用される。

(3) そのような命令の写し2通が国務大臣に送付されなければならない。

第32条 (1)コミュニティ総会は、当該コミュニティの地方選挙権者によって構成 される。

(2) コミュニティ総会は、議長を務める者及び当該総会に出席しているその他2名の 地方選挙権者に総会が決定したどのようなことでも、またどのような種類のことでも実 施する権限を与えることができる。

(3) コミュニティ総会の決定は、議長を務めた者及び二人の出席地方選挙権者が署名 した文書によって確認されることができる。

第33条 (1)コミュニティ議会は、議長とコミュニティ議員よりなり、本法その他 によって当該議会に与えられた職務を遂行する。

(2)コミュニティ議会は、「コミュニティ議会」にそのコミュニティの名を冠した名称 の下、法人となる。

(3)一切の法の規定に拘わらず、コミュニティ議会は、共通の印章を持つ必要はない が、印章を持たない場合には、印章のある文書が要求される彼らの行動は、二人の議員 によって署名押印された文書によって確認されることができる。

第34条 (1)コミュニティ議会の議長は、毎年、議員の互選によって選ばれる。

(2) 議長の選挙はパリッシュ議会の年次会議の最初の仕事であり、会議の議長を務め る者が、下記第8項に該当しなければ、議員でなかったであろう場合には、この者は、 下記第3項に従う場合を除き、当該選挙で投票資格を持たない。

(3) 議長の選挙における投票が同数である場合、議長を務める者が、その者が他に有 する票とは別に、決定のための票を投じる。

(4) 議長は、辞職するか欠格とされない限り、後任者が議長として行動する資格を有 するようになるまで、その職に留まる。

(5) コミュニティ議会は、その議長が議会が妥当であると考えるその職務の経費を支 弁できるようにするため、議長に支払うことができる。

(6) コミュニティ議会は、その議員の一人を議会の副議長に任命することができる。

(7) 副議長は、辞職するか欠格とされない限り、次の年次会議で議長が選出される直後まで、その職に留まる。

(8)本法のコミュニティ議員の退職に関する規定に拘わらず、議長及び副議長は、その議長及び副議長としての任期中、議員の地位を失わない。

(9) コミュニティ議会の制定した規則の制約内で、議長により、議長に対して、また は、議長の面前で、行うことが許され、または、求められるものは、副議長により、副 議長に対して、または、副議長の面前で、行うことができる。

第35条 (1) コミュニティ議会の議員は、その区域の地方選挙権者によって、本法 及び1949年国民代表法第1章に従って選挙される。

(3)下記第67条によって発出された命令の規定に従い、コミュニティ議員の通常選挙は、1974年、1979年及びその後4年毎に行われ、その任期は1974年の通常選挙で選出された議員については5年、その後の通常選挙で選出された議員については4年とし、全ての議員は、それら議員の通常選挙年の議員通常選挙日の4日後に同時に退職するものとする。1979年及びそれ以降においては、新しく選出された議員は、前任議員が退職する日に議員となるものとする。

(2) コミュニティがコミュニティ区に分割されていない場合は、コミュニティ全域で 一つのコミュニティ議員選挙を行うものとする。

(5) コミュニティがコミュニティ区に分割されている場合は、コミュニティ区毎にコ ミュニティ議員選挙を行うものとする。

第36条 コミュニティ区又はその他のコミュニティの一部の会合が何らかの法律によって、又は、その法律の下で、要請され、又は、許されている場合、

a その会合に出席し、表決に加わり、又は、その結果としての住民投票で投票する ことができるのは、そのコミュニティ分区又はコミュニティの一部での資格に関して 登録されている地方選挙権者とし、

b 本法のコミュニティ全体のコミュニティ総会に係る規定は、地方選挙権者による コミュニティ総会の招集の規定を含め、コミュニティ分区又はコミュニティの一部を コミュニティ全体とみなして適用する。

(雑則)

第37条 本法別表第5は、ウエールズにおける新地方機関の創設、そこでの現存の地 方機関の構成員の選挙の停止及びこれに関連した事項に関し、効力を有する。

第38条 本法の本章は、ウエールズのみに適用する。

### 第3章 選挙権者の登録及び選挙の実施

第39条 イングランド及びウエールズにおいては、全てのディストリクト及びロンド ン・バラ議会は、その全域又は一部が、当該ディストリクト又はロンドン・バラと区域 を同じくするか、又は、そこに含まれる全ての選挙区又は選挙区の一部について、当該 議会の職員を登録官に任命するものとする。シティ及びテンプルを含む全ての、選挙区 の一部については、Common Council がその職員を登録官に任命するものとする。

- 第40条 (1) イングランド及びウエールズにおいては、国会選挙の選挙管理官は、
  - a カウンティーと同区域又はカウンティーに完全に包含されるカウンティー選挙区 の場合は、当該カウンティーのシェリフ
  - b ディストリクトと同区域又はディストリクトに完全に包含されるバラ選挙区の場 合は、当該ディストリクト議会議長
  - c 大ロンドン都外のその他の選挙区の場合は、国務大臣が命令で指定したシェリフ 又はディストリクト議会議長
  - d ロンドン・バラと同区域又はロンドン・バラに完全に包含される選挙区の場合は、 当該バラの市長
  - e その一部又は全部が大ロンドン都に含まれ、一部があるロンドン・バラに含まれ、 他の一部が何れかのディストリクト又は他のロンドン・バラに含まれる選挙区の場合 は、国務大臣が命令で指定した当該バラの市長又は当該ディストリクト議会議長

(2)シティ及びテンプルは、本条に関し、両者で一つのロンドン・バラを構成するものとみなして取り扱う。

(3) 1949年法第18条第1項(選挙管理官の職務の遂行)は次のように読み替え て適用するものとする。

「(1)イングランドとウエールズにおいて、国会議員選挙における選挙管理官の職務は、 本条第1項a号によって除外されるものを除き、次の者が選挙管理官代理として遂行す るものとする。

- a ディストリクト議会議長又はロンドン・バラの市長が1972年地方政府法第4
   0条第1項の規定により、選挙管理官となっている選挙区の場合は、当該議会によって任命された登録官
- b それ以外の選挙区の場合は、国務大臣が命令をもって指定した登録官
- (1A) 第1項の規定の適用から除外される職務は、
- a 国会議員選挙規則第3則によって選挙管理官に負わされた職務
- b 同規則第51則によって現在選挙管理官の職にある者が自らに留保し、自ら行う ことを引き受けた業務

(1B)シェリフが死亡した場合、選挙管理官代理は、新たなシェリフが任命され、職務を開始するまでは、シェリフの選挙管理官としての全ての職務を遂行するものとする。」

(4) 1887年シェリフ法(シェリフの死亡)は、シェリフ補がシェリフの選挙管理 官としての職務を遂行することを認めないものとする。

(5)国会議員選挙は、その者が、その時、選挙を指揮し、実施する資格を与える職に、 事実上ついており、又は、その代理をしていた場合、選挙を指揮し、実施する者の資格 の欠陥、又は欠缺を理由としてその効力を争うことはできないものとする。

第41条 (1)全てのカウンティー議会は、当該議会の職員を当該カウンティー議会 議員の選挙の選挙管理官に任命し、全てのディストリクト議会は、当該議会の職員を当 該ディストリクト議会議員の選挙の選挙管理官及び当該ディストリクトに包含されるパ リッシュ又はコミュニティの選挙管理官に任命するものとする。

(2) 大ロンドン都議会議員選挙の選挙管理官は、選挙が行われる選挙区を成し、又は、 それを含むバラの担当官とし、シティ及びテンプルを含む選挙区の場合には、シティー・ オブ・ウェストミンスターの担当官とする。

(3) ロンドン・バラ議会議員選挙の選挙管理官は、バラの担当官とする。

(4)上記第1項から第3項までの間で挙げられた選挙管理官は、一人又はそれ以上の 者を、彼の職務の一部又は全部を遂行するために、手書した文書をもって任命すること ができる。

(5)地方議員選挙は、その者が、その時、選挙を指揮し、実施する資格を与える職に、 事実上ついており、又は、その代理をしていた場合、選挙を指揮し、実施する者の資格 の欠陥、又は欠缺を理由としてその効力を争うことはできないものとする。

第42条 (1)全ての地方行政区域での議員選挙は、国務大臣が作成する命令によっ て行い、(カウンティー、大ロンドン都、ロンドン・バラの議員選挙の場合)1949年 法別表2の定める地方選挙規則にはよらないものとする。

(2)従って、同法及び1969年国民代表法における地方選挙規則の引用は、本条に 基づき定められた規則の引用と解釈するものとし、これら法律におけるパリッシュ選挙 規則の引用は、その状況に応じて、パリッシュ又はコミュニティの議員選挙実施につい て本条に基づき定められた規則の引用と解釈するものとする。

(3)本条に基づく規則は、国務大臣が適当と考える準用、変更、除外を加えた194 9年法別表第2の国会議員選挙規則を適用するものとする。

(4) 次の通常選挙が、同一年に行われることとなった場合、

a 何れかのディストリクト区の議員の通常選挙

b 当該ディストリクト区と同じ区域となるか、それに含まれるパリッシュ若しくは コミュニティ又はパリッシュ若しくはコミュニティ区の議員の通常選挙

投票は同時に行われるものとし、選挙経費の総額の半分をそれぞれの選挙の経費として 扱うものとする。

(5)主要議会の議員の選挙の実施のため選挙管理官によって適切に負担された全ての 支出は、本条の目的のため、その地区の議会によって定められた限度額がある場合には、 それを超えない限り、当該議会によって支払われるものとする。

(6) パリッシュ又はコミュニティの議員の選挙の実施のため選挙管理官によって適切 に負担された全ての支出は、本条の目的のため、当該パリッシュ又はコミュニティを含 むディストリクトの議会によって定められた限度額がある場合には、それを超えない限 り、当該ディストリクト議会によって支払われるものとする。しかし、そのように負担 された支出は、その選挙が行われたパリッシュ又はコミュニティにのみ負担させること ができるものとする。

(7)何れかの地方行政区域の議員選挙が行われる前に、当該区域の議会、又は、パリ ッシュ又はコミュニティ議員選挙の場合は、選挙管理官を任命した議会は、選挙管理官 又は選挙管理官を代理している者の要請により、その者の選挙における支出から見その 者が必要としそうな適当な額を前払いするものとする。

(8)本条に基づく規制を含む法令は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされる ものとする。

第43条 1975年以降、イングランド及びウエールズの全ての地方行政区域における議員通常選挙日は統一するものとし、5月の第1木曜日又は国務大臣が命令をもって 当該命令が発効する最初の年の前年の2月1日以前に定める日とする。

第44条 (1)何れかの地方議会の議員選挙において、

a 何らかの理由により、投票が中止され、又は取り消された場合、又は、若しくは、

b 当選者が誰もいないか、或いは、誰も当選者として残らない場合、若しくは、選挙の目的となる空席を埋めるに足りるだけの当選者がいないか、或いは、選挙の目的となる空席を埋めるに足りるだけの数の者が当選者として残らない場合、

選挙管理官は、又、大ロンドン都の議員選挙の場合には、当該議会の担当官は、残った 空席を埋めるための選挙を最初の選挙の日として定められていた日から数えて42日以 内(下記第243条第4項によって計算する。)の日に実施することを命じるものとする。

(2) その他の何らかの理由によって、パリッシュ若しくはコミュニティ議会又はパリ ッシュ総会の議長、又は、パリッシュ又はコミュニティ議員の選挙を除き、本法に基づ く職への選挙が指定された日又は指定された期間内に実施されなかった場合、一部又は 全部が瑕疵を帯びた場合、又は、無効となった場合、高等法院が、高等法院の指定する 日に選挙を実施することを命じることができる。

(3) 高等法院は、上記第2項に関する手続きに関連して何れかの者が負担した費用を 関係地方機関が支払うよう命じることができる。

(4) 第1項の場合以外で、パリッシュ又はコミュニティ議会の議員選挙、若しくは、 個別の議員の選挙、又は、パリッシュ又はコミュニティ議会の議員選挙後の最初の会議 に関し、何らかの問題が生じた場合、又は、選挙が実施されず、若しくは選挙に瑕疵が あり、若しくはその他の何らかの理由により、パリッシュ又はコミュニティ議会が正規 に構成されていない場合、ディストリクト議会は、命令をもって、いかなる任命行為を、 又、選挙又は会議を適切に実施し、議会を適切に構成するために必要或いは適切と思われるいかなることを行うこともできる。また、必要と思われる場合には、選挙の実施あるいは会議の開催を指示し、その日時を決定することができる。

(5)本条に基づく命令には、高等法院、又は場合に応じ、ディストリクト議会がその 命令を実施するに際し、必要又は適切と考える、本法の規定、上記第42条に基づく規 則、及び、1949年法第1章の修正を含むことができる。

(6)上記第11条第5項により、異なったディストリクトに属するパリッシュがグル ープ化されている場合の、共同のパリッシュ議会については、上記第4項及び第5項に おける「ディストリクト議会」は、当該グループ内のパリッシュ区域内の地方選挙権者 数が多い方のディストリクトを指すと解釈するものとする。

(7)本条に基づき、ディストリクト議会により作成された全ての命令の写し2通が国務大臣に送付されなければならない。

(8) ロンドン・バラにおける市町村選挙が指定された日又は指定された期間内に実施 されなかった場合、一部又は全部が瑕疵を帯びた場合、又は、無効となった場合、当該 市町村法人は、それによって、解散され、或いは、行為能力を失うことはない。

第45条 (1)本法別表第6は、本法の他の規定により必要、又は、適切となった改 正、又は、修正規定として、国民代表に関する法律群やその他の国会選挙及び地方選挙 に係る法規を改正し、又は、その適用を修正する目的のために効力を有するものとする。

(2)本法本章においては、「1949年法」とは1949年国民代表法を意味し、「登録官」は、同法におけると同じ意味を有するものとする。

### 第4章 地方行政区域の変更

(イングランド地方行政区域委員会の勧告)

第46条 (1)本法により、又は本法に基づき与えられた職務を遂行するため、イン グランド地方行政区域委員会(以下、本法において「イングランド委員会」とする。)を 置く。

(2)本法別表第7の規定は、イングランド委員会に関し、効力を有するものとする。

第47条 (1)下記第2項及び第3項に従いつつ、イングランド委員会は、本法本章 に従い、イングランド委員会又はディストリクト議会が行った見直しの結果として、国 務大臣に対し、以下の方法の何れか、又は、それらの方法の組み合わせ(下記各号の、 下記各号によって設置され、変更された区域への適用を含む。)によって、効率的で、便 利な地方行政のために望ましいと考えられる変更を行うための勧告を行うものとする。

- a 地方行政区域の変更
- b 大ロンドン都外での、同種の2以上の区域の合併、同種の区域の一部の合併、又 は、同種の区域の一部の分離による何らかの種類の地方行政区域の設置
- c 大ロンドン都外での、何れかの種類の主要区域の廃止、及び、その区域の他の同 種の区域への配分
- d 都市カウンティーの非都市カウンティーへの変更、又は、非都市カウンティーの 都市カウンティーへの変更、及び、その結果としての、そのカウンティー内の、都市 ディストリクトの非都市ディストリクトへの変更、又は、非都市ディストリクトの都 市ディストリクトへの変更
- e 2以上のロンドン・バラの合併、ロンドン・バラの一部の合併、又は、ロンドン・ バラの一部の分離による新しいロンドン・バラの設置
- f ロンドン・バラの廃止及び、その区域の他のロンドン・バラへの配分
- g (i) パリッシュではなく、パリッシュの区域の一部でもないものを区域として 創設すること、又は、
- (ii)パリッシュではなく、パリッシュの区域の一部でもない区域の一部又は全部の、1以上のパリッシュ又はパリッシュの一部との合併、

による新しいパリッシュの創設

- h その区域の他のパリッシュへの配分を伴う、又は、伴わない、パリッシュの廃止
- i 上の各号に基づき勧告された地方行政区域の変更の結果生じる、又は、そのよう に勧告された地方行政区域の変更と無関係な変更(以下、本法本章においては、「実 質的変更」という。)の結果生じる、何れかの地方行政区域の選挙区割りの変更

(2) イングランド委員会は、下記第50条第7項の場合を除き、パリッシュの選挙区 割りの実質的変更については、本条に基づく国務大臣への勧告は行わないものとする。

(3) イングランド委員会は、同委員会が下記第48条第1項に基づく最初の見直しを 行った後でなければ、都市カウンティーの非都市カウンティーへの変更、又は、非都市 カウンティーの都市カウンティーへの変更の勧告は行わないものとする。

(4)上記第1項b号及びc号に関しては、都市カウンティーと非都市カウンティーは 同種の区域とし、都市ディストリクトと非都市ディストリクトも同種の区域とする。

第48条 (1)下記第2項及び第49条第5項に従い、1974年4月1日から10
 年を超え、15年に達さない期間に、また、その後は、本項に基づくイングランド委員
 会の最後の報告提出から10年を超え、15年に達さない期間の間隔で、

a イングランドの全てのカウンティー、全ての都市ディストリクト、全てのロンドン・ バラ、及び

b 大ロンドン都と隣接カウンティーとの間及びシティとロンドン・バラの間の境界 について、これらの区域又は境界の全て若しくは何れかについて、又は、その一部につ いて、上記第47条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきとき は、どのような勧告をするかについて見直しをすることは、同委員会の職務とする。同 委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することとする。

(2)国務大臣は、イングランド委員会に与える指示により、全ての又は特定の事柄又 は特定の種類の事柄についての見直しについて、上記第1項に定められた期間を変更す ることができる。

(3) イングランド委員会が上記第1項に基づく見直しを行っていないとき、同委員会 は、下記第49条第5項に従い、上記第1項a号に掲げる区域又は上記第1項b号に掲 げる境界の、全て若しくは何れかについて、又は、その一部について、上記第47条で 認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どのような勧告を するかについて見直しをすることができ、同委員会は、適切と判断する場合は、そのよ うな勧告を作成することとする。

(4) イングランド委員会が、地方機関又はパリッシュ総会から、同委員会が当該機関 又は総会が利害を有すると考えるイングランドの何れかの区域又は境界について上記第 3項の見直しをしてほしいとの要請を受けた場合、同委員会は、これを検討するものと する。

(5)下記第49条第5項に従い、上記第47条で認められた勧告をなすべきかどうか、 及び、勧告をなすべきときは、どのような勧告をするかについて検討する目的のために、 全ての非都市ディストリクトを見直しの対象としておくことは、イングランド委員会の 職務とする。同委員会は、そうすることが同委員会の職務の適切な執行の妨げになると 考える場合を除き、地方機関又はパリッシュ総会から、同委員会が当該機関又は総会が 利害を有すると考えるイングランドの何れかのディストリクトについてそのような勧告 をしてほしいとの要請を受けた場合、同委員会は、これを検討するものとし、何れの場 合においても、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することと する。

(6)国務大臣が、1965年ニュータウン法第1条に基づく命令を作成し、何れかの 土地をニュータウン又はニュータウンの拡大として指定したとき、そのように指定され たニュータウン又は拡大されたニュータウンの全てが一つのディストリクトには含まれ ていない場合、国務大臣は、その命令が施行されてから可及的速やかに、イングランド 委員会に対し、その命令が施行された旨を述べ、それらの区域が存在するディストリク トを特定する文書を送付するものとする。この文書を受け取ったとき、イングランド委 員会は、下記第49条第5項に従い、これらのディストリクトの区域について、上記第 47条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どのよう な勧告をするかについて検討するものとし、同委員会は、適切と判断する場合は、その ような勧告を作成することとする。

(7)下記第49条第5項に従い、イングランド委員会は、イナー・テンプル又はミド ル・テンプルとシティ又はシティー・オブ・ウェストミンスターの境界について、上記 第47条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どのよ うな勧告をするかについて見直しをすることができるものとする。また、同委員会は、 そうすることが同委員会の職務の適切な執行の妨げになると考える場合を除き、これら の境界に関して、ロンドン市議会、シティー・オブ・ウェストミンスター議会、イナー・ テンプルの副財務官、又はミドル・テンプルの財務官補から受けた要請を検討するもの とし、何れの場合においても、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を 作成することとする。

(8)下記第49条第5項に従い、当該ディストリクト内でのパリッシュの創設、廃止、 変更に関し、上記第47条で認められた勧告をなすようイングランド委員会に建議する べきかどうか、及び、建議をなすべきときは、どのような建議をするかについて検討す るため、当該ディストリクト全体を見直しの対象としておくことは、当該ディストリク ト議会の職務とする。ディストリクト議会は、そうすることが当該議会の本法本章に基 づく職務の適切な執行の妨げになると考える場合を除き、これらの何れかの事柄につき、 当該ディストリクトが利害を有すると考える、パリッシュ議会又はパリッシュ総会から 要請を受けた場合、当該議会は、これを検討するものとし、当該議会は、イングランド 委員会に対し、適時、適切に報告することとする。

(9) イングランド委員会は、イングランドの何れかのディストリクトに関し、上記第 8項に基づいて作成された報告を検討するものとし、同委員会は、適切と判断する場合 は、建議されたままに、又は、修正を施して、建議された勧告を作成することとする。 しかし、同委員会が、建議された勧告は、そのままでは、又は、修正しても、当該ディ ストリクトにおける効率的で便利な地方行政を確保するために適当でないという意見で あるとき、又は、当該ディストリクト議会が、同委員会に勧告をするように建議しない と報告したときには、同委員会は、自ら、当該ディストリクトの全部又は一部について、 上記第47条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、ど のような勧告をするかについて検討する目的で、見直しを行うことができるものとし、 同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することができるものとす る。 第49条 (1)国務大臣は、イングランド委員会に対し、イングランド全体の主要区 域、イングランドの一つ又はそれ以上の地方行政区画、又は、その一部分について、見 直しを行った区域に関して、上記第47条によって認められた勧告を行うべきか、また、 勧告を行う場合は、どのような勧告を行うかを検討する目的で、見直しを行うことを指 示することができるものとし、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を 作成するものとする。

(2)国務大臣は、イングランド委員会の要請により、また、それ以外により、イング ランドのディストリクト議会に対し、当該ディストリクトの全部又は一部の区域につい て、当該ディストリクト内でのパリッシュの創設、廃止、変更に関し、上記第47条で 認められた勧告をなすようイングランド委員会に建議するべきかどうか、及び、建議を なすべきときは、どのような建議をするかについて検討する目的のため、見直しを行い、 指示の中で示された期間内に、イングランド委員会にそのような報告を行うよう指示す ることができる。

(3) イングランド委員会は、上記第2項に基づき、イングランドの何れかのディスト リクトについて作成された報告を検討し、同委員会は、適切と判断する場合は、建議さ れたままに、又は、修正を施して、建議された勧告を作成することとする。しかし、同 委員会が、建議された勧告は、そのままでは、又は、修正しても、当該ディストリクト における効率的で便利な地方行政を確保するために適当でないという意見であるとき、 又は、当該ディストリクト議会が、同委員会に勧告をするように建議しないと報告した ときには、同委員会は、自ら、当該ディストリクトの全部又は一部について、上記第4 7条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どのような 勧告をするかについて検討する目的で、見直しことができるものとし、同委員会は、適 切と判断する場合は、そのような勧告を作成することができるものとする。

(4) ディストリクト議会が上記第2項の指示の期間内にイングランド委員会に報告を 提出しなかった場合、国務大臣は、同委員会に、ディストリクト議会が行うように指示 された見直しを、前述のような勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、 どのような勧告をするかについて検討する目的で行うよう指示することができるものと し、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成するものとする。

(5) 国務大臣は、

- a イングランド委員会に対し、特定された一定の期間内は、1つ以上の地方行政区 域、若しくは、それらの区域の一部、又は、それらの区域の間の境界について、同委 員会が上記第48条に基づき行う権限を有している見直しを行わないよう、また、
- b ディストリクト議会に対し、特定された一定の期間内は、当該ディストリクトの 全部又は特定された一部について、同委員会が同条に基づき行う権限を有している見 直しを行わないよう、

指示することができる。

第50条 (1)上記第48条及び第49条の見直しは、選挙区割りの実質的変更の勧

告を目的として行われることはないものとする。しかし、本条の以下の規定は、そのような勧告の作成について効力を持つ。

(2)下記別表第9に基づくカウンティーの選挙区割りに関する当初の見直しの後、1 0年を超え、15年に達さない期間に、また、その後は、合理的に実施可能である限り、 当該区域に関する、本項に基づくイングランド委員会の最後の報告提出から10年を超 え、15年に達さない期間の間隔で、イングランドの全ての主要区域における選挙区割 りについて、国務大臣にこれらの選挙区割の実質的変更の勧告をなすべきかどうか、及 び、勧告をなすべきときは、どのような勧告をするかについて見直しをすることは、同 委員会の職務とする。同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成する こととする。

(3)上記第2項の範囲内で、イングランド委員会は、何時でも、地方機関の要請によ り、また、それ以外により、イングランドのある主要区域における選挙区割りについて、 国務大臣にこれらの選挙区割の実質的変更の勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をな すべきときは、どのような勧告をするかについて見直しを行うことができる。同委員会 は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することとする。

(4)当該ディストリクト内での(それが存在する場合の)パリッシュの選挙区割りに 関し、実質的変更をなすべきかどうか、及び、なすべきときは、どのようにするかについて検討するため、当該ディストリクト内のパリッシュの選挙区割りを見直しの対象としておくことは、当該ディストリクト議会の職務とする。ディストリクト議会は、これらの選挙区割りにつき、当該ディストリクト議会が影響を受けそうであると考えるパリッシュの議会又は30人以上の地方選挙権者から要請を受けた場合、当該議会は、これを検討するものとし、当該議会は、適切と判断する場合は、そのような変更を実施する命令を作成することができる。

(5) イングランド委員会は、パリッシュの選挙区割りに関し、当該パリッシュの議会 又は30人以上の地方選挙権者から要請を受けた場合、当該ディストリクト議会に対し、 下記第6項による選挙区割りの変更の命令を出すよう勧告すべきかどうか、及び、勧告 をなすべきときは、どのような勧告をするかについて検討する目的で、当該選挙区割り の見直しを行うことができる。イングランド委員会は、適切と判断する場合は、そのよ うな勧告を作成し当該ディストリクト議会へ送付することができる。

(6)ディストリクト議会が、上記第5項に基づく、本項の命令を発するようにとの勧告をイングランド委員会から受けた場合、当該議会は、適切と判断する場合は、勧告された命令を発することができ、また、その命令案への修正を申し出ることもできる。委員会が修正の申し出に同意した場合は、当該議会は、その修正を行った命令を発することができる。

(7)ディストリクト議会が、このような勧告を受けた後、イングランド委員会に対し、 当該議会の意見では、そのような勧告はなされるべきではない(修正の有無に拘わらず、) 旨を申し出た場合、又は、そのような勧告を受けて6ヶ月以内にディストリクト議会が 勧告を受けた命令を発しない(修正の有無に拘わらず、)場合、イングランド委員会は、 その事実を国務大臣に報告し、また、ディストリクト議会に対して行った勧告を国務大 臣に対し行うことができる。

(8)本法の成立後1963年法(ロンドン・バラの選挙区割りの検討)別表第3第3 章第1項に基づく、代表選出は行わないものとする。

第51条 (1) イングランド委員会が

a 上記第48条又は第49条に従い、何れかの区域の見直しを行っているか、何れか のディストリクト議会より行われた建議を検討している場合、又は、

b 上記第50条に従い、同委員会が、国務大臣に対し、勧告を作成し、又は、報告を 提出することが、同委員会の権限あるいは職務である選挙区割りの見直しを行っている 場合、

で、何れにしろ、同委員会は、国務大臣に、見直し又はその一部若しくは建議について 報告をすべき立場にあるという見解であるとき、同委員会は、それに対して作成した勧 告、又は、場合によっては、それについては同委員会が提出すべき勧告がないという告 知とともに、見直し又はその一部若しくは建議について報告するものとする。

(2)国務大臣は、適切と考えるときには、命令によって、イングランド委員会から国務大臣に対し行われた勧告に、勧告通りに、又は、修正して、効力を与えることができる。

但し、そのような勧告に効力を与える命令は、それらの勧告が国務大臣に提出された 日から6週間が経過するまでは、発せられないものとする。

(3)国務大臣が何れかの区域に関し、イングランド委員会が国務大臣に対して行った 勧告に修正を施した上で、本条に基づく、効力を与える命令を発することを決定する場 合、国務大臣は、適切と判断する場合は、委員会に対し、その区域、又は、場合によっ ては、その区域の選挙区割りを更に見直して、当該区域又はその区割りに関する改訂さ れた勧告を、当該指示の中で示された時間内に作成するよう指示することができる。

(4)カウンティー、ディストリクト、ロンドン・バラ、シティ、イナー・テンプル、 又はミドル・テンプルの区域を変更し、又は、カウンティー、ディストリクト、又はロ ンドン・バラを廃止する、本条に基づく規則を含む法令は、国会の何れかの院の決議に 従って無効とされるものとする。

第52条 (1)国務大臣は、イングランド委員会又はイングランドのディストリクト 議会に対し、それらが上記第48条、第49条、又は第50条に基づく見直しを行い、 勧告又は建議を作成し、又は、それらの結果としての選挙区割りの実質的変更を検討す る際の指針となる指示を与えることができる。この指針は、これら全ての見直しに係る ものであっても、また、特定の見直し、又は、特定の種類の見直しに係るものであって もよい。

(2) イングランドの全ての、又は、何れかの種類の主要議会についての、全ての見直 し、何れかの種類にかかる見直し、又は、個別の見直しについての上記第1項に基づく 指示は、国務大臣が地方機関の代表であると考える団体との協議なしに発されることは ないものとする。

(3)国務大臣は、イングランド委員会に対し、上記第48条又は第49条のいずれかの規定に基づき、区域又は選挙区割りを見直す順序についての指示を行うことができる。

(ウエールズ地方行政区域委員会の勧告)

第53条 (1)本法により、又は本法に基づき与えられた職務を遂行するため、ウエ ールズ地方行政区域委員会(以下、本法において「ウエールズ委員会」とする。)を置く。 (2)本法別表第8の規定は、ウエールズ委員会に関し、効力を有するものとする。

第54条 (1)下記第2項に従いつつ、ウエールズ委員会は、本法本章に従い、ウエ ールズ委員会又はディストリクト議会が行った見直しの結果として、国務大臣に対し、 以下の方法の何れか、又は、それらの方法の組み合わせ(下記各号の、下記各号によっ て設置され、変更された区域への適用を含む。)によって、効率的で、便利な地方行政の ために望ましいと考えられる変更を行うための勧告を行うものとする。

- a 地方行政区域の変更
- b 同種の2以上の区域の合併、同種の区域の一部の合併、又は、同種の区域の一部の分離による何らかの種類の地方行政区域の設置
- c 何れかの種類の主要区域の廃止及び、その区域の他の同種の区域への配分
- d (i) コミュニティではなく、コミュニティの区域の一部でもないものを区域と して創設すること、或いは、

(ii)コミュニティではなく、コミュニティの区域の一部でもない区域の一部又は 全部の、1以上のコミュニティ又はコミュニティの一部との合併、

による新しいコミュニティの創設

e 上の各号に基づき勧告された地方行政区域の変更の結果生じる、又は、実質的変 更である、選挙区割りの変更

第55条 (1)、上記第54条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をな すべきときは、どのような勧告をするかについて検討する目的のために、ウエールズの 全てのカウンティー及びディストリクトを見直しの対象としておくことは、ウエールズ 委員会の職務とする。同委員会は、そうすることが同委員会の職務の適切な執行の妨げ になると考える場合を除き、何らかの地方機関から、同委員会が当該機関が利害を有す ると考えるウエールズの何れかのカウンティー又はディストリクトについてそのような 勧告をしてほしいとの要請を受けた場合、同委員会は、これを検討するものとし、何れ の場合においても、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成するこ ととする。

(2)下記別表第10に基づく特別コミュニティ見直しが当該ディストリクトに関し完 了して以降、当該ディストリクト内でのコミュニティの創設、廃止、変更に関し、上記 第54条で認められた勧告をなすようウエールズ委員会に建議するべきかどうか、及び、 建議をなすべきときは、どのような建議をするかについて検討するため、当該ディスト リクト全体を見直しの対象としておくことは、当該ディストリクト議会の職務とする。 ディストリクト議会は、そうすることが当該議会の本法本章に基づく職務の適切な執行 の妨げになると考える場合を除き、これらの何れかの事柄につき、当該ディストリクト が利害を有すると考える、コミュニティ議会又はコミュニティ総会から要請を受けた場 合、当該議会は、これを検討するものとし、当該議会は、ウエールズ委員会に対し、適 時、適切に報告することとする。

(3)ウエールズ委員会は、ウエールズの何れかのディストリクトに関し、上記第2項 に基づいて作成された報告を検討するものとし、同委員会は、適切と判断する場合は、 建議されたままに、又は、修正を施して、建議された勧告を作成することとする。しか し、同委員会が、建議された勧告は、そのままでは、又は、修正しても、当該ディスト リクトにおける効率的で便利な地方行政を確保するために適当でないという意見である とき、又は、当該ディストリクト議会が、同委員会に勧告をするように建議しないと報 告したときには、同委員会は、自ら、当該ディストリクトの全部又は一部について、上 記第54条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どの ような勧告をするかについて検討する目的で、見直しを行うことができるものとし、同 委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することができるものとする。

(4)国務大臣が、1965年ニュータウン法第1条に基づく命令を作成し、何れかの 土地をニュータウン又はニュータウンの拡大として指定したとき、そのように指定され たニュータウン又は拡大されたニュータウンの全てが一つのディストリクトには含まれ ていない場合、国務大臣は、その命令が施行されてから可及的速やかに、ウエールズ委 員会に対し、その命令が施行された旨を述べ、それらの区域が存在するディストリクト を特定する文書を送付するものとする。この文書を受け取ったとき、ウエールズ委員会 は、これらのディストリクトの区域について、上記第54条で認められた勧告をなすべ きかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どのような勧告をするかについて検討する ものとし、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することとする。

(5) ウエールズ委員会又はディストリクト議会が本条に基づく見直しを行っている中 で、地方行政区域の変更を勧告しようとするとき、又は、その変更を勧告するよう建議 しようとするとき、ウエールズ委員会又はディストリクト議会は、その変更の結果とし て、次の何れかを勧告又は勧告するよう建議すべきか否かも検討するものとする。

- a コミュニティ(ディストリクトと境界を同じくするものを除く)又はそのような コミュニティのグループへの議会の設置
- b 共同又は単独で設置された、コミュニティ議会の廃止
- c 議会を共同設置しているコミュニティのグループからのコミュニティの分離
- d 議会を共同設置しているコミュニティのグループへのコミュニティの付加
- e コミュニティ又はコミュニティのグループのために、前記各号によって勧告され た変更の結果生じる選挙区割りの変更の規定の作成

上記第1項から第3項の規定は、これらの何れかに関する勧告について、及び、それらの勧告の建議について、それらの規定が第54条に基づき認められる勧告及びそのよう な勧告の建議に適用されると同様に適用される。

第56条 (1)国務大臣は、ウエールズ委員会に対し、ウエールズ全体、ウエールズ の一つ又はそれ以上の地方行政区画、又は、その一部分について、見直しを行った区域 に関して、上記第54条によって認められた勧告を行うべきか、また、勧告を行う場合 は、どのような勧告を行うかを検討する目的で、見直しを行うことを指示することがで きるものとし、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成するものと する。

(2)国務大臣は、ウエールズ委員会の要請により、また、それ以外により、ウエール ズのディストリクト議会に対し、当該ディストリクトの全部又は一部の区域について、 当該ディストリクト内でのコミュニティの創設、廃止、変更に関し、上記第54条で認 められた勧告をなすようウエールズ委員会に建議するべきかどうか、及び、建議をなす べきときは、どのような建議をするかについて検討する目的のため、見直しを行い、指 示の中で示された期間内に、イングランド委員会にそのような報告を行うよう指示する ことができる。

(3) ウエールズ委員会は、上記第2項に基づき、ウエールズの何れかのディストリクトについて作成された報告を検討し、同委員会は、適切と判断する場合は、建議された ままに、又は、修正を施して、建議された勧告を作成することとする。しかし、同委員 会が、建議された勧告は、そのままでは、或いは、修正しても、当該ディストリクトに おける効率的で便利な地方行政を確保するために適当でないという意見であるとき、又 は、当該ディストリクト議会が、同委員会に勧告をするように建議しないと報告したと きには、同委員会は、自ら、当該ディストリクトの全部又は一部について、上記第54 条で認められた勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、どのような勧 告をするかについて検討する目的で、見直すことができるものとし、同委員会は、適切 と判断する場合は、そのような勧告を作成することができるものとする。

(4) ディストリクト議会が上記第2項の指示の期間内にウエールズ委員会に報告を提 出しなかった場合、国務大臣は、同委員会に、ディストリクト議会が行うように指示さ れた見直しを、前述のような勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべきときは、 どのような勧告をするかについて検討する目的で行うよう指示することができるものと し、同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成するものとする。

(5) ウエールズ委員会又はディストリクト議会が本条に基づく見直しを行っている中 で、地方行政区域の変更を勧告しようとするとき、又は、その変更を勧告するよう建議 しようとするとき、ウエールズ委員会又はディストリクト議会は、その変更の結果とし て、上記第55条第5項に挙げられる事項の何れかを勧告又は勧告するよう建議すべき か否かも検討するものとする。上記第1項から第3項の規定は、これらの何れかに関す る勧告について、及び、それらの勧告の建議について、それらの規定が第54条に基づ き認められる勧告及びそのような勧告の建議に適用されると同様に適用される。

第57条 (1)上記第55条及び第56条の見直しは、選挙区割りの実質的変更の勧告を目的として行われることはないものとする。しかし、本条の以下の規定は、そのような勧告の作成について効力を持つ。

(2)下記別表第10に基づくカウンティーの選挙区割りに関する当初の見直しの後、 10年を超え、15年に達さない期間に、また、その後は、合理的に実施可能である限 り、当該区域に関する、本項に基づくウエールズ委員会の最後の報告提出から10年を 超え、15年に達さない期間の間隔で、ウエールズの全ての主要区域における選挙区割 りについて、国務大臣にこれらの選挙区割の実質的変更の勧告をなすべきかどうか、及 び、勧告をなすべきときは、どのような勧告をするかについて見直しをすることは、同 委員会の職務とする。同委員会は、適切と判断する場合は、そのような勧告を作成する こととする。

(3)上記第2項の範囲内で、ウエールズ委員会は、何時でも、地方機関の要請により、 また、それ以外により、ウエールズのある主要区域における選挙区割りについて、国務 大臣にこれらの選挙区割の実質的変更の勧告をなすべきかどうか、及び、勧告をなすべ きときは、どのような勧告をするかについて見直しを行うことができる。同委員会は、 適切と判断する場合は、そのような勧告を作成することとする。

(4)当該ディストリクト内でのコミュニティの選挙区割りに関し、実質的変更をなす べきかどうか、及び、なすべきときは、どのようにするかについて検討するため、当該 ディストリクト内のコミュニティの選挙区割りを見直しの対象としておくことは、当該 ディストリクト議会の職務とする。ディストリクト議会は、これらの選挙区割りにつき、 当該ディストリクト議会が影響を受けそうであると考えるコミュニティの議会又は30 人以上の地方選挙権者から要請を受けた場合、当該議会は、これを検討するものとし、 当該議会は、適切と判断する場合は、そのような変更を実施する命令を作成することが できる。

(5) ウエールズ委員会は、コミュニティの選挙区割りに関し、当該コミュニティの議 会又は30人以上の地方選挙権者から要請を受けた場合、当該ディストリクト議会に対 し、下記第6項による選挙区割りの変更の命令を出すよう勧告すべきかどうか、及び、 勧告をなすべきときは、どのような勧告をするかについて検討する目的で、当該選挙区 割りの見直しを行うことができる。ウエールズ委員会は、適切と判断する場合は、その ような勧告を作成し当該ディストリクト議会へ送付することができる。

(6) ディストリクト議会が、上記第5項に基づく、本項の命令を発するようにとの勧告をウエールズ委員会から受けた場合、当該議会は、適切と判断する場合は、勧告された命令を発することができ、また、その命令案への修正を申し出ることもできる。委員会が修正の申し出に同意した場合は、当該議会は、その修正を行った命令を発することができる。

(7) ディストリクト議会が、このような勧告を受けた後、ウエールズ委員会に対し、

当該議会の意見では(修正の有無に拘わらず、)そのような勧告はなされるべきではない 旨を申し出た場合、又は、そのような勧告を受けて6ヶ月以内にディストリクト議会が (修正の有無に拘わらず、)勧告を受けた命令を発しない場合、ウエールズ委員会は、そ の事実を国務大臣に報告し、また、ディストリクト議会に対して行った勧告を国務大臣 に対し行うことができる。

第58条 (1) ウエールズ委員会が

a 上記第55条又は第56条に従い、何れかの区域の見直しを行っているか、何れか のディストリクト議会より行われた建議を検討している場合、又は、

b 上記第57条に従い、同委員会が、国務大臣に対し、勧告を作成し、又は、報告を 提出することが、同委員会の権限あるいは職務である選挙区割りの見直しを行っている 場合、

で、何れにしろ、同委員会は、国務大臣に、見直し又はその一部若しくは建議について 報告をすべき立場にあるという見解であるとき、同委員会は、それに対して作成した勧 告、又は、場合によっては、それについては同委員会が提出すべき勧告がないという告 知とともに、見直し又はその一部若しくは建議について報告するものとする。

(2)国務大臣は、適切と考えるときには、命令によって、ウエールズ委員会から国務 大臣に対し行われた勧告に、勧告通りに、又は、修正して、効力を与えることができる。

但し、そのような勧告に効力を与える命令は、それらの勧告が国務大臣に提出された 日から6週間が経過するまでは、発せられないものとする。

(3)国務大臣が何れかの区域に関し、ウエールズ委員会が国務大臣に対して行った勧告に修正を施した上で、本条に基づく、効力を与える命令を発することを決定する場合、国務大臣は、適切と判断する場合は、委員会に対し、その区域、又は、場合によっては、その区域の選挙区割りを更に見直して、当該区域又はその区割りに関する改訂された勧告を、当該指示の中で示された時間内に作成するよう指示することができる。

(4)カウンティー又はディストリクトの区域を変更し、又は、カウンティー又はディ ストリクトを廃止する、本条に基づく規則を含む法令は、国会の何れかの院の決議に従 って無効とされるものとする。

第59条 (1)国務大臣は、ウエールズ委員会又はウエールズのディストリクト議会 に対し、それらが上記第55条、第56条、又は第57条に基づく見直しを行い、勧告 又は建議を作成し、又は、それらの結果としての選挙区割りの実質的変更を検討する際 の指針となる指示を与えることができる。この指針は、これら全ての見直しに懸かるも のであっても、又は、特定の見直し、若しくは、特定の種類の見直しに懸かるものであ ってもよい。

(2)ウエールズの全ての、又は、何れかの種類の主要議会についての、全ての見直し、 何れかの種類にかかる見直し、又は、個別の見直しについての上記第1項に基づく指示 は、国務大臣が地方機関の代表であると考える団体との協議なしに発されることはない ものとする。

(3)国務大臣は、ウエールズ委員会に対し、上記第55条又は第56条のいずれかの 規定に基づき、区域又は選挙区割りを見直す順序についての指示を行うことができる。

(見直しの実施)

第60条 (1)本法本章の前記の各条項に基づく見直しを実施しようと提案する委員 会又はディストリクト議会は、見直しに利害を有する者が見直しを実施しようという提 案及びそれに関する国務大臣の指示について告知されていることを確保するため適切と 考える手段をとるものとする

(2) そのような見直しを行う中で、委員会又はディストリクト議会は、

a 次の者の意見を聴き、

- (i)見直しの影響を受ける地方行政区域の全ての議会及び委員会又はディストリク ト議会が関係があると考えるその他の地方機関、
- (ii)地方機関職員を代表する団体で、場合に応じ、委員会又はディストリクト議会 に協議を受けたいと申し入れたもの、及び
- (iii) その他、委員会又はディストリクト議会が適当と考える者
- b 見直しに利害を有するかもしれない者が、勧告又は建議の案や上記第50条第4 項又は第57条第4項に基づく命令の案若しくは勧告又は建議を行わないという仮 決定について、及び、これらの勧告案、建議案、命令案又は仮決定を閲覧できる場所 について十分に周知を受けていることを確保するために適切と考える手段を講じ、
- c 就中、これらの勧告案、建議案、命令案又は仮決定の写しをそれによって影響を 被るかもしれない主要議会の事務所に寄託し、そのような主要議会に、その写しを、 要請の中に示す期間中、その事務所で縦覧に供するよう要請し、及び、
- d その期間内に、それらに対して行われる陳述を考慮するものとする。

(3) ディストリクト議会が本法本章に基づいて行った見直しに基づいて作成した建議 を検討するに際し、委員会は、見直しによって影響を受ける何れかの地方行政区域の議 会、関係があると考えられる他の地方機関又は公的団体、又は、適切と考える者の意見 を聴くことができる。

(4)委員会が、前述の如くディストリクト議会が建議した勧告を修正すること、又は、 そのような勧告を提出しないことを提案しようとするとき、委員会は、

a 何れかの修正又は決定に利害を有するかもしれない者が、修正又は決定及び修正又 は決定を閲覧できる場所について十分に周知を受けていることを確保するために適切と 考える手段を講じ、

b これらの修正又は決定の写しをそれによって影響を被るかもしれない主要議会の事 務所に寄託し、そのような主要議会に、その写しを、要請の中に示す期間中、その事務 所で縦覧に供するよう要請し、及び、

c その期間内に、それらの修正又は決定の何れかに対して行われるかもしれない陳述 を考慮するものとする。 (5)委員会又はディストリクト議会が本法本章に基づく報告、勧告、又は、建議を行 う場合、

a 報告、勧告、又は、建議に利害を有するかもしれない者が、報告、勧告、又は、建 議について、及び、これらの報告、勧告、又は、建議を閲覧できる場所について十分に 周知を受けていることを確保するために適切と考える手段を講じ、

b 就中、これらの報告、勧告、又は、建議の写しをそれによって影響を被るかもしれ ない主要議会の事務所に寄託し、そのような主要議会に、その写しを、修正の有無に拘 わらず、勧告又は建議に効力を与える命令の作成後、又は、委員会による提出すべき勧 告がないという告知、若しくは、場合によっては、国務大臣による、委員会の勧告に対 し効力を与えることを提議しないという告知から、6ヶ月の期間が終了するまでの間、 その事務所で縦覧に供するよう要請するものとする。

(6)上記第1項から第5項までの規定に従い、国務大臣は、委員会、又は、場合によっては、ディストリクト議会が本法本章の見直しを行う際によるべき、又は、委員会が ディストリクト議会の建議を検討する際によるべき、手続きに関する規則を作成するこ とができる。

(7)前記各項及び上記第6項に基づき国務大臣が作成した規則に従い、このような見 直しを行う際の、又は、これらの建議を検討する際の、委員会の手続きは、委員会の定 めるところによる。

(イングランドとウエールズの境界)

第62条 (1) イングランド委員会とウエールズ委員会は、イングランドのカウンティーとウエールズのカウンティーの間の境界を共同で見直すことができ、双方のカウンティーの議会の同意を得て、国務大臣に対し、効率的で、便利な地方行政のために望ましいと考えられる境界変更を行うための、及び、これらのカウンティーの区域の何れかについて、その結果生じる変更を行うための共同勧告を行うことができるものとする。

- (2) 両委員会は、本条の勧告を行う前に、
- a 関心を有しそうな者に、両委員会が本条に基づく見直しを行っているということ を周知するために両委員会が十分と考えるやり方で公告し、
- b 勧告案を準備して、両委員会がそれによって影響を受けると考える全ての公的団体にその写しを備えさせ、それらの団体の内、主要議会であるものに、要請の中に示す期間中、その事務所で縦覧に供するよう要請し、
- c 前述のようにその写しを備えるに当たり、案の写しが前述にように縦覧に供され ており、勧告に対する反対意見の表明を公告に示す期間内に、両委員会に対し行うこ とができる旨の前述のような公告を行い、
- d その期間内に、両委員会が受け付けた反対意見を検討し、適当と考える際には、 その勧告に関する地方聴聞を行うものとする。

(3) 第250条第2項、第3項及び第5項は、本条に基づく地方聴聞につき、「大臣」 を「両委員会」と読み替えて適用するものとする。 (4)国務大臣は、双方の委員会に本条に基づく見直しを実施し、勧告を行う際の指針 となる指示を行うことができる。

(5) 両委員会が本条に基づく見直しを本条に従い完了した場合、両委員会は、国務大臣に対し、その見直しに関する報告を、両委員会の作成した勧告、又は、場合によっては、提出すべき勧告がないという通知と共に、提出するものとし、上記第60条第5項の規定は、同条に規定する報告及び勧告に対し適用されると同様にこれらの報告及び勧告に適用されるものとする。

(6)本条の前各項の規定に従い、両委員会の本条に基づく見直しの実施の手続きは、 両委員会の定めるところによるものとする。

(7)国務大臣は、適切と考えるときには、命令によって、本条に基づき国務大臣に対し行われた勧告に、勧告通りに、又は、国務大臣が関係カウンティー議会と合意した修正を加えて、効力を与えることができる。

(8)命令の案が議会の両院に提示され、両院の議決をもって是認されない限り、本条 に基づき、命令を発することはできないものとする。

(当初の見直し)

第63条 本法の別表第9は、イングランドのカウンティー及びディストリクトの選挙 区割りについての当初の見直しに効力を有するものとする。

第64条 本法の別表第10は、ウエールズにおける区域、議会、及び、コミュニティ の選挙区割りの変更の目的を持った見直し、並びに、ウエールズのカウンティー及びデ ィストリクトの選挙区割りについての当初の見直しに効力を有するものとする。

(補充的規定)

- 第65条 (1)委員会は、1名又はそれ以上の委員を
  - a 何らかの地方調査を行い、又は、委員会が本法により要求され又は授権されてい る協議又は調査を行い、及び、

b 委員会に適切に報告する

職務に任ずることができる。

(2)国務大臣は、委員会の要請により、1名又はそれ以上の者を、上記第1項a号及びb号に掲げる目的の何れかのため、委員補佐に任ずることができる。

- (3) 上記第2項に基づく委員補佐の任命は、
- a 任命行為の中に掲げられた期間又は目的のためのものとし、
- b 国務大臣が公務員担当大臣の了承を得て定めた、報酬その他に係る契約条件によ るものとする。

第66条 (1)共同で活動する両委員会は、1名又はそれ以上の何れかの委員会の、 又は、双方の委員会の委員を a 何らかの地方調査を行い、又は、共同で活動する両委員会が本法により要求され 又は授権されている協議又は調査を行い、及び、

b 両委員会に適切に報告する

職務に任ずることができる。

(2)国務大臣は、両委員会の要請により、1名又はそれ以上の者を、上記第1項a号 及びb号に掲げる目的の何れかのため、委員補佐に任ずることができる。

- (3) 上記第2項に基づく委員補佐の任命は、
- a 任命行為の中に掲げられた期間又は目的のためのものとし、
- b 国務大臣が公務員担当大臣の了承を得て定めた、報酬その他に係る契約条件によ るものとする。

第67条 (1)国務大臣は、一般的に適用される規則により、本法本章に基づく命令の目的のため、若しくは、その命令の結果、又は、その命令の効果を十分にするために必要又は適当と思われる付随的、帰結的、経過的又は補充的な規定を制定することができる。本法の他のどの規定も本項の一般性を制限するものと解釈されてはならない。

- (2)本条に基づく規則は、就中、下記第255条により作成される規定に加え、
- a 財産(物権か債権かを問わない)の移管及び管理又は保管並びに権利及び義務の 移管
- b 当該命令によって影響を受ける区域の何れかにおける、何らかの公的団体、治安 判事、有給下級判事、検死官、custos rotulorum, lord-lieutenant, lieutenant, high sheriff やその他の官吏(警察官吏を含む。)の職務又は管轄区域、及び、前記の公的 団体及び者の経費及び支出
- c 法的手続きの継承

に関する一般的規定を含むことができ、また、法律、法律に基づき制定された規定、又 は、憲章の規定を、修正の有無に拘わらず適用若しくは拡張し、除外若しくは修正し、 又は、留保の有無に拘わらず廃止若しくは撤回することができる。

(3)本条に基づく規制を含む法令文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(4)本法本章に基づく命令は、当該命令について、上記第1項及び第2項に基づき作 成される一般的に適用される規定によるものと同様の規定を含むことができる。本法の 他のいかなる規定も本項の一般性を制限するものと解釈されてはならない。

- (5) そのような規定は、次のものに関する規定を含むことができる。
- a 変更された区域の名称
- b 命令に影響を受ける区域における公的団体の構成及び選挙
- c 議員及び(それが存在する場合の)参事会員の総数、選挙区毎の議員定数、現議員の新しい又は変更された選挙区への割付、新しい又は変更された選挙区での最初の議員選挙、及び、(それが存在する場合の)参事会員の最初の選挙
- d 上記 c 号の範囲内で、一部の地方行政区域について、選挙区の大規模な変更が行

われた場合に、当該地方行政区域における全ての選挙区についての新たな議員選挙の 実施

- e 上記 c 号の範囲内で、そのような選挙区における議員の退職の順序
- f ディストリクト議員の選挙制度に関する命令の場合には、通常選挙年及び当該デ ィストリクト内のパリッシュ又はコミュニティのパリッシュ又はコミュニティ議員 の退職の順序
- g 当該命令の影響を受ける区域内又はその区域の一部での何らかの公的団体の管轄 区域の廃止若しくは設立、又は、制限若しくは拡大

第68条 (1)本法本章に基づく命令による、何らかの区域の変更、廃止、又は、創 設により影響を受ける何れかの公的団体は、適時、合意当事者の(それらが変更、廃止、 又は、創設の影響を受ける限り)資産、収入、権利、義務、支出、及び、合意当事者間 の金銭的関係に関し、合意を結ぶことができる。

- (2) 当該合意は、
- a 条件の有無に拘わらず、資産、権利及び義務の移転又は留保、及び、資産の共同 利用
- b 移転又は留保された資産、権利及び義務に関する合意当事者の何れかによる支払 いの実行
- c それらの支払いの一括払い又は年賦払いによる実行

について規定することができる。

(3)いずれかの事柄についての合意がない場合、その事柄は、当事者が同意する、又は、同意がない場合には、国務大臣が任命する、単独の調停者に委ねられるものとし、 その調停者の裁定は、本条による合意が規定しうる如何なる事柄も規定しうるものとする。

(4)本条による合意又は裁定により支払われるべき金額は、合意又は裁定で特定された基金又は税により支払うことができる。また、基金又は税が特定されていないときは、 その公的団体の一般経費がそこから支払われる基金又は税、又は、当該公的団体が指示 する基金又は税の何れかから支払うことができる。

- (5) このような合意又は裁定により、公的団体が支払うべき一時金を支払うため、
- a 地方機関は国務大臣の承認なしに、借り入れを起こすことができるが、借入額は、 当該地方機関が国務大臣の承認を得て定める期間内の償還されなければならない。
- b その他の公的団体で、何れかの法律又は何れかの法律による規定により借り入れ を起こす権限を有するものは、その法律又は規定により借り入れを起こすことができ る。
- c 何れの法律又は何れの法律による規定によっても借り入れを起こす権限を有さな い公的団体は、国務大臣の作成する命令により、その命令中に定められたやり方で、 その命令中に定められた条件に従って、借り入れを行う権限を与えられることができ る。

(6)下記第7項に従い、パリッシュ議会、パリッシュ総会、又は、コミュニティ議会 以外の地方機関が、本条の合意又は裁定に基づき受領した資本的金銭は次の使途に向け られるものとする。

- a 地方機関の裁量により、次の1又はそれ以上の使途、つまり、
- (i) その費用が住宅歳入会計、若しくは、カウンティー基金、大ロンドン都議会の 一般基金、又は一般税会計によってまかなわれるサービスで、その目的のために当 該地方機関が、15年以上の期間に償還するという条件で起債することを、国務大 臣から承認されているか、又は、条例により認められているものの目的のため
- (ii)前述の目的のために当該地方機関が起こした借り入れで、その資金の投入のと きに15年以上の償還期間が残存しているものの償還又は一部償還のため
- (iii) 15年以上の期間に亘るカウンティー基金、大ロンドン都議会の一般基金、又 は一般税会計への均等支払いのため
- (iv)本法の別表13第16章に基づき当該機関により設立された資本基金への支払のため、又は、
- b 国務大臣の承認を得て、当該地方機関が起こした借り入れ(上記 a 号(ii)に規定するものを除く)の償還又は一部償還のため、又は、本項以外により資本的金銭の対象とすることが認められた目的のため、

また、それ以外の公的団体が、本条の合意又は裁定に基づき受領した資本的金銭は、当 該団体の負債の償還、又は、資本的金銭の対象とすることが認められる目的のために向 けられるものとする。

(7)資本的金銭は、上記第6項により、地方機関によって次の使途には向けられない ものとする。

- a 同項 a 号(i)に従い、交通、水道、地域暖房、港湾、ドック、埠頭、波止場又 はフェリー企業や、市場、市民レストランである当該機関のいずれかの企業の目的の ため、又は、
- b 同項 a 号(ii)に従い、そのような企業、市場、又は、市民レストランの目的の ために起こした借り入れ(上記 a 号(ii)に規定するものを除く)の償還又は一部償 還のため
- c 同項 a 号(iv)に従い、そこに規定する基金が、国務大臣が、適時、定める額を 一般的に又は特定の場合に超えるようにするため
- (8)本条に基づく、地方税賦課権収入に関連する合意又は裁定は、当該収入に関する限 り、国務大臣が定める規則に従い、実行されるものとする。
- (9) 上記第8項は、
- a その当初の規定によるか、又は、他の法律若しくは他の法律に基づく規定による 準用によるかを問わず、1933年法の第151条によって行われた調整、
- b その当初の規定によるか、又は、前述のような準用によるかを問わず、1930 年3月31日以降の区域の変更の結果としての、1888年地方行政法の第32条、 又は、第62条によって行われた調整

に、本条による合意又は裁定に対すると同じく適用されるものとする。

第69条 (1)下記第266条によって与えられる、本法による命令を変更し、撤回 する権限は、本法本章に基づく命令に関しては、それら命令に含まれる補充的規定のみ に適用されるものとし、それらの命令を変更し、撤回する命令は、下記第2項及び第3 項に従って作成されるものとする。

(2)国務大臣又はディストリクト議会は、そのような変更する、又は、撤回する命令 を作成しようとするときは、当該命令の案を作成し、国務大臣又はディストリクト議会 が関心があると考える地方機関又は公的機関にその写しを送付し、関心がありそうな者 に周知するのに十分であると国務大臣又はディストリクト議会が考える方法で、案が作 成され、その写しは公告の中に特定された場所で縦覧に供せられており、その案に関す る国務大臣又はディストリクト議会に対する意見陳述は公告の発表から2ヶ月間の期間 可能である旨の公告をなすものとする。

(3)国務大臣又はディストリクト議会は、案に関し、適切に行われた意見陳述を検討 するものとし、国務大臣又はディストリクト議会が適切と考えた場合には、案の通り又 は修正して命令を作成することができるものとする。

(4)国務大臣又はディストリクト議会は、案に関し、地方聴聞を開かせることができ、 本項に基づきディストリクト議会によって開かれた地方聴聞に関しては、下記第250 条第2項、第3項及び第5項が「大臣」を「議会」と読み替えて適用されるものとする。

(5)(本法本章の前述の規定の一部又は全部に対応する規定を含む法律である)下記の 法律の何れかに基づき、閣内大臣によって作成された命令に含まれる補充的規定は、国 務大臣の命令により変更し又は撤回することができる。これらの命令については、上記 第2項乃至第4項の規定が本法本章の命令を変更又は撤回する命令に対すると同じく適 用されるものとする。

1929年地方行政法第46条

1933年法第6章

1958年地方行政法第2章

1963年法第6条

1933年法により廃止された前記第6章のいずれかの規定に対応する全ての法律 (6)上記第5項に掲げる法律の何れかに基づき、カウンティー議会によって作成され た命令に含まれる補充的規定は、その全部又は一部にその規定が関係する新たに設立さ れるディストリクトの関連では、当該ディストリクト議会が作成する命令によって変更 又は撤回されることができる。これらの命令については、上記第2項から第4項の規定 が、必要な修正の上、本法本章の命令を変更又は撤回する命令に対すると同じく適用さ れるものとする。

(7)本条において、「補充的規定」とは、本法本章に基づき、上記第67条又は下記第 255条による命令によって設けることができる規定を意味する。 (雑則)

第70条 地方機関は、地方行政区域を創設し又は廃止し、又は、地方行政区域を変更 し又はその地位又は選挙区割りを変更する法案の成立を促進する権限を有しない。

第71条 (1)委員会は、何時にても、中潮時の高水位線以下にあり、他のカウンティーとの境界となっていないカウンティーの境界について見直しを行い、勧告時点においてその全部も一部も他のカウンティーに属していない区域をそのカウンティーに含めるための、又は、勧告時点においてそのカウンティーに属している区域を除外するための変更をすることの勧告を国務大臣にすることができる。

(2)国務大臣は、委員会に対し、特定の境界についての本条に基づく見直しを行うよう、又は、特定された一定の期間内は、特定の境界についての本条に基づく見直しを行わないようを指示することができるものとし、委員会に対し、本条に基づく見直しを行い、勧告を作成する際の指針となる指示を与えることができる。

(3)上記第60条第1項、第2項、第5項、第6項及び第7項は、本条に基づく見直 しに、本法本章の本条より前の規定によって行われる見直しに適用されると同じく適用 される。

(4)国務大臣は、適切と考えるときには、命令によって、本条によって国務大臣に対し行われた勧告に、勧告通りに、又は、修正して、効力を与えることができる。

(5)本条に基づく規則を含む法令文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

第72条 (1)下記第3項に従い、海から生じた新たな土地は、それが自然のもので あれ、人工のものであれ、及び、本法の成立前にいずれのパリッシュの一部でもなかっ た低水位線までの海岸は、接する境界の比率に応じて、次のものに結合され、編入され るものとする。

a イングランドにおいては、当該新たな土地又は海岸線が接するパリッシュ

b ウエールズにおいては、当該新たな土地又は海岸線が接するコミュニティ

(2)本条によって、パリッシュ又はコミュニティに結合され、編入された新たな土地 又は海岸線は、当該パリッシュ又はコミュニティが存するディストリクト及びカウンテ ィーに結合され、編入されるものとする。

(3) イングランドにおいては、第1項にいう新たな土地又は海岸線の全部又は一部が パリッシュに接していない場合、それは隣接するディストリクトに、また、2以上のデ ィストリクトに隣接する場合は、それらのディストリクトに、接する境界の比率に応じ て、結合され、編入されるものとする。本条によって、ディストリクトに結合され、編 入された新たな土地又は海岸線は、当該ディストリクトが存するカウンティーに結合さ れ、編入されるものとする。

第73条 (1)1930年土地排水法又は他の何れかの法律により授権された権限の

行使により、2以上の地方行政区域の境界をなす水路が、直線化され、拡幅され、その 他、境界線としての性格に影響する変更を受けた場合、排水委員会又はその者の権限に より変更がなされた者は、直ちに、国務大臣に変更についての通知を送付しなければな らない。

(2)場合に応じ、イングランド委員会又はウエールズ委員会と協議した後、国務大臣 が、通知に特定された変更を考慮して、新しい境界線が適切に設定されうると納得した 場合、国務大臣は、命令中に特定された線(変更された水路の全部又は一部よりなるか 否かを問わず)が、水路の変更前、水路の線に沿って設定されていた境界の一定部分を 代替すると命令をもって宣言することができる。このような命令が発出された場合、水 路の変更前に水路が境界であった区域の端部は、それに従って変更されたとみなすもの とする。

(3)国務大臣は、適当と考えるやり方で、本条により国務大臣が発出した命令について公告するものとする。

第74条 (1)下記第5項に従い、カウンティー、ディストリクト、又は、ロンドン・ バラの議会は、この目的を告知して特別に召集された会議において、投票した議員のう ち、3分の2以上の多数による議決をもって当該カウンティー、ディストリクト、又は ロンドン・バラの名称を変更することができる。

(2)市、バラ又はロイヤル・バラの地位、又は、ロンドン・バラの名称を与えられて いたディストリクトの名称が本条の手続きにより変更された場合、憲章若しくは許可又 は法人格付与命令は、旧名称を新名称と読み替えて効力を有する。

(3) 本条に基づき行われた名称の変更の通知は、

- a 関係議会により、国務大臣、国土地理院長及び首席登記官に送付されるものとし、 また、
- b 国務大臣が指示する方法で公表されるものとする。

(4)本条による名称の変更は、何れのカウンティー、ディストリクト、若しくは、ロンドン・バラの、又は、これらの何れの議会、機関、若しくは、者の権利、義務にも影響しないものとし、いかなる法的手続きも瑕疵あるものとしないものとする。如何なる法的手続きも、名称の変更がなかったかの如く、開始され、継続されることができる。

(5) カウンティー及びディストリクトの名称は、国務大臣の承認がある場合を除き、 1978年4月1日以前には、変更されないものとする。

第75条 (1)パリッシュ議会の要請により、また、パリッシュ議会の存在しないと ころでは、パリッシュ総会の要請により、当該パリッシュの存するディストリクトの議 会は当該パリッシュの名称を変更することができる。

- (2)本条に基づき行われた名称の変更の通知は、
- a 関係ディストリクト議会により、国務大臣、国土地理院長及び首席登記官に送付 されるものとし、また、

b 当該ディストリクト議会によって、パリッシュ内及び他の場所において、ディス トリクト議会が適当と考える方法で公表されるものとする。

(3)本条による名称の変更は、何れのパリッシュ、又は、その何れの議会、機関、若 しくは、者の権利、義務にも影響しないものとし、いかなる法的手続きも瑕疵あるもの としないものとする。如何なる法的手続きも、名称の変更がなかったかの如く、開始さ れ、継続されることができる。

第76条 (1) コミュニティ議会の要請により、また、コミュニティ議会の存在しないところでは、コミュニティ総会の要請により、当該コミュニティの存するディストリクトの議会は当該コミュニティの名称を変更することができる。

- (2) 本条に基づき行われた名称の変更の通知は、
- a 関係ディストリクト議会により、国務大臣、国土地理院長及び首席登記官に送付 されるものとし、また、
- b 当該ディストリクト議会によって、コミュニティ内及び他の場所において、ディ ストリクト議会が適当と考える方法で公表されるものとする。

(3)本条による名称の変更は、何れのコミュニティ、又は、その何れの議会、機関、 若しくは、者の権利、義務にも影響しないものとし、いかなる法的手続きも瑕疵あるも のとしないものとする。如何なる法的手続きも、名称の変更がなかったかの如く、開始 され、継続されることができる。

第77条 (1)本法別表第2の規定に拘わらず、大ロンドン都議会は、国務大臣の同 意を得て、「議会」若しくは「大ロンドン都」の名称、又はその双方を変更することがで き、また、議長、副議長、及び、何らかの議長補佐の称号に関する規定を設けることが できる。

(2)本条による何らかの名称の変更は国務大臣が命令によって指定する日から効力を 生じるものとする。

(3)本条による名称の変更は、

- a 如何なる機関又は者の権利及び義務にも影響を及ぼさないものとし、
- b 「議会」又は「大ロンドン都」を旧称で呼ぶ如何なる文書(命令によって指定された日の前に作られたか後に作られたかを問わず)をも無効にするものととられてはならないが、

しかし、「議会」、又は、場合に応じては、「大ロンドン都」に関係する全ての法律、及び、 当該日以前に作成され、又は、開始された全ての旧称に触れている文書及び法的手続き において、新名称が旧名称を置き換えるものする。ただし、法律及び文書の名称は変更 しないこととする。

第78条 (1)本法本章において、 「選挙区割り」は、

- a 主要区域に関しては、当該区域の議員数、現在のところ、議員選挙のため当該区 域が分割される選挙区の数及び境界、その主要区域内の各選挙区の議員定数、及び、 選挙区の名称
- b パリッシュ議会又はコミュニティ議会、若しくは、共同パリッシュ議会又は共同 コミュニティ議会に関しては、議員数、場合に応じ、当該パリッシュ又はコミュニテ ィ若しくはパリッシュ又はコミュニティの何れかが、議員選挙のためにパリッシュ区 又はコミュニティ区に分割されるべきか否か、又は、分割されたまま継続すべきか否 かの問題、そのような区の数及び境界、各区の議員定数又は共同議会の場合には各パ リッシュ又はコミュニティの議員定数、及び、そのような区の名称
- を意味し、

「地方行政区域」は、シティ、イナー・テンプル、及び、ミドル・テンプルを含み 「公的団体」は、1964年営業許可法の目的のための、全ての補償機関を含み、

「実質的変更」は、上記第47条第1項i号で与えられた意味を持つ。

(2)本法本章の目的のために地方行政区域の選挙区割りを検討するに当たり、国務大 臣、両委員会、及び全てのディストリクト議会は、合理的に可能な限り、本法別表11 に掲げる規則に従うものとする。

## 第5章 地方機関の構成員及び手続きについての一般的規定

(資格と欠格)

第79条 (1)この法律又は他の法律により、欠格とされていない限り、イギリス国 民又はアイルランド共和国市民であり、基準日に21歳に達している者で、

- a 当該日及びそれ以後、引き続き、当該機関の区域の地方選挙権者であるか、又は、
- b 当該日以前の12ヶ月の期間を通して、当該区域内の家屋敷を、所有者あるいは、 使用者として占有していた者であるか、又は、
- c 当該12ヶ月間におけるその者の唯一又は主要な就業地が当該区域内である者で あるか、又は
- d 当該12ヶ月間において、引き続き、当該区域内に居住していた者であるか、又 は、
- e パリッシュ又はコミュニティの構成員の場合には、当該12ヶ月間において、引き続き、当該パリッシュ若しくはコミュニティ区域内又はそこから3マイル以内に居住していた者
- は、地方機関の構成員に選出され、構成員である資格を有する。
- (2)本条において、ある候補者についての「基準日」とは、次のものを意味する。
- a 候補者の推薦が前提とならない選挙の場合を除き、その者が候補者として推薦さ れた日とし、また、投票がある場合には、加えて、選挙日とし、また、
- b 前述の除外される場合においては、選挙日とする。

第80条 (1)下記第81条の規定に従い、下記の者は、地方機関の構成員に選出され、又は、地方機関の構成員である資格を有しない。

- a 当該地方機関、又は、当該地方機関の委員会若しくは委員会分科会、又は、当該 地方機関が加わっている共同評議会若しくは共同委員会、又は、そのような何らかの 公職若しくは雇用についている者によって設けられ若しくは認証されるか若しくは その可能性のある有給の公職又は雇用(議長、副議長、議長補佐の職を除く)につい ている者、又は、
- b 破産者、又は、債権者との間で、和議又は債務整理を行った者、又は、
- c 選挙日以前5年間又は選出されて以降、1933年法第10章に基づきディスト リクト監査人より、500ポンドを超える追徴金を課せられた者、又は、
- d 選挙日以前5年間又は選出されて以降、連合王国、チャネル諸島、又は、マン島において、何らかの罪で有罪となり、(執行猶予の有無に拘わらず)罰金刑との選択のない3ヶ月以上の禁錮刑の判決を受けた者、又は、
- e 1949年国民代表法第3章に基づき、当該機関の構成員に選出され、当該機関の構成員である資格を有しないとされた者
- (2) 下記第81条に従い、
- a 地方機関の委員会又は委員会分科会で、その構成員の何れかが他の地方機関の推

薦によって任命されるもの

b 当該地方機関が加わっている共同評議会又は共同委員会で、その構成員の何れか が同様に任命されるもの

の指示により雇用された地方機関職員は当該他の機関の構成員に選出され、当該他の機関の構成員である資格を有しない。

(3)地方教育機関が、設置はしていないが維持している学校の教諭は、当該機関の職員であるが故の公職の欠格に関し、当該機関が設置している学校の教諭と同じ立場にあるものとする。

(4)現在、あるカウンティーと同じ区域のための旅客輸送機構の構成員、若しくは、 その(1962年運輸法の定めるところの)関連会社の職員、又は、被用者である者は、 当該カウンティーの議会の構成員に選出され、当該カウンティーの議会の構成員である 資格を有しない。

(5)上記第1項c号及びd号の目的のためには、課徴金又は有罪に対する上訴又は不 服申し立てが許される期限が通常切れる日を、又、実際に上訴又は不服申し立てが行わ れた場合には、上訴又は不服申し立てが最終的に、処理され、又は、取り下げられ、若 しくは、追行不可との理由で認められなかった日を、場合に応じ、追徴金の賦課又は有 罪の確定の日とする。

第81条 (1)ある者が、上記第80条に基づき、破産者と認定されたとの理由で欠格とされた場合、

- a 破産が、その者は破産状態でなかった、又は、負債が完済されたとの理由で取り 消された場合、欠格は、破産の取り消しの日に消滅し、また、
- b 破産が、その者の不行跡によるのでなく、不運によって引き起こされたものであ るとの証明書とともに債務を免除された場合は、欠格は、免除の日に消滅し、また、
- c そのような証明書なしに債務を免除された場合には、欠格は、免除の日から5年 が経過したときに消滅する。

(2) ある者が、上記第80条に基づき、債権者との間で、和議又は債務整理を行った 者であるとの理由で欠格とされた場合、その者が、負債を完済した場合、欠格は、支払 いが完了した日に消滅し、また、それ以外の場合には、和議又は債務整理契約の条件が 満たされた日から5年が経過したときに消滅する。

(3)上記第80条第1項a号、第2号又は第3号の規定は、何れも、何れかの者が、 イナー・ロンドン教育機関によって維持されているか又は援助されている学校、大学、 又は、他の教育機関の教職員であるという理由で、

- a 大ロンドン都議会の議長、副議長、議長補佐、又は、参事会員
- b ロンドン周辺部のバラにある選挙区選出の大ロンドン都議会議員
- c ロンドン中心部のバラの議会議員
- として欠格とするものではないものとする。
- (4) 上記第80条第2号及び第3号の規定は、

- a 何れかの者が、カウンティー議会によって維持されているか又は援助されている 学校、大学、又は、他の教育機関の教職員であるという理由で、ディストリクト議会 がカウンティー議会の教育委員会の構成員を推薦する故に、ディストリクト議会議員 として欠格とするものではないものとし、
- b 何れかの者が、都市ディストリクト議会によって維持されているか又は援助されている学校、大学、又は、他の教育機関の教職員であるという理由で、カウンティー議会がディストリクト議会の教育委員会の構成員を推薦する故に、カウンティー議会議員として欠格とするものではないものとする。

第82条 本法に基づき公職に選出されその職務に従事する者の行為及び行動は、その 者の欠格又は資格の欠缺に拘わらず、その者が資格を有していた場合と同じく、適法で 効力を有するものとする。

(就任受諾、辞職、退職及び偶発的欠員)

第83条 (1)次の何れかの公職、つまり、カウンティー、ディストリクト若しくは ロンドン・バラ、又は、大ロンドン都の議長、副議長、参事会員、若しくは、議員、又 は、大ロンドン都の議長補佐に選出された者は、上記第42条に基づく規則により規定 された様式によって就任受諾の宣言をし、その宣言が選出の日以後2ヶ月以内に議会の 担当官に送達されない限り、そのような宣言をする目的以外には、その職務を行い得な い。

(2) このような宣言が指定の時間内になされ、担当官に送達されなければ、当該選出 された者の職は、その時間が経過したときに、空席となる。

(3) 当該宣言は、次の何れかの者の面前で行うものとする。

- a 宣言者が選出された議会の2名の議員
- b 議会の担当官
- c 連合王国、チャネル諸島、又は、マン島の治安判事又は軽罪判事
- d 最高裁判所で宣誓を処理するため任命された弁務官

(4)パリッシュ又はコミュニティ議会の議長若しくはパリッシュ又はコミュニティ議 会の議員に選出された者は、

- a 議長の場合には、その者が選出された会議で、
- b 議員の場合には、選出された後、最初のパリッシュ又はコミュニティ議会の会議 の前、又はその会議で、
- c いずれの場合も、当該議会が当該会議で許可した場合には、その議会が指定する 爾後の会議の前又はその会議で、

当該議会の議員又は当該議会の担当官の出席の下、上記第42条に基づく規則により規 定された様式によって就任受諾の宣言をし、その宣言を議会に送達するものとする。こ れがなされない場合、これにより、その者の職は、空席となる。

(5) 本条により、その者の面前で宣言を行うことが認められている者は、何れも、宣

言を受けることができる。

第84条 本法により何らかの公職に選出された者は、何時にても、書面による通知を 次のものに送達することにより、辞職することができる。

- a 下記b号c号d号に該当する場合を除き、議会の担当官
- b ロンドン・バラ法人の公職に選出された者は、バラの担当官
- c パリッシュ又はコミュニティ議員の場合は、当該パリッシュ又はコミュニティ議 会の議長
- d パリッシュ又はコミュニティ議会若しくはパリッシュ総会の議長の場合には、場 合に応じ、当該議会又は総会

また、辞職は、その通知が送達されるべき者による、その通知の受領により効力を発生 する。

第85条 (1)下記第2項及び第3項に従い、地方機関の構成員が、最後の出席後、 引き続く6ヶ月間の期間を通じて、当該機関の何れの会議をも欠席した場合、その欠席 が、当該機関によって、当該期間の終了前に認められた理由によるのでなければ、当該 地方機関の構成員の地位を失うものとする。

(2)当該地方機関の委員会又は委員会分科会の会議への、若しくは、共同委員会、共 同評議会、その他現在当該機関の職務の何れかを遂行している、又は、当該団体の職務 の遂行に関する何らかの事柄につき当該団体に助言するために任命されている団体の会 議への委員としての出席、若しくは、何れかの者よりなる団体の会議への当該機関の代 表としての出席は、上記第1項の目的のためには、当該機関の会議への出席とみなされ る。

(3)戦時又は陸海空軍の緊急事態のため召集されている英国陸海空軍のいずれかの部 局に属する者、又は、戦時又は緊急事態に関わる公務の内容が、国務大臣の意見では、 欠席による欠格からの救済を与えるべきものである者は、欠席がその公務による場合は、 地方機関の会議への欠席のみを理由として、当該地方機関の構成員の地位を失うことは ないものとする。

第86条 地方機関の構成員が

- a 当該地方機関の構成員である資格を有さなくなったとき、
- b 下記第7章に基づく命令、課徴金、有罪、又は、1949年国民代表法の第2章 の規定以外の理由により、当該地方機関の構成員として欠格となったとき、

c 当該地方機関の会議への欠席の理由で、当該地方機関の構成員でなくなったとき、 当該機関は、本法本章の規定に基づき、高等裁判所による宣言が行われている場合を除 き、直ちに、その者の職が空席であると宣言するものとする。

第87条 (1)本法によって選挙によって選ばれる公職の偶発的空席を埋める目的の

ためには、

- a 就職受諾の宣言をし、送達することが求められる者の就職拒否の場合には、本法 本章によって宣言の送達のために定められている期間の終了の時、
- b 辞職の場合には、通知が送達されることが必要とされる者又は団体による辞職の 通知の受領の時、
- c 死亡の場合には、死亡の日
- d 下記第7章に基づく命令、課徴金、又は、有罪による欠格の場合には、命令、課 徴金又は有罪に対する上訴又は不服申し立てが許される期限が通常切れる日を、又、 実際に上訴又は不服申し立てが行われた場合には、上訴又は不服申し立てが最終的に、 処理され、又は、取り下げられ、若しくは、追行不可との理由で認められなかった日
- e 選挙訴訟において、選挙が無効と宣告された場合には、選挙法廷の報告又は証明 書の日
- f 当該地方機関の構成員である資格を有さなくなった者、上記 a 号から e 号の理由 以外の何らかの理由に基づき欠格となった者、会議への欠席の理由で地方機関の構成 員でなくなった者の場合には、その場合に応じて、その者の職が高等裁判所又は当該 地方機関によって空席となったと宣言された日
- g 参事会員の職を受諾した議員及び議員の職を受諾した参事会員の場合は、その者 が、その職を受諾した日

(2)上記第1項に挙げられている職の偶発的空席の公告は、その職が存する地方機関 によって行われる。また、

- a 地方機関がその職を空席であると宣言する場合には、宣言の直後に
- b その他の場合には、上記第1項により空席が生じたとみなされる日より、可能な 限り直ぐに、

下記第232条に従って公告を行う場合に必要とされる手続きを踏むことが要求される。

第88条 (1)何れかの議会の議長又は参事会員の職が空席となったとき、空席が生 じた後に開かれる次の当該議会の通常会議以前に、また、もし当該会議が、空席が生じ た日から14日以内に開かれるときは、次の次の当該議会の通常会議以前に、空席を埋 めるための選挙を行うものとし、その選挙は、通常の選挙と同じように行われるものと する。

(2)空席の職が、議会の議長の職である場合には、当該機関の担当官は、選挙のための議会の会議を招集することができる。

(3)単独のパリッシュ議会をもたないパリッシュにおいては、パリッシュ総会の議長の職の偶発的空席は、パリッシュ総会で埋められるものとし、空席を埋めるためのパリッシュ総会が直ちに招集されるものとする。

第89条 (1)本条の規定に従い、主要区域の議員の職に偶発的空席を生じた場合、 空席を補充するための選挙は、

- a 高等裁判所又は当該議会がその職が空席であると宣言した場合には、(下記第24 3条第4項に従い計算して)当該宣言の日から42日以内に
- b それ以外の場合には、(同様に計算して)当該選挙区の地方選挙権者二人から当該 機関の担当官に空席の書面による通知がなされてから42日以内に

行われるものとする。

(2)第1項に掲げる職の偶発的空席を補充するための選挙日は、選挙管理官又は、大 ロンドン都議会の議員の選挙の場合には、当該機関の担当官により、決定されるものと する。

(3) そのような職の何れかの偶発的空席が、空席となった職にある議員が通常、退職 する日の6ヶ月以内に発生した場合、その偶発的空席(それが複数の場合を含め)の発 生した時点で、補充されていない空席が議員定数の3分の1以上になる場合を除き、選 挙は行わないものとする。第1項による選挙を行わない場合、その空席は次の通常選挙 で補充されるものとする。

(4) 議員が3分の1ずつ改選されるディストリクトの議員の職の偶発的空席が、同一 の選挙で2以上補充される場合は、最も少ない得票で選出された議員が、通常、最も早 く退職する議員の補充として選出されたものとみなされ、二番目に少ない得票で選出さ れた議員が、通常、二番目に早く退職する議員の補充として選出されたものとみなされ、 他の者についても、同様とする。投票がなかった場合、疑問が生じた場合には、退職の 順はくじ引きで決めるものとする。

(5) そのようなティストリクトの議員の職の1つ又はそれ以上の偶発的空席を補充す るための選挙が、議員の通常選挙と組み合わせて行われる場合、次の規定が適用される ものとする。

a 対立候補者がある場合、

- (i)最も少ない得票で選出された者達、また、関係の得票が等しい場合には、くじ 引きで決められた者達が、偶発的空席を補充するために選出されたものとみなすも のとし、
- (ii)偶発的空席を補充すべき者達が、異なった任期の職を占めることとなる場合は、 最も少ない得票で選出された者、また、関係の得票が等しい場合には、くじ引きで 決められた者が、任期の短い方の職を占めるものとし、他の者についても同様に扱 うものとする。
- b 無投票で選出された場合には、
- (i)(補充されるべき空席より、少ない場合、)選出されたと宣告された者が、最も 長い任期のある職の空席に選出されたものとみなす。
- (ii)2人以上の者が、選出されたと宣告され、その補充すべき空席の任期が異なる場合、再任された議員が、任期の長い方の空席に選出されたものとみなし、再任されたのでない議員の内の何れが、再任された議員によって補充されなかった職の内の何れに選出されたとみなすべきかは、くじ引きによって決定するものとする。
- (6) パリッシュ又はコミュニティの議員の偶発的空席は、選挙又は上記第42条に基

づく規則によってパリッシュ又はコミュニティの議会によって補充されるものとする。

- (7)本条により何れかの問題がくじ引きによって決定されるべきときは、
  - a 対立候補のある選挙に場合は、くじ引きは問題が発生した直後に選挙管理官によって引かれるべきものとし、及び、
  - b それ以外の場合には、問題が発生した次の議会の会議で引かれるべきものとし、 くじは会議を主宰する者の指示により行われるものとする。

第90条 イングランド又はウエールズで、本法のこれまでの規定によって何らかの偶 発的空席を補充するために選出又は任命された者、又は、イングランドで、1933年 法によりパリッシュ議会又はパリッシュ総会の議長、又は、パリッシュ議会の議員の職 の偶発的空席を補充するために選出された者は、その者が選出された職にある者が、通 常、退職する時期までその職に留まり、その時期に退職するものとする。

第91条 (1)パリッシュ又はコミュニティの議員の職に、その議会がもはや行動で きない程の偶発的空席が生じた場合、ディストリクト議会は、命令によって、他の議員 が選出され職に就くまで空席の全部又は一部を補充するため、議員を任命することがで きる。

(2)上記第11条第5項により、異なるディストリクトに属するパリッシュがグルー プ化され共通の議会を設置していた場合は、上記第1項にいうディストリクトは、その ディストリクト内の、当該グループ内のパリッシュ中の地方選挙権者がより多いディス トリクトをいうものとする。

(3)本条に基づき作成された全ての命令の写し2部を国務大臣に送付するものとする。

(欠格認定の手続き)

第92条 (1)ある者が地方機関の構成員として行動している又は行動する資格があると主張しているが、その者は、本条の意味において、そのように行動する資格を欠いているとの根拠に基づく手続きは、当該区域の地方選挙権者により、また、当該地方選挙権者のみによって、

a その者が、地方機関の構成員として行動している場合には、高等裁判所又は治安 裁判所で、

b その者がそのように行動する資格があると主張する場合には、高等裁判所で、 開始されうるが、上記 a 号に基づく手続きは、その者の行動から6ヶ月を過ぎた後には、 開始しえないものとする。

(2)本条によって開始された手続きにおいて、被告は、そのように行動する資格がないのにも拘らず、地方機関の構成員として行動したということが証明された場合、

a 手続きが高等裁判所で行われている場合、高等裁判所は、

- (i) その旨の宣言を行うとともに、被告が占めていた職は空席であると宣言し、
- (ii)被告がその職で活動することを制限する禁止命令を与え、

- (iii)被告が女王陛下に対し、被告が欠格であるにも拘わらずその職で活動した機会 1回当たり、50ポンドを超えない裁判所が適当と考える額を支払うよう命じるこ とができる。
- b 手続きが治安裁判所で行われている場合、治安裁判所は本条の規定に従って、被告を有罪とし、被告が欠格であるにも拘わらずその職で活動した機会1回当たり、50ポンドを超えない罰金を支払うよう命じることができる。
- (3) 本条に基づく手続きが、治安裁判所で開始された場合、
- a 当該裁判所が、当該事案は、高等裁判所で取り扱うのが適当であるとの結論に達 した場合は、当該裁判所は、命令をもって、手続きを打ち切るものとし、
- b 被告が呼出状送達後14日以内に高等裁判所に申し立てを行ったとき、高等裁判 所は、当該事案は、高等裁判所で取り扱うのが適当であるとの結論に達した場合は、 当該治安裁判所での手続きを打ち切るよう要請する抗告の対象とならない命令を発 出することができる。

(4)本条によって高等裁判所で開始された手続きにおいて、被告は、そのように行動 する資格がないのにも拘らず、地方機関の構成員として行動したということが証明され た場合、高等裁判所は、その旨の宣言を行うとともに、被告が占めていた職は空席であ ると宣言し、被告がその職で活動することを制限する禁止命令を与えることができる。

(5) ある者が地方機関の構成員として行動している又は行動する資格があると主張しているが、その者は、そのように行動する資格を欠いているとの根拠に基づく手続きは、 本条によるもの以外、開始されえないものとする。

(6)本条の目的のためには、次の者は、地方機関の構成員として行動する資格を欠い ているものとみなされる。

- a その者が当該地方機関の構成員となる資格を欠いているか、当該地方機関の構成 員として欠格とされている場合、又は
- b その者が、所定の期間内に就職受諾の宣言をなし、送達しなかったという理由、 又は、辞職若しくは地方機関の会議欠席の理由で、その者が地方機関の構成員でなく なった場合

(投票の制限)

第93条 大ロンドン都の議会又はその委員会の議長を務めているときに、決定票を投 じる場合を除き、

- a シティとテンプルを含む選挙区から選出された大ロンドン都議会議員は、シティ、 テンプル、又は、シティー・オブ・ウェストミンスターの如何なる部分も、現在、負 担することがない支出のみに関わる事柄について投票しないものとし、また、
- b それ以外の選挙区から選出された大ロンドン都議会議員は、当該選挙区の含まれるロンドン・バラが、現在、負担することがない支出のみに関わる事柄について投票しないものとする。

第94条 (1)下記第97条に従い、地方機関の構成員が、契約、契約案、その他の 事柄に、直接、間接を問わず、金銭的利害があり、当該契約その他の事柄が検討対象と なっている当該地方機関の会議に出席している場合、その者は、その会議において、会 議の開始以後、可能な限り早く、その事実を開示し、当該契約その他の事柄の検討又は 議論に加わらず、それに関する問題について投票しないものとする。

(2)何れかの者が、上記第1項の規定に従わなかった場合、その者が、金銭的利害が ある契約、契約案、その他の事柄がその会議の検討の対象であることを知らなかったと いことを証明できない限り、その者は、違反1回毎に200ポンド以下の罰金の略式命 令の対象となりうるものとする。

(3) 本条に基づく違反の訴追は、Director of Public Prosecution のみにより、又は、 の為にのみ開始されうる。

(4)地方機関は、規程により、地方機関の構成員を、その者が、直接、間接を問わず、 金銭的利害を有する契約、契約案、その他の事柄が検討されている会議から除外する旨 を定めることができる。

(5) 次のもの、つまり、

- a 主要議会の議長、副議長、又は、議長補佐による、その職の経費を支弁するため の経費の受領、若しくは、受領する権利、又は、そのような手当てを受け取る可能性
- b 地方機関の構成員による下記第173条から第176条の何れかの規定による手 当て又はその他の支払いの受領、若しくは、受領する権利、又は、そのような支払い を受け取る可能性

は、本条の目的のためには、金銭的利害とは取り扱わないものとする。

第95条 (1)上記第94条の目的のためには、本条の以下の規定及び下記第97条 の規定に従い、次の場合、その者は、契約、契約案、その他の事柄に間接的に金銭的利 害を有しているものとして取り扱われるものとする。

- a その者又はその者が推薦する者が、契約を結ぶ、契約を結ぶことが提案されている、又は、検討されている他の事柄に直接の金銭的利害を有する、会社その他の団体の構成員である場合
- b その者が、契約を結ぶ、契約を結ぶことが提案されている、又は、検討されている他の事柄に直接の金銭的利害を有する、者の共同経営者であり、又は、被用者である場合

(2)上記第1項は、何れかの公的団体の構成員又は被用者には適用されない。また、 会社その他の団体の構成員は、その者が、当該会社又はその他の団体の何らかの証券に 受益的利害を有していない限り、構成員であるという理由のみでは、契約、契約案、そ の他の事柄に金銭的利害を有するとは取り扱われない。

(3) 同居の配偶者のいる者の場合、配偶者の一方の利害は、他方の配偶者に知られて いる限り、上記第94条の目的のためには、他方の配偶者の利害でもあるとみなされる。 第96条 (1)地方機関の構成員からその担当官に対する、その者又はその配偶者が、 特定の会社又はどの他の団体の構成員又は被用者である旨、又は、その者又はその配偶 者が、特定の者の共同経営者又は被用者である旨、若しくは、その者又はその配偶者が、 当該機関が所有する不動産の借主である旨の書面による一般的通知は、当該通知が撤回 されない限り、また、撤回されるまで、通知の日付以降に検討の対象となる、当該会社 その他の団体、若しくは、その者、又は、当該不動産に関する契約、契約案、その他の 事柄についてのその者の利害の十分な開示であるとみなされるものとする。

(2)地方機関の担当者は、上記第94条に基づき行われた開示及び本条に基づく通知 の詳細を、その目的のために備え付けた台帳に記録するものとし、当該台帳は、地方機 関の全ての構成員に対して、合理的な時間帯の全てにおいて縦覧できるよう公開される ものとする。

第97条 (1)パリッシュ又はコミュニティの構成員に関してディストリクト議会は、 また、その他の地方機関の構成員に関して国務大臣は、同時に上記第94条に基づき除 斥される構成員の数が、全体の数に対して、議事の進行を妨げる程の高い割合になる全 ての場合において、また、ディストリクト議会又は国務大臣が除斥が取り消されること がその区域の住民の利益になると考えるその他の場合に、ディストリクト議会又は国務 大臣が課することが適当と考える条件を付して、同条に基づく除斥を取り消すことがで きる。

(2)上記第1項に基づく、ディストリクト議会又は国務大臣の権限は、無期限に又は 何らかの期間、何れかの構成員(又は、国務大臣の場合には、何れかの構成員、若しく は、一定の階層の構成員又は一定の特質をもつ構成員)に、当該議会又は国務大臣によ って特定される利害を理由として、当該議会又は国務大臣によって特定される事柄に関 して、発生するはずの、当該議会又は国務大臣によって特定される除斥を取り消す権限 を含んでいるものとする。

(3)第94条の如何なる規定も、何れかの者が、上記第1項及び第2項によってディ ストリクト議会又は国務大臣に与えられた権限の行使を申し出るかどうかという問題に ついての検討、議論、又は、表決に加わることを妨げるものではない。

(4)上記第94条は、契約、契約案、その他の事柄について、地方機関の構成員が、 納税者として、地域の住民として、又は、水道の普通の使用者として有している利害、 若しくは、公衆に提供されている、物品の供給を含むサービスを受けるための条件に関 わる事柄についての利害には適用されないものとする。

(5)上記第94条の目的のためには、地方機関の構成員は、その者、又は、上記第9 5条第1項に言及されているように、その者が関係を有するとされる会社、団体又は者 が、合理的にみて、それが当該契約又は事柄に関する何らかの問題の検討若しくは討議、 又は、表決に何らかの影響を及ぼすとは考えられない程度に瑣末である利害を有してい るとの理由では、契約、契約案、その他の事柄に金銭的利害を有しているとは、取り扱 われないものとする。 (6)地方機関の構成員が契約、契約案、その他の事柄に、会社又はその他の団体の証券の受益的利害を有しているということのみで、間接的な金銭的利害を有しているとき、当該証券の合計券面額が1000ポンド、又は、当該会社又はその他団体の発行済み株式の100分の1以下であり、また、株式に種類があるときは、その種類毎の、その者の利害を有している株式の券面金額の割合がその種類の発行済み株式の100分の1以下である場合には、上記第94条は、その者が、当該契約又は事柄に関する検討又は討議に加わること、又は、それに関する何らかの問題に関し表決することを妨げない。ただし、その者がその者の利害を開示する義務に変更はない。

第98条 (1)上記第95条及び第97条において、「証券」及び「株式」は、それぞ れ1958年不正防止(投資)法におけると同じ意味をもつものとする。

(2)上記第95条において、「公的団体」には、国の所有の下、産業、産業の一部又は 企業を営む目的で設立された団体、大学又はカレッジの管理組織、大学の学寮、及び、 1907年ナショナルトラスト法により法人化された「史跡及び自然景観の地のための ナショナルトラスト」を含む。

(会議と手続き)

第99条 本法別表第12の規定は、地方機関及びその委員会、パリッシュ総会、その 委員会、並びに、コミュニティ総会に関しても効力をもつものとする。

第100条 (1)可能な限りで、公衆(報道関係者を含む)への、地方機関自身の会 議とともに、地方機関の委員会の会議の公開を確保するため、1960年公的団体(会 議の公開)法(以下、本条において「1960年法」とする。)が、本条の下記の規定に 従って、効力を有するものとする。

(2) 1960年法第2条第1項(同法第1条の、当該団体の構成員全員よりなる、又 は、構成員全員を含む全ての委員会への適用)の規定を変更することなしに、同法第1 条は、下記第101条第9項c号からh号に列挙されている法律により設置された委員 会、及び、1960年法第2条第1項に当たらない、1つ又はそれ以上の地方機関によ って下記第102条によって任命された全ての委員会に適用されるものとする。

(3) 1960年法第1条が、上記第2項によって、委員会に適用される場合、同条第 4項c号の目的のためには、当該地方機関又は当該委員会を任命した1つ又はそれ以上 の地方機関に属する不動産を当該委員会に属するものとして取り扱うものとする。

## 第6章 職務の遂行

第101条 (1)本法又は本法以後に成立した何れかの法律の明文の規定に従い、地 方機関は、その職務の何れかについて、

a 当該地方機関の委員会、委員会分科会、又は、担当官による、又は、

b 他の何れかの地方機関による

遂行を取り決めることができる。

(2)本条の適用により、地方機関の何れかの職務が、当該機関の委員会によって遂行 されうるとき、当該地方機関が別の指示をしていない限り、当該委員会は、それらの職 務の何れかの当該地方機関の委員会分科会、又は、担当官による遂行を取り決めること ができ、また、本条の適用により、地方機関の何れかの職務が、当該機関の委員会分科 会によって遂行されうるとき、当該地方機関又は委員会が別の指示をしていない限り、 当該委員会は、それらの職務の何れかの当該地方機関の担当官による遂行を取り決める ことができる。

(3)本条の適用により、地方機関の何れかの職務の他の地方機関による遂行の取り決めが有効であるとき、取り決めの条件に従い、当該他の地方機関は、それらの職務の何れかの当該他の地方機関の委員会、委員会分科会、又は、担当官による遂行を取り決めることができ、これらの職務に関しては、上記第2項が、当該他の地方機関の職務に対すると同様に適用される。

(4)地方機関又はその委員会により、本条に基づき作成された何れかの職務の委員会、 委員会分科会、又は、担当官による遂行の取り決めは、当該取り決めを作成した機関又 は委員会がそれらの職務を遂行することを妨げない。

(5) 2以上の地方機関は、その職務を共同して遂行することができ、そのようにする 取り決めが有効である場合、

- a これら地方機関は、その共同委員会又はその何れかの担当官による当該職務の遂 行を取り決めることができ、当該職務に関しては、上記第2項が、個々の地方機関の 職務に関して適用される同じく、適用されるものとする。
- b 当該職務、又は、当該職務を遂行する地方機関若しくは当該職務がその区域内で 遂行される地方機関に関する全ての法律は、その当該職務、又は、(当該取り決めに よるか否かを問わず、)当該職務を遂行する地方機関若しくは当該職務がその区域内 で遂行される地方機関に関する適用に必要な修正に従い、効力を有するものとする。

(6)地方税の徴収又は賦課、又は、資金の借り入れに関する地方機関の職務は、地方 機関によってのみ遂行されうるものとする。

(7)地方機関は、1950年動物疫病法に基づくその権限の何れかを、本条に基づき、 他の地方機関に遂行させる取り決めをすることはできないものとする。

- (8) 下記第9条に列挙する法律を除き、
- a 地方機関、又は、ある種類の地方機関に、何らかの目的のため(共同委員会を含む)委員会を設立する権限を与え、又は、これを設立することを要求し、又は、何れ

かの大臣が、何らかの目的のため地方機関の委員会を設立する法令文書を作成するこ とを可能にし、又は、地方機関、又は、ある種類の地方機関に、何らかの目的のため 委員会を設立する権限を与え、又は、これを設立することを要求する規定を含む

- b 地方機関、又は、ある種類の地方機関に、その職務の何れかの、当該地方機関の 委員会又は担当官による遂行のため、他の地方機関と取り決め、又は、共同する権限 を与え、又は、取り決め、又は、共同することを要求し、又は、地方機関の特定の職 務がそのような委員会又は担当官により遂行される旨を定め、又は、何れかの大臣に、 そのような権限を授与し、そのような要求を課し、又は、そのような規定を含む、規 則を定めることを可能にする規定を含む
- 全ての法律は、そのような規定を定める限りにおいて効力を失うものとする。
- (9) 下記の法律は、上記第8項の適用を除外されるものとする。
  - a 1944年教育法(地方教育機関の教育委員会)別表第1第2章第1項及び第3
     項から第11項
  - b 1963年法(大ロンドン都特別教育委員会)第30条第2項
  - c 1964年警察法(警察委員会)第2条及び第3条
  - d 1966年海上漁業規制法第1条
  - e 1969年青少年法(地域少年計画委員会)第35条第3項
  - f 1970年地方機関社会福祉法(社会福祉委員会)第2条
  - g 1972年老齢年金法(地方公務員老齢年金等)第7条、及び、

h 本法別表第17第1章

(10)本条は、第9項に列挙された法律により、特定の委員会によって遂行されるこ とが要求されている職務の何れかを、何れかの委員会、委員会分科会又は地方機関によ って遂行させることを取り決めることを、地方機関に認めるものでないが、しかし、前 掲の規定は、これらの法律により、又は、これらの法律に基づいて、これらの法律によ り、又は、これらの法律に基づいて設立される委員会を設立し、又は、それらに権限を 委譲することを要求される地方機関が、本条に基づき、その職務を当該地方公共団体又 は委員会の担当官に遂行させる取り決めをすることを妨げるものではない。

(11)本条は、大ロンドン都がその職務の何れかを、イナー・ロンドン教育機関又は 1944年教育法別表第1第2章に基づき、当該教育機関によって設立された何れかの 教育委員会により遂行させることを取り決めることを認めるものであることを、ここに 宣言する。

(12)本条及び下記第102条において、地方機関の職務の何れかの遂行とは、これ らの職務の何れかの遂行に資すると考えられる、又は、貢献する、若しくは、付随する、 何らかのことを行うことを含むものとする。

(13)本法本章において、「地方機関」は、Common Council、イナー・テンプルの副 財務官、ミドル・テンプルの財務官補、本法の意味における地方機関及び前掲の何れか の機関が代表を送っている共同委員会、及び、これらの範囲内で、全ての港湾検疫機関 を含む。 (14)本条の規定の如何なるものも、1963年法第5条又は1970年地方機関法 (物品及びサービス)の適用を妨げるものではない。

第102条 (1)上記第101条に基づき定められた取り決めに従い、何らかの職務 を遂行する目的のため、

a 地方機関は、当該機関の委員会を任命することができ、又は、

b 2以上の地方機関は、当該機関の共同委員会を任命することができ、又は、

c それらの委員会は、1以上の委員会分科会を任命することができる。

(2)本条の規定に従い、上記第1項に従って任命される委員の数、任期、(制限がある 場合)当該委員会が権限を行使する区域は、任命した地方機関(複数の場合も含む)、又 は、委員会分科会の場合には、任命した委員会によって決定されるものとする。

(3)上記第1項によって任命された委員会で、当該地方機関又は当該区域の財務を規制し制御する委員会以外のものには、下記第104条に従い、任命した地方機関(複数の場合も含む)の構成員でないもの、また、委員会分科会の場合には、その委員会分科会の属する地方機関の構成員でない者を含むことができるが、(委員会分科会の場合を除き、)少なくとも、そのような委員会の委員に任命された者の内、3分の2は、場合に応じ、任命する地方機関、又は、任命する複数の地方機関の構成員であるものとする。

(4)地方機関は、任命元の地方機関に対し、その職務の遂行に関し、助言するための 委員会を任命することができ、また、2以上の地方機関は、共同してそのような委員会 を任命することができる。そのような委員会は、

- a 任命元の地方機関(複数の場合を含む)が定める任期につき任命された者(任命 元の地方機関(複数の場合を含む)の構成員であるか否かを問わない)よりなるもの とすることができ、また、
- b そのような事柄につき、委員会に助言するための1以上の委員会分科会を任命す ることができる。

(5)本条によって任命された委員会委員で、任命の時に、任命元の地方機関、又は任 命元の地方機関の一つの構成員であった者は、当該機関の構成員でなくなった時に、当 該委員会の構成員でもなくなるものとする。しかし、本条の目的のためには、地方機関 の構成員は、その退職の日以前に当該機関の構成員に再選された場合には、退職という 理由で当該地方機関の構成員でなくなったとはみなされないものとする。

第103条 本法本章又は他の何れかの法律により、2以上の地方機関により、共同して、任命され、又は、設立された共同委員会の経費は、合意に基づく比率で負担されるものとし、合意がなされない場合には、

- a 当該地方機関が、同一ディストリクト内の、パリッシュ又はコミュニティの議会 若しくはパリッシュ又はコミュニティ共同の議会である場合は、ディストリクト議会 が決定する比率で、
- b それ以外の場合には、任命元の地方機関が合意した単独の調停人が、また、合意

がない場合には、国務大臣が任命する単独の調停人が決定する比率で 負担されるものとする。

第104条 (1)下記第2項に従い、本法第5章によって、地方機関の構成員に選出 されることに、また、構成員であることに欠格であるとされる者は、当該機関の委員会 (委員会分科会を含む)の委員となることに、又は、当該機関と他の地方機関の共同委 員会(委員会分科会を含む)における当該機関の代表となることに、当該委員会又は共 同委員会が本法本章に基づいて任命されているか他の法律に基づいて任命されているか に拘わらず、欠格であるものとする。

(2)如何なる者も、地方教育機関によって維持されている、又は、援助されている学校、カレッジ、その他の教育機関の教職員であるという理由で、地方機関の

a 教育に関する法律の目的のために任命された、又は、

b 1964年公立図書館及び博物館法の実施と関連した目的のために任命された 委員会の委員であることに、又は、そのような目的のために任命又は設立された当該機 関と他の地方機関の共同委員会(委員会分科会を含む)における当該機関の代表となる ことに、欠格であるとされることはないものとする。

(3)上記第92条は、適用可能な限りにおいて、それが地方機関の構成員の身分又は 構成員として行動する権利があるとの主張に適用されると同じく、地方機関の委員会の 委員又は2以上の地方機関の共同委員会の委員の身分、若しくは、委員として行動する 権利があるとの主張に適用される。

(4)本条の Common Council への適用に当たっては、本章第5章とあるのは、現在、 Common Council の身分への欠格に関し有効な法律と読み替えるものとする。

第105条 上記第94条から第98条の規定は、地方機関の委員会の委員又は2以上 の地方機関の共同委員会(何れの場合も委員会分科会を含む)の委員に、当該委員会又 は共同委員会が本法本章に基づいて任命されているか他の法律に基づいて任命されてい るかに拘わらず、これらの規定が地方機関の構成員に適用されると同様に、適用される ものとする。但し、次の修正を行う。

- a 地方機関の会議をそれらの委員会の会議と読み替え、また、
- b 地方機関の委員会又は何らかの委員会分科会の委員の場合には、委員会又は委員 会分科会の委員ではあるが、地方機関の構成員ではない者の上記第96条第2項に基 づき備え付けられて帳簿を検査する権限は、委員会又は委員会分科会の委員に関する、 帳簿への記入を検査する権限に限るものとする。

第106条 地方機関の委員会については、当該地方機関が、2以上の地方機関の共同 委員会については、当該委員会又は共同委員会が本法本章に基づいて任命されているか 他の法律に基づいて任命されているかに拘わらず、当該2以上の地方機関が、定数、手 続き、又は、委員会又は共同委員会(委員会分科会を含む)の会議の場所についての規 則を定めることが出来るが、定数、手続き、又は、委員会又は共同委員会の会議の場所 は、このような規則に従って、委員会、共同委員会、又は、委員会分科会が定めるもの とする。

第107条 (1)本条の下記の規定に従い、

a 上記第101条から第103条及び第106条は、国務大臣以外の警察機関に地 方機関に適用されると同じく適用されるものとし、

b 上記第104条及び第105条は警察機関及び警察機関(複数を含む)の委員会の双方に地方機関(複数を含む)の委員会に適用されると同じく適用されるものとし、また、これらの規定の警察機関としての Common Council への適用に当たっては、それらの規定に従うものとする。

(2) 警察機関は、その職務の遂行を他の警察機関に委ねる取り決めをしてはならず、 上記第101条第1項b号は、警察機関には適用されない。

(3) 第101条第1項、第2項又は第5項に基づく取り決めに従って、警察機関の職務を遂行できる職員は、首席警察職員(Chief Officer)、首席警察職員の職務を遂行している首席警察職員の補左職員、及び、当該警察機関又は当該関係警察機関の一の目的のために雇用されている職員(civilian officer)を含むものとする。

(4) 警察機関は上記第101条に基づいて、その管轄区域の一部のみについて、その 職務の委員会又は職員による遂行を取り決めることはできない。

(5) 上記第101条第10項は警察機関には、適用されないものとする。

(6) 1 又はそれ以上の警察機関の職務を遂行するために、上記第102条に基づき任命された委員会(委員会分科会を含む)は、任命した機関(複数を含む)の構成員のみよりなるものとし、上記第102条第3項は、警察機関の委員会には適用されないものとする。

(7) 警察機関の共同委員会の場合、上記第103条は、a号及びb号を「国務大臣に よって」と読み替えた上で、効力を有するものとする。

(8)如何なる者も、当該警察機関又は当該警察機関の内の一つの目的のための職についている場合を除き、上記第104条により、他の公職又は職についているということのために、警察機関又は警察機関(複数を含む)の委員会(又は委員会分科会)の構成員であることに欠格であるとされることはないものとする。

(9)上記第106条は、カウンティー議会が、警察機関の定数、手続き、又は、会議の場所についての規則を定めることを認めるものではない。

(10)本条の目的のためには、次の者は、警察機関の目的のための職についているものとして取り扱われる。即ち、

- a 1964年警察法第10条に基づき、当該警察機関の管轄区域の警察目的の職に ついているもの
- b 連合警察機関の場合には、同法第4条第5項に基づき、当該機関に派遣されてい る者

第108条 単独のパリッシュ議会を持たないパリッシュにおいては、パリッシュ総会 は、グループ化する命令の規定及び総会が付する条件に従って、その職務の何れかの、 当該パリッシュについての地方有権者よりなる委員会による遂行を取り決めることがで きるが、このような取り決めは、総会がそれらの職務を遂行することを妨げないものと する。

第109条 (1)単独のパリッシュ議会を持たないパリッシュが申請したとき、ディ ストリクト議会は、当該パリッシュが他のパリッシュとグループ化されている場合には グループ化する命令の規定に従い、パリッシュ議会の職務の何れかを、命令をもって当 該パリッシュ総会に与えることができる。

(2)本条に基づいて発せられた命令の写し2通がディストリクト議会により国務大臣 に送付されなければならない。

第110条 (1) ディストリクト議会にとって、1974年4月1日から始まる期間 においてカウンティー議会の職務の何れかをディストリクト議会が遂行するような取り 決めをすることが、カウンティー議会に要求されているように見える場合に、カウンテ ィー議会がそのような取り決めをすることを望まないとき、又は、両者が取り決めの条 件について合意することができないときは、ディストリクト議会は、関係大臣に、下記 第3項に基づく指示をするよう申請することができる。

(2) カウンティー議会にとって、1974年4月1日から始まる期間においてディス トリクト議会の職務の何れかをカウンティー議会が遂行するような取り決めをすること が、ディストリクト議会に要求されているように見える場合に、ディストリクト議会が そのような取り決めをすることを望まないとき、又は、両者が取り決めの条件について 合意することができないときは、カウンティー議会は、関係大臣に、下記第3項に基づ く指示をするよう申請することができる。

(3) 上記第1項又は第2項に基づく申請があった場合、関係大臣は、

- a それが、関係議会の一方又は双方の当該職務又はその他の職務の効率的遂行のために望ましいと考える場合には、当該カウンティー議会及びディストリクト議会に対し、一方の特定の職務の他方による遂行の取り決めをするよう指示することができ、
- b a号による指示をしたか否かに拘わらず、そのような取り決めには、関係大臣が 定めた指針に沿った条件を含めるよう指示することができる。

(4)上記第3項による指示は、1974年3月31日より後にはなされないものとし、 下記第5項に従い、その指示の中に示される1979年4月1日より前に終了する期間、 有効であるものとするが、そのような指示の失効は、それのみをもって、それが関係し た取り決めを終了させるものではない。

(5)上記第3項による指示が有効である間に、当該指示に関係する取り決めの当事者 は、合意により当該取り決めを変更し、又は、終了させることができ、また、合意でき ない場合は、関係大臣に当該取り決めを変更し、又は、終了させるよう指示することを 申請することができる。関係大臣は、それが、関係議会の一方又は双方の当該職務又は その他の職務の効率的遂行のために望ましいと考える場合には、当事者に対し、関係大 臣が定めた指針に沿って取り決めを変更するよう、又は、取り決めを終了させるよう指 示することができる。

## 第7章 地方機関のその他の権能

(付随的権能)

第111条 (1)本条以外に基づき執行可能な権能を害することなく、しかし、本法 及び本法の前後に成立した他の法律の規定に従い、地方機関は、その職務の何れかの遂 行を助け、その遂行に貢献し、又は、その遂行に付随する(支出、金銭の借り入れ又は 貸し出し、若しくは、資産又は権利の取得又は処分を含むか否かに拘わらず)如何なる ことをも行う権能を有するものとする。

(2)本条の目的のためには、パリッシュ又はコミュニティ総会の業務、若しくは、その他のパリッシュ又はコミュニティの業務を行うパリッシュ又はコミュニティ議会の業務として取り扱うものとする。

(3)地方機関は、それぞれの事項に関連する法律の規定に従う場合を除き、本条を根拠として不動産税、不動産付加税、又は、借り入れにより資金を調達し、又は、金銭を貸し付けることはないものとする。

(4)本条において、「地方機関」は、Common Council を含むものとする。

(職員)

第112条 (1)上記第111条の範囲内で、しかし、本法の規定に従い、地方機関 は、当該機関によって遂行されるべき当該機関及び他の地方機関の職務の適切な遂行の ため、及び、下記第113条によって作成された合意に関連して発生した義務の何れか の遂行のため、必要と考える職員を任命するものとする。

(2)上記第1項によって任命された職員は、給与条件を含め、任命した機関が適当と 考える、合理的な条件でその職につくものとする。

(3)下記第4項に従い、全ての地方機関、又は、何らかの種類の地方機関、若しくは、 地方機関の委員会に特定の職員を任命することを要求し、又は、その権限を与えた法律 及び命令は、それらの規定をしている部分に限り、効力を失う。

本条における地方機関の委員会には、委員の一部が地方機関以外の団体又は者によっ て任命されることが求められる委員会は含まないものとする。

- (4) 上記第3項は、次の職員には適用されない。即ち、
- a 1939年ロンドン建築物法改正法第75条又は第80条に基づき任命された大 ロンドン都の地区鑑定士及び地区鑑定士補
- b 1944年教育法第88条に基づき任命された首席教育職員
- c 1947年消防法により維持されている消防首席職員及び他の消防職員
- d 1963年度量衡法第41条により任命された度量衡検査員
- e 1963年法第30条第4項により任命されたイナー・ロンドン教育機関の首席 教育職員
- f 1970年農業法第67条第3項に基づき任命された農業アナリスト及び農業ア ナリスト補

g 1970年地方機関社会福祉法第6条に基づき任命された社会福祉主事

また、ここに、上記第3項は、1955年食料薬品法第89条に基づき任命された公的 アナリスト、又は、特定の職務を行うために地方機関によって任命された何れの者にも 適用されないことを宣言する。

(5)上記第1項の規定の範囲内で、パリッシュ又はコミュニティ議会は、その議員の 内の1名又はそれ以上の者を、当該議会の無給の職員に任命することができる。

(6)本条中のいかなるものも、1963年法第5条又は1970年地方機関(物品及びサービス)法の適用を妨げるものではない。

第113条 (1)本条以外によって行使可能な権能の範囲内で、地方機関は、他の地 方機関と、両者の職務の目的のために、前者に雇用された職員のサービスを、合意によ って規定される条件で、後者のために提供することの合意を結ぶことが出来るが、当該 職員と協議することなしにその者についてのそのような合意を結ぶことはないものとす る。

(2)恩給の目的のためには、本条によってそのサービスが他の地方機関に適用された 職員が提供するサービスは、当該職員を雇用する地方機関に提供されたサービスである が、地方機関の職務の遂行に関する何れかの法律の目的のためには、当該他の地方機関 に提供されたサービスをして取り扱うものとする。

第114条 (1)地方機関は、それが本法によると他の法律によるとに拘わらず、その地方機関が雇用した職員が彼の職又は雇用のために金銭の保管又は管理を任されそうな場合には、当該職員の職の誠実な執行及び当該職員が任される可能性のある金銭又は資産の適切な管理のために、当該地方機関が十分と考える担保を徴するものとし、他の職員の場合にも、同様の措置を講じることができるものとする、

(2)地方機関は、雇用されてはいないが当該地方機関に属する金銭の保管又は管理を 任されそうな者の場合には、その者に金銭又は資産を適切に管理させるために十分と考 える担保を徴することができるものとする。

(3)地方機関は、本条に基づいて徴された担保の経費を負担するものとし、全ての担保は、当該地方機関の帳簿の監査に際し、監査人に提出するものとする。

第115条 (1) それが本法によると他の法律によるとに拘わらず、地方機関に雇用 された職員は、その職についている間及び職を辞してから3ヶ月の間は、当該地方機関 が指示するやり方で、当該地方機関が指示する時に、その者の責任とされていた全ての 金銭及び資産、並びに、収入及び支払いの書面による正確な説明を作成し、その記入を 証明する領収書、及び、その他の書類及び記録とともに、当該機関に、又は、当該機関 の指示に従って提出し、並びに、その者の職に関し、どの者にいくらの支払い又は受け 取りが必要かを示して、支払い又は受け取りが必要な者のリストを作成し、当該機関に、 又は、当該機関の指示に従って提出しなければならないものとする。 (2) そのような職員は、その者の支払いが必要な全ての金銭を地方機関の担当官に、 又は、担当官の指示に従って支払うものとする。

第116条 地方機関の構成員である者及び地方機関の構成員でなくなってから12ヶ 月が経過するまでの者は、当該地方機関から、議長又は副議長の職、及び、大ロンドン 都議会の場合には、議長補佐を除き、有給の職に任命されることに欠格であるものとす る。

第117条 (1) それが本法によると他の法律によるとに拘わらず、地方機関に雇用 される職員は、その者が、直接であると、間接であるとを問わず、金銭的利害を有する 契約(その者自身が当事者であるものを除く)が、当該地方機関又はその委員会によっ て締結され、又は、締結することが提議されていることを知ったときは、実行可能な最 も早い機会に、その者がそれに利害を有しているとの通知を文書で行うものとする。

本条の目的のためには、職員は、仮に、その者が当該地方機関の構成員であったとす れば、前記第95条によって同様に取り扱われていた場合には、契約又は提議された契約に間接的に利害を有しているものとして取り扱われるものする。

(2)地方機関の職員は、その本来の報酬以外には、その職又は雇用の故に、何らの手 数料又は報酬等一切を受け取らないものとする。

(3)上記第1項又は第2項に違反した者は、200ポンド以下の罰金の略式判決に服 するものとする。

(4)本条において、地方機関には、本法第6章又は他の法律によって任命された共同 機関を含むものとする。

第118条 (1)本条の規定に従い、地方機関のその職員に給与を支払う権能は、当該地方機関が、医学的証拠を検討した結果、本条がなければ、その者に本条が適用される金銭を支払わなければならない者(以下、本条において、「患者」という。)が、1959年精神健康法の意味での精神障害により、自らの資産と事務を行う行為能力がないということを確信した場合には、当該金銭又は当該機関が適当と考えるその一部をその者を介護している団体又は者に、その者のために使われるために支払い、また、その残余がある場合には、それ又は当該機関が適当と考えるその一部を次のように支払う権能を含むものとする。

- a 当該地方機関に患者の家族であると思われる者への、又は、その者のために、若 しくは、患者が精神に障害がなければ、扶養することを期待されえたその他の者への 支払い、又は、
- b 利子を付して、又は、利子を付さずに、何れかの者により、患者の(法律的に取り立て可能かどうかに拘わらず)債務の支払いに、又は、患者又は前項に掲げられたような者の生計の維持その他の利益のために当てられた金銭の償還として
- (2) 本条は、地方機関の全ての職員若しくは年金受給者、又は、死亡した職員若しく

は年金受給者の寡夫、寡婦、若しくは、子に、当該地方機関が、給与、年金、恩給、又 は、他の手当、謝金、年賦金として支払うべき、又は、退職金又はその他の基金への負 担の(利子を付しての、又は、利子を付さない)償還として支払うべき全ての金銭に適 用される。本条において「年金受給者」には、地方機関によって管理される恩給基金又 は恩給及び老後基金の設立のための何れかの法律又は制度に基づき、何らかの金銭的受 益の権利を持つ者を含む。

(3)地方機関は、上記第1項の権限を行使するに当たって、一人に、一年間で500 ポンド、又は、指定された額を超える額を振り向けることはしないものとする。

(4)患者との関係で本条による権能を行使する前に、当該地方機関は、前記1959 年法第8章に基づく管轄を有する機関に、その権能を行使する意図の書面による通知を するものとする。患者の氏名及び住所、並びに、当該地方機関がそれに関しこれらの権 能を行使しようとする金銭の額及び性質を特定し、また、同時に、当該地方機関は、前 記の管轄を有する機関が認める様式により、当該患者に書面で通知するものとする。前 記の管轄を有する機関が認める場合を除き、当該地方機関は、この通知の送達の日から 始まる14日の期間が経過するまでは、当該患者に関する本条に基づく最初の支払いを しないものとする。

(5)何れかの時に、前記の管轄を有する機関が、地方機関に対し、前者の機関が当該 地方機関による前述の権能の何れかの患者に関する行使に反対するとの書面による通知 を行った場合、その通知の地方機関による受領の日から、前者の機関がその通知を取り 消すまで、当該地方機関の当該患者に関する当該権能は、行使できないものとなる。

(6)地方機関は、本条に基づく権能の行使として、当該地方機関が行った金銭の支払 い又は充当についての責任を免除されるものとする。

第119条 (1)地方機関の職員である者又はあった者が死亡したとき、その者又は その者の法律上の個人的代理人に対し、当該地方機関が、500ポンドを超えず、また、 1972年恩給法第7条によって支払い義務のある年金、手当て、又は、謝金でない支 払い義務を負うとき、当該機関は、当該職員の検認済み遺言書又は遺産財団の遺産管理 書の提出を求めることなく、その金銭の全部又は一部を、当該職員の個人的代理人、又 は、当該機関に当該職員の遺産財団に受益権を有しているように見える者、そのような 複数の者の内の一人又は数名に、支払うことができる。地方機関でなく、このような支 払いを受けた者が、本条に基づきその者に支払われた金額を説明する責任を追うものと する。

(2)地方機関は、適当と考えるときは、前述の額の内から、当該職員の葬儀費用、又は、1965年国営保険法第39条に基づき支払われた又は支払われるべき死亡給付金 を考慮して合理的と考える葬儀費用の一部を支払うことができる。

(3)上記第1項は、1965年遺産財団管理法(小額支払い)第6条第1項に基づき、 財務省が、それに関して、命令を発することができる規定の中に含まれるものとし、こ の場合、「500ポンド」を、「命令で特定されるより高い額」に読み替えるものとする。 (4)一定の状況下で、ある者、又は一定の種類の者に、又は、それらの者に関して支払われるべき、又は、支払われうる年金、手当て、又は、謝金に関し、前記1972年 法第7条第1項b号に基づく規則により規定が設けられている場合には、国務大臣は、 規則によって、本条の前述の規定のこれらの者又はこれらの種類の者の内、規則で特定 される者への適用につき規定することができる。

(土地取引一主要議会)

第120条 (1)次の目的のため、主要議会は、合意により、その区域内にあると区 域外にあるとを問わず、土地を取得することができる。

a 本法又は他の何れかの法律による、その職務の何れか、又は

b その区域の利益、改良又は開発

(2) 主要議会は、本法又は他の法律によって、その目的のために土地の取得を認めら れた何れかの目的のため、当該土地がその目的のために、直ちには必要とされていなく ても、合意によって土地を取得することができる。当該土地が取得された目的のために 必要とされるまで、本項によって取得された土地は、議会の何れの目的のためにも利用 されうる。

(3)本条により、議会が合意により土地を取得することが認められている場合、19 65年土地強制収用法第1章の第31条以外の規定が(適用可能な限り)適用され、そ のように適用される前記第1章において、「土地」は、同法によって与えられた意味を持 つものとする。

(4)本条により、2以上の議会が、共同して合意によって土地を取得する権能を有す るとき、どのような法律の、それらの議会の一つが、それら全ての議会のために、当該 土地の爾後の占有及び使用についての取り決めを含めたそれらの議会の間での取り決め に従って、土地を取得することを妨げない。

(5)本条の前記の規定における「合意による取得」は、「買主又はリース権取得者としての金銭又は金銭相当物を支払っての取得」を意味する。

第121条 (1)下記第2項に従い、主要議会は、それが、本法又はその他の何らか の公共一般法により土地を取得することを認められている目的のために、何れかの土地 を、それが区域内にあると区域外にあるとを問わず、強制的に買い取ることを、その目 的に関係する大臣から認めてもらうことができる。

(2) 議会は、

- a 上記第120条第1項b号に列挙される目的のために、又は、
- b 1963年地方機関(土地)法に基づく職務の何れかの目的のために、又は、
- c その目的に関して、議会の取得権能が何らかの法律により明示的に合意による所 得に限られている目的のためには

上記第1項によって、土地を強制的に買い取ることを認めてもらうことができない。

(3) 1又はそれ以上の議会が、上記第1項によって与えられた権能を行使して、何れ

かの土地を2以上の目的のために取得することを提案した場合、その権能の行使のため にその承認が必要な大臣(複数を含む)は、その目的間の比率を決めたり、また、2以 上の議会が関係する場合には、その議会間の比率を決めたりすることに関係しないもの とする。そして、

- a 当該複数の目的は、単一の目的として扱われるものとし、強制取得は、当該目的 に関係する大臣の承認あるいは複数の当該目的に関係する大臣の共同承認を要する ものとして扱われるものとする。
- b 2以上の関係議会がある場合、当該議会(複数)は、その一つを全ての議会のために土地を取得するために指名することができ、指名された議会は、それに従って、当該取得に関する何らかの法律の目的のためには、取得機関として取り扱われるものとする。

(4) 1946年土地取得(承認手続き)法は、上記第1項に従った土地の強制取得に 関しては、同項は、同法の施行直前に効力を有していた法律に含まれていたものとみな して適用される。

第122条 (1)本条の以下の規定に従い、主要議会は、主要議会が本法又は他の何 れかの法律により土地を合意により取得することが認められた目的の何れかのため、議 会に属する何れかの土地で、流用の直前に保有目的としていたもののためには、最早、 必要でないものを流用することができる。しかし、議会による本項に基づく土地の流用 は、当該土地の、当該土地上の、又は、当該土地に関する第三者の権利に従うものとす る。

(2) 主要議会は、

- a 一つの共有地、公開空地、若しくは、fuel or field garden 市民農園(これらの表現に前記第121条と同じ意味を与えて)から流用される土地の合計が250平方ヤードを超えない場合で、
- b 流用以前に、問題の土地を特定し、流用するという意図の通知を、引き続き2週間にわたって、当該土地が存在する区域に配布されている新聞紙上で広告し、その土地の提案されている流用への全ての反対を検討する場合

を除き、1971年都市農村計画法第121条により流用することが認められうる土地 を、上記第1項に基づき流用することはできない。また、本項により、何れかの公的信 託土地が、上記第1項に基づき流用される場合、流用により当該土地は、当該土地が公 的信託土地であるという理由のみから生じる全ての信託から解放される。

(3)提案されている流用の日付の直前に当該土地が保有されている目的となっている 職務の関係大臣の承認がある場合を除き、議会は、当該日付より10年以内に地方機関

(1974年4月1日より前の取得に関しては、全ての存在する地方機関を含む)によ る強制権限の(直接的又は間接的)行使によって取得し、それ以後、当該地方機関又は 他の何れかの地方機関によって取得された目的以外の目的に流用されていない土地に関 しては、上記第1項に基づく流用権能を行使することはできない。 (4)土地を本法又は土地条項法律群を実質化する他の何れかの法律又は命令に基づき 取得し、その後、本条によって流用している場合、流用が実行された後にその土地に加 えられた作業は、1845年土地条項整理法第68条及び1965年強制買い付け法第 10条の目的のためには、それによって土地が取得された法律又は命令によって承認さ れたものとして取り扱われるものとする。

(5) 上記第3項の目的のためには、土地が、

- a 強制的に、又は、
- b 当該土地を強制的に取得することが何れかの法律により、又は、何れかの法律に 基づいて認められているときに、合意により、

取得されたときで、当該土地は、何れかの法律に従った、当該機関に当該土地を買い付 けることを要求する通知の到達の結果取得されたのではない場合は、地方機関による強 制権限の(直接的又は間接的)行使によって取得されたものとされるものとする。

(6)本条において、「公的信託土地」は、公共の通路若しくは遊技場として又は190 6年空地法(公共空地)第10条に従って、保有されている土地をいう。

第123条 (1)本条の以下の規定に従い、主要議会は、その保有する土地を望みの ままに処分することができる。

(2)国務大臣の承認がある場合を除き、議会は、短期賃貸による以外は、合理的に得られると考えられる最高額以下の対価で、土地を処分しないものとする。

- (3) 主要議会は、
- a 一つの公共の通路若しくは遊技場、又は、その他の空き地で処分される土地の合 計が250平方ヤードを超えない場合で、
- b 処分以前に、問題の土地を特定し、流用するという意図の通知を、引き続き2週間にわたって、当該土地が存在する区域に配布されている新聞紙上で広告し、その土地の提案されている流用への全ての反対を検討する場合

を除き、本条に基づき、公共信託土地を処分しないものとする。しかし、何れかの公的 信託土地がそのように処分された場合、処分により当該土地は、当該土地が公的信託土 地であるという理由のみから生じる全ての信託から解放される。

(4) 処分の直前に当該土地が保有されている目的となっている職務の関係大臣の承認 がある場合を除き、主要議会は、短期賃貸による以外は、下記第5項に列挙される土地 を、本項に基づいて処分しないものとする。

- (5) 上記第4項は、公的信託土地でないが、
- a 1971年都市農村計画法の意味に含まれる空地より成るか、空地の一部を成す、 又は、
- b 提案されている処分の日付前10年以内に地方機関(1974年4月1日より前の取得に関しては、全ての存在する地方機関を含む)による強制権限の(直接的又は間接的)行使によって取得し、それ以後、当該地方機関又は他の何れかの地方機関によって取得された目的以外の目的に流用されていない

土地に適用されるものとし、上記第122条第5項は、上記b号の目的のためには、同 条第3項の目的のために適用されると同じように適用されるものとする。

(6) 慈善目的で保有されていた土地の、本条による処分に関して得られた元金は、1 960年慈善団体法に基づき与えられる指示に合わせ、使用されるものとする。

(7)本条の目的のためには、土地の処分は、

a それが、7年を超えない貸付か、

b 転貸の時点で7年以内の残存期間の貸付の転貸

である場合は、短期賃貸による処分とし、本条において、「公的信託土地」は、上記第1 22条第6項によって与えられた意味をもつものとする。

(土地取引―パリッシュ及びコミュニティ議会)

第124条 (1)次の目的のため、パリッシュ又はコミュニティ議会は、合意により、 その区域内にあると区域外にあるとを問わず、土地を取得することができる。

a 本法又は他の何れかの法律による、その職務の何れか、又は

b その区域の利益、改良又は開発

(2)本条により、パリッシュ又はコミュニティ議会が合意により土地を取得すること が認められている場合、1965年土地強制収用法第1章の第31条以外の規定が(適 用可能な限り)適用され、そのように適用される前記第1章において、「土地」は、同法 によって与えられた意味を持つものとする。

(3)本条の前記の規定における「合意による取得」は、「買主又はリース権取得者としての金銭又は金銭相当物を支払っての取得」を意味する。

第125条 (1)パリッシュ又はコミュニティが、上記第124条に基づき、合理的 な条件で、合意により、当該パリッシュ又はコミュニティがそのために適当な土地を取 得することが認められている目的で、

a 上記第124条b号に列挙された目的、又は、

b それに関する土地の取得権能が、何れかの法律により、合意による取得にかぎら れている目的

以外のもののために土地を取得することができないとき、パリッシュ又はコミュニティ は、その事件を当該パリッシュ又はコミュニティが存するディストリクトに申し立てる ことができ、そのような申し立てにつき、ディストリクト議会が、当該パリッシュ又は コミュニティが、合理的な条件で、合意により、当該目的のために適当な土地を取得す ることができないと、また、状況は、ディストリクト議会が本条の手続きを始めること を正当化するものであると納得した場合には、当該ディストリクト議会は、当該パリッ シュ又はコミュニティにおいて、この目的のため当該議会が任命した1又は2以上の当 該議会の構成員又は職員による地方聴聞を行わしめるものとする。

(2) ディストリクト議会は、当該パリッシュ又はコミュニティにおいて決められて方 法で、予定される聴聞の公告をなすものとし、また、取得が提案されている土地の所有 者、賃借権者及び占有者(一月又は一月より短い期間の借地人を除く)に決められた様 式で予定された聴聞の通知をするものとする。

(3)当該聴聞が完了し、利害関係人による全ての反対が検討された後、当該ディスト リクト議会は、国務大臣により当該土地又はその一部を強制的に取得することを認めら れることができる。

(4)1946年土地取得(承認手続き)法が、上記第3項に基づく土地の強制取得に、 同項が、同法の施行の直前に効力を有した法律に含まれていたとみなして、しかし、取 得を承認する強制取得命令に関する次の修正に従って、適用される。

- a 当該土地の所有者、賃借権者及び占有者(一月又は一月より短い期間の借地人を 除く)の何れもが適切に反対しなかった場合、又は、適切に行われた反対が全て撤回 された場合、国務大臣は、適切な公告が公にされ、また、通知されたと納得した場合 には、修正した上で、又は、修正しないで、当該命令を確認するものとし、
- b 当該命令は、ディストリクト議会によって実行されるが、しかし、当該土地は、 取得の暁には、パリッシュ又はコミュニティ議会に引き渡されるものとし、従って、 本条及び命令の目的のためには、強制取得に適用される何れかの法律を解釈するに当 たっては、その場合に応じて、土地を所有することとなるパリッシュ又はコミュニティ議会、若しくは、土地を取得するディストリクト議会、又は、これら二つが共同し て、1946年法に基づく命令によって当該土地を取得することが承認された機関と して扱われるものとし、及び、
- c ディストリクト議会が命令が発出された旨、及び、土地が取得される目的を記し た公告をなすことは、必要でないものとする。

(5)本条の目的のための命令を作成するディストリクト議会、及び、これを確認する 国務大臣は、その近隣で、各所有者が所有する土地の広がりと同じ所有者に属する他の 資産の便宜に考慮を払うものとし、実際的である限りにおいて、一人の所有者から不当 な又は都合の悪い大きさの土地を取得することを避けるものとする。

(6)本条に基づき、ディストリクト議会のために聴聞を開く者は、本法により国務大 臣により聴聞を開くために任命された者と同じ権能をもつものとする。

(7) ディストリクト議会が本条の目的のための命令を作成することを拒否した場合、 パリッシュ又はコミュニティ議会は、国務大臣に審査請求をすることができる。国務大 臣は、地方聴聞を開いた後、適切と考える場合には、当該命令を作成することができる。 本条及び)1946年土地取得(承認手続き)法は、当該命令がディストリクト議会に よって作成され、国務大臣によって確認されたものであるとみなして適用される。

(8) パリッシュ又はコミュニティのグループのためのパリッシュ又はコミュニティ議 会への本条の適用については、

- a 「パリッシュ又はコミュニティ」は、そのグループの区域と解釈し、
- b 当該グループの区域が異なるディストリクトにわたっている場合には、「当該パリ ッシュ又はコミュニティが存するディストリクト」は、共同で行動するそれぞれのデ ィストリクトの議会と解釈するものとする。

第126条 (1) パリッシュ又はコミュニティ議会に属する土地で、それが取得され た目的又はそれ以後流用された目的のためには、最早、必要でないものは、本条の以下 の規定に従い、当該議会によって、本法又はその他の何らかの公共一般法により合意に より土地を取得することを認められているその他の何れかの目的のために、流用されう るものとする。

(2) パリッシュ議会を持たないパリッシュの場合には、パリッシュ総会に属する土地 で、それが取得された目的又はそれ以後流用された目的のためには、最早、必要でない ものは、本条の以下の規定に従い、当該総会によって、国務大臣の承認を得たその他の 目的のために、流用されうるものとする。

(3)パリッシュ又はコミュニティ議会又はパリッシュ総会による本項に基づく土地の 流用は、当該土地の、当該土地上の、又は、当該土地に関する第三者の権利に従うもの とする。

(4) パリッシュ又はコミュニティ議会又はパリッシュ総会は、

- a 一つの共有地、公開空地、若しくは、fuel or field garden、 市民農園(これらの 表現に前記第121条と同じ意味を与えて)から流用される土地の合計が250平方 ヤードを超えない場合で、
- b 流用以前に、問題の土地を特定し、流用するという意図の通知を、引き続き2週間にわたって、当該土地が存在する区域に配布されている新聞紙上で広告し、その土地の提案されている流用への全ての反対を検討する場合

を除き、1971年都市農村計画法第121条により流用することが認められうる土地 を、上記第1項に基づき流用することはできない。また、本項により、何れかの公的信 託土地が、上記第1項に基づき流用される場合、流用により当該土地は、当該土地が公 的信託土地であるという理由のみから生じる全ての信託から解放される。

(5)国務大臣の承認がある場合を除き、パリッシュ又はコミュニティ議会又はパリッシュ総会は、当該日付より10年以内に地方機関(1974年4月1日より前の取得に 関しては、全ての存在する地方機関を含む)による強制権限の(直接的又は間接的)行 使によって取得し、それ以後、当該地方機関又は他の何れかの地方機関によって取得さ れた目的以外の目的に流用されていない土地に関しては、上記第1項に基づく流用権能 を行使することはできない。また、第122条第5項が本項の目的のために、同項が同 条第3項の目的のために適用されると同様に適用される。

(6)土地を本法又は土地条項法律群を実質化する他の何れかの法律又は命令に基づき 取得し、その後、本条によって流用している場合、流用が実行された後にその土地に加 えられた作業は、1845年土地条項整理法第68条及び1965年強制買い付け法第 10条の目的のためには、それによって土地が取得された法律又は命令によって承認さ れたものとして取り扱われるものとする。

(5)本条において、「公的信託土地」は、条規第122条第6項で与えられたと同じ意 味を持つ。 第127条 (1)本条の以下の規定に従い、パリッシュ又はコミュニティ議会又はパ リッシュ総会の同意を得て行動しているパリッシュ受託者は、その保有する土地を望み のままに処分することができる。

(2)国務大臣の承認がある場合を除き、議会は、短期賃貸による以外は、合理的に得 られると考えられる最高額以下の対価で、土地を処分しないものとする。

(3)上記第123条第3項から第5項は、それらが、第123条に基づく土地の処分 に関して適用されると同様に、

- a 「主要議会」を「パリッシュ又はコミュニティ議会若又はパリッシュ総会の同意 を得て行動しているパリッシュ受託者」と、及び、
- b 第4項における「大臣の承認」を「国務大臣の承認」と、

読み替えて本条に基づく土地の処分に適用される。

(4) 慈善目的で保有されていた土地の、本条による処分に関して得られた元金は、1 960年慈善団体法に基づき与えられる指示に合わせ、使用されるものとする。

(5)本条の目的のためには、土地の処分は、

- a それが、7年を超えない貸付か、
- b 転貸の時点で7年以内の残存期間の貸付の転貸

である場合は、短期賃貸による処分とするものとする。

(土地取引-総則)

第128条 (1)本法本章の前記の規定により、何れかの大臣による承認が必要とさ れている全ての場合において、その承認は、

- a 特定の取引(複数を含む)に関し、又は、特定の種類の取引に関し、及び、
- b 地方機関一般に関し、又は、特定の種類の地方機関に関し、若しくは、特定の地 方機関(複数を含む)に関し、及び、
- c 無条件に、又は、関係大臣が(一般的に、又は、特定の取引又は特定の種類の取 引に関し)指定する条件を付して、

与えることができるものとする。

(2)本法本章の前記の規定により、又は、本法より以前に、本法と同時に、又は、本 法より後に成立した他の何れかの法律により、地方機関が土地を取得し、流用し、又は、 処分しようとする場合、

- a 権限の基づき主張する者のためには、当該意図された取得、流用、又は、処分は、 それに必要な大臣の承認がないという理由、又は、公告及び反対についての検討の必 要が満たされていないという理由で、無効となることはなく、
- b 権限に基づいて取引する者、又は、権限の基づき主張する者は、そのような承認 が与えられているか、又は、そのような必要が満たされているかを調べる必要なない ものとする。

(3)主要議会は、1959年都市農村計画法第2章が適用される機関であるが、同法 第22条、第23条及び第26条(土地の取得、流用、又は、処分の権能の行使のため に必要とされる承認に関する規定)は、主要議会の本法本章によって与えられた権能の 行使には、適用されないものとし、また、1959年都市農村計画法第29条(買い主 の保護)において、「前記第2章が適用される機関」は、主要議会が含まれないものと解 釈するものとする。

(4)本条において、「地方機関」は、パリッシュ総会及びパリッシュ受託者を含むもの とする。

第129条 (1)本法本章のこれまでの規定により、地方機関が他の地方機関から取得した土地に関し、支払われるべき対価又は賠償は、本条がなければ、1965年強制 取得法により、裁判所に支払われるべき対価又は賠償であるが、そのように支払う替わ りに、国務大臣の承認を得て、国務大臣が決定するように支払われ、使用されることが できる。

(2)本条に基づく国務大臣の決定は最終的なものとする。

第130条 ランカスター公爵領の Chancellor 及び Council は、当該公爵領の権限下 にある女王陛下に属する土地で、地方機関が買い受けたいと考えるものを当該地方機関 に売り渡すことができ、また、当該土地は、当該地方機関に移転され、その売買の対価 は1855年ランカスター公爵領土地法に基づいて売買されたとみなして支払われ、処 理されるものとする。

- 第131条 (1)本法の本章のこれまでの規定及び下記第8章の規定は、
  - a 当該土地が公共の通路又は遊技場として若しくは1906年空地法第10条に従って保有されているという理由のみで生じている信託を除き、地方機関が、拘束力のある信託、契約、又は、合意に反して、土地を処分することを認めるものではなく、
  - b 下記第2項に列挙される地方機関による土地取引及びそれら取引から生じる元金の使用に関する法律の規定、又は、それらの規定に基づく命令に従わないで行動するように作用し、また、そのようなことを授権するものではない。
  - (2) 上記第1項b号にいう法律は、次の通り。
  - a 1892年技術工業機関法
  - b 1892年-1903年軍用地法
  - c 1896年及び1912年軽便鉄道法
  - d 1908年-1950年市民農園法
  - e 1908年-1950年小自作農及び市民菜園法
  - f 1913年-1953年史跡法
  - g 1919年開拓地(施設)法第28条
  - h 1949年民間航空法
  - i 19578年-1971年住宅法
  - j 1970年農業法第3章

k 全ての地域法(仮命令を確認する法律を含む。)

(3)本法の本章のこれまでの規定は、1960年慈善団体法第29条(慈善資産取引の制限)の効力に影響するものではなく、殊に、これらの規定は、同条第3項a号で列挙されている取引(慈善委員の承認を必要としない法律上認められた一定の取引)をする権限を与えるものと取り扱われてはならない。

(4)本条において、「地方機関」は、パリッシュ総会及びパリッシュ受託者を含むもの とする。

(庁舎及び契約)

第132条 主要議会は、当該議会の区域又は区域外に、公的集会及び会議に使用する ための公会堂、事務所、及び、その他の建物を取得又は提供し、内装することができる。

第133条 パリッシュ又はコミュニティ議会は、公的集会及び会議に使用するための 公会堂、事務所、及び、その他の建物を取得又は提供し、内装し、又は、そのような建 物を取得又は提供し、内装した他のパリッシュ又はコミュニティ議会又はその他の者に 対し、その費用を負担することができる。

第134条 (1)パリッシュ内で、場合に応じて、パリッシュ議会又はパリッシュ受 託者に、無料で利用できる権原がある適当な公的な部屋がない場合、地方教育機関によ って維持されている学校内の適当な部屋又は維持費が地方税から支払われている適当な 部屋を、下記第3項に従い、合理的な時に、合理的な通知をした後、次の目的のために 無料で使用することができる。つまり、

- a パリッシュ総会又は、パリッシュ議会がある場合に、パリッシュ議会、又は、
- b パリッシュ総会の議長又は、パリッシュ議会がある場合に、パリッシュ議会によって招集された会合、又は、
- c 当該公的基金がパリッシュ議会又はパリッシュ総会によって任命された委員会又 は職員、又は、カウンティー議会若しくはディストリクト議会によって管理されてい る場合に、パリッシュ内又はパリッシュの目的のための公的基金の管理

(2) コミュニティ内で、コミュニティ議会に、無料で利用できる権原がある適当な公的な部屋がない場合、又は、コミュニティ議会がない場合、地方教育機関によって維持されている学校内の適当な部屋又は維持費が地方税から支払われている適当な部屋を、 下記第3項に従い、合理的な時に、合理的な通知をした後、次の目的のために無料で使 用することができる。つまり、

- a コミュニティ総会又は、コミュニティ議会がある場合に、コミュニティ議会、又 は、
- b コミュニティ総会の議長又は、コミュニティ議会がある場合に、コミュニティ議 会によって招集された会合、又は、
- c 当該公的基金が、コミュニティ議会がある場合に、コミュニティ議会によって任

命された委員会又は職員、又は、カウンティー議会若しくはディストリクト議会によって管理されている場合に、コミュニティ内又はコミュニティの目的のための公的基 金の管理

(3) 本条の規定は、

- a 個人の住宅の一部として使用されている部屋の使用、又は、
- b 学校内の部屋が教育目的に使用されている時間帯への干渉、又は、
- c 司法の執行の目的、又は、警察の目的のために使用されている部屋がこれらの目 的に使用されている時間帯への干渉

を承認するものではない。

(5)本条に基づいて、何が合理的であり、何が適当であるかについて疑問が生じた際には、それは、国務大臣が決定するものとする。

第135条 (1)地方機関は、地方機関の、又は、地方機関のための契約について規 則を制定することができる。

(2)地方機関は、物品又は材料の供給のための、又は、職務の執行のための、地方機関の、又は、地方機関のための契約について規則を制定するものとする。

(3)物品又は材料の供給のための、又は、職務の執行のための契約について、地方機 関が制定した規則は、これらの契約に対する競争を確保するための、及び、入札が行わ れる方法を規制するための規定を含むものとするが、規則で定める一定額以下の契約を その規定の適用から除外することができ、また、地方機関が、何れかの契約について、 特別の状況により正当化されると納得した場合に、これらの規定の適用から除外するも のとすることができる。

(4)地方機関と契約しようとする者は、当該契約に適用される当該地方機関の規則が 遵守されているか否かを調べる義務がないものとし、また、これらの規則の不遵守は、 当該地方機関の、又は、当該地方機関のための契約を無効としないものとする。

(雑則)

第136条 2以上の地方機関は、その両者又は全てによって執行可能な職務を執行した経費を負担するための取り決めをすることができる。

第137条 (1)本条の規定に従い、地方機関は、管轄区域若しくはその一部又はその住民の全部又は一部の利益になると考える支出を負担することができる。しかし、地方機関は、他の法律により、又は、他の法律を準用して、無条件に、若しくは、一定の制限の下に、又は、一定の条件が成就した場合に、支出をなすことが認められ、又は、必要とされている目的のために、本条により、支出を負担してはならない。

(2)地方機関が、上記第1項に基づき、支出を負担する権能には、他の地方機関の、 当該地方機関の職務の遂行においての、又は、それに関連しての支出の支払いを助ける ことによって負担する権能が含まれることをここに宣言する。 (3)地方機関は、前述のものに従い、次の基金への寄付の支払いを負担することがで きる。

a 連合王国におけるその活動を増そうという慈善団体の基金

- b 利益の目的以外の目的のために連合王国内で、公的サービスを供給する何れかの 団体の基金
- c 連合王国内に居住する者に直接に影響を与える特定の事柄に関連して造成された 基金で、そのために、 Lord Mayor of London 又は主要議会の議長、若しくは、Lord Mayor of London 又は主要議会の議長が委員である委員会から公衆への寄付の要請 がなされているもの

(4)本条に基づく、地方機関の1会計年度内の支出は、当該年度の当該区域の1ポン ド当たり2ペンスを超えないものとし、また、国務大臣が命令でそれを上回る、又は、 下回る額を定めた場合には、当該年度の当該区域の1ポンド当たり当該額を超えないも のとする。

(5)上記第4項の命令を含む法令文書は、全ての地方機関に適用することもでき、また、異なった種類の地方機関毎に異なった規定をすることもできる。

(6)そのような法令文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(7)本条の支出を負担した地方機関の諸会計の中には、当該支出についての特別会計 を含むものとする。また、下記第228条第4項、第6項、及び、第7項が、「地方機関 の会計の要旨」には、前記の特別会計が含まれているとみなして、適用されるものとす る。

(8) ある地域の1ポンド当たり2ペンス又はその他の額は、本条の目的のためには、 1967年一般地方税法第113条第1項c号に基づく規則により、その目的のために 決定された1ポンド当たり1ペンスの額を参考として計算するものとする。

(9) 本条において、「地方機関」は、Common Council を含む。

第138条 (1)人命又は資産の損失又は危険を伴う緊急事態又は災害が生じ、若し くは、切迫しているとき、又は、そのような緊急事態又は災害を予期するに合理的な理 由があり、また、主要議会が、それがその区域の全体又は一部、又は、その住民の全て 又は一部に影響を及ぼすだろうという見解であるとき、当該議会は、

- a 自ら(単独で、又は、他の者又は団体と共に、また、その区域内又は連合王国内 外の区域外において)その区域内において、又は、その住民間で、その事態の影響又 は起こりうる影響を、防ぎ、軽減し、除去すると考えられる行動をとるために必要と 考える支出を負担し、及び、
- b それらの者又は団体によって行われた、そのような行動に関し、議会の定める条 件に従って、当該者及び団体に補助又は貸し付けを行う

ことができる。

(2) 主要議会が前記のような支出を負担することを含む行動をとる場合、又は、補助

又は貸し付けをする場合、当該議会は、可能な限り速やかに、そのとった行動又は行っ た補助又は貸し付けについて、国務大臣に通知するものとする。国務大臣は、当該議会 に当該行動を中止するよう、又は、その行動を国務大臣がその指示の中で示す一定の範 囲にするよう、又は、それ以上の補助又は貸し付けをせぬよう、又は、国務大臣が示す 額を超えた補助又は貸し付けをせぬよう指示することができる。

- (3) 上記第3項は、地方機関が、
- a 1930年土地排水法の意味における主要河川、又は、同法の規定の何れかの目 的のために、主要河川の一部として取り扱われている水路の如何なる部分においても、 排水又はその他の工事のいずれか、又は、
- b 1961年土地排水(洪水防止策)法第34条に基づき地方機関が実施する権能 をもつ工事の何れか

を行うことを承認するものではないが、これらの限定に従い、同項によって授与された 権能は、本法に含まれる全ての法律を含む、全てのその他の法律により、又は、全ての その他の法律に基づき与えられた権能に付け加えられたものであり、これらを侵すもの ではない。

(4)本条において、「主要議会」は、Common Council を含み、また、1974年4月1日までは、現存のカウンティー、カウンティー・バラ、又は、カウンティー・ディ ストリクトを含む。

第139条 (1)本条の規定に従い、地方機関は、

- a その職務を遂行する目的のため、その目的のために行われた、不動産であるか動 産であるかを問わない資産の贈与
- b 区域内の住民又はその一部の住民の利益のために、その目的のためになされた贈 与

を受け取り、保持し、管理することができ、本条に基づき授与された権能の行使に付 随的な、又は、結果的な工事(維持及び改良の工事を含む。)を行うことができる。

(2)地方機関の区域内の住民又はその一部の住民の利益のため贈与に関係して行われた、そのような工事が行われた場合、その工事実施の費用は、上記第137条第4項によって課される限度額の計算に当たっては、同条に基づく費用に加えられるものとする。

(3)本条は、地方機関が、受領すれば直ぐに、教会慈善団体又は救貧慈善団体からの 信託として保持することとなるべき資産を受領することを認めるものではない。

(4)本条は、1944年-1971年の教育法により、又は、基づき、地方機関が行 使可能な権能を害するものではない。

第140条 (1)地方機関は、地方機関による保険料又はその他の支払いの対価として、当該地方機関の構成員が、当該地方機関の業務に従事中に、死亡したか否かを問わず、個人的な事故に会った場合に、契約に定める金額を当該地方機関に支払うことを引き受ける者と契約を結ぶことができる。

(2) そのような契約によって地方機関が受け取った金額は、その受け取りに要した経費を差し引いた後、地方機関によって、その者の事故に関して、当該金額が受領された地方機関の構成員又はその代理人に支払われるものとする。

(3) 1774年生命保障法は、このような契約には、適用されないものとするが、1 958年保険会社法の目的のためには、このような契約は、個人的事故に対する保険契約とみなされるものとする。

(4)本条において、「地方機関」は、1969年交通(ロンドン)法第4条に基づいて 設立されたロンドン交通機構を含み、「地方機関の構成員」は、当該機関の構成員ではな い、委員会又は委員会分科会の委員を含むものとする。

第141条 (1) カウンティー議会は、当該カウンティー又はその一部に関する何ら かの事柄についての調査又は情報収集を行い、若しくは、調査又は情報収集を援助する ことができ、また、そのような情報やそのような調査の結果が、カウンティー内の他の 地方機関、何れかの政府機関、又は、公衆の利用に供されるよう手配し、又は、手配す ることを援助することができる。

(2)何れかの事柄についての関係大臣は、カウンティー議会に、その事柄に関し、当 該カウンティー議会又は当該カウンティー内の他の何れかの地方機関が、何れかの法律 により、又は、基づき、それらに授権された権限の行使の結果、保有している、又は、 利用可能である情報を提供するよう要請することができる。また、当該カウンティーで なく、当該カウンティー内の他の何れかの地方機関が保有している、又は、利用可能で ある情報に関し、そのような要請がなされた場合、当該カウンティー議会は、当該他の 地方機関に、当該情報を提供するよう要請することができる。

第142条 (1)地方機関は、公衆が、申請により、特にその目的のために維持され ている事務所その他で、当該機関の区域内で利用可能な、当該機関又は他の機関、若し くは、(中央)政府部局、又は、慈善団体及びその他の任意団体によって提供されている サービスについての情報、及び、その区域に影響を及ぼす地方統治に関する事柄につい ての情報を、直ちに得ることができるような手配をし、又は、手配することを援助する ことができる。

- (2) 地方機関は、
- a 地方行政に関連する事柄についての情報のその区域における公表についての手配 をすることができ、及び、
- b これらの事柄についての、講義、演説の設定、議論の実施を手配することができ、 及び、
- c これらの事柄についての、絵画、映画フィルム、模型の展示、展示会の実施を手 配することができ、及び、
- d 前掲のように展示され、又は、実施される、絵画、フィルム、模型、又は、展示 を準備し、これに参加し、又は準備の費用を負担することができる。

(3)本条において、「地方機関」は、Common Council を含み、「任意団体」は、公的 団体ではないが、その活動が営利目的以外のために行われているものをいう。

第143条 (1)地方機関は、毎年、又は、その他のやり方で、

- a それら地方機関の共通の利害についての協議及び地方行政についての事柄の討議 の目的のために(連合王国の内部又は外部かを問わず)結成された何れかの地方機関 の連合体の、又は、
- b 同様に結成された地方機関の職員又は構成員の何れかの連合体の 基金に合理的な寄付をすることができる。

(2) 本条において、「地方機関」は、Common Council を含む。

第144条 (1)地方機関は、(単独で、又は、他の者若しくは団体と共同して)

- a 人々に対し、広告その他の方法により、当該区域を、余暇目的、健康目的、若し くは、会議、見本市、又は、展示会を当該区域内で行うため、訪問するよう慫慂する こと、及び、
- b 余暇、会議、見本市、又は、展示会のための施設を提供し、若しくは、他の者又 は団体に提供するよう慫慂し、又は、これらの目的のための何らかの既存の施設を改 良し、若しくは、他の者又は団体に改良するよう慫慂すること
- ができる。

(2)上記第1項の範囲内で、地方機関は、本項の目的のために国務大臣の承認を得た、 人々に連合王国又はその一部を訪問するよう慫慂する目的のために設立された、何れか の組織に補助することができる。

(3) 大ロンドン都議会、ロンドン・バラ議会、及び、Common Council は、上記第2 項による、連合王国内において、広告その他の方法により、大ロンドンの何れかの部分 の商業的又は工業的利点を宣伝することに補助する権能を有さないものとする。

(4) 1963年法第73条(大ロンドン都の快適広告)によって大ロンドン都議会に 授与された権能は、それぞれに区域について、ロンドン・バラ議会、及び、Common Council によっても行使可能なものとする。

(5) 本条において、「地方機関」は、Common Council を含む。

第145条 (1)地方機関は、下記の目的の何れかのために、必要な、又は、都合の よい何らかの事を(当該機関の内外を問わず)行い、その実施を手配し、又は、その実 施の経費に補助することができる。

- a 何らかの性質の娯楽の提供又はダンス施設の提供
- b 劇場、コンサートホール、ダンスホール、又は、娯楽の提供又は舞踏会開催に相 応しいその他の施設の提供
- c 楽隊又はオーケストラの維持
- d 芸術及び芸術に役立つ技術の知識、理解、及び、訓練の開発及び改良

- e 軽食やプログラムの提供、提供される何れかの娯楽又は舞踏会、若しくは、地方
   機関が主催する芸術又は技術の展示会の広告を含む、前掲の事柄に付随する何れかの
   目的
- (2) 上記第1項の規定の一般性を損なわない範囲内で、地方機関は、
- a そこ(第1項)に特定される目的のため、当該機関に属する、又は、その管理下 にある公園又は遊技場の一部を囲い込み、又は、区分しておくことができ、
- b 上記第1項の目的のために当該機関が提供する、何れかの劇場、コンサートホール、ダンスホール、又は、その他の施設、及び、前掲のように囲い込み、又は、区分した公園又は遊技場の一部が、他の者によって、支払いその他について当該機関が適切と考える条件で、使用されることを許すことができ、また、当該他の者がその施設への入場料を徴収することを承認することができ、
- c 自ら、提供される娯楽、地方機関が主催する舞踏会、又は、芸術又は技術の展覧 会、若しくは、そこで提供される軽食又はプログラムについて料金を徴収することが できる。

(3)上記第2項は、何れかの機関が、それに従って、公共公園又は遊技場の贈与又は 貸付が受け入れられ、又は、行われた、契約又は条件を贈与者、譲与者、貸主、又は、 その他の法律上、契約又は条件の利益を受ける者の同意なく、破ることを承認するもの ではない。

(4)本条は、演劇の公演、映画フィルムの公開上映、ボクシング又はレスリングの娯 楽、音楽又はダンスの公演、又は、アルコール飲料の販売のための免許を要求している 何れかの法律の規定に影響を与えるものではないものとする。

(5) 本条において、「地方機関」は、Common Council を含む。

第146条 (1)会社の帳簿の中に、何らかの証券が、地方機関の名義の下に、存在 する場合、次の規定が効力を有する。

- a 地方機関の名前が変更された場合、当該地方機関の要請及び当該地方機関の担当 官による、証券を特定し、当該地方機関の名称及び同一性の変更を証明する法令上の 文書の提示により、当該会社は、当該証券が新しい名称の地方機関へ譲渡された場合 と同じやり方で、当該証券を当該地方機関の新しい名称の下に登録するものとする。
- b 本法、1963年法、又は、これらの規定に類似した(成立時期に拘わらず)何れかの法律に基づき行われた何れかのことにより、他の地方機関が、場合に応じて、何れかの証券、又は、その配当、又は、利子の権利を取得した場合、当該他の機関の存するカウンティーの議会の担当官の証明書、又は、当該他の機関が、それに基づき、そのように権利を取得した制度、命令、又は、裁定が、当該会社が当該証券を、場合に応じて、その証明書、制度、命令、又は、裁定において特定された地方機関へ移転し、当該地方機関へ配当又は利子を支払うための十分な根拠となるものとする。
- c その他の場合において、他の地方機関が、場合に応じて、何れかの証券、又は、 その配当、又は、利子の権利を取得した場合、裁判所は、申請により、場合に応じて、

当該地方機関に証券を移転し、その利子、又は、配当を受け取る権利を与える命令を 作成することができる。1925年信託受託者法が、当該命令が同法第51条によっ て作成されたとみなして適用される。

(2)本条において、

「会社」には、イングランド銀行及び証券が登録、又は、記録される帳簿を管理する会 社又は個人を含み、

「地方機関」は、1933年法、1939年ロンドン行政法、又は、本法の意味におけ る地方機関、又は、地方機関又はパリッシュ総会が代表を送っている共同機構又は共同 委員会、又は、葬祭委員会、共同葬祭委員会、若しくは、パリッシュのパシッシュ受託 者を意味し、

「証券」は、1958年詐欺防止(投資)法におけると同じ意味を持つものとする。

(3)本条に基づく裁判所の管轄権は、高等法院により、又は、申請が1925年信託 受託者法に基づく申請であった場合には、カウンティー裁判所が管轄権を持ったであろ う場合には、カウンティー裁判所が行使するものとする。

## 第8章 財務

(経費及び収入)

第147条 (1) 主要議会の経費の全ては、

- a 何れかの法律又は法律的性格をもつ文書によってその区域の一部のみに負担させ るべきものとされているもの
- b カウンティー議会の経費の場合、1934年6月1日より前に成立した法律に基づき負担された経費で、一般的経費であると、又は、特別に規定された経費を含め、カウンティーの一般目的のための経費であると宣言、指示、又は、命令されていないもの

を除き、その区域全体に負担させることができる一般的経費とする。

(2) 一般的経費であれ、特別経費であれ、主要議会の何れかの経費の額を決定するに 当たり、議会の公職、建物、及び、組織の経費の適当な比率を加えることができる。

(3) ディストリクト議会は、決議をもって、その負担する経費の何れかを、当該決議 中に特定する当該ディストリクトの区域の一部にのみ負担させることができる特別経費 であると宣言することができ、また、そのような決議は、それ以後の決議によって、変 更又は取り消すことができる。

(4) ディストリクト議会によって、税賦課区域のために信託物として保持されている 資産の保有から、又は、その保有に付随して生じるディストリクト議会の経費は、それ らが税以外によって負担されるべきである限りは、当該税賦課ディストリクトにのみ負 担させることができる特別経費とするが、下記第5項の議会の権能を侵すことはないも のとする。

(5)主要議会の経費の何れかが、特別経費として、支払われるべきとき、当該議会は、 その支払いにおいて、又は、それに関して、合理的と思われる金額を、その一般経費の 一部として負担し、残余がある場合、それを特別経費として取り扱うことを決定するこ とができる。

(6)1933年法第190条第3項、又は、同項によって置き換えられたその他の何れかの法律によって作成され、何らかの特定の経費を何れかの負担すべき地区に別個に負担させるべきであると宣言する命令で、1974年4月1日の直前に効力を有したものは、当該日以後、当該地区を含むディストリクト議会による当該経費を当該地区の区域にのみ負担させるべき特別経費であるとする当該上記第3項の決議としての効力を有するものとし、また、これは、同様に、変更又は取り消すことができる。

第148条 (1) それぞれのディストリクトの議会及びロンドン・バラの議会は、一 般税基金を維持するものとし、何れかの法律又は法律文書での、1925年税賦課及び 評価法第10条に基づき、バラ又はディストリクトの一般税基金と統合された何れかの 基金に関する引用は、文脈からそうでない場合を除き、ディストリクト又はバラの一般 税基金の引用と読み替えるものとする。 (2) それぞれのカウンティーの議会は、カウンティー基金と呼ばれる基金を維持する ものとし、大ロンドン都議会は、一般基金と呼ばれる基金を維持するものとする。

(3)税賦課機関以外の機関がその区域の一部での税の軽減に使用すべき収入を得た場合、ある会計年度のそのような収入の額が、当該会計年度に当該収入に関連して負担した支出で、当該区域の一部にのみ負担させるべきものを超える場合、当該機関は、その超過額を当該区域の一部が存する税賦課区域の税賦課機関に、当該区域の一部のものとするべく、支払うものとする。

(4) 主要議会の全ての収入は、適切な基金、つまり、カウンティーの場合には、カウ ンティー基金に、大ロンドン都議会の場合には、一般基金に、及び、ディストリクト及 びロンドン・バラの場合には、一般税基金に移されるものとし、このような議会が支払 うべき全ての債務は、適切な基金から支払われるものとする。

(5)適切な基金に移された収入及び適切な基金からの支出については、会計記録を残 し、主要区域についてのみの一般経費に関しての会計記録は当該区域の一般会計と呼び、 そのような区域の何らかの種類の特別経費に関しての会計記録は当該区域の特別会計と 呼ぶものとする。

第149条 (1)カウンティー議会及び大ロンドン議会は、当該議会が支払うべき債務で他の措置がなされていないもの全てに対処するため、適切な税賦課機関に税の徴収のための課税令状を発行することができ、また、議会の必要に照らして必要があると考えるときは、何時にても、追加の課税令状を発行することができる。

(2) カウンティー議会及び大ロンドン議会が発行した課税令状は、税が

- a 当該議会の一般経費に関する債務に対処するための税の場合には、場合に応じ、 カウンティー又は大ロンドン全体で、及び、
- b 当該議会の特別経費に関する債務に対処するための税の場合には、それを負担す べき区域で、

徴収されることを確保できるように発行されるものとする。

- (3) ディストリクト又はロンドン・バラ議会によって税として徴収しうる額は、
- a 一般経費に関する債務に対処するため徴収しうる額の場合には、ディストリクト 又はバラ全体で、及び、

b 特別経費に関する債務に対処するため徴収しうる額の場合には、それを負担すべ きディストリクト又はバラの一部の区域で、

賦課されるものとする。

(4)カウンティー議会及び大ロンドン議会が発行した課税令状には、別個の項目として、一般経費及び特別経費のそれぞれに関する負担金を含むものとする。

第150条 (1)パリッシュ又はコミュニティ議会、若しくは、パリッシュ又はコミ ュニティ総会の経費に対処するために必要とされる額は、

a 共通のパリッシュ又はコミュニティ議会の下にグループ化されていないパリッシ

ュ又はコミュニティの場合には、パリッシュ又はコミュニティに賦課されるべきもの であり、

- b グループ化されているパリッシュ又はコミュニティのための共通のパリッシュ又 はコミュニティ議会の場合には、当該グループ内のパリッシュ又はコミュニティに賦 課されるべきであり、
- c グループ化されているパリッシュ又はコミュニティのグループ内の、パリッシュ のパリッシュ総会、又は、コミュニティのコミュニティ総会の場合には、当該パリッ シュ又はコミュニティのみに賦課されるべきである。

(2)単独のパリッシュ議会を持つパリッシュ、又は、単独にせよ、共同にせよ、議会 を持つコミュニティにおいては、パリッシュ総会又は何れかのコミュニティ総会の経費 は、当該パリッシュ又はコミュニティ議会によって支払われるものとする。

(3)単独にせよ、共同にせよ、コミュニティ議会を持たないコミュニティにおいては、 コミュニティ総会の経費は、当該コミュニティが存するディストリクトの議会によって 支払われるものとする。

(4)パリッシュ又はコミュニティ議会、若しくは、パリッシュ又はコミュニティ総会の経費に対処するために必要な額を得る目的のためには、パリッシュ又はコミュニティ 議会、又は、単独のパリッシュ議会を持たないパリッシュのパリッシュ総会の議長は、 当該パリッシュ又はコミュニティが存するディストリクトの議会に課税令状を発行する ものとする。

(5)パリッシュ又はコミュニティ議会の金銭の支払いのための小切手その他の手形は、 議会の構成員2名が署名するものとする。

(6) パリッシュ又はコミュニティ議会、又は、単独のパリッシュ議会を持たないパリ ッシュのパリッシュ総会の議長は、場合に応じて、当該議会又はパリッシュ総会の収入 と支出の規定された記録を残すものとする。

(7)本条において、「パリッシュ又はコミュニティ総会の経費」は、パリッシュ又はコ ミュニティ総会の結果としての投票の経費を含むものとする。

第151条 上記第111条の範囲内で、全ての地方機関は、その財務の適切な管理の ための取り決めをするものとし、その職員の一人がこれらの事務の管理の責任を有する ことを確保するものとする。

第152条 上記第147条から第150条は、地方機関がその実施した事業から生じ た余剰収入を、その事業に適用される法律又は法律文書に従った方法以外で、使用し、 又は、処分することを要求し、又は、承認するものと解釈してはならない。

第153条 (1)上記第123条第6項及び第127条第4項、並びに、下記第2項 に従い、本条第7章に基づく土地の処分によって地方機関が受け取った資本金は、当該 地方機関の債務の支払いのため、又は、その他資本金の使用が適切な目的のために使用 するものとする。

(2) 1959年都市農村計画(一定の場合の同意なしの資本金の使用)法第27条の 規定の範囲内で、上記第1項に従った資本金の使用は、国務大臣の同意によってのみ発 効するものとする。

(会計及び監査)

第154条 (1)地方機関又は単独のパリッシュ議会を持たないパリッシュ総会、若 しくは、これらの機関の委員会(2以上のこれらの機関の共同委員会を含む)の全ての 会計、及び、シティの税基金及び年金基金は、本法本章の規定に従い、ディストリクト 監査人又は公認監査人によって監査されるものとし、本法本章において、「シティの税基 金及び年金基金」は、

- a 貧者救済目的税及び、一般税の Common Council による徴収、収納、若しくは、 貧者救済目的税、及び、一般税に加えられるべき収入又はこれらから支出されるべき 支出に関係する会計、及び、
- b 1931年シティ・オブ・ロンドン(諸権能)法に従って、設立され、管理され ている年金基金に関する会計

をいい、本法本章における「団体の会計」とは、Common Council に関しては、「シティの税基金及び年金基金」をいうものとする。

(2)本条の後掲の規定に従い、

- a カウンティー議会又はディストリクト議会の会計は、1974年4月1日より前 に当該議会が行う決議によって当該議会が定めるところに従い、ディストリクト監査 人又は当該議会によって任命された監査人によって監査されるものとし、
- b 大ロンドン都、ロンドン・バラ、又は、大ロンドン都と1又は2以上のロンドン・ バラ、若しくは、2以上のロンドン・バラの共同委員会の会計は、ディストリクト監 査人によって監査されるものとし、
- c シティの税基金及び年金基金は、1974年4月1日より前に Common Council が行う決議によって Common Council が定めるところに従い、ディストリクト監査 人又は Common Council によって任命された監査人によって監査されるものとし、
- d 一つのディストリクト内のそれぞれのパリッシュ又はコミュニティのパリッシュ 議会、パリッシュ総会、又は、コミュニティ議会の会計、又は、全てが当該ディスト リクト内にある2以上のパリッシュ又はコミュニティの全ての共同委員会の会計は、 1974年4月1日より前に当該議会が行う決議によって当該ディストリクト議会 が定めるところに従い、ディストリクト監査人又は当該ディストリクトの議会によっ て任命された監査人によって監査されるものとし、及び、
- e 上記第1項が適用されるが上記b号又はd号に該当しない何れかの共同委員会の 会計は、委員会の設立後6週間を超えない内に成立した決議によって当該委員会が定 めるところに従い、ディストリクト監査人又は当該委員会によって任命された監査人 によって監査されるものとするが、

本項に基づく、何れかの会計を議会又は委員会によって任命された監査人に監査させる ことを規定する決議は、当該任命に対し、下記第164条に基づき国務大臣の承認がな されない限り、効力を有しないものとする。

(3)本条の後掲の規定に従い、本条又は下記第164条の何れかの規定により、何れ かの会計がディストリクト監査人により監査されている場合、当該会計がそのように監 査されるべきであると決議した団体は、また、上記第2項b号に該当する場合には、そ の会計が属する団体は、毎年10月1日より前に成立した決議により、翌年4月1日か ら始まる会計年度及びそれ以降の会計年度につき、当該会計は、そのように監査される のではなく、替わって、当該団体によって任命された監査人によって監査されることを 決定することができる。

但し、第2項b号に該当する会計に関する、本項に基づく決議は、1976年4月1 日より前に始まる会計年度には、効力を有しない。

(4)本条の後掲の規定に従い、上記第2項又は第3項もしくは下記第164条の何れ かの規定により、何れかの会計が国務大臣の同条による承認を受けた監査人により監査 されている場合、当該監査人を任命した団体は、毎年10月1日より前に成立した決議 により、翌年4月1日から始まる会計年度及びそれ以降の会計年度につき、当該会計は、 そのように監査されるのではなく、替わって、ディストリクト監査人又は当該団体によ って任命された他の監査人によって監査されることを決定することができる。

(5)上記第2項a号、c号、第3項、又は第4項に基づく、主要議会又は Common Council による決議は、当該議会の異なった会計についての異なった措置をすることができ、また、上記第3項又は第4項に基づく決議の場合には、当該決議で特定された会計だけに適用されるとすることもできる。

- (6)上記第3項又は第4項に基づく団体の決議は、
- a 当該決議案を提出するという意図の通知が、当該議案が提出された会議の1ヶ月 以上前に、当該監査人に与えられ
- b 当該決議の成立後、6週間以内に、国務大臣が当該団体に下記第8項に基づく決 議の承認を通知し

ない限り、決議のときに当該会計の監査人であった者(ディストリクト監査人であると 承認された監査人であるとを問わず)の任命を終了させる効力を有しないものとし、ま た、そのような決議による、ディストリクト監査人である者を除く、他の監査人の任命 は、下記第164条に基づき、国務大臣により承認されない限り、効力を有しない。

- (7)上記第6項a号に基づき、監査人に通知がなされた場合、
- a 当該団体は、当該監査人により当該決議案が提出される会議以前の何れかの時に 提出された書面による意見表明に注意を払い、
- b 国務大臣は、当該監査人により当該決議案が成立した後2週間までの間に提出された書面による意見表明に注意を払うものとする。

(8)団体が、何れかの会計について、上記第3項又は第4項の決議をした場合、当該 団体は、その決議の写しを国務大臣に送付するものとし、国務大臣は、当該決議を承認 するか否かを書面で回答するものとする。

(9) 承認を受けた監査人が、何れかの会計を監査するために当該監査人を任命した団体に、ある会計年度のこれらの会計の監査の終了後、その職を辞したいとの書面による 通知をした場合、

- a 当該団体の、上記第4項に基づく承認された監査人を交替させる決議を成立させる権能は、同項中、「毎年10月1日より前に」を「下記第9項に基づく通知の、団体による受領後6週間以内に」と、また、「翌年4月1日から始まる」を「その通知に特定された会計年度の次の」と読み替えて、行使可能とし、
- b 新しい監査人の任命にかかる場合を除く上記第6項、又は、上記第7項若しくは 第8項は、このような決議には、適用されないものとし、及び、
- c そのような決議の写しを国務大臣に、承認を受けた監査人が当該団体に送った通 知の写しと共に、送付するものとする。
- (10) 国務大臣に、上記第1項に該当する何れかの会計について、
- a 当該会計の監査についての上記第2項a号、c号、d号、又は、e号に基づく決 議が成立しておらず、
- b 何らかの他の理由により、ディストリクト監査人も、承認された監査人も、現在 のところ、当該会計を監査すべく任命されておらず、又は、
- c 現在、当該会計を監査すべく任命されている承認された監査人が、何らかの理由 により、行動できないか、行動しようとしない

と思われるとき、国務大臣は、当該命令の中で特定される会計年度及び爾後の会計年度 について、当該会計が、ディストリクト監査人によって監査されるよう指示することが できる。また、そのような指示が与えられた場合、本条の規定及び本法本章の後掲の規 定は、上記第2項又は第4項の規定による関係団体の決議により、そこで特定された会 計年度及びそれ以降の会計年度において、当該会計はディストリクト監査人により監査 されるべきこととなったとみなして、適用されるものとする。

(11)本条の規定は、上記第11条第5項により、異なったディストリクトに属する パリッシュが、グループ化されて設置している共同パリッシュ議会に関しては、本条の 規定が施行されたときに、そのグループ内のパリッシュの地方選挙権者が、より多くい る方のディストリクトに全てのパリッシュが属しているものとみなして適用される。

第155条 上記第154条第1項が適用される全ての会計、及び、法律により本法本 章に従って監査されることが要求されている全ての他の会計は、毎年、3月31日又は 国務大臣が一般的に、又は、特別の場合に指示するその他の日に決算するものとする。

第156条 (1)国務大臣は、公務員大臣の同意を得て、本法本章によって監査され ることが必要となる会計を監査させるために国務大臣が必要と考える数のディストリク ト監査人及び国務大臣が必要と考えるその補助者を任命するものとする。これらの補助 者は、ディストリクト監査人の指示に従い、監査人と同じ機能を持つものとし、本法本 章におけるディストリクト監査人という表現はそのように解釈されるべきものとする。

(2)本条に基づき任命されたディストリクト監査人及びその補助者に対しては、国会 によって措置された財源より、国務大臣が公務員大臣の承認を得て決定する報酬及び経 費が支払われるものとする。

第157条 本法本章の規定によって監査されなければならない何れかの会計を監査するに当たり、監査人は、当該会計の検査及びその他の方法により、

a 会計が下記第166条に基づく規則に従って作成され、当該会計に適用される他 の全ての法律及び法律文書を遵守していること、

b 会計の作成に当たり、適正な会計慣行が守られていることをこと

を確認し、また、監査人は、公衆の利益から見て、当該監査人が会計から、又は、会計 との関連で生じた事柄を、関係団体に検討させるために、又は、公衆の注意を喚起する ために、報告すべきかどうかを検討する義務を負うものとする。

第158条 (1)監査人は、その会計が、本法本章に従って監査されることを要求さ れている団体の会計に関する、当該監査人が、当該監査人が監査人となっている会計の 監査の目的のために必要と考える書類を何時にても閲覧する権限を有するものとし、ま た、当該団体の職員又はその他の如何なる者であれ、そのような書類を保有している、 又は、それについて説明すべき立場にいる者に、監査の目的のために当該監査人が必要 と考える情報又は説明を求める権利を有し、当該監査人が、そのような情報を提供し又 は説明をするために必要と考えるときは、そのような職員又はその他の者に、当該監査 人の下に出頭して、そのような書類を提出するよう要求する権利を有する。

(2)上記第2項の範囲内で、その会計が、本法本章に従って監査されることを要求さ れている団体は、監査人に、当該監査人が合理的に必要とする全ての施設及び情報を提 供するものとする。

(3)故意又は過失によって上記第1項に基づく監査人の要求に従わなかった者は、1
 00ポンドを超えない罰金の略式命令及び当該略式命令後、違反を続けた日一日当たり
 20ポンドを超えない追加的罰金の略式命令を受けうるものとする。

(4)何れかの団体の会計の関係で犯されたとされる上記第3項の違反にかかる手続き に関して、監査人が負担した経費は、他のところから回収できない場合は、当該団体か ら回収できるものとする。

(5) 承認を受けた監査人が、本法本章による会計の監査の過程において得た情報を何 れかの者に漏洩した場合、当該監査人は、その漏洩が本法本章による当該監査人の職務 の遂行の過程で行われたものでない限り、違反につき有罪として、400ポンドを超え ない罰金の略式命令、又は、2年以下の禁固又は罰金、若しくは、その双方についての 起訴を受けうるものとする。

第159条 (1)本法本章に基づく監査人による監査に際し、利害を有する者は、誰

でも、監査されるべき会計、及び、それに関する全ての帳簿、証拠、契約、請求書、証 明書及び受領書を閲覧することができ、それら会計及びそれら他の書類の全部又は一部 の写しをとることができる。

(2)当該会計が関係する区域の地方選挙権者の要請により、監査人は、当該地方選挙 権者、又は、その代理人にそれら会計に関して当該監査人に質問する機会を与えるもの とする。

(3)監査がディストリクト監査人によって行われる場合、当該会計が関係する区域の 地方選挙権者、又は、その代理人は、当該監査人の下に出頭し、当該会計について異議 を申し立てることができる。

(4) 監査が承認された監査人によって行われる場合、上記第3項の地方選挙権者は、 国務大臣に対し、ディストリクト監査人に下記第165条に基づく特別監査を行うよう 指示することを要請する申し立てをすることができる。

第160条 (1) その会計が、本法本章に従って監査されることを要求されている団体の会計の監査の終了ご14日以内に、監査人は、上記第157条に基づく、監査された会計についての監査人の報告を当該団体、又は、パリッシュ総会の場合には、その議長に送付するものとし、また、その報告の写し一部を国務大臣に送付するものとする。 当該団体は、当該報告を受け取って以後、実行可能な限り速やかに、これを検討するものとする。

(2)監査人より上記第1項により送付された監査人の報告を検討するための、団体の 会議のために当該団体の構成員に配布される会議次第には、当該報告を添付するものと し、また、当該報告は、1964年公共団体(会議への入場許可)法第1条第4項b号 (会議の会議次第及び関連書類の新聞社への配布)に基づき、新聞社のために配布され るものから除外されてはならないものとする。

第161条 (1)本法本章に基づく何れかの会計の監査がディストリクト監査人によって行われている場合、当該監査人が当該会計の何らかの項目が違法であると考えるときには、それが国務大臣により認可されている場合を除き、当該監査人は、裁判所に当該項目が違法であるとの宣言を求めることができる。

(2)上記第1項に基づく申請があった場合、裁判所は求められた宣言を行い又は拒否 することができる。裁判所がその宣言を行った場合、下記第3項に従い、当該宣言は、 併せて、

- a 違法と宣言された支出を負担した、又は、承認したことに責任のある者に対し、
   当該団体に対し、その全額又は一部を返還することを命じ、また、2人以上が責任を
   有すると認められた場合、それらの者が連帯して前掲のように返還することを命じ、
   及び、
- b そのような支出が2000ポンドを上回った場合、当該支出を負担した、又は、 承認したことに責任のある者が地方機関の構成員である場合、その者が、一定の期間、

地方機関の構成員であることに欠格とすることを命じ、及び、

c 会計の修正を命じることができる。

(3) 裁判所は、そのような支出を負担した、又は、承認したことに責任のある者が合理的に、又は、合法であると信じて行動したことが確認できた場合には、上記第2項a 号又b号に基づく宣言を行わないものとし、その他の場合にも、その者がその支出の全部又は一部を返還する資力又は能力を含む、全ての状況に注意するものとする。

(4)本法本章に基づく何れかの会計の監査がディストリクト監査人によって行われて いる場合、当該監査人が

- a 何れかの者が、会計に含まれるべき金額を会計に加えておらず、また、そのこと は国務大臣によって認可されてもいない、又は、
- b 何れかの者の故意の不当な行為により損失が発生し、又は、欠損が引き起こされ た

と考えるときは、当該監査人は、当該金額、若しくは、場合に応じて、損失又は欠損の 量がその者から返還されるべきであること、及び、下記第6項及び第8項に従い、当該 監査人又は当該団体、若しくは、パリッシュ総会の場合には、総会議長が、当該金額又 は量を当該団体のために回復しうることを文書で証明するものとする。また、ディスト リクト監査人が、本項に基づいて何らかの金額又は量が、2人以上のものから返還され るべきであると考えるときは、その者たちは、当該金額又は量について、連帯して責任 を負うものとする。

(5)

- a 上記第159条第3項に基づき異議を申し立てた者で、ディストリクト監査人の、 当該金額又は量が他の者から返還されるべきである旨の、上記第1項による宣言の申 請をしない、又は、上記第4項による証明をしないという決定に不服な者、又は、
- b ディストリクト監査人の、当該金額又は量がその者から返還されるべきである旨 の、上記第4項による証明をするという決定に不服な者

は、その者が当該決定について通知を受けてから6週間以内に、ディストリクト監査人 に、その決定の理由を書面で疎明することを要求することができる。

- (6) そのような決定に不服な如何なる者も、その決定につき、裁判所に訴えることが でき、また、
  - a 宣言の申請をしないという決定の場合には、裁判所は、異議に関係する会計の項 目に関して、監査人が宣言の申請をしたと同じような権限を持ち、
  - b 何らかの金額又は量がその者から返還されるべきであるという証明をするという 決定の場合には、裁判所は、当該決定を確認し、変更し、又は、破棄することができ、 当該監査人が与えることができた如何なる証明をも与えることができ、
  - c 何らかの金額又は量がその者から返還されるべきであるという証明をしないという決定の場合には、裁判所は、当該決定を確認し、又は、破棄することができ、当該 監査人が与えることができた如何なる証明をも与えることができ、
- 更に、上記 b 号又は c 号に基づき与えられた証明は、上記第4号及び本条の後掲の規定

の目的のためには、上記第4号に基づき監査人から与えられたものとして取り扱うもの とする。

(7)本条に基づく証明書が、地方機関の構成員である者の故意の不当な行為により発 生した損失又は欠損に関するものであり、また、その者が返還すべきであると証明され た額が、2000ポンドを超えるものであるときは、その者は、証明を与えるという決 定に対して訴えることができる期間が通常、終了する日から、又は、そのような訴えが 起こされた場合には、当該訴えが最終的に棄却され、放棄され、又は、追行されないこ とにより終了した日から、5年間、地方機関の構成員となることに欠格であるものとす る。

(8)本条に基づき、地方機関又はその他の団体に返還されるべきであると証明された 金額又はその他の量は、証明書の発行日より14日以内に、又は、訴えが提起された場 合には、当該訴えが最終的に棄却され、放棄され、又は、追行されないことにより終了 した日から14日以内に支払われなければならない。

(9)本条に基づく、何れかの者から返還されるべき、何らかの金額又は量の回復の手 続きにおいては、ディストリクト監査人が署名した、当該金額又は量が、当該証明書の 中で特定された者から、同じく特定された団体へ返還されるべきである旨の証明書が、 その事実についての、最終的な証拠となるものとし、当該団体の会計を管理することを 職務とする職員又は者が署名した、当該金額又は量が、未だ当該団体へ返還されていな い旨の証明書が、その証明書の日付以降に返還されたことが証明されない限り、当該金 額又は量が返還されていないことの最終的な証拠となるものとする。

(10)そのような署名があるとされる証明書は、そうでないことが証明されない限り、 そのように署名されたものとする。

(11)ある団体の会計に関する、上記第1項に基づく申請、又は、上記第6項に基づ く訴えがあった場合、裁判所は、当該申請又は訴えに関し、ディストリクト監査人、若 しくは、場合に応じ、当該申請又は訴えが関係する者、又は、訴えを起こした者によっ て負担された経費を、当該団体によって支払わせるための、裁判所が適当と考える命令 を発することができる。

(12)ディストリクト監査人が、本条によってある団体の会計に関し、返還されるべきであると証明された金額又は量の回復に当たり、負担した経費は、他のところから回収できない場合は、裁判所が別の指示をしない限り、当該団体から回収することができる。

(13)本条の目的のために管轄権を持つ裁判所は、高等裁判所とする。但し、違法だ とされる会計中の項目の量、又は、返還されるべきであるとされる金額又は量が、契約 に基づく訴訟において、カウンティー裁判所が管轄権を有する額を超えていないときは、 カウンティー裁判所が、高等裁判所と並んで管轄権を有するものとする。

(14)本条において、「地方機関」は、Common Council を含むものとする。

第162条 本法本章に基づく会計の監査が承認された監査人によって行われている場

合、当該監査人が、

- a 当該会計の何らかの項目が違法である、又は、
- b 何れかの者が、会計に含まれるべき金額を会計に加えていない、又は、
- c 何れかの者の故意の不当な行為により損失が発生し、又は、欠損が引き起こされ た

と信じるにたる合理的な根拠があると考えるときには、当該監査人は、国務大臣が、デ ィストリクト監査人に当該会計の下記第165条に基づく特別監査を行うよう指示すべ きかどうかを検討できるよう、直ちに、国務大臣に報告するものとする。

第163条 (1)国務大臣は、本法本章に従って監査されることを要求されている会計の監査に関する標準料金を定めておくものとし、また、国務大臣は、特定の監査につき、当該監査を実施するため任命された監査人及び監査対象の会計をもつ団体と協議の上、当該監査に適用される標準料金より、高い、又は、低い料金を定めることが出来る。

(2) 本法本章に従って監査される会計をもつ団体は、

a ディストリクト監査人によって、当該監査が行われている場合には、国務大臣に

b 承認された監査人によって、当該監査が行われている場合には、当該監査人に 上記第1項に従って定められた料金がある場合には、その料金を、そのように定められ た料金がない場合は、その監査に適用される標準料金又は当該団体が状況に照らし適切 と考えるそれより高い料金を支払うものとする。

(3)本条に基づく標準料金を定める前に、国務大臣は、適当と考える地方機関を代表 する団体と協議するものとする。

第164条 (1) ある団体の会計が、本法本章に従って監査されることを要求されて いる場合に、ディストリクト監査人以外の者が監査を行うために任命されているとき、 その任命は、任命の詳細が国務大臣に送付され、国務大臣によって、本条に基づき承認 されない限り、本法本章の目的のためには、効力を有しない。本法本章において、「承認 された監査人」は、下記第2項の資格を有し、国務大臣によって承認されたものをいう ものとする。

(2)次の団体の内、1つ以上のメンバーである者か、又は、その構成員の全てが次の 団体の内、1つ以上のメンバーである組織のみが、上記第1項の目的のために、資格を 有するものとする。即ち、

イングランド及びウエールズ公認会計士協会

スコットランド公認会計士協会

免許会計士協会

市町村出納役及び会計士協会

アイルランド公認会計士協会

その他の会計の連合王国内で設立された協会で、現に国務大臣の承認を得ているもの

(3)国務大臣は、如何なる者の本法本章に基づく、何れかの会計の監査人としての任命の承認も、

- a その者が、それらの会計の効率的な監査を行うに必要な、経験、スタッフ、及び、 施設設備を有しているか、又は、
- b その者の任命の条件がそれらの会計を監査するための監査人の任命にふさわしい ものであるか、

について、納得できない場合を除き、保留しないものとする。

(4) 任命の詳細が、上記第1項に従って、国務大臣に送付された場合、国務大臣は、 上記第3項a号及びb号において述べられている事柄を検討した後、任命した団体に国 務大臣が任命を承認するか否かを書面で告知するものとする。国務大臣が団体に対し、 その団体がなした任命を承認しないと告知した場合には、当該団体は、

- a 新しい任命の手続きを開始するか、又は、
- b 当該会計はディストリクト監査人によって監査される旨を決議するか、又は、
- c 当該団体が、主要議会又は Common Council である場合は、関係諸会計の内の一 部は議会が任命する監査人によって監査され、他の関係会計はディストリクト監査人 によって監査される旨を決議し、

また、告知の受領から6週間以内、又は、国務大臣が定めるそれより長い期間内に、上 記 a 号に基づいてなされた新たな任命の詳細を、上記第1項に基づき、国務大臣に送付 するものとし、又は、場合に応じて、上記b号又はc号に基づく決議の写し1部を、ま た、c号に基づく決議の場合には、決議によって行われる(上記第1項によって国務大 臣に送付することが求められる)任命の詳細と共に、国務大臣に送付するものとする。

(5)本条の後掲の規定に従い、何れかの会計についての承認された監査人の任命は、 当該会計は、それ以上、当該監査人に監査されないものと決定する決議が成立し、上記 第154条に従って、承認されない限り、それ以降の会計年度についても有効であり続 けるものとする。このような場合、決議が成立した会計年度、及び、それ以前の任命が 有効であった会計年度の会計との関係を除き、当該監査人の任命は、終了する。

(6)監査人の任命が本条に基づき国務大臣によって承認された後、何時にても、国務 大臣が、上記第3項a号及びb号に掲げる事柄の何れかについて納得できなくなったと き、国務大臣は、

a 1ヶ月以上の期間を与えて、承認された監査人及び当該監査人を任命した団体に 対し、書面で、国務大臣がその承認の取り消しを検討していることを告げる通知を行った後、及び、

b 当該監査人又は当該団体からなされた意見表明を考慮した後、

承認された監査人及び当該監査人を任命した団体に対し、書面で、当該監査人の承認の 取り消されたことを告げる通知を行うことができる。このような通知の当該による受領 によって、当該監査人の任命は終了する。

(7)上記第3項に基づく、ある者の監査人としての任命を承認すべきかどうかの検討、

又は、上記第6項に基づく、監査人の任命の承認を取り消す権限を行使すべきかどうか の検討において、国務大臣を援助するため、当該任命がその全部又は一部の会計に関係 する団体は、国務大臣の要請がある場合には、国務大臣に関係会計、及び、それに関連 する監査人によって会計の監査の目的のために合理的に要求されうるその他の書類を、 検査のため提供するものとする。

(8)下記第9項の規定は、次の何れかの事件が生じた場合に適用されるものとする。 即ち、

- a 承認された監査人が死亡し、又は、上記第2項の基づき資格を有さなくなったと き、又は、
- b 上記第154条第9項に述べられているもの、又は、上記第6項に基づく国務大臣による国務大臣の承認の取り消し以外で、承認された監査人の任命が当該監査人と任命した団体の間の合意により、終了したとき。
- (9) 上記第8項が特定する事件が生じた場合、当該監査人を任命した団体は、
- a 新しい任命の手続きを開始するか、又は、
- b 当該会計はディストリクト監査人によって監査される旨を決議するか、又は、
- c 当該団体が、主要議会又は Common Council である場合は、関係諸会計の内の一 部は議会が任命する監査人によって監査され、他の関係会計はディストリクト監査人 によって監査される旨を決議し、

また、当該事件から6週間以内、又は、国務大臣が定めるそれより長い期間内に、上記 a号に基づいてなされた新たな任命の詳細を、上記第1項に基づき、国務大臣に送付す るものとし、又は、場合に応じて、上記b号又はc号に基づく決議の写し1部を、また、 c号に基づく決議の場合には、決議によって行われる(上記第1項によって国務大臣に 送付することが求められる)任命の詳細と共に、国務大臣に送付するものとする。

(10)上記第5項の範囲ないで、第9項に基づく承認された監査人の任命、又は、同 項に基づくディストリクト監査人が何れかの会計を監査することを定める決議は、任命 が行われ、又は、場合に応じ、決議が成立した会計年度の会計、及び、それ以降の会計 年度、並びに、上記第8項a号又はb号に該当する承認された監査人が関係会計の監査 を終了していないそれ以前の会計年度について効力を有するものとする。

第165条 (1)国務大臣は、

- a その会計が本法本章に従って監査されることを要求されている何れかの団体の地 方選挙権者の申請により、又は、それらの団体の申請により、又は、
- b 上記第157条又は第162条に基づく監査人の報告からみて、又は、その他の 何れかの理由により、そうすることが望ましいと考えるとき、

ディストリクト監査人に当該団体の会計を特別監査するよう指示することができる。

(2)上記第157条から第161条は、第159条第1項、第2項、及び、第4項を 除き、それらが、本法本章に基づく通常監査に適用されると同様に、本条に基づく特別 監査に適用される。 (3)本条による特別監査は、その会計が監査されるべき団体、又は、パリッシュ総会の会計の場合には、総会議長への、丸3日の猶予を与える書面による通知によって行うことができる。

(4)何れかの団体の会計の特別監査を行うことによって生じる経費は、当初は、国務 大臣が負担する。しかし、国務大臣は、適当と考えるときは、その支出の全部又は一部 を当該団体から回収することができる。

第166条 (1)国務大臣は、本法本章に基づく監査を受けるべき会計(上記第16 5条に基づく特別監査を含む)に関する情報の公開、並びに、様式、準備、保存、及び、 証明についての規則を設けることができ、そのような規則は、次のものに関する規定を 含むことができる。

- a そのような監査に関し、遵守されるべき手続き
- b 何れかの団体のそれらの会計の当該団体の事務所又は他の何れかの場所への保管 及びそれら会計に関する情報の公開
- c 何れかの団体の会計、及び、それについての監査人の報告に関し、本法によって 与えられた閲覧又は異議申し立ての権利の行使、並びに、当該団体の区域の地方選挙 権者にそれらの権利について、知らせるためにとられるべき手段
- d その会計が監査されている団体による、監査の料金の決定の目的のための情報の 提供

e 監査された会計の要旨の作成

(2)何れかの者が、故意に本章に基づく規則の規定で、それへの違反が犯罪であると 宣言されているものに反した場合、その者は、最初の違反については、20ポンドを超 えない罰金の略式命令を、2回目又はそれ以後の違反については、50ポンドを超えな い罰金の略式命令を受けうるものとする。

(3)本条に基づく規則を含む何れの法律文書も、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(4)何れかの団体の会計に関して犯されたとされる上記第2項に基づく違反に関する 手続きに関して監査人が負担した経費は、他のところから回収できない場合は、当該団 体から回収することができる。

第167条 その会計が本法本章に従って監査されることを要求されている何れかの団体の職員が、当該団体のために金銭又は他の資産を受け取る場合、又は、その者が、当該団体の会計に繰り入れるべき金銭又は他の資産を受け取る場合、その者の会計も当該団体の会計の監査人によって監査されるものとし、上記第154条から第166条が必要な修正を施した上で、当該会計及び監査に適用されるものとする。

(財務及びレイト課税に関する雑則)

第168条 (1)下記第3項に従い、全ての地方機関及び単独のパリッシュ議会を持

たないパリッシュのパリッシュ総会の議長は、3月31日、又は、国務大臣が指示する 他の日に終了する年度毎に、国務大臣に、次の額の報告をするものとする。

- a その収入及び支出、又は、パリッシュ総会の議長の場合には、パリッシュ総会の 収入及び支出
- b レイト課税団体にあっては、当該区域で、レイトによって徴収した額、及び、他 の団体に課税令状に従って、支払った額

(2)本条に基づく報告は、国務大臣が指示する様式で、指示する詳細項目を含み、毎年、指示する日までに国務大臣に提出され、指示するやり方で証明されるものとし、本項に基づく指示は、異なった種類の団体の報告毎に、異なった要求をすることができる。

(3) 国務大臣が、上記第1項の事柄の何れかについては、ある地方機関により、若し くは、あるパリッシュ総会により、又は、あるパリッシュ総会のために、他の法律に基 づき、既に十分な情報が、国務大臣に提供されていると考えるときには、国務大臣は、 当該事柄に関しては、当該機関又は、当該パリッシュ総会議長を、本条の要求の全部又 は一部から免除することができる。

(4)国務大臣は、毎年、本条に基づき、国務大臣に送付された報告、及び、その結果、 国務大臣が本条に基づく免除を与えることとなった、他の法律により提供された情報の 要旨を作成させ、当該要旨を国会両院に提出するものとする。

(5)本条において、「地方機関」、「徴収」及び「レイト」は、1875年地方借り入れ 法と同じ意味をもつものとする。

第169条 (1)新しい主要区域の議員の最初の選挙後、可能な限り速やかに、その 新しい主要区域内に、その区域又は区域の一部が存する現存する課税機関は、国務大臣 が規則を以て定立する取り決めに従って、新しい主要区域が、カウンティーである場合 には、カウンティー基金に、新しい主要区域が、ディストリクトである場合には、一般 税基金に適切な負担金を払い込むようにするものとする。

(2)上記第1項における、現存する課税区域又はその一部に関する「適切な負担金」 とは、その課税区域で徴収された、1ポンド当たり1ペンスの税額の4分の1、又は、 国務大臣が命令で定める他の割合と等しいものをいうものとし、若しくは、場合に応じ、 1973/1974年度については、次の部分とする。

- a 現存するカウンティー・バラの場合には、1966年地方行政法別表1第2章の
   目的のため、確定された税額、
- b 1967年一般地方税(カウンティー議会による課税命令その他)法第12条第 2項の目的のため、当該額が課税機関によって既に見積もられている場合は、そのように見積もられた額、
- c それ以外の場合には、既述の第12条第2項の目的のために見積もられたであろ うと同じ方法で、課税団体が見積もった額
- (3) 上記第2項に基づく命令を含む法律文書は、
- a 全ての課税区域に適用されるものともでき、又、現存の種類の異なる課税区域毎

に異なる定めをすることもでき、

b 国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(4)新しい区域の議会は、1974年4月1日より前に負担する支出のため、金銭を 借り入れることができ、また、ウエールズの新しいディストリクトの議会は、ディスト リクト内のコミュニティ議会が同様に負担した支出に対処できるよう、これに貸し付け る目的で金銭を借り入れることができるものとする。

(5)下記第254条に基づく命令によって、1つ又はそれ以上の新しい地方機関に、 移転すべきこととなるかも知れない金額を用意するため、大ロンドン都外の区域の現存 の地方機関は、1974年4月1日より前の最後の課税期間に、当該機関によって決定 されるレイト税率、又は、当該機関が発する課税命令の中に、緊急事態、又は、本法が 成立していなかったなら、現存の地方機関が4月1日以降、次期の地方税又は課税命令 に関して受け取られる金銭が使用可能になるまでの間に負担すべきであった支出に対応 するためのものを含めることができるものとする。

第170条 本条の後掲の規定に従い、また、これらに合わせ、都市カウンティーの議 会は、当該カウンティー内の全てのディストリクト議会の同意を得て、カウンティー内 の全ての又は一部の地域について、当該カウンティー内の異なったレイト課税地域で課 税されるレイトの不均衡を減少させる枠組みを作ることができる。

(2) そのような枠組は、枠組みが創設された会計年度の直後の会計年度において、カ ウンティー内のレイト課税団体による他のレイト課税団体への

- a 直接の、若しくは、カウンティー議会を通しての、又は、
- b カウンティー議会による、これらの課税団体への課税命令の額の調整という手段 による、又は、
- c カウンティー議会によるこれらレイト課税団体間での、需要要素に関連する、レ イト補助金の支払い額の再配分による

負担金の支払いという形をとるか、又は、これらの方法の2以上の組み合わせによるものとする。

(3) この枠組みが効力を有することとなる会計年度の開始以前の何時にても、本条に 基づく枠組みは、本条に基づく新しい枠組みによって変更されうるものとする。

(4) 1966年地方行政(レイト補助金の財源要素)法別表第1第2章第6項(一定の地方機関の総支出を計算するに当たり、除外されるべき特定の留保)において、

- a 「大ロンドン都において」の後に、「、又は、都市カウンティー」を挿入するもの とし、及び、
- b 「1963」の後に、「1972年地方行政法第170条」を挿入するものとする。

第171条 (1)下記第2項によって定められる利率は、下記の法律(これらは、特 に、地方機関に支払われるべき特定の金額について、地方機関に支払われるべき利子に 関連する)により、又は、基づき定められた利率、又は、場合に応じ、最大利率を代替 する。これらの法律とは、

1936年公衆衛生法第291条第3項の但し書き

1949年沿岸保護法第10条第2項

1957年住宅法第10条第6項

1959年幹線道路法第181条第5項、第212条及び第264条第5項

1969年住宅法第6条第4項

1969年鉱山・採石場(切り羽)法第23条第5項

(2)上述の利率は、1968年国家貸付法第3条(貸付委員会による地方貸付)に基 づき、15年の期間につき行われる貸し付けに関し財務省が定める適用利率より0.2 5%高いものとする。本項において、「適用利率」とは、次の日にち、つまり、4月1日、 又は、10月1日の内、当該金額に関し、利子が発生し始めた日の直前に当たる日に適 用される利率、又は、そのような利率が2つ以上ある場合には、その内、財務省が、時 に応じ、一般的に、又は、特定の法律に関し指示するものをいうものとする。

(3)上記第2項に基づく指示を与えた後、できるだけ速やかに、財務省は、それをロ ンドン・ガゼットで公表するものとする。

第172条 本法別表第13第1章は、地方機関の金銭を借り入れ、及び、貸し付ける 権限、並びに、地方機関の基金に関し、効力を有するものとし、同別表第2章は、地方 機関の財務及び課税に関する法律で、同別表第1章によっても、また、本法本章の前掲 の規定によっても置き換えられなかったものの改正及び修正を行う効力を有するものと する。

(地方機関及びその他の機関の構成員への支払い)

第173条 (1)下記第6項に従い、議員である地方機関の構成員は、出席手当とい う形での支払い、即ち、当該地方機関が決定する予め定められている額を超えない合理 的な額の支払いである、承認された職務の遂行に対する支払いを受ける権利を有する。

(2)上記第1項に基づいて予め定められている額は、何れかの時刻より始まる24時間の期間について定めることができる。

(3)上記第1項に基づいて、地方機関が定めた何れかの手当の額は、一日の内のどの 時間帯であるか、及び、その職務にかかる時間によって差を設けることができるが、一 日の内の同じ時間帯の同じ時間のかかる同じ種類の職務に関しては、当該手当を受け取 る権利のある当該地方機関の全ての構成員に同一額とするものとする。

(4)下記第6項に従い、本条が適用される団体の構成員で上記第1項に基づく承認された職務の遂行に対する出席手当を受け取る権利のない者は、金銭的損失手当という形での支払い、即ち、必然的に生じる所得の損失、又は、その者が当該職務を遂行できるようにする目的で必然的に支払われ、又は、負担された(旅行又は生活のための経費を除く)経費に関しての予め定められている額を超えない支払いを受ける権利を有する。

(5) 本条が施行された日、又は、その者が公職についた日の内、何れか遅い方から数

えて4週間の期間が終了する前の何時にても、地方機関の参事会員は、当該機関の担当 職員への書面による通知によって、本条の目的のためには、金銭的損失手当ではなく、 出席手当を受け取る資格を持つことを選択できるものとする。参事会員がそのような選 択をした場合、通知の到着の日から始まって、その者が参事会員でなくなる日までの期 間、その者は、本条の目的のためには、議員とみなして取り扱われるものとする。

(6) パリッシュ又はコミュニティ議会の構成員は、当該パリッシュ又はコミュニティ 内、又は、共通のパリッシュ又はコミュニティ議会の下にグループ化されたパリッシュ 又はコミュニティの場合には、当該グループの区域内での、パリッシュ又はコミュニテ ィ議会の構成員としての承認された職務の遂行に関しては、本条に基づく何れの支払い をも受け取れないものとする。

第174条 (1)下記第2項及び第3項に従い、本条が適用される団体の構成員は、 (連合王国の内外を問わず)旅行のための経費、又は、場合に応じて、生活のための経 費が、その者が当該団体構成員として、承認された職務を遂行できるようにする目的で その者によって、必然的に負担された場合、当該団体によって定められた比率での、し かし、連合王国内の承認された職務のための旅行の場合には、国務大臣が特定する比率 を超えることのない比率での支払いである、旅行手当、又は、生活手当の形での支払い を受ける権利を有する。

(2)パリッシュ又はコミュニティ議会の構成員は、当該パリッシュ又はコミュニティ 内、又は、共通のパリッシュ又はコミュニティ議会の下にグループ化されたパリッシュ 又はコミュニティの場合には、当該グループの区域内での、パリッシュ又はコミュニテ ィ議会の構成員としての承認された職務の遂行に関しては、本条に基づく何れの支払い をも受け取れないものとする。

(3)上記第2項の範囲内で、団体の構成員は、その者の通常の住居地から3マイル以 上離れたところで遂行された職務に関しての場合を除き、承認された職務の遂行に関し、 生活手当という形での本条に基づく支払いを受ける権利を有しないものとする。

第175条 (1)次の団体、即ち、

- a 全ての地方機関
- b 本条が適用されるその他全ての団体、及び、何れかの法律により本条が適用され る何れかの会議又は会合に代表を送る権能を与えられたその他全ての団体

は、当該機関の何れかの構成員又はそのような会議又は会合に出席するその他の団体の 構成員に対し、適当と考える、前記第173条及び第174条に基づき支払い可能な手 当と同じ性格の手当で、それら機関が特別の場合に付き、又は、特別の種類の場合に付 き定める合理的な額で、それら各条に基づく対応する手当について、上記第173条に 基づき予め定められた、及び、連合王国外で開かれる会議又は会合の場合を除き、上記 第174条に基づき特定された額を超えないものを支払うことができる。

(2)上記第1項b号に定める団体が、本法以外の何れかの法律又はそれら法律に基づ

く文書に基づき、本条が適用される会議又は会合に出席する上で負担された経費を支払 う権能を有している場合、当該法律又は文書によって支払うことができる額は、同項に 基づき出席に関して支払うことができる額を超えないものとする。

(3)地方機関との関係においては、本条は、連合王国の内外で開催される会議又は会合で、当該地方機関の考えでは、当該機関の区域又はその一部の利益、若しくは、当該機関区域の住民又はその一部の利益に関係する事柄を討議する目的で、(取引又は営業の一環として、それを主催する者又は団体、若しくは、その目的の全部又は一部が政治的である団体以外の)何れかの者又は団体によって主催されるものに適用されるものとする。

(4)本条が適用されるその他全ての団体に関しては、本条は、1つ以上のそのような 団体又はそのような団体の連合体によって主催される会議又は会合に適用されるものと する。

第176条 下記第2項に従い、地方機関は、

- a 連合王国の内外を問わず、当該地方機関のために、公務出張又は儀礼訪問を行う 中で、その構成員によって、又は、その構成員のために、合理的に負担された旅費及 び他の経費を支払うことができ、
- b 当該機関の区域を訪問した著名な者、及び、連合王国の内外を問わず、地方行政 又はその他の公務の代表又はこれに関係する者に対する公式の儀礼のための歓迎行 事及び接遇のために、並びに、これらの者に情報を提供するために負担された経費を 支払うことができる。

(2)連合王国内の訪問の場合、当該機関の構成員が連合王国内で訪問した経費に関して、本条に基づき地方機関が支払う額は、もし、その訪問が当該構成員の承認された職務であったならば、その者が上記第174条に基づく旅費又は生活手当として受け取る 権利を有するであろう支払いを超えないものとする。

第177条 (1)上記第173条から第175条は、次の団体に適用されるものとする。

- a 全ての地方機関
- b 1963年水資源法に基づき設立された河川機関
- c 1967年一般レイト法第88条の目的のため何れかの区域で現在有効な枠組み によって設立された地方評価委員会
- d 本法第6章又はその他の法律により、任命されたか、又は、設立された、2以上 の地方機関の合同委員会
- e その構成員の全てが地方機関の代表である、合同機構、合同機関、又は、他の合 同団体、及び、
- f 前記各条の目的のために予め定められた団体で、前記各号に定める団体が代表を 送っているもの

(2) 第173条、第174条、及び、第176条において、「承認された職務」は、団体の構成員との関係では、次の何れかの職務をいう。即ち、

- a 当該団体の会合、又は、その委員会又は委員会分科会への出席
- b 当該団体に承認されたその他の事、又は、承認された種類の事を、当該団体の、 若しくは、その委員会又は委員会分科会の職務の遂行の目的で、又は、それとの関連 で行うこと
- c 法律又は文書(国王憲章を含む)によって課せられた職務又は与えられた権能に 従って、その者が当該団体によって、又は、当該団体の推薦によって、本号の目的の ために予め定められた他の団体(当該他の団体が上記第1項b号乃至f号の範疇に含 まれるか否かに拘わらず)の構成員に任命された場合、当該他の団体の職務の遂行の 目的で、又は、それと関連して、当該他の団体の構成員として何れかの事を行うこと

(3)上記第173条から第176条の目的のためには、地方機関又は上記第1項で定める他の団体の委員会又は委員会分科会の構成員は、当該団体の構成員とみなされるものとする。

(4)上記第94条第5項は、上記第1項に定める団体の構成員で、この規定がなけれ ば、上記第94条第5項が適用されないものについては、同項は、それが地方機関の構 成員に関して適用されるのと同じく適用されるものとする。

第178条 (1)国務大臣は、上記第173条から第176条が執行されるやり方に ついての規則を設けることができ、殊に、前掲の規定の一般性を損なわない範囲内で、

- a これらの条に基づく支払いの重複、又は、これらの条の何れかに基づく支払いと 他の法律に基づく支払いとの重複を避けるための規定、及び、これらの条に基づく支 払いを行う団体を定めるための規定をし、並びに、これらの支払いが2以上の団体に よってなされるべきときは、支払うべき額のこれら団体間の分担について規定するこ とができ、
- b 使用されるべき様式、及び、これらの条に基づく支払いを請求するために提出さ れるべき細目を特定し、
- c 上記第173条から第175条が適用される団体による、それら団体の会議録又 はその他による、これらの支払いの詳細の公表について規定することができる。

(2)上記第173条又は第177条、若しくは、本条に基づく規則を含む法律文書は、 国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

## 第9章 職務

(一般)

第179条 (1) 下記第2項から第4項は、

- a 本法以前、又は、本法と同じ会期に成立した公的一般法、及び、
- b 本法の成立前に、何れかの公的一般法に基づき作成された文書で、法令的性格を 持つ文書で、地域特別立法の性格を持つ文書でないもの

の規定を、適合させる目的のために、殊に、それらの規定により授与された職務の遂行 について規定する目的のために、効力を有するものとするが、これらの項は、本法によ る、また、本法に基づき作成された文書の、これらの項と異なる規定に従って効力を有 するものとし、本法による、また、本法に基づき作成された文書の、明文の規定を犯さ ないものとする。

(2) このような規定において、行政カウンティー又はその議会への言及、若しくは、 そのような言及であると解釈される言及は、それが、特定のカウンティー又はその議会 への言及、若しくは、そのような言及であると解釈される言及である場合を除き、場合 に応じ、新しいカウンティー又はその議会への言及であると解釈されるものとする。

(3) このような規定において、都市ディストリクト(都市ディストリクトとしてか、 又は、ディストリクトとしてか、又は、カウンティー・ディストリクトとしてかに拘わ らず)若しくはそのようなディストリクトの議会への言及、又は、そのような言及であ ると解釈される言及は、それが、特定のディストリクト若しくはその議会への言及、又 は、そのような言及であると解釈される言及である場合を除き、場合に応じ、新しいデ ィストリクト又はその議会への言及であると解釈されるものとする。

(4) このような規定において、非都市パリッシュ(非都市パリッシュとしてか、又は、 パリッシュとしてかに拘わらず)、若しくは、そのようなパリッシュの議会又は総会への 言及、又は、そのような言及であると解釈される言及は、それが、特定のディストリク ト又はその議会又は総会への言及である場合を除き、

- a イングランドに関しては、パリッシュへの言及、又は、場合に応じ、その議会又 は総会への言及と、及び、
- b ウエールズに関しては、コミュニティへの言及、又は、場合に応じ、それが存在 する場合には、その議会への言及と解釈されるものとする。

(環境)

第180条 (1)本条が適用される法律の目的のためには、地方機関及び衛生機関(都市か非都市であるかに拘わらず)は、

- a ディストリクトについては、ディストリクト議会
- b ロンドン・バラについては、バラ議会
- c シティについては、Common Council
- d イナー・テンプル及びミドル・テンプルについては、それぞれ、その Sub-Treasurer

## 及び Under Treasurer

とするが、前掲の規定は、本法の他の規定、殊に、本法別表第14及び、大ロンドン都 内の何れかの区域については、1963年法別表14第1章に従って、効力を有するも のとする。

(2) 1936年公衆衛生法は、本法別表第14第1章に特定される改正及び修正に従い効力を有するものとし、同別表第2章は、公衆衛生、建築制限、公共公園、照明及び、 それに関する事柄に関係する他の法律の改正及び修正に効力を持つものとする。

- (3)本条は、次の法律に適用されるものとする。
- a 1875年-1925年公衆衛生法
- b 1906年Alkali, &c. Works 規制法
- c 下記第181条第1項又は第2項に含まれる部分を除く1936年公衆衛生法
- d 1953年地方行政(その他の規定)法第8条
- e 1954年鉱山・採石場(切り羽)法第8章
- f 1956年及び1968年清浄大気法
- g 1960年騒音軽減法第1条
- h 下記第181条第2項に含まれる部分を除く1961年公衆衛生法
- i 1968年健康保険公衆衛生法第3章
- j 1969年公衆衛生(常習公害)法、及び、
- k 1970年慢性疾病障害者法第6条

(4)本条及び本法別表第14、並びに、1936年公衆衛生法で用いられる表現は、 文脈が違ったものを要求していない限り、本条及び同別表において、1936年公衆衛 生法と同じ意味を持つものとする。

第181条 (1) 次の法律、即ち、

- a 1936年公衆衛生法第4章、及び、同章に関係する限りにおいて同法第7章
- b 1944年農村上下水道法の水に関する部分
- c 1953年地方行政(その他の規定)法第12条
- d 1945年及び1948年水資源法及び1958年水資源法

の目的のためには、地方機関は、ディストリクトに関しては、ディストリクト議会とし、 ロンドン・バラに関しては、バラ議会とする。

- (2) 次の法律、即ち、
- a 1936年公衆衛生法第14条から第42条、及び、これらの条に関係する限り において同法第90条及び第12章
- b 1937年公衆衛生(商業施設の排水)法
- c 1944年農村上下水道法の下水及び下水処理に関する部分
- d 1953年地方行政(その他の規定)法第13条
- e 1961年公衆衛生法第12条から第15条及び第5章並びに別表第2

の目的のためには、地方機関は、大ロンドン都以外の区域に関しては、ディストリクト

議会とする。

(3) 大ロンドン都の下水区域以外で、2以上のディストリクトにおいて、地方機関の 下水に関する職務の全部又は一部の遂行につき、より大きな効率を確保する目的のため には、これらの職務の全部又は一部の遂行のための共同機構が設立されることが適当で あると国務大臣が考える場合で、1936年公衆衛生法第6条に基づく申請がなされて いない場合、国務大臣は、これらのディストリクトの全部又は一部からなる合同ディス トリクトを設立し、また、これらの職務を遂行するための当該ディストリクトの代表よ りなる共同機構を設立する命令を発することができる。

(4)国務大臣は、当該区域の一部について下水の職務を遂行している共同機構がある 場合でも、上記第3項に基づく合同ディストリクトを設立する命令を発することができ る。

(5)下記第254条の範囲内で、上記第3項に基づく命令は、1936年公衆衛生法 第6条又は第9条、若しくは、1958年地方行政法第26条又は別表第6に基づく命 令を、それが下水の職務をもつ共同機構、又は、ディストリクト、若しくは、そのよう な共同機構の職務に関する限り、改正し、また、取り消すことができる。

(6) 1974年4月1日より前に作成された、上記第3項に基づく命令を含む法律文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(7)国務大臣が、1974年4月1日以降に上記第3項に基づく命令を作成しようと 提案する場合、国務大臣は、合同ディストリクトにその区域又はその一部を包含するこ とが提案されている全てのディストリクトの地方機関、及び、その区域又はその一部を 包含することが提案されている全ての下水道の職務を遂行している合同ディストリクト の共同機構に当該命令についての通知をするものとし、当該通知がなされてから28日 以内に、これらのものが異議を唱え、その異議が撤回されなければ、当該命令は、下記 第254条によってそこに含まれる規定を含め、特別の国会の手続きを経ることとし、 下記第254条第9項は当該命令には適用されないものとする。

(8) 1936年公衆衛生法第7条は、上記第3項に基づき設立された共同機構にも他の共同機構と同じく適用されることを、ここに宣言する。

(9) 1936年公衆衛生法第6条、又は、上記第3項に基づく命令、若しくは、それ らの命令を改正する命令は、下水道の職務を遂行するために設立された共同機構に、そ の構成機関のもつ何れの下水道の職務をも与えることができ、また、これらの職務を

a 命令中に特定された制限又は条件に従って、(当該制限又は条件が、構成機関の職務の遂行に適用されるかどうかを問わず)又は、

b 構成機関の職務の遂行に適用される制限又は条件で、命令中に特定されたものに 囚われず、

与えることができる。

(10)本法別表第15は、上下水道に関する法律の改正及び修正を行うための効力を 有するものとする。

(11)本条において、

「下水の職務」は、上記第2項の何れかに定める法律の基づく職務を意味し、 「大ロンドン都議会の下水道区域」は、1963年法の第5章におけると同じ意味をも つものとする。

第182条 1971年都市農村計画法第1条第1項及び第2項(大ロンドン及びシリー島以外のイングランド、並びにウエールズの地域計画機関)を、次のものに改める。

「(1)本条の規定に従い、カウンティー議会をカウンティー計画機関とし、ディストリクト議会をディストリクト計画機関とする。

(2) 2以上のカウンティーの区域又は区域の一部のカウンティー計画機関として、又 は2以上のディストリクト議会の区域又は区域の一部のディストリクト計画機関として、 共同機構を設立することが適当であると国務大臣が考える場合、国務大臣は、命令によ って、本法の目的のために、これらのディストリクトの全部又は一部からなる合同ディ ストリクトを設立し、また、場合に応じて、カウンティー計画機関、又は、ディストリ クト計画機関として共同機構(以下、本法において「共同計画機構」という。)を設立す ることができる。

但し、国務大臣は、全ての関係議会が当該命令の作成に同意していない限り、地方聴 聞を開いた後でなければ、そのような命令を作成しないものとする。

(2A)本法における「地方計画機関」は、大ロンドン都及び国立公園に関するものを 除き、カウンティー計画機関又はディストリクト計画機関と解釈するものとし、前掲の 規定は、1972年地方行政法第18条及び別表第16第1章効力を有するものとす る。」

(2) イングランド(大ロンドン及びシリー島を除く)及びウエールズにおいては、1 971年都市農村計画法により、又は、に基づき地方計画機関に与えられた全ての職務 は、下記第4項及び第183条、並びに、本法別表第16第1章に従い、カウンティー 計画機関及びディストリクト計画機関の双方によって遂行可能とする。

(3) 同別表において、

- a 第1章は、同法に基づく職務のそれらの機関による遂行、及び、同法の細部に関 わる改正及び修正に関し効力を有するものとし、
- b 第2章は、都市農村計画に関わる他の法律に基づく職務のそれらの機関による遂行、及び、それら他の法律の細部に関わる改正及び修正に関し効力を有するものとし、 及び、
- c 第3章は、これらの職務の内の一定のものに関係して、助言を得るための取り決めについて効力を有するものとする。

(4)国立公園内の区域については、1971年都市農村計画法により、又は、に基づき地方計画機関又はディストリクト計画機関に与えられた全ての権限は、下記第5項及 び第6項の規定に従い、カウンティー計画機関のみの職務とし、その国立公園への適用 における、同法における地方計画機関又はディストリクト計画機関への言及は、これに 従って、解釈されるものとする。 (5)同法の次の規定、即ち、第60条、第61条、第62条及び第103条(樹木の 保存及び補充)、並びに、第65条(荒れ地)によって地方計画機関に与えられた職務は、 国立公園の何れかの一部については、その区域が当該公園の一部を含むディストリクト 計画機関が、カウンティー計画機関と並んで、行使しうるものとする。

(6)1949年国立公園及び田園との接触法第7条に基づく、国立公園を指定し、又は、拡張する命令が作成されたとき、当該命令によって国立公園の一部となった区域について、当該命令の効力発生の直前に地方計画機関によって遂行可能であった職務は、1971年都市農村計画法第1条に基づく共同計画機構が設立され、又は、その区域と 境界を同じくする区域、又は、その区域を含む区域のために、本法別表第17第1章に 基づいて国立公園委員会が任命され、若しくは、場合に応じ、これらのものが当該職務 を遂行することを承認されない限り、並びにこれらのものが、設立され、任命され、又 は、承認されるまでは、その区域に関しては、その後も当該機関によって遂行可能なものとする。

第183条 (1)1971年都市農村計画法第6条から第10条(調査及び構造計画) の規定に基づく地方計画機関の職務は、カウンティー計画機関によって遂行可能なもの とし、これらの条における地方計画機関への言及はそのように解釈されるものとする。

(2) 同法第11条の前に次ぎの条を置く。

「第10C条 (1)本法第11条に基づき、地方計画を準備する地方計画機関の職務 は、本法の後掲の規定に従い、ディストリクト計画機関によって遂行可能なものとする。

(2)本条に基づく規則に従い、カウンティー内の、国立公園に含まれるその一部を除 く、本法第11条乃至第15条が効力を有している区域の地方計画の準備のための枠組 み(「開発計画の枠組み」と呼ぶ)を作成し、爾後、見直しを行い、適当と考える場合に は、改正することは、ディストリクト計画機関と協議の上、カウンティー計画機関が行 う職務とし、

a 当該枠組みは、そのような区域の何れもにつき、地方計画を準備する計画機関(カ ウンティー又はディストリクト)を指定し、当該計画との関連で指定された機関によ る、独占的な、そのような計画に関連した、これらの条に基づく、地方計画機関の職 務の遂行について規定し、及び、

b これらの条における地方計画機関への言及は、そのように解釈されるものとする。 (3)開発計画の枠組みは、当該枠組みの規定の目的のため、又は、その結果、カウン ティー計画機関が必要、又は、適当と考える付随的な、結果的な、経過的な、又は、補 足的な規定を含むことができ、また、開発計画の枠組みは、それに完全な効果を与える ため、前掲の規定の範囲内で、

- a 当該区域についてのそれぞれの地方計画の名称と性格、及び、それが適用される その区域の一部を特定し、その適用範囲についての指針を与え、
- b 当該区域についてのいくつかの地方計画の準備のためのプログラムを開始し、及 び、

c 適切である場合には、当該区域についての構造計画と同時に準備されるべきもの を特定しつつ、当該区域についての、このいくつかの地方計画の関係を示すものとす る。

(4)開発計画枠組みを作成、又は、改正した後、実行可能な限り速やかに、カウンティー計画機関は、当該枠組み、又は、場合に応じ、改正後の枠組みの写し一部を国務大 臣に送付するものとする。

(5) カウンティー計画機関によって準備された構造計画は、開発計画枠組みによって 逆の規定がされていない範囲で、カウンティー計画機関のみによる地方計画の準備につ いて規定することができ、そのような規定をした場合には、本法第11条から第15条 に基づく地方計画機関の全てのその他の職務の当該機関のみによる遂行について規定す ることができる。また、本条により構造計画に含まれた全ての規定は、本条の他の規定 の目的のためには、開発計画枠組みに含まれているとみなして取り扱われる。

(6)国務大臣は、ディストリクト計画機関と協議の後、カウンティー計画機関に対し、

- a 指示の中で特定する日までに開発計画枠組みを準備することを、及び
- b 何れかのそのような枠組みが改正を要すると考えるときは、指示の中で特定する 日までに指示の中で特定する条件で改正すること

を指示することができる。

(7) ディストリクト計画機関が国務大臣に対し、当該機関がカウンティー計画機関の 開発計画枠組みに満足していないと表明したとき、又は、カウンティー計画機関が、上 記第6項に基づく、そのような枠組みを作成、又は、改正せよとの指示に従わなかった ときは、国務大臣は、自ら当該枠組みを作成し、又は、場合に応じ、改正することがで きる。このようにして行われた作成又は修正は、カウンティー計画機関が行ったと同じ 効力を有するものとする。

- (8) 国務大臣は、
- a そのような枠組み内容を規定する、
- b カウンティー計画機関にそのような枠組みの準備に関して予め定められた手続き の段階を踏むことを要請し、又は、承認する

規則を設けることができる。」

(3) カウンティー計画機関は、1971年都市農村計画法第10C条に基づく開発計 画枠組み作成の権限を、1974年4月1日より前に行使しうるものとし、同条第6項 に基づき、国務大臣にそのような指示を受けた場合は、当該権限を行使するものとする。 従って、国務大臣は、当該日より前には、同条第6項に基づく指示を与える権限及び同 条第8項に基づく規則を作成する権限を行使することができるが、本項に基づき、当該 日より前に作成された枠組みは、当該日までは、施行されないものとする。

第184条 (1)1949年国立公園及び田園との接触法及び1968年田園法により、又は、に基づき、地方計画機関に与えられた職務は、大ロンドン都及びシリー島以外のイングランド及びウエールズについては、本条の以下の規定に従って行使するもの

とする。

(2)前述の職務の内の下記のもの、即ち、

a 前記1949年法の第61条、第62条、第63条、第78条、第90条第5項、
 第92条(国立公園内の駐車場に関するものに限る)、第99条第3項及び第101
 条第3項、及び、

b 前記1968年法の第12条第5項、第13条、及び、第14条

によって与えられたものは、下記第3項及び本法別表第17に従い、カウンティー計画 機関の職務とする。

(3)国立公園外の全ての区域に関する、前記1949年法の第9条及び第11条に基づく地方計画機関の職務は、カウンティー計画機関及びディストリクト計画機関の双方 により行使可能なものとする。

(4)前記1949年法及び前記1968年法により、又は、に基づき与えられた他の 全ての職務は、本法別表第17に従って、カウンティー計画機関及びディストリクト計 画機関によって行使可能なものとする。

(5)前記1949年法及び前記1968年法における、地方計画機関への言及は、これに従って、解釈されるべきものとする。

(6)本法別表第17第1章は、(前記1968年法別表第4により改正され、国立公園 における地方機関の計画及び田園関係職務の実施について規定する)前記1949年法 第8条に替わって効力を持つものとする。

(7)前記1949年法の第27条から第38条及び前記1968年法別表第3第2章 から第4章(公道の調査等)は、前記別表第17第2章に特定される修正の上、効力を 有するものとし、これらの法律は、同別表第3章に特定される更なる修正の上、効力を 有するものとする。

(8) 同別表において、「1949年法」及び「1968年法」は、それぞれ、前記19 49年法及び1968年法をいうものとする。

第185条 (1)1952年都市開発法(本条において、「主要法」と呼ぶ。)第1条 第1項(他の場所での混雑や人口過剰を軽減する、非都市ディストリクトにおける開発 に適用される「都市開発」の語を定義する項)において、「他の場所」を「開発が実施さ れるディストリクトを含むカウンティー外」に改める。

(2)主要法の次の規定の下で、カウンティー議会は、ディストリクト議会と同様の権限を持つものとする。

a 第4条(受け入れディストリクトへの負担)

b 第8条(宿泊施設の提供における合意による参加等)、及び、

c 第10条第3項(開発に参加する機関の経費への負担)

(3)主要法の第5条(他の区域のための地方機関の権限の行使)及び第10条第3項 (参加機関の経費への負担)の地方機関の行動前の国務大臣による許可又は承認を要求 する部分は、効力を失うものとし、同法第12条(国務大臣による共同機構の設立及び その参加)もまた効力を失うものとする。

(4) 主要法は、本法別表第18に特定される改正に従って効力を有するものとする。 これらの改正は、

a 本法本章の結果としての改正、

 b 1961年住宅法第34条及び1963年ロンドン行政法第61条第1項及び第 2項(カウンティー及び大ロンドン都に関する主要法の修正)の規定を取り入れる改正

である。

(5)上記第1項の規定に拘わらず、同項が施行されて以降に、施行日より前に始めら れた枠組みの一環として、実施された開発で、その時点で有効な主要法でいうところの 都市開発であるものは、当該法律の目的のためには、都市開発とみなすものとする。

第186条 (1) 1972年道路交通法は、別表第19第1章に特定される修正に従って、また、1967年道路交通規制法は、別表第19第2章に特定される次の修正に 従って効力を有するものとする。

- a カウンティーの議会及び特定の場合には、ディストリクトの議会に、以前には、 大ロンドン都外では、カウンティー・バラの議会によって(他の地方機関と共同して) 行使されていた権限を与える修正
- b 駐車場所に関するパリッシュ及びコミュニティ議会の権限を拡張し、それら議会に、全ての種類の車両のための道路外駐車場所並びに自転車及び自動二輪車のための 駐車場所を設置し、維持し、及び、その使用を規制する権限を与える為の修正、及び、
- c 本法による、又は、本法に基づく、新しい地方機関の設立、並びに、本法の公道 に関する規定の結果、生じる瑣末な修正及びその他の修正

(2)1967年都市環境法第3章の放置車両の処理に関する規定の目的のためには、 地方機関の権限は、ウエールズにおいては、ディストリクト議会により、大ロンドン都 以外のイングランドでは、

a その権限が車両の撤去に関する限り、ディストリクト議会により、及び、

b その権限が車両の処理に関する限り、カウンティー議会により、

行使されるものとし、従って、前記第3章は、本法別表第19第3章の修正に従って効 力を有するものとする。

(3) 1960年道路交通法第149条(特定の地方機関及び他の者からの申し出によ り、公共輸送車両による道路使用の制限を修正する、国務大臣の権限)において、「カウ ンティー・バラ又はカウンティー・ディストリクト」の語は、それぞれ、「カウンティー 又はディストリクト」と読み替えるものとする。

(4) 1969年車両及び運転免許法第2条第5項(国務大臣の為に、当該法律によっ て移転された権限を行使することを可能とされた特定の地方機関)において、最初の二 つの「機関」の語の後に、「又はディストリクト議会」の語を挿入するものとする。

(5) 1955年公共輸送車両(運賃割引)法において、

a 第1条第5項(割引の費用相当額の一般税会計から交通企業への繰り出し)及び、

b 第3条中、「地方機関」の定義において、

「カウンティー・バラ又はカウンティー・ディストリクト」の語は、それぞれ、「ディストリクト」と読み替えるものとする。

(6)1954年有料交通企業法第6条(その他の規定)中、国務大臣に渡船企業に関 連する何れかの料金の改定のための規則の制定を要求する部分は、地方機関又は旅客運 送企業体によって運営される企業に関しては効力を失うものとし、従って、同条第1項 第c号が言及する渡船企業を運営する地方機関又は旅客運送企業体は、

a 当該企業に関連して徴収することを認められた料金の何れをも、適当と考えるように、随時、改訂することができ、及び、

b 適当と考えるときは、もうそれらの料金を徴収しないことを決定することができ、 並びに、1919年渡船法第1条第2項(地方機関による取得)中、地方機関による料 金の設定又は渡船の料金を廃止する決定についての国務大臣の同意を必要とする部分は、 効力を失うものとする。

(7)上記第6項において、「地方機関」は、全ての現存のカウンティー・バラ又はカウ ンティー・ディストリクト及び Common Council を含むものとする。

第187条 (1) 1959年から1971年道路法の目的のためには、大ロンドン都 以外での地方道路機関は、カウンティー議会とする。

(2)上記第2項の範囲内で、しかし、本法別表第20第1章の規定に従って、次の道路、即ち、歩行者道路、乗馬道、及び、基幹道路でも種別を有する道路でもない都市道路に関しては、その区域内においては、ディストリクト議会が、

- a 公費で維持すべき道路を維持することを引き受ける権限を有し、及び、
- b このように維持できない道路に関しては、1959年道路法第53条(私的に維持されるべき歩行者道路及び乗馬道の維持)に基づくパリッシュ議会と同様の、及び、1961年公衆衛生法第47条(私道への緊急補修)に基づく道路作業機関と同様の権限を持つものとする。
- (3) その区域内の歩行者道路及び乗馬道に関し、ディストリクト議会は、
  - a 1949年国立公園及び田園への接近法(歩行者道路に公共の使用を妨げる告示 を表示する違反の訴追)第57条第3項に基づく道路機関と同様の権限を有し、及び、
  - b 1959年道路法第119条第5A項(鋤き返しに関連する違反の訴追)に基づ くパリッシュ議会と同様の権限を有する。

(4)現在、上記第2項a号に基づき、ディストリクト議会が維持している道路の場合、 当該道路の道路機関であるカウンティー議会は、ディストリクト議会に対し、当該道路 を維持する職務が遂行されていることを確保するために必要な(1959年道路法第4 4条第1項によって道路機関に課せられた)道路維持作業のためにディストリクト議会 が負担した経費を償還するものとする。

(5)本法別表第20第2章の規定は、上記第4項の目的のために効力を有するものと

する。

(6) 1959年道路法第10条第1項(基幹道路の維持及び改良等)に基づき、国務 大臣により何れかの職務がカウンティー議会に移譲されている場合、又は、同条第4項

(基幹道路の建設等)に基づき、国務大臣がカウンティー議会と協定を結んでいる場合、 当該カウンティー議会は、国務大臣の同意を得て、ディストリクト議会と、当該協定に 従って、それらの移譲された職務、又は、場合によっては、協定に関連する職務を、協 定に特定されたようにディストリクト議会が実施する協定を結ぶことが出来る。しかし、 これらの協定は、当該ディストリクト外の基幹道路又は他の土地を含むディストリクト 議会の同意がある場合を除き、当該ディストリクト外の基幹道路又は他の土地に関する 職務を当該ディストリクト議会が実施することを定めることはできない。

(7)国務大臣は、規則をもって、上記第2項に基づく維持の職務を行使可能な道路に 関し、ディストリクト議会に、当該規則に特定する条件に従って、国務大臣が、

a 維持の権限を補完するために適当と、及び、

b 道路に関し、道路機関が行使可能な権限に照応すると

考える付加的権限を行使させることができ、従って、本条(本項を除く)、本法別表第2 0及び上記第2項に基づくディストリクト議会の権限に言及するその他の全ての法律に おいて、「維持」及び「維持する」という表現は、上記第2項に基づくディストリクト議 会の権限に関して使われている場合には、本項に基づく規則によってディストリクト議 会に与えられている権限の行使としての活動の実施に拡大されるものとして、解釈され るものとする。また、そのような規則を含む法令文書は、国会の何れかの院の決議に従 って無効とされるものとする。

(8)上記第7項に従って、本条及び本法別表第20で使われる表現は、1959年道路法におけると同じ意味を持つものとし、上記第2項及び同別表の目的のためには、「都市道路」は、

- a 1967年道路交通規制法第71条(30マイル速度制限)の目的のために制限 された、又は、
- b 同法第74条に基づく40マイル以下の速度制限の命令に従っている、又は、

c その他の都市区域の街路である

道路とする。

第188条 (1)1959年道路法第74条及び第75条(特定の非都市ディストリクト議会を除く現存の地方機関による建築境界線による建物の改築及び建築の規制)は 効力を失うものとする。

(2)(1959年道路法に基づき現存のカウンティー議会に存する)公衆の道路の使用 及び利用の権利を保護する義務は、道路機関に負わせられるものとする。

(3)カウンティー、バラ、又は、都市ディストリクトの、1959年道路法第133 条(道路側に開く門扉の禁止)に基づく条例を制定する権限、及び1974年4月1日 の直前に同条に基づき、又は、(カウンティー・バラ又は非都市ディストリクトにおいて は、)1878年道路及び機関車(修正)法第26条第4項に基づき効力を有した全ての 条例は効力を失うものとする。

(4) 大ロンドン都外では、1959年道路法第8章(新街路)に基づく、現存の地方 機関の職務は、カウンティー議会によって行使されるものとする。

(5) 大ロンドン都外では、カウンティー議会を、1959年道路法第9章(新街路) の目的のための道路作業機関とし、

a 同法第189条から第191条 (1875年法典)、及び、

b 地域法に含まれ、道路作業の実施及びそれに関する支払いに関する手続きを規制 する規定

は効力を失うものとする。

(6)地方道路機関の1971年道路法第18条第1項(歩道の設置に関する協定)に 特定されるような協定を締結する権限は、当該土地が存するディストリクトの議会との 協議の後に限り、行使できるものとする。また、地方道路機関との協議の後、ディスト リクトの議会は、単独で、又は、当該地方道路機関と合同で、そのような協定を結ぶこ とが出来るが、ディストリクト議会が結ぶ協定に関しては、

- a 当該地方道路機関もまた当該協定の当事者でない限り、同条第2項(協定の内容) 及び第5項から第7項(歩道を規制する条例)の規定が、当該協定に関し、地方道路 機関への言及をディストリクト議会への言及と読み替えて効力を有するものとし、及 び
- b 当該地方道路機関もまた当該協定の当事者である場合には、同条第2項における 地方道路機関への言及は、ディストリクト議会への言及を含むものと解釈し、及び、 同条第5項に基づき制定される条例は、当該ディストリクト議会との協議の後、地方 道路機関によって制定されるものとし、及び、国務大臣はその確認権限の行使に当た り、当該機関とディストリクト議会との間の議論に注意を払うものとする。

(7)本条の上述の規定及び上記第187条の規定並びに本法による、又は、基づく新しい地方機関の設置の結果、

a 本法別表第21第1章に特定される1959年道路法の修正、及び、

b 同別表第2章に特定される他の法律の修正

が効力を持つものとする。

(8)本条における表現は、1959年道路法におけると同じ意味を持つものとする。

第189条 (1)1965年共同利用地登録法第2条第2項(2以上の地方機関の境 界を跨ぐ共同利用地につき、一の地方機関が登録機関となる協定)に基づく新しい協定 の作成を妨げない範囲内で、1974年4月1日の直前に効力を有した、同条に基づく 協定は、同日をもって効力を失う。

(2) 1965年共同利用地登録法第8条第5項(所有権の主張のない土地が帰属する 議会)は、次の三項により代替されるものとする。

「(5)本条第6項に従い、本条に基づき土地が帰属する地方機関は、

- a 当該土地がパリッシュ又はコミュニティ議会を有するパリッシュ又はコミュニティ内に存する場合は、当該議会とするが、当該土地が1899年共同利用地法に基づく枠組みにより規制されている場合には、同法第1章に基づく権限が1972年地方行政法第6章に基づく協定に従って、当該パリッシュ又はコミュニティ議会によって行使されている場合に限るものとし、
- b 当該土地がロンドン・バラ内に存する場合には、当該バラの議会とし、及び、
- c それ以外の場合には、その土地が存するディストリクトの議会とする。
- (6)
- a 本条第5項c号により、土地がディストリクト議会に帰属し、及び、
- b 当該土地がそのように帰属した後、当該土地が存するパリッシュ又はコミュニティにパリッシュ又はコミュニティ議会が設立された場合(新しい議会の設立によるか、 当該パリッシュ又はコミュニティを、既にパリッシュ又はコミュニティ議会を有して いるパリッシュ又はコミュニティのグループに加えるかに拘わらず)

で、本条第3項に基づく指示が当該パリッシュ又はコミュニティ議会が設立された後に 与えられていたならば、当該土地は、本条第5項c号に従って、当該パリッシュ又はコ ミュニティ議会に帰属していたであろう状況にある場合、当該ディストリクト議会は、 当該パリッシュ又はコミュニティ議会の要請がある場合には、登録機関に対し、ディス トリクト議会に代わって、当該パリッシュ又はコミュニティ議会を当該土地の所有者と して登録するよう指示するものとする。登録機関は、このような指示に従うものとする。

(7)上記第6項に従って行われた登録により影響を受けたディストリクト、パリッシュ、又はコミュニティの議会は、他のそのように影響を受けた議会に対し、当該土地に関する受け取られた、若しくは、受け取られるべき額、又は、支払われた、若しくは、支払われるべき支出を考慮して適当な額として合意された額がある場合には、これを支払うものとし、合意がない場合には、もしあるとすれば、どのような額が適当かの問題 は調停により決定されるものとする。」

(3) 1857年囲い込み法第12条(町村緑地における迷惑防止)における、町村緑 地又は町村有土地が存するパリッシュの教区委員又は監督者への言及は、

- a パリッシュ内の緑地又は土地に関しては、当該パリッシュ議会、又は、パリッシ ュ議会が存在しない場合には、当該パリッシュ総会への言及と、
- b コミュニティ議会を有するコミュニティ内の緑地又は土地に関しては、コミュニ ティ議会への言及と、
- c それ以外の緑地又は土地に関しては、当該緑地又は土地が存するディストリクト の議会への言及と

解釈されるものとし、当該言及が上記 c 号に従って解釈される場合には、上記第12条 における当該パリッシュの道路への言及は、当該ディストリクト内の道路への言及と解 釈されるものとする。

(4) 1925年財産制度法第193条第1項(バラ又は都市ディストリクトに含まれ るものを含む、一定の共同利用地に対する公衆の権利)において、「中に存する」の語の 前に、「1974年4月1日の直前の区域」を加えるものとする。

第190条 (1)1968年トレーラーハウス駐車場法第6条において、第1項(地 方機関のジプシーに場所を供給する義務)中、「カウンティー・バラ」の語を削り、同条 第2項(カウンティー・バラ及びロンドン・バラに関する修正)中、最初の「カウンテ ィー・バラ」を「都市カウンティー」に改め、「とき」の後に、「当該カウンティー、又 は、場合に応じて、ロンドン・バラ内の各ディストリクト」を加え、「除き」から同項の 最後までの語を「適当と考える調査の後に、当該ディストリクト又はバラ内には、適当 な土地はないと確信した場合に、当該都市ディストリクト又はロンドン・バラに関し、 当該議会の同項の義務を免除する。」に改める。

(2) 1968年トレーラーハウス駐車場法第6条は、1974年4月1日以前に同条 第2項に基づいて与えられた指示により、同日の直前に同条第1項によって課せられた 義務から免除されていた地域について、カウンティー議会がジプシー宿泊施設を提供す ることを要求するものではない。上記第1項によって改正された同条第2項における都 市ディストリクトへの言及は、そのような地域を除いたディストリクトへの言及と解釈 されるものとする。

(3) 1968年トレーラーハウス駐車場法第12条(無許可宿泊禁止区域の指定)に おいて、第1項中、「カウンティー・バラ」を削り、1974年4月1日以前には、同項 に基づいて指定されていた地域を含むカウンティーに関しては、同項中のカウンティー の区域への言及は、そのように以前指定されていた区域を除く当該カウンティーへの言 及と解釈されるものとする。

(4) 1974年4月1日以前に、現存のカウンティー又はカウンティー・バラによっ てなされた申請に関して、国務大臣は、1968年トレーラーハウス駐車場法第12条 に基づき、また、それに従って作成された命令によって、現存のカウンティー又はカウ ンティー・バラの全部又は一部を含む新しいカウンティーの一部を、同法第10条が適 用される地域として指定することができる。

第191条 (1) 大ロンドン都への適用において、1841年陸地測量部法(本条において、以下「1841年法」という。)は、次の修正に従って、効力を有する。

(2) 1841年法第1条に基づく申請は、カウンティー議会又はディストリクト議会の担当者に送付されるものとし、そのような申請が行われた場合、調査対象の境界を調査し、確認し、及び、表示することを助ける者を任命する職務は、当該申請が送付された担当者の属する議会によって行使可能とする。

(3) 1841年法第1条に基づく申請の写しが掲載されるべき新聞は、当該申請が送付された担当者の属する議会の区域で配布されている新聞とする。

- (4) 使用される語句に拘わらず、1841年法における
- a 同法第1条に基づいて任命行為を行う判事への言及は、場合に応じ、カウンティ ー議会又はディストリクト議会への言及と解釈されるものとし、及び、

b カウンティーの Clerk of the peace への言及は、場合に応じ、カウンティー議会又 はディストリクト議会の担当官への言及と解釈されるものとする。

(5)(同法における「カウンティー」の定義を拡張する)1841年法第15条の範囲 内で、同法におけるカウンティーへの言及は、本法の意味の範囲内での全ての地方行政 区域への言及を含むものとする。

(教育、社会、及び、福祉サービス)

第192条 (1) 非都市カウンティーの地方教育機関は、当該カウンティーの議会とし、都市ディストリクトの地方教育機関は、当該ディストリクトの議会とする。

- (2) 1944年教育法別表第1第3章に基づく分割行政の枠組みは作成されないもの とし、同別表同章は効力を失うものとする。
- (3) 1958年地方行政法第52条は、本法の成立とともに効力を失うものとする。

(4) 1944年教育法第114条第1項における「小規模機関」の定義を次のように 改める。

「『小規模自治体』は、地方教育機関が維持する学校に関しては、

- a 地方教育機関が当該学校の学区域と考える区域がパリッシュ又はコミュニティで ある場合には、当該パリッシュ又はコミュニティの議会、又は、議会を持たないパリ ッシュにあっては、パリッシュ総会
  - b 当該学区域がコミュニティ議会を持たないコミュニティである場合、又は、イン グランド内のパリッシュの存在しない地域で、都市カウンティーに属さない区域であ る場合にあっては、当該区域のディストリクトの議会
- c 当該学区域が、次のもの、即ち、パリッシュ、コミュニティ、又は、イングラン ド内のパリッシュの存在しない地域で、都市カウンティーに属さない区域の内の2つ 以上を含む場合には、次のものの共同
- (i) それが存在する場合には、パリッシュ又はコミュニティ議会(単数又は複数)
- (ii) 議会を持たないパリッシュの場合には、パリッシュ総会
- (iii) コミュニティ議会を持たないコミュニティである場合、又は、イングランド内 のパリッシュの存在しない地域である場合には、当該ディストリクトの議会」

(5)下記第6項に従い、現存の地方教育機関によって、その職務の遂行に関して、大 ロンドン都外の区域のために作成された文書は、及び、このことに関しこれらの機関に よって、に対し、又は、に関して行われた全てのことは、本法に基づき、又は、本法に よって、当該職務が移管された新しい地方教育機関によって作成され、又は、これらの 機関によって、に対し、又は、に関して行われたとみなすものとし、また、これらの職 務の遂行に関する、又は、これらの職務の遂行に関して行われたこと、又は、これらの 職務の目的のために保持され、又は、維持されている資産に関する文書は、そのような 関係を有する限りにおいて、大ロンドン都外の区域における特定の現存の地方教育機関 で、これらの職務を遂行すべきものへの言及、又は、そのような機関の区域への言及を、 場合に応じ、これらの職務が移管された新しい地方教育機関への言及、又は、新しい機 関の区域の内、現存の機関の区域を含む限りの部分への言及とみなして効力を有するものとする。

(6)上記第5項は、本法の、又は、本法に基づき作成された文書の明文の規定を変更 するものではないが、本法の、又は、本法に基づき作成された文書に規定された、これ に反する規定に従って効力を有するものとし、特に、国務大臣の作成する命令により、 特定の場合に、全く、又は、特定の範囲において、適用を除外されうるものとする。

第193条 (1)本条及び次条に従い、ディストリクト議会は、1957年-1971年住宅法の目的のためには、当該ディストリクトの地方機関となる。

(2) ディストリクト議会は、1957年住宅法第5章(居住住宅の供給)に基づく権限を当該ディストリクト外で行使しようとする前に、当該議会は、その行使の意図を、 当該ディストリクトが存するカウンティーに、また、当該カウンティー外で、その権限 を行使しようとするときは、当該そこで権限を行使しようとするカウンティーにも通知 するものとするが、通知の欠缺は、当該権限の行使を無効とはしない。

(3)本法別表22に特定される住宅に関する法律は、同別表の規定に従って改正されるものとする。

第194条 (1)住宅に関するディストリクト議会の職務の範囲内で、カウンティーの議会は、本条によりそれらに与えられる予備的権限を有する。

(2)カウンティー内の1又は2以上のディストリクト議会から要請された場合、当該 カウンティーの議会は、国務大臣の同意を得て、ディストリクト議会(単数又は複数) のために、居住住宅の供給を、当該ディストリクト議会(単数又は複数)が取りうる如 何なる方法ででも、行うことができる。

(3) カウンティーの議会によって、ディストリクトのために行われた申請に対する国 務大臣の承認をもって、当該議会は、当該カウンティー内のディストリクトの議会が取 りうる如何なる方法ででも居住住宅の供給を行うことができる。

(4)国務大臣は、上記第2項に基づく同意又は上記第3項の承認は、国務大臣が関係 していると考えるディストリクトとの協議の後でなければ、与えないものとし、そのよ うな同意又は承認は、国務大臣が随時、特定する条件又は制限付で与えられることがで き、殊に、カウンティー議会によって供給されている居住住宅の、その住宅が存するデ ィストリクトの議会への所有権及び管理の移管についての、及び、当該住宅を供給する ためにカウンティー議会が支払った支出のディストリクト議会からの償還についての条 件を含ませることができるものとする。

(5)カウンティーの議会が上記第2項又は第3項によって、カウンティー外で195 7年住宅法第5章(居住住宅の供給)に基づく権限の何れかを行使する前に、当該議会 は、当該権限を行使しようとするカウンティーの議会に通知するものとするが、通知の 欠缺は、当該権限の行使を無効とはしない。

(6) カウンティーの議会は、居住住宅の供給の目的のための、又は、居住住宅の供給

に関する当該カウンティーの全体又は一部の需要を確認するためのいかなる活動も行う ことができるものとする。

第195条 (1) 大ロンドン都外で、1970年地方機関社会サービス法(以下、本 条において、「1970年法」という。)の目的のための地方機関は、非都市カウンティ ーの議会及び都市ディストリクトの議会とする。従って、同法第1条中、「カウンティー、 カウンティー・バラ」は、「非都市カウンティー、都市ディストリクト」と改める。

(2) 非都市カウンティーにおいては、各ディストリクト議会及びカウンティー議会は、 随時、疾病又は障害(高齢から生じたものが否かに拘わらず)のために特別の性格の宿 泊施設を必要とする者によって必要される宿泊施設の性質と程度に関し協議するものと する。

(3) 次の1974年4月1日の直前に有効であった提案及び枠組み、即ち、

- a 1946年国民保健サービス法第20条に基づき、同法第22条(母親および幼児の保護)及び1968年保健サービス及び公衆衛生法第12条(予防、看護及びアフターケア)に基づく地方保健機関の義務に関し承認された提案
- b 1948年国民援護法第34条(宿泊施設の提供、障害者の福祉及び障害者の雇 用に関する)に基づき承認された枠組み

は、効力を失う。上記第1項により改正された1970年法第1条により同法の目的の ための地方機関となった地方機関は、国務大臣の承認を得て、また、国務大臣が指示し た範囲において、従来これらの提案及び計画が関連した職務を遂行するための取り決め をすることができる。

(4) 1958年地方行政法第46条(保健及び福祉職務に関する)に基づく委任枠組 みで1974年4月1日の直前に有効であったものは、効力を失うものとする。

(5) 1969年青少年法に基づく少年地域計画委員会によって作成された枠組み又は 地域計画で1974年4月1日の直前に有効であったものは、現存の地方機関の新しい 機関による置き換えを考慮して必要な修正を加えた上で有効であり続けるものとする。

(6)本法別表第23に特定される、各種の役割における地方機関に社会サービス職務 を与える法律は、同別表に特定される改正に従って、効力を有するものとするが、これ らの改正は、

- a これらの職務を上記第1項により改正された1970年法第1条により同法の目 的のための地方機関となった地方機関に与えるため、及び、
- b 上記第3項に、それがこれらの地方機関に影響を与える限りにおいて、効力を与 えるため

に設計されたものである。

(その他の職務)

第196条 (1)1964年警察法は、本条の以下の規定に従って、改正されるもの とする。 (2) 同法第2条第6項は、次のように改める。

「(6) 1972年地方行政法第102条第5項が、本条に基づき任命された委員会に、 同条に基づき任命された委員会の場合と同様に適用される。」

(3) 1964年同法第8条第3項(警察機関の会計の監査)中、「及び会計」以下末尾 までを、「1972年地方行政法第8章の目的のためには、当該カウンティーの会計の中 に含まれるものとして扱われるものとし、また、全ての合同警察機関の会計は合併枠組 みにおいて設定されるようなやり方で監査されるものとし、また、その目的のためには、 合併枠組みは、合同警察機関の会計に関し、合併枠組みにおいて設定される読み替え及 び修正に従って、会計及び監査に関する上記第8章の規定の全て又は一部を適用するこ とができる。」と改める。

- (4)前記1964年法第9条(警察目的のための土地の取得)は次のように改正する。
- a 第1項中、「第176条」以降を「1972年地方行政法第120条第3項及び第 4項が、本項に基づく土地の取得に、同条に基づく土地取得の場合と同様に適用され る。」とする。
- b 第2項の末尾に、「1972年地方行政法第121条第3項が、本項により与えられた権限の行使による土地の取得の提案に対し、同条第1項により与えられた権限の行使による土地の取得の提案に対しと同様に適用される。」

(5)前記1964年法第19条第3項(管轄区域外における特別巡査の権限)を次の ように改める。

「上記第2項の範囲内で、何れかの警察区域に任命された特別巡査は、

- a シティ・オブ・ロンドン以外の警察区域の場合には、自らの警察区域に隣接する 全ての警察区域
- b シティ・オブ・ロンドンの場合には、都市警察区域及び当該区域に隣接する全て の警察区域
- において、巡査の全ての権限と特権を有するものとする。」
- (6) 前記1964年法第23条第1項を次のように改める。
- 「合併枠組みが、
- a 1972年地方行政法によって創設された2以上のカウンティーに関し、
- b 1972年地方行政法第4章に基づく命令によって、合併することが提案され、 又は、その区域が変更されることが提案されている2以上のカウンティーに関し、

本条に基づき、承認又は作成されうるものとし、また、下記第1A項に従い、適用日以 前に承認又は作成されうるものとする。

(1A)本条に基づく枠組みは、合同警察機関の合併及び当該機関による当該日に当該 枠組みを完全な適用状態とするために必要な職務に関する限りのものを除き、適用日以 前には、効力を持たない。

(1B)上記第1項及び第1A項において、『適用日』は、前記第1項a号に言及された ように承認又は作成された合併枠組みに関しては、1974年4月1日とし、前記第1 項b号に言及されたように承認又は作成された合併枠組みに関しては、同項で言及され た命令が効力を発する日とする。」

(7)前記1964年法第23条第1項a号に基づく合併枠組みに関し、同法第23条 第2項(合併枠組みに関する同法の規定の修正)は、c号(i)中、カウンティーの警 察機関への言及を、1974年4月1日の直前に存在し、全部又は一部が新しいカウン ティーに含まれることとなる警察区域の警察機関への言及、及び、新しいカウンティー の議会への言及の両方に改めて、効力を有するものとする。

(8)前記1964年法第23条第2項を次のように改める。

「何れかのカウンティーに関して、本項により承認又は作成された合併枠組みの場合に は、当該合併枠組みが承認又は作成される前に、本法本章によって踏むことを必要とさ れる手続きは、当該カウンティーに影響を与える見直しに関する報告が、それを元に形 成された提案と共に、1972年地方行政法第51条第1項、第58条第1項、及び第 62条第5項に基づき国務大臣に提出され、国務大臣が関係カウンティー議会に、国務 大臣が当該報告に効果を与えるために作成することを意図する命令の一般的性質につい て通知した後、いつにても、行うことができる。」

(9)前記1964年法別表第3(義務的合併枠組み)1974年4月1日以前に国務 大臣が同法第21条第2項に基づいて作成した合併枠組みには、適用されないものとす る。

第197条 (1)1947年消防法第6条第1項(当該カウンティーの人口が100,000人を超える場合に、国務大臣が作成した合同枠組みに、国務大臣が当該カウンティー議会の同意を得る義務)但し書きは、効力を失う。

(2) 1974年4月1日より前には、前記1947年消防法第6条第5項に基づき、 2以上の新しいカウンティーに関する合同枠組みを作成することができるが、合同区域 の消防機関としての機関の創設に関わる、及び、当該機関による、その下記第3項に基 づく職務又は当該日に当該枠組みを完全な適用状態とするために必要な何れかの職務の 遂行に関する限りのものを除き、当該枠組みは、当該日以前には、効力を生じないもの とする。

(3) 1974年4月1日以前に、全ての新しいカウンティーの議会、又は、1974 年4月1日までは、完全な適用に至らないそのような枠組みによって合同区域のために 設立された消防機関は、当該カウンティー又は前記1974年法第19条に基づき19 74年4月1日に効力を発する合同区域のための消防隊を設立する枠組みを作成し、国 務大臣の承認を受けるために、国務大臣に提出するものとし、国務大臣は、1974年 3月15日以前に、当該枠組みを、提出されたまま、又は、国務大臣が指示した修正に 従って承認するものとする。

(4) 1947年消防法第8条(合同消防機関の会計の監査)第5項において、「監査を 受け」から同項の末尾までを、「合同枠組みで設定された方法で監査され、また、その目 的のためには、合併枠組みは、当該枠組みによって設立された消防機関の会計に関し、 合併枠組みにおいて設定される読み替え及び修正に従って、会計及び監査に関する19 72年地方行政法第8章の規定の全て又は一部を適用することができる。」と改める。 (5)1958年地方行政法別表第8(地方行政区域の変更に先立って、枠組みを作成 する権限)によって改正されたところの1947年消防法第10条中、最初から「合同 機関」までの部分を「1972年地方行政法第4章に基づき、何れかの区域を新しいカ ウンティーとし、又は、カウンティーの区域を変更する命令が作成された場合、」に改め、 また、「新しいカウンティー又はカウンティー・バラ」を「新しい又は変更されたカウン ティー」に改める。

第198条 (1)本条の規定は、1955年食料及び薬品法第83条及び第84条(同 法の目的のための食料および薬品機関)の規定に代わって効力を有するものとし、従っ て、本条の以下の規定における食料および薬品機関は、同法の目的のための食料および 薬品機関への言及であるものとする。

- (2) 食料および薬品機関は、
- a イングランドにおいては、それぞれのカウンティー及びロンドン・バラについて は、当該カウンティー又はロンドン・バラの議会、シティ及びテンプルについては、 Common Council とし、
- b ウエールズにおいては、ディストリクト議会が、下記第3項によって食料および 薬品機関となっていないカウンティーについては、カウンティー議会とし、それ以外 のディストリクトについては、当該ディストリクト議会とし、

従って、1955年食料及び薬品法第135条第1項の「食料および薬品機関」の定義 及び(同1955年法の定義に言及する)1968年医薬品法第132条第1項におい て、「条」から定義の末尾までを「1972年地方行政法第198条」に改める。

(3) 農業水産食料大臣及び国務大臣は共同して、1974年4月1日より前の何時に ても、ウエールズのディストリクトの議会を当該日より食料および薬品機関とする命令 を作成することができるものとする。このような命令は、当該日以降、何時にても、本 項に基づく更なる命令によって廃止されうるものとする。

(4)上記第3項に基づく命令を含む命令は、国会の何れかの院の決議に従って無効と されるものとする。

(5)上記第3項に基づく命令によって、ウエールズのディストリクト議会が食料およ び薬品機関でなくなった場合、その命令が効力を発する日以前に、当該ディストリクト 議会によって、に対し、又は、の前で行われた全ての事は、1955年食料及び薬品法 の目的のためには、当該日に当該ディストリクトの食料および薬品機関となったカウン ティー議会によって、に対し、又は、の前で行われたとみなして効力を有するものとす る。また、当該日に、食料および薬品機関としての当該ディストリクト議会によって、 又は、に対して、行われている同法に基づく手続きは、同様に、当該カウンティー議会 によって、又は、に対して、引き続き行われることができる。

第199条 (1)1955年食料及び薬品法(以下、本条では、「1955年法」とい

う。)第23条第1項(アイスクリームによる伝染病の伝播の防止)中、「保健医官」を 「地方機関」に改める。

(2) 1955年法第35条第2項c号(ミルクに関する特定の免許の授与機関)中、 「カウンティー議会」の後に、「食料および薬品機関」を加える。

(3) 1955年法第49条第1項(地方機関による市場の設立又は取得)中、「バラ」 から「非都市ディストリクト」を「ディストリクト」に、改める。

(4) 1955年法第51条及び第52条及びイングランド又はウエールズ内の地域に 適用される地域法中、国務大臣に市場の営業日時、又は、市場の目的のための出店料、 使用料などの料金を決定する権限を与えている部分は、効力を失うものとする。従って、 前記第52条第2項において、「を超えない料金」から同項の末尾までは、「当該機関が 随時決定する料金」に改める。

(5) 1955年法第85条(同法の目的のための地方機関)中、d号を次のように改める。

「d ディストリクト又はロンドン・バラに関しては、ディストリクト又はバラの議会」 (6) 1955年法第86条第2項及び第3項並びに第4項a号からc号までは、効力 を失うものとする。

(7) 1955年法第89条第3項(公的分析官の任命等に必要な農業水産食料大臣の 承認)は、効力を失うものとする。

(8) 1955年法第109条第2項(一定の手続きを開始する権限を与えられた地方 機関)を次のように改める。

「次項に従い、食料および薬品機関又は地方機関は、それらが、その実施及び履行確保 の責任を有する機関である場合、また、問題となっている違反が異物を含む食品に関す る場合に、地方機関が本法第2条の手続きを開始できることを除き、その場合に限り、 本法の何れかの条文に基づく、又は、本条の何れかの条文に基づく規則に基づく手続き を開始することができる。」

(9)1955年法別表6(特定の機関によって履行確保がなされるべき規定)中、食料および薬品機関に関する第2欄の見出しのb号の末尾に、「及び第33条に基づく規則」を加え、「カウンティー議会」で始まる欄の見出しを2つとも削除する。

第200条 (1) 農業水産食料大臣及び国務大臣は、共同して、ウエールズのディス トリクト議会に、そのディストリクトに関し、当該命令がなければ、カウンティー議会 によって行使可能な1928年農産物(等級付け及び出荷)法第4条及び第5条(登録 された場所での卵の冷蔵及び科学的貯蔵)に基づく職務を与える命令を作成することが できる。

(2) 農業水産食料大臣及び国務大臣は、共同して、ウエールズのディストリクト議会 に、そのディストリクトに関し、当該命令がなければ、カウンティー議会によって果た されるべき1970年農業法第67条(肥料及び飼料に関する同法の規定の履行確保) に基づく義務を与える命令を作成することができる。 (3) 農業水産食料大臣は、ウエールズのディストリクト議会に、そのディストリクト に関し、当該命令がなければ、カウンティー議会によって果たされるべき1968年医 薬品法第108条第8項(同法の規定により、又は、基づき作成された規定の履行確保) に基づく義務を与える命令を作成することができる。

(4)第1項、第2項、又は、第3項に基づく命令がウエールズのディストリクト議会 に何らかの職務を与え、又は義務を課す場合、また、その限りにおいて、当該命令が関 係する法律において、

- a カウンティー議会への言及は、それらのディストリクト議会への言及をも含むものと
- b カウンティーの区域への言及は、(どのように表現されているかに関わらず、)当 該ディストリクトが存するカウンティーの議会との関係では、当該ディストリクトを 除く、当該カウンティーの区域への言及
- と解釈されるものとする。

(5)

- a 上記第1項に基づき、ウエールズのディストリクト議会に職務を与える命令、又 は、
- b 上記第2項又は第3項に基づき、ウエールズのディストリクト議会に義務を課す 命令

を作成する権限は、1974年4月1日に効力を失うものとするが、これらの項に基づいて作成された命令は、当該日以降の何時にても、同じ項に基づき作成された、更なる命令をもって、廃止されうるものとする。

(6)上記第1項、第2項又は第3項に基づく命令を含む文書は、国会の何れかの院の 決議に従って無効とされるものとする。

(7)1928年農産物(等級付け及び出荷)第5条の規定に拘わらず、上記第1項に 基づく命令によって、1928年農産物(等級付け及び出荷)法第4条及び第5条に基 づく職務がウエールズのディストリクト議会に与えられていた期間に関しては、同法に よって、当該ディストリクトが存するカウンティーの議会が負担した経費は、当該カウ ンティーの剰余金からのみ支出可能な特別支出として扱うものとする。

(8)上記第1項、第2項又は第3項に基づく命令を廃止するそれらの項に基づく命令 によって、従前の命令によって、ウエールズのディストリクト議会に与えられていた職 務又は課されていた義務が、与えられ、又は、課されなくなった場合、その命令が効力 を発する日以前に、当該ディストリクト議会によって、に対し、又は、の前で行われた 全ての事は、当該命令が関係する法律の目的のためには、当該日に当該職務を行使可能 となった、又は、場合に応じ、当該日に当該義務を課されたカウンティー議会によって、 に対し、又は、の前で行われたとみなして効力を有するものとする。また、当該日に、 当該法律に基づいて当該ディストリクト議会によって、又は、に対して、行われている 同法に基づく手続きは、同様に、当該カウンティー議会によって、又は、に対して、引 き続き行われることができる。 第201条 (1)下記第2項から第4項の規定は、1936年度量衡法第34条及び 第35条第1項及び第2項(イングランド及びウエールズにおける地方度量衡機関)に 代わって効力を有するものとする。

(2) 地方度量衡機関は、

- a イングランドにおいては、カウンティー及びロンドン・バラについては、当該カ ウンティー又はバラの議会、シティ及びテンプルについては、Common Council、及 び、シリー島については、シリー島議会
- b ウエールズにおいては、下記第3項によって、ディストリクト議会が地方度量衡 機関でないカウンティーにおいては、カウンティー議会、その他のディストリクトに ついては、ディストリクト議会

とする。

(3)国務大臣は、1974年4月1日より前の何時にても、ウエールズのディストリ クトの議会を当該日より地方度量衡機関とする命令を作成することができるものとする。 このような命令は、当該日以降、何時にても、国務大臣による更なる命令によって廃止 されうるものとする。

(4)上記第3項に基づく命令を含む文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効と されるものとする。

(5)本法第6章及び第7章による地方機関の権限の範囲内で、1963年法第5条及 び1970年地方機関(物品及びサービス)法、並びに、1963年度量衡法第37条 (地方度量衡機関が合同する権限)は、1974年4月1日以前に、大ロンドン都内の 2以上の地方度量衡機関によって同条に基づき結ばれた協定に関するものを除き、イン グランド及びウエールズの地方機関へは適用されなくなるものとし、また、下記第6項 に従い、他の法律における度量衡法第37条及びそれによる協定への言及は、これに沿 って解釈されるものとする。

(6) 1963年度量衡法第40条(機関の経費及び官吏への費用弁償)中、

- a 第1項において、最初から「本法第37条」までの部分を、「ウエールズのディストリクト議会が当該ディストリクトの度量衡機関であった機関に関し」と改め、「1908年クラン寸法法」の後に、「1913年衣類(不正確表示)法又は1968年及び1972年商業表示法」を加え、それ以降における「バラ又は」を削ることとし、
- b (イングランド及びウエールズに関しては、本法第12章の規定によって置き換えられる)第2項は、イングランド及びウエールズについては、効力を失うものとし、 及び、
- c (適用の余地がない) 第3項は効力を失うものとする。

(7)1963年度量衡法第47条(国務大臣の地方度量衡機関及び監督官による職務 の執行方法に関し命令を作成する権限)は、イングランド及びウエールズ内の地方度量 衡機関及び監督官に関しては、効力を失うものとする。

(8)地方度量衡機関は、当該機関の区域内において、商品及びサービスの消費者のために助言を与える手配をし、また、手配をすることを援助することができる。

第202条 (1)各都市カウンティーは、1968年交通法第2章の目的のため、旅 客交通区域となり、当該旅客交通区域のための旅客交通機関は、カウンティー議会とす る。また、本条の以下の規定に従い、その第9条第1項、第2項、及び第4項を除く、 前記第2章は、都市カウンティーの区域に関し、当該区域は、同条に基づく命令によっ て指定されたものとみなし、当該機関は、当該命令によって設立されたものとみなして、 効力を有するものとする。

(2)下記第3項に従い、1968年交通法第2章は、そのイングランド及びウエール ズでの適用において、本法別表24第1章に特定される改正の上、効力を有するものと する。

これらの改正は、

- a 前記第2章の規定を、一定の面において、1969年交通(ロンドン)法第2章 の規定と一致させるためのもの
- b 旅客交通機関による旅客交通機構の監督に関する更なる規定をおくためのもの、 及び、
- c 従来、国務大臣が有していた権限の特定の職務を取り除き、又は、旅客交通機関 に移管するための

である。

(3)上記第1項又は1968年交通法第9条に基づく命令により、旅客交通区域がイングランド又はウエールズのカウンティーと一致する場合、同法第2章が、本法別表第24第2章の修正に従って、効力を有するものとし、また、1970年財政法第16条第1項(1968年交通法第13条に基づき課税された金額及び一定の補助金の旅客交通機構又はロンドン交通機構の法人課税対象となる利益の計算に際する除外)中、a号の末尾に、「及び、1972年地方行政法別表第24第2章に定めるように同条が効果を持つ場合、そのような機構に与えられた補助金」を加える。

(4)下記第5項によって作られた規定に従い、各都市カウンティーにつき、国務大臣 は、1974年4月1日より前に命令をもって、旅客交通機構の設立のための規定をす るものとし、また、そのような命令には、

- a 1968年交通法第9条第4項により、同条の第1項に基づきカウンティーを旅 客交通区域と指定する命令に含めることができるもの、及び、
- b 同法第17条(地方機関の交通事業の機構への移管)の規定により、一カウンティーより成る旅客交通区域に関し、同条第1項に基づいて作成されうるもの

のような、その他の規定を含むことができ、また、そのような命令が上記 b 号で言及し ている規定を含む限りにおいて、第17条第3項、第5項、及び、第6項が(雇用の喪 失に対する補償、資産、権利及び義務の移管)同条第1項に基づく命令に関して適用さ れると同じく適用されるものとする。

(5)国務大臣は、命令をもって、現存の旅客交通区域に関し、国務大臣が上記第1項 の結果として便宜であると考える移行規定を作成することができ、そのような命令は、 殊に、

- a 現存の旅客交通区域の旅客交通機構が関係都市カウンティーの機構となる旨を規 定し、
- b 1968年交通法第2章の規定及び本条の規定を、その現存の旅客交通区域への 適用において修正し、
- c そのような区域に関し、前記第2章に基づき作成された命令を改正し、及び、

d 現存の機構を解散する

ことができる。

(6)上記第5項の目的のためには、現存の旅客交通区域は、本法の成立前に1968 年交通法第2章の目的のために指定された区域で、本法により都市カウンティーとなる 区域の全部か大部分を含むものとし、また、現存の旅客交通区域に関連しての「関連都 市カウンティー」は、そのように包含されるカウンティーを意味するものとする。

(7)本条に基づく命令を含む文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされる ものとし、1968年交通法第22条第3項から第5項(同法第2章に基づく一定の命 令を争うための特別規定)は、本条に基づく命令につき、同法の第9条第1項及び第1 7条第1項に基づく命令に関し適用されると同様に適用されるものとする。

(8)本条で使われる表現は、1968年交通法においてと同じ意味を有するものとする。

第203条 (1) 非都市カウンティーにおいては、

- a バスサービスを供給している者と協議の上、また、それが適切な場合には、鉄道
   委員会と協議の上、当該カウンティーの需要に合致する整合的で効率的な公共旅客交通のシステムの供給を促進する政策を立案し、また、その目的のため、カウンティー
   議会に望ましいと思われるように当該カウンティー内の道路旅客企業の協調、合併、
   及び、再編を促進する手段をとることは、カウンティー議会の責務とし、
- b 当該企業をカウンティー議会が上記a号に言及されるように立案した政策に合致 するように運営することは、道路旅客交通企業を運営する当該カウンティー内のディ ストリクト議会の責務とし、及び、
- c カウンティー内の旅客交通サービスを協調させる目的のためにそれぞれの職務の 行使と運営において、互いに協力し、また、その目的のために、合理的に要請される サービスの変更の情報を互いに与えることは当該カウンティー内でバス事業を供給 する者及び鉄道委員会の責務とする。

(2)上記第1項c号で言及されるような協力のため、鉄道委員会及び同項で言及された者は、それぞれの職務の行使と運営に関し、当該取り決め当事者によって、(各個に又は共同して)統制される、会社法に基づく1以上の会社を設立し、それに資産を移管することを含む、彼らにとって適当と思われる相互の取り決めをする権限を有するものとする。

(3) 非都市カウンティー又は非都市ディスとリクトの議会は、場合に応じて、当該カウンティー又はディストリクト内で、公共旅客交通企業の全部又は一部を営む者の経費に

対し、補助することができる。また、ディストリクト議会がその上記第1項b号の責務 を果たすために、そうでなければ支払わなかった経費を負担した場合、及び、そうでな かった場合より、収入が減少した全ての場合において、当該ディストリクト議会は、カ ウンティー議会への通知をもって、カウンティー議会に当該経費の額又は当該収入の減 少分を補填するよう要求することができる。

(4) 上記第3項によってカウンティー議会が補填することを要求される額が、当該通知の受領の日から6ヶ月以内、又は、当事者間で合意されたそれより長い期間の間に、 合意による決定をみないときは、当該額は、当該議会の合意又は、そのような合意をみ ないときは、市町村財務部長及び会計部長連盟の総裁によって任命される調停人によっ て決定されるものとする。

(5) 次の支出は、1966年地方行政法第1条の目的のためには、関連支出としない。 即ち、

- a 上記第3項に基づく補助をするために議会によって負担された支出
- b 同項に基づく通知に従い、ディストリクト議会の支出を補填するためにカウンティー議会が負担した支出、及び、
- c 道路旅客企業を営むディストリクト議会によって、当該企業の運営に当たって生 じた赤字の補填のために負担された支出

(6)本条における表現は、1968年交通法におけると同じ意味をもつものとする。

第204条 (1) ウエールズのディストリクトは、1964年免許法(ウエールズに おける日曜日閉店)第66条に基づく住民投票の行われる区域とするが、そのそれぞれ の区域に関しては、そのような住民投票が行われ、それによる決定が同法第67条第4 項によって当該区域で効力を発するまでは、前記第66条が効力を有し、又は、有さな い区域は、1974年4月1日以降においても、それより前と同じとする。

(2) 1964年免許法第7章(免許計画区域)における地方計画機関への言及は、ディストリクト計画機関のみへの言及と解釈されるものとする。

(3) 大ロンドン都以外での店舗の場合には、1964年免許法別表第2に基づく判事 の免許の申請の通知は、課税機関の職員に対してではなく、ディストリクト議会の担当 官になされるものとする。

(4)本条の前述の規定及び下記第217条の規定の結果、1964年免許法は、本法 別表第25第1章に特定される改正に従って、効力を有するものとする。

(5) 大ロンドン都外においては、1909年映画館法に基づいて免許を発行する職務 及び1932年日曜娯楽法第1条に基づいて映画娯楽を許可する職務は、ディストリク ト議会によって行使可能なものとし、従って、同1909年法は、そのイングランド及 びウエールズでの適用において、次の修正に従って効力を有するものとする。

a 全ての「カウンティー議会」を「ディストリクト議会」と改め、

b 第7条第3項の双方の「カウンティーの議会」を「ディストリクトの議会」と改 め、及び、 c 第5条及び第6条を削り、

また、1963年ロンドン行政法第52条第2項(1909年法及び1932年法の大 ロンドン都への適用)において、双方の「カウンティー」を「ディストリクト」と改め る。

(6) 1968年劇場法第18条第1項における「免許機関」の定義において、b号を 次のように改める。

「b イングランド及びウエールズにおける劇場に関しては、当該ディストリクトの議 会」

また、1925年劇場使用者登録法第13条の「登録機関」の定義は、それがイングラ ンド及びウエールズに適用される限りにおいて、「カウンティー・バラ」を「ロンドン・ バラ」に改め、「当該カウンティーの議会」を「当該ディストリクトの議会」に改める。

(7)(就中、同法の目的のために、「議会」を定義する)1926年本国カウンティー (音楽及び舞踏)免許法第2条において、「『議会』という表現」から「カウンティー・ バラ」が3度目に使われている場所までを、「『議会』という表現はディストリクト議会 を意味する」に改め、同法別表第1(同法の適用範囲)におけるバッキンガムシャー、 エセックス、ハートフォードシャー、及びケントの各行政カウンティーへの言及は、バ ッキンガムシャー、エセックス、ハートフォードシャー、及びケントという新しいカウ ンティーへの言及と解釈されるものとする。

(8)本法別表第25第25章の規定は、1926年本国カウンティー(音楽及び舞踏) 免許法第2条に基づく免許に関する審査請求の権利を与える目的のために効力を有する ものとする。また、同別表の同章における

a 1926年法への言及は前記1926年法への言及と、又は、

b 免許への言及は1926年法第3条に基づく免許への言及であるとするものとする。

(9)1969年深夜軽食店法(同法による免許機関)第2条第2項において、「カウン ティー及びカウンティー・バラ議会」を「ディストリクト議会」に改める。

第205条 (1)1968年家賃法第40条(家賃監督官の任命の枠組み)に基づき 作成され、大ロンドン都外の現存の地方機関の区域に関連する全ての枠組みは、197 4年4月1日に効力を失うものとし、その期日前に、国務大臣は、本法に基づき創設さ れたそれぞれのカウンティーの議会と協議した後、前記第40条に基づく当該カウンテ ィーのための枠組みを作成し、当該日に効力を生じせしめるものとする。

(2)上記第1項に基づき作成された全ての枠組みは、1974年4月1日以前の時期 には、本法に基づいて設立されたカウンティーの議会又はその担当職員に職務を与え、 又は責務を課することができるものとし、また、1968年家賃法第41条(通常権限) は、これらの枠組みそのものは未だ発効していないことに拘わらず、そのように与えら れた職務又は課された責務に関し適用されるものとする。

(3) 立法化された当初の1968年家賃法第6章が効力を有するディストリクトのた

めに任命された家賃委員会で、大ロンドン都内のディストリクトのための委員会でない ものは、1974年4月1日に解散されるものとし、その期日までのこれら委員会の継 続的存在を害することなしに、同期日以降に権限を行使させるため、下記第4項に示す 同法第69条に基づく新しい家賃委員会を設立する目的のために、国務大臣は、当該期 日前の何時にても(また、前記第69条はその時点では効力を有していないことに拘わ らず)そのような新しい家賃委員会に関し、

- a 1968年家賃法別表第10により国務大臣に与えられた任命件及び指示権、及び、
- b 下記第4項に示される同法第69条第3項によって、国務大臣に与えられた指示 権
- を行使することができる。

(3) 1974年4月1日をもって、1968年家賃法第68条(第6章の運用)は効 力を失い、同法第69条を次のように改める。

「第69条 (1)委員会(以下、本法本章においては、「家賃委員会」という。)を本 法本章の目的のための区域であるそれぞれの地域のために設立し、本法別表第10の規 定が家賃委員会に関し、効力を有するものとする。

(2)下記第3項及び第4項に従い、次のそれぞれの地域が本法本章の目的のための区域であるものとする。

- a 非都市カウンティー
- b 都市ディストリクト
- c ロンドン・バラ、及び、
- d この目的のためには、イナー・テンプル及びミドル・テンプルを含むシティ・オ ブ・ロンドン
- (3) 国務大臣は、
- a 上記第2項で言及された区域の2以上のものの全部又は一部よりなる地域について、本法本章の目的のためには、単一の区域として扱われるよう、又は、
- b 同項で言及された区域の異なった部分がこれらの目的のために別の区域として扱われるよう

指示することができる。

(4) 本法の本章は、シリー諸島においては効力を有しないものとする。」

第206条 イングランドにおける1964年公共図書館及び博物館法の目的のための 地方機関は、カウンティー議会、大ロンドン都議会、ロンドン・バラ議会、ディストリ クト議会、Common Council、及び、シリー諸島議会とし、同法第5条の規定に従い、 次のそれぞれの機関、即ち、

- a 非都市カウンティーの議会
- b ロンドン・バラの議会及び Common Council
- c 都市ディストリクトの議会

がこれらの目的のための図書館機関とする。

第207条 (1) ウエールズにおける1964年公共図書館及び博物館法の目的のた めの地方機関は、カウンティー議会及びディストリクト議会とし、同法第5条の規定に 従い、次のそれぞれの機関、即ち、

a カウンティーの議会

b 本条の以下の規定により図書館機関とされたディストリクトの議会 がこれらの目的のための図書館機関とする。

(2)ウエールズのディストリクトの議会は、1974年4月1日より前の何時にても、 国務大臣に対し、当該議会を図書館機関とする命令を申請することができ、国務大臣は、

- a 当該議会の当該ディストリクトに対し効率的な図書館サービスを提供する能力、 及び、
- b 当該ディストリクトを含む新しいカウンティーの議会によって提供されるべき図 書館サービスに対し、当該命令が与えるであろう影響

を考慮した上で、それが適当であると考えた場合、当該新しいカウンティーと協議した 後、当該ディストリクト議会を当該命令の中で特定される1974年4月1日より前で ない日にちより図書館機関とする命令を作成することができる。

(3) ディストリクト議会による上記第2項に基づく命令の申請を検討している間、国務大臣は、当該議会を1974年4月1日から始まり、国務大臣が申請された命令を作成するかしないかを決定するときに特定する日にちで終了する期間について、図書館機関とする命令を作成することができる。

(4)図書館機関でない、ウエールズのディストリクトの議会は、見直し期日から始まる6ヶ月の期間の間に、当該議会を図書館機関とする命令を国務大臣に申請することができ、国務大臣は、その時点で当該ディストリクトの図書館機関である機関と協議した後、また、当該ディストリクトの面積、人口のありうる変化、及び、国務大臣にとって関係があると思われるその他の事柄を考慮した後、当該命令は、当該ディストリクトにおける図書館施設の改善に繋がるであろう、また、当該カウンティー、又は、場合に応じて、共同委員会の区域における図書館施設に悪影響を及ぼさないであろうという意見である場合は、国務大臣は、当該ディストリクトを当該命令の中で特定する日にちから図書館機関とする命令を作成することができる。

(5)前記6ヶ月の期間中に、図書館機関であるディストリクト議会及び国務大臣が関係していると考える他の図書館機関と相談した後、国務大臣が、当該ディストリクトの 議会が図書館機関でなくなることが、当該ディストリクトにおける図書館施設の改善に 繋がるであろう、また、当該カウンティー、又は、場合に応じて、共同委員会の区域に おける図書館施設の改善に繋がるであろうと確信した場合、国務大臣は、当該ディスト リクトを当該命令の中で特定する日にちから図書館機関でなくするとする命令を作成す ることができる。

(6) ディストリクト議会を図書館機関とする本条に基づく命令は、ディストリクト議

会に対し、国務大臣が、当該議会による1964年公共図書館及び博物館法に基づく職務の運営を確実にするために適切と考える条件を課すことができる。

(7)本条に基づく命令を含む文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされる ものとする。

(8)本条において「見直し期日」とは、1984年4月1日及び、それ以降、10年 経つ毎の日にちを言うものとする。

第208条 (1)1964年公共図書館及び博物館法の意味における地方機関は、同 法第12条第1項に基づく博物館又は美術館の提供、又は、同法第12条第1項に基づ く博物館又は美術館及びその展示品の移管に対し、国務大臣の同意を得る必要はなく、 また、同条に基づき設立された基金を地域法に基づき維持されてきた類似の基金と合同 させる目的のために、同法第15条第2項に基づく命令を申請する必要はなく、従って、 前記第15条第2項中、「前記」の語以降を、「当該機関が受け入れた何れかの特定の寄 付に付された条件の効果を害さない限り、基金を合同させることができる。」に改める。 (2)前記1964年法第14条(博物館および美術館の経費に対する寄付)によって 一定の地方機関に与えられた権限は、図書館機関であるかないか、博物館又は美術館を 維持しているかどうかに拘わらず、同法の意味における全ての地方機関によって行使可 能なものとする。

(3) 次の追加的改正が前記1964年法に対しなされるものとする。

- a 第4条第2項a号中、「議会」の後に、「ウエールズにおける」を挿入する。
- b 第5条第3項、第6条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第2項、並 びに、第21条中、全ての「非カウンティー・バラ又は都市ディストリクト」を「ウ エールズにおけるディストリクト」に改める。
- c 第5条第3項但書中、「の要請により」から「40,000」までを、「国務大臣 が適当と考える場合」に改める。
- d 第6条第6項中、「上記」の後に、「又は1972年地方行政法第207条に基づ き」を挿入する。
- e 第6条第7項中、最初から「上記、彼」までを、「ウエールズのディストリクトの 議会が、地方行政法第207条に基づき、図書館機関とされている場合、国務大臣」 に改め、また、「承認された議会」「そのようにされた議会」に改める。
- f 第11条第2項中、1958年地方行政法第60条第2項への言及は、下記第2
   55条への言及と解釈されるものとする。
- g 第15条第1項中、「維持する」の後に、「又は、提供することを提案する」を挿 入し、また、「当分の間」以降を「同条に基づき、当該機関が維持し、又は、提供す ることを提案している」に改める。
- h 第16条中、「地方機関」を「図書館機関」に改める。
- i 第21条中、第1項及び第3項において、「カウンティー議会」の後に、「ウエー ルズにおける」を挿入し、また、第1項において、「及び経費」以降は、効力を失う

ものとする。

- j 第24項第1項中、「本法」を「図書館に関する本法の規定」に改め、また、「カ ウンティー」を「非都市カウンティー」に改める。
- k 別表第2中、第2号(1)において、「を除き」以降は効力を失うものとする。

第209条 (1) 大ロンドン都外の全ての地方教育機関は、当該地域において、19 74年4月1日の直前に、1948年雇用及び訓練法第10条(地方教育機関による青 年雇用サービス)に基づいて効力を有していた枠組みに基づく、そのような機関の職務 の運営を、それが当該地域に関連する限りにおいて、引き受けるものとし、そのような 枠組みは、本法の結果、必要となる修正に従って、効力を有するものとする。

(2)前記1948年法第18条第1項中、「地方機関」の定義を「『地方機関』は、カウンティー議会、ディストリクト議会、ロンドン・バラ議会又はシティ・オブ・ロンドンの Common Council を意味する。」に改める。

第210条 (1)1974年4月1日の直前に何れかの資産が慈善の目的のみのため に、単独の受託者として、大ロンドン都外の地域の、パリッシュ議会、パリッシュ総会、 又は、イングランドにおける現存の非都市パリッシュの代理機関以外の(しかし非都市 ディストリクトに含まれるバラの法人を含む)現存の地方機関によって保有されている 場合、当該資産は(同一の信託によって)下記第2項から第5項に従って、新しい地方 機関に帰属するものとする。

(2)下記第3項に従い、資産が下記に特定する現存の地方機関によって保有されてい て、当該資産が特定の地域のために、又は、特定の地域の住民のために、又は、特定の 地域中の特定の種類またはグループの者の利益のために保有されている場合、当該資産 は、その区域が当該特定の地域の全て又はより大きな部分を含むこととなる、下記に特 定する新しい地方機関に帰属するものとし、また、資産が同様に保有されているが、そ れが、そのような利益のために保有されているのでない場合、当該資産は、その区域が 当該特定の地域の全て又はより大きな部分を含むこととなる、下記に特定する新しい地 方機関に帰属するものとする。即ち、

- a 現存の地方機関がカウンティー議会である場合、新しい地方機関は新しいカウン ティーの議会
- b 現存の地方機関がイングランドにおけるバラ又は都市ディストリクトの議会である場合、新しい地方機関は本法別表第1第5章に基づいて設立されるパリッシュの議会
- c 現存の地方機関がウエールズにおけるバラ又は都市ディストリクトの議会である 場合、新しい地方機関はコミュニティの議会又は、そのような議会がない場合は、デ ィストリクトの議会、及び、
- d 現存の地方機関が非都市ディストリクト議会である場合、もし、当該非都市ディ ストリクトがパリッシュと同じ境界を持つときは、新しい地方機関は当該パリッシュ

の議会、それ以外の場合には、ディストリクトの議会

(3)資産が現存のカウンティー又はカウンティー・バラ議会によって、1960年慈 善団体法第4条に基づいて設立された登録の中に登録されている慈善団体のために、同 法第2条(教育のための慈善団体)により国務大臣が管理している当該登録の何れかの 部分に保有されているとき、

- a 当該資産が特定の地域のために、又は、特定の地域の住民のために、又は、特定 の地域中の特定の種類またはグループの者の利益のために保有されている場合、当該 資産は、その区域が当該特定の地域の全て又はより大きな部分を含むこととなる地方 教育機関であるところの、新しい機関に帰属するものとし、また、
- b それ以外の場合には、当該資産は、当該資産を保有している現存のカウンティー 議会又はカウンティー・バラ議会の区域の全て又はより大きな部分をその区域に含む こととなる地方教育機関であるところの、新しい機関に帰属するものとする。

 (4)資産が非都市ディストリクトに含まれるバラの法人に保有されている場合、当該 資産は、現存のバラの区域よりなるパリッシュのパリッシュ議会に帰属するものとする。
 (5)資産がパリッシュ議会、パリッシュ総会、又は、ウエールズにおける現存の非都 市パリッシュの代理機関によって保有されている場合、

- a 現存のパリッシュ議会によって保有されている資産の場合は、当該資産は、現存のパリッシュ議会が活動するパリッシュ又は複数のパリッシュの区域と境界を同じくする区域(単数又は複数)のためのコミュニティ又はコミュニティのグループの議会に帰属するものとする。
- b パリッシュ総会、又は、コミュニティ議会が存するコミュニティにその区域が包含される現存のパリッシュの代理機関によって保有されている場合、当該資産は、当該コミュニティ議会に帰属するものとする。
- c それ以外の場合には、当該資産は、現存の非都市パリッシュの区域を包含する d キストリクトの議会に帰属するものとする。

(6)1974年4月1日の直前に、ある、会社法又は憲章に基づき法人化された慈善団体でない慈善団体に関する何らかの権限が慈善団体の信託に基づき、又は、何れかの法律により現存の第1項の適用される地方機関と関係する職、又は、その職に就いている者に帰属している場合、当該権限は、対応する新しい機関、即ち、もし、慈善団体の当該資産が現存の地方機関に帰属していれば、当該資産が上記第1項から第5項によって帰属することとなったであろう機関に、又は、当該対応する新しい機関に関係する対応する職に付就いた者に、又は、(そのような職がない場合には、)当該対応する新しい機関の担当官に帰属するものとする。

(7)上記第6項における慈善団体に関する言及は、その慈善団体の受託者であること によるその者の権限に関する言及は含まないものとするが、会社法又は憲章に基づき法 人化された慈善団体でない慈善団体でない、何れかの慈善団体の信託に基づいて、19 74年4月1日の直前の信託受託者に、上記第1項が適用される現存の地方機関、又は、 そのような現存の地方機関に関係する職に就いている者を含む場合には、これらの信託 受託者には、代わって、上記第6項で定義する新しい機関、又は、場合の要請に応じて、 当該機関と関係のある対応する職に就いた者、若しくは、(そのような職がない場合に は、)当該機関の担当官を含むことになるものとする。

(8) 1940年戦争慈善団体法第10条第1項(登録機関)中、b号を次のように改める。

「b ロンドン・バラに関しては、バラ議会」

また、d 号において、「カウンティー」を「非都市カウンティー又は都市ディストリクト」 に改める。

- (9) 1960年慈善団体法は、次の改正に従って、効力を有するものとする。
- a 第10条第1項(地方機関の地方慈善団体についての一覧)中、「バラ」を「ディ ストリクト又はロンドン・バラ」に改め、
- b 第11条(地方機関による地方慈善団体の見直し)中、第1項及び第4項において、「バラ」を「ディストリクト又はロンドン・バラ」に改め、第5項において、「第 7項へ」を「及び第5項」に改め、
- c 第12条第1項(慈善団体と地方機関の協力)中、「カウンティー・バラ、都市バ ラの」を「ロンドン・バラ」に改め、
- d 第18条第12項中、「しかし、パリッシュ」以降末尾までを削り、
- e 第37条(教会区慈善団体)第3項、第4項及び第5項に基づく任命権限は、コ ミュニティ議会を持たないウエールズのコミュニティの場合には、ディストリクト議 会が行使可能であるものとし、1974年4月1日以降は、パリッシュの包含されな い現存のイングランドの都市パリッシュの場合には、同条第5項の任命権限は、ディ ストリクト議会が行使可能であるものとし、及び、
- f 別表第3(地方慈善団体の区域の拡大)中、第3号及び第4号の双方の欄におい て、それぞれの「バラ」を「ディストリクト」に改め、(第2欄の)第4号(iv)に おいて、「パリッシュ又は複数のパリッシュ(教会関係又は非教会関係)」を「ディス トリクト」に改める。

(10)本条の上記の規定は、女王陛下、裁判所、又は、その他の者の、何れかの慈善団体の信託を変更する権限に影響を与えるものではなく、また、これらの規定は、下記 第211条が適用される場合には、適用されないものとする。

(11)本条において、「地方機関」は、パリッシュとの関係では、パリッシュ総会及び パリッシュの代理機関を含み、「慈善目的」、「慈善団体」、「慈善受託者」「裁判所」及び 「信託」は、1960年慈善団体法におけると同じ意味を持つものとする。

第211条 (1)1974年4月1日の直前にウエールズの現存のカウンティー又は カウンティー・バラの議会に帰属していて、1914年ウエールズ教会法第19条 (ウ エールズ教会の基金の慈善目的の利用)に基づく枠組みに合わせて利用されることが要 請される全ての資産は、本法により、当該現存のカウンティー又はカウンティー・バラ の全部又はより大きな部分を含む新しいカウンティーの議会に帰属するものとする。 (2)上記第2項により、現存のカウンティーに帰属している資産が、現存のカウンティーの全ての区域は含まない新しいカウンティーに帰属することとなった場合、新しい カウンティー議会は、当該資産の一部を当該現存のカウンティーの区域の一部を含むこ ととなる他の新しいカウンティー議会に移管するものとする。

(3)上記第2項の目的のための分割は、新しいカウンティー議会間の合意に基づき行われ、又は、そのような合意がない場合には、これらの議会間の合意により、そのような合意もない場合には、国務大臣により任命された独任の調停人による調停によって決定されるものとする。

(4)本条に基づく、資産の帰属又は移管は、1974年4月1日の直前に当該資産に 適用可能であった、1914年ウエールズ教会法第19条に基づく枠組みに合わせた当 該資産の利用に、又は、そのような枠組みの同条に基づく更なる枠組みによる改正又は 廃止に影響を与えるものではないものとする。

第212条 (1)1925年地役権法第15条の意味における、大ロンドン都外の土 地に影響を与える、全ての地方地役権に関し、地方登録官として行動すべき担当官は、 影響を受ける土地が存在するディストリクトの議会の担当官とする。

(2)何れかの法律により、又は、基づき作成された規定が、何れかの種類の地方機関の担当職員が何れかの通知、命令、枠組み、合意、制限、禁止、条件又は他の文書若しくは事実を地方地役権登録書に登録することを要求している場合、大ロンドン都内の土地に関するものを除き、当該規定は、関係ディストリクト議会の担当官に要求しているものと解釈されるものとする。

(3)本条の規定の結果として、

- a 1949年民間航空法第33条中、第1項において、「カウンティー」から同項の 末尾までを「ディストリクト又はロンドン・バラ及びシティ・オブ・ロンドンの Common Council」と改め、及び、
- b 1961年土地排水法第30条第8項中、「の担当官」の後に、「ディストリクト」 を加える。

(4)本法第270条第3項の規定にかかわらず、本条において、「担当官」は、197
 2年地役権法別表第4において示された1925年地役権法第19条により、地方登録
 官として行動する担当官を言うものとする。

第213条 (1)次の免許、即ち、

- a 1927年貸金業者法に基づく貸金業免許
- b 1872年質屋法に基づく質屋免許
- c 飼い犬免許、及び
- d 鳥獣を商う免許又は鳥獣を屠殺する免許

の免許料を徴収する権限は、大ロンドン都を除くイングランド及びウエールズでは、デ ィストリクトの議会に存する。 (2)上記第1項に合わせ、1908年財政法第6条(鳥獣を商う免許又は鳥獣を屠殺 する免許)は、次のように改正されるものとする。

- a 第1項中、「より」以降同項の末尾までを、「イングランド及びウエールズでは、 ディストリクトの議会に存する。」に改め、
- b 第2項中、「決定する」から「移管し、そして」までを削り、「カウンティー議会」 を「ディストリクト議会」に改め、「本条による移管」から「そのような調整」まで を削り、同項の末尾に「これらの規定におけるカウンティー議会への言及を1974 年4月1日以降これらの免許料を徴収する権限を有するカウンティー議会への言及 とみなす。」を加え、及び、
- c 第5項を次のように改める。

「(5) 大ロンドン都に関しては、本条におけるディストリクト議会への言及は、ロ ンドン・バラ議会又はシティ・オブ・ロンドンの Common Council への言及と解釈 されるものとする。」

(3) 上記第1項に合わせ、1908年財政法第15条(同項 a 号及び b 号で言及された免許)は、次のように改正されるものとする。

- a 第1項中、「カウンティー及びカウンティー・バラ議会へ移管される」を「ディス トリクトの議会に存する。」に改め、及び、
- b 第2項及び第3項中、「カウンティー及びカウンティー・バラ」及び第7項中「カ ウンティー及びカウンティー・バラ」を「ディストリクト」に改め、及び、

c 第8項の次に、次の項を加える。

「(8A) 大ロンドン都に関しては、本条におけるディストリクト議会への言及は、 ロンドン・バラ議会又はシティ・オブ・ロンドンの Common Council への言及と解 釈されるものとする。」

(4)上記第1項に合わせ、1959年飼い犬免許第7条第1項中、「カウンティー及び カウンティー・バラ」を「ディストリクト並びにロンドン・バラ及びシティ・オブ・ロンドンの Common Council」と改め、同条第2項中、「カウンティー及びカウンティー・ バラ」を「ディストリクト並びにロンドン・バラ及びシティ・オブ・ロンドン」と改め る。

第214条 次の機関、即ち、ディストリクト、ロンドン・バラ、パリッシュ及びコミ ユニティの議会、Common Council、並びに、単独でも共同でもパリッシュ議会を持た ないパリッシュのパリッシュ総会は、本条の以下の規定及び本法別表第26の目的のた めの埋葬機関とし、本条の以下の規定及び本法別表第26によって与えられる権限を有 するものとする。また、

- a 1852年から1906年埋葬法によって与えられた、墓地を供給する権限は、 行使可能でなくなるものとし、及び、
- b 1852年埋葬法、1894年地方行政法第53条第2項、又は、地域法令規定 に基づき設置された全ての現存の埋葬委員会、合同埋葬委員会又はこれらの委員会の

権限を有する共同委員会は廃止されるものとする。

(2) 埋葬委員会は、当該区域の内外を問わず、墓地を供給し、維持することができる。

(3)国務大臣は、命令をもって、埋葬機関による墓地の経営、規制及び管理にかかる 規定を作成することができ、そのような命令は、

a 当該命令への違反に対し、罰金を課し、及び、

b 当該命令の結果として、国務大臣が必要又は適当と考えるように、何れもの法律(本 法別表26に記される法律を含む)を改正若しくは廃止し、又は、何れかの法律に基 づいて作成された文書を取り消す規定を含むことが出来る。

(4)本条の命令は、国務大臣が地方機関の代表であると考える組織及び他の関係を有 すると考える組織との協議の後にのみ作成されうるものとし、そのような命令は、国会 の各院の決議をもって承認されない限り効力をもたないものとする。

(5)本条の意味における埋葬機関は、パリッシュ総会を除き、1920年から195 2年火葬法の目的のための埋葬機関とする。

(6) 埋葬機関は、他の何れかの者によって当該区域の住民が埋葬されうる墓地を供給 又は維持するために支払われた経費を負担することができる。

(7)本法別表第26は、埋葬機関の権限の行使並びに墓地及び火葬場の経営に関し、 並びに、墓地及び火葬場に関連する法律の改正及び修正について、効力を有するものと する。

(8)本条及び同別表において、「墓地」は、埋葬地又はその他の全ての死者を埋葬する ための場所(死者の灰を埋葬するために区別されているそのような場所の何れもの一部 を含む。)を含む。

第215条 (1)下記第2項に従い、1914年ウエールズ教会法の適用を受ける区 域外で、教会墓地が Order in Council により閉鎖された場合、教区教会委員会は、それ を適切な秩序の中に保ち、壁、塀を十分に修繕することにより、維持するものとする。

(2)上記第1項により、閉鎖された教会墓地を維持する義務を有する教区教会委員会は、

- a 当該教会墓地が単独のパリッシュ又はコミュニティ議会を有するパリッシュ又は コミュニティ中に存する場合には、当該議会に教会墓地の維持を引き継ぐよう文書に よって要請することができ、
- b 当該教会墓地が単独のパリッシュ議会を有さないパリッシュ中に存する場合には、 パリッシュ総会の議長にそのような要請をすることができ、
- c 当該教会墓地が単独のコミュニティ議会を有さないコミュニティ中に存する場合 には、当該コミュニティが存するディストリクトの議会にそのような要請をすること ができ、及び、
- d 当該教会墓地がシティ及びテンプル以外のイングランドで、どのパリッシュにも 属さない場所にある場合は、当該教会墓地が存するディストリクト又はロンドン・バ ラの議会にそのような要請をすることができ、

この場合、下記第3項に従い、要請発出の3ヶ月後に、教会墓地の維持は、場合に応じ、 要請先の機関又はパリッシュ総会に引き継がれるものとする。

(3)上記第2項に従い、パリッシュ若しくはコミュニティの議会又はパリッシュ総会 の議長に要請が行われ、かつ、当該3ヶ月が経過する前に、当該議会又は総会がそのよ うに議決して、当該議決を書面でディストリクトの議会及び教会墓地を維持している教 区教会委員会に通知した場合、当該パリッシュ若しくはコミュニティの議会又はパリッ シュ総会ではなく、ディストリクトの議会が当該3ヶ月の経過後、当該教会墓地の維持 を引き継ぐものとする。

(4)本法の成立前に、ウエールズ教会憲章、に基づき、1855年埋葬法第18条(税金より支出可能な閉鎖された教会墓地の維持)によって与えられた権限の行使として意図されて設立された教会委員会が、地方機関に対し、閉鎖された教会墓地に関する証明書を発行し、当該機関が当該教会墓地の維持を引き継いだ場合、当該機関の行動は、全ての目的のために適法であったとみなされるものとし、現在、教会墓地の維持の責任を有する機関は、その維持について、1914年ウエールズ教会法の適用を受ける地域以外における教区教会と同様の義務を有するものとする。

(5)上記第1項において、「1914年ウエールズ教会法の適用を受ける地域」とは、 同法によりイングランド教会が廃止された地域を意味する。

## 第10章 司法上の及びそれに関連する事柄

第216条 治安判事、治安裁判所、custos rotulorum、lieutenant、sheriff 及び、こ れらに関連した事柄に関連する秩序と法の任務の目的のためには、上記第179条第1 項の範囲内で、新しいカウンティーが他の何れもの種類のカウンティーを代替するもの とする。

(2)本条並びに下記第217条、第218条及び第219条の目的のためには、シリー島は、コーンウォール・カウンティーの一部をなすものとみなす。

第217条 (1) それぞれの新しいカウンティーに、治安委員会を置き、下記第2項 に従い、1974年4月1日の直前に存在した治安委員会で、大ロンドン都外の区域の 委員会は、当該日以後、その委員会が担当する区域の全部又は大きな部分を包含する新 しいカウンティーの治安委員会として効力を有するものとする。

(2)上記第1項により、本項がなければ、新しいカウンティーに2つ以上の委員会が あることとなる場合、

- a 新しいカウンティーに新しい委員会が設立されるまで、Lord Chancellor が命令 によって指定する委員会が当該新しいカウンティーの唯一の委員会とみなされるも のとし、及び、
- b それ以外の委員会によって任命された判事は、上記b号によって新しいカウンティーの唯一の委員会とみなされる委員会の特定する判事の名簿に含まれるとみなされるものとし、

これにより、上記 b 号に従い、上記 a 号により新しいカウンティーの唯一の委員会とみ なされるべき委員会以外の、全ての上記第1項により新しいカウンティーの委員会とみ なされるべき委員会は効力を失うものとする。

(3) それぞれの非都市カウンティー及びそれぞれの都市ディストリクトに個別の治安 裁判所委員会を設け、また、大ロンドン都外では、小事件裁判区域は、

- a 小事件裁判区域に分割されていない非都市カウンティー
- b 非都市カウンティーの小事件裁判区域
- c 小事件裁判区域に分割されていない非都市ディストリクト、及び、
- d 非都市ディストリクトの小事件裁判区域
- とする。
- (4) 有給下級判事を任命することのできる区域は、
- a 非都市カウンティーの全部又は一部、
- b 都市ディストリクト、又は、
- c 上記 a 号及び b 号に掲げる区域の 2 以上からなる合同区域
- とする。

(5) 大ロンドン都外における1949年正義・治安法第4章に基づく地方機関の権限 と職務は、非都市カウンティー及び都市ディストリクトの議会に与えられるものとする が、1948年刑事裁判法別表第5の目的のためには、同別表に基づく合同保護観察・ 更正支援区域が都市カウンティーと同区域であるか、これを包含する場合には、都市カ ウンティーに関する限り、地方機関は、カウンティー議会のみとする。

(6) ランカスター公爵領の Chancellor の治安判事及び補充治安判事名簿の任命に関 する権利は、大マンチェスター、マージーサイド及びランカシャーの各カウンティーの 全部にわたって及ぶものとする。

(7)本条の前掲の規定の、本法による又は本法に基づく新しい地方機関の設立の、及び、治安判事委員会に関する1971年裁判所法の規定の結果として、並びに、人々がこのような委員会に出頭して、申し立てをする手続き及び権利を規定するために、並びに、王立裁判所における職務に関する手当ての判事への支払いの責任をLord Chancellorに移管するため、

a 本法別表第27第1章に特定された1949年治安判事法の改正、及び、

b 同別表第2章に特定された他の法律の改正

が効力をもつものとする。

第218条 (1) 女王陛下は、イングランドとウエールズのそれぞれのカウンティー 及び大ロンドン都に Lord-lieutenant を任命するものとし、それぞれのカウンティー及 び大ロンドン都に Lieutenant を任命することができるものとする。また、本法以前又は 本法と同じ会期に成立した法律又は規定での、カウンティー又は大ロンドン都の lieutenant に言及しているものについては、場合に応じて、カウンティー又は大ロンド ン都の lord-lieutenant への言及であると解釈されるものとする。

 (2) 1882年民兵法第32条に基づき、lord-lieutenantのために活動する
 vice-lieutenantとして任命された者は、vice lord-lieutenantと呼ぶこととし、同法第3 0条(deputy lieutenantの解職)第4項における deputy lieutenantへの言及は、vice
 lord-lieutenantへの言及を含むものとする。

(3)前記1882年法第31条に基づき、カウンティー又は大ロンドン都の lord-lieutenant として活動するために任命されうる者、又は、同法第32条に基づき、 カウンティー又は大ロンドン都の vice lord-lieutenant として任命されうる者は、上記第 1項によって任命された、場合に応じ、カウンティー又は大ロンドン都の lieutenant を 含むものとする。

(4) 女王陛下は、Order in Council をもって1974年4月1日の直前にその職にあった lieutenant は、当該日以後も、当該 Order に特定されるところに従い、新しいカウンティー又は大ロンドン都の lord-lieutenant 又は lieutenant として、その職を保持することを規定することができる。

(5)当該日の直前に、大ロンドン都外でその職にあった deputy lieutenant は、当該 日以後も、その者が住む、又は、国務大臣に作成する命令に特定される新しいカウンテ ィーの deputy lieutenant として、その職を保持し続けるものとする。

(6) 当該日の直前に、大ロンドン都でその職にあった deputy lieutenant は、当該日

以後も、大ロンドン都の deputy lieutenant として、その職を保持し続けるものとする。

(7)上記第4項から第6項は、如何なる解職又は解職の指示の権限をも侵さないもの とする。

(8)本条において、「大ロンドン都」は、シティ及びテンプルを含まないものとする。

第219条 (1) カウンティー又は大ロンドン都のために任命された sheriff は、high sheriff と呼ばれるものとし、何れかの法律又は文書における sheriff への言及は、カウ ンティー又は大ロンドン都のために任命された sheriff に関しては、これに従って解釈さ れるものとする。

(2) 1973年には、如何なる者も、1887年 Sheriffs 法第6条第1項に従って、 high sheriff として働くに相応しい者として推薦されることはないものとする。しかし、 カウンティー又は大ロンドン都の lord-lieutenant は、その者が、上記第218条第1項 に基づき任命されるか、又は、上記第218条第4項に基づき Order in Council におい て特定されて後、可能な限り早く、3人の者を、場合に応じて、カウンティー又は大ロ ンドン都で high sheriff として働くに相応しい者として推薦するものとし、これらの者 は、前記第6条第1項によって推薦されたものとみなすものとする。

(3) high sheriff の任命に関する、ランカスター公爵領における女王陛下の権利は、大 マンチェスター、マージーサイド及びランカシャーの各カウンティーの全体に及ぶもの とする。上記第2項は、これらのカウンティー及びコーンウォール・カウンティーには 適用されないものとする。

(4) Lord Chancellor は、命令をもって、それぞれの under-sheriff が活動する区域を 予め定めることができる。

(5) ある high sheriff が活動すべき区域が2以上のカウンティーにわたるとき、18 87年 Sheriffs 法第23条に基づき課せられた、当該区域に under sheriff を任命する職務は、当該区域中、最大の部分を含むカウンティーの high sheriff により、他の関係 high sheriff と協議の上、遂行されるものとし、また、どのカウンティーが under sheriff の 区域の最大の部分を含むかについて、何らかの疑問が生じた場合には、Lord Chancellor によって決せられるものとする。

本項における、カウンティーの引用は、大ロンドン及びシティー(テンプルを含む) を含むものとする。

(6) under sheriff は、その者の活動区域に関しては、国会議員選挙における選挙管理 官としての職務を除く全ての high sheriff の職務について、high sheriff の代理者とみ なされるものとする。

(7)1887年 Sheriffs 法第34条又はその他のものに基づく sheriff の特権の職務も bailiff of a franchise によっては行使されえない。

(8) 本条において、「大ロンドン」は、シティもテンプル含まない。

第220条 (1)下記第2項に規定するところを除き、検死官が、各カウンティー、

大ロンドン (シティーとテンプルを除く) 及びシティー (テンプルを含む) に任命され、 そして、

a カウンティーの場合には、カウンティー議会によって、

b 大ロンドンの場合には、大ロンドン都議会によって、及び、

c シティとテンプルの場合には、Common Council によって

任命されるものとする。そして、下記第2項に言及される検死官を除き、何れかの他の 種類の検死官を任命する権利、又は、何れかの他の種類の検死官である権利は、ここに 消滅するものとする。

(2)上記第1項は、女王陛下の女王の検死官及び代理人、又は、女王家の検死官を任 命する権利に影響しないものとする。

 (3)1926年検死官(改正)法第12条を除き、1887年-1954年検死官法 がシティとテンプルに、シティとテンプルを合わせてカウンティーとみなし、Common Council を当該カウンティーの議会とみなして、適用されるものとし、次の修正に従い 適用される。

- a それらの法律におけるカウンティー参事会員及びカウンティー議員の引用は、シ ティの参事会員及び Common Council 議員への引用と解釈するものとし、
- b これらの法律に基づく、Common Council の経費は、一般レイトから支払われる ものとし、及び、
- c 1892年検死官法第1条において、検死官を任命した議会の議長への言及は、
   Lord Mayor への言及と解釈されるものとする。

(4)カウンティーの検死官の地区への分割を考慮し、そうすることが不都合であると 考えない限り、1973年の終わりまでに、1926年検死官(改正)法第12条によ り授与された、当該カウンティーの検死官の地区への分割、又は、分割の変更を規定す る命令案を提出する権限を行使することは、それぞれの新しいカウンティー議会の職務 とする。また、それぞれの新しいカウンティー議会は、1974年4月1日より前に、 当該カウンティーに十分な数の検死官を任命するものとし、前記1926年法第2条は、 そのような全ての任命に、当該カウンティーの検死官の職に空きができたとみなして、 適用されるものとする。

- (5) 次の規定は、効力を失うものとする。即ち、
- a 1844年検死官法第5条の内、検死官がその地区内、又は、そこから2マイル 以内に住むことを要求する部分
- b 1887年検死官法第25条の内、地方機関に料金、手当て、及び、拠出額の表 の写しをその事務室に寄託することを要求する部分
- c 同法第99条 (ランカスター・カウンティーへの適用)、及び、
- d 1926年検死官(改正)法第8条(検死官の給与又は年金のために負担された 経費の支払い)
- (6) 1963年法第78条第2項b号を次のように改める。
- 「b 1887年検死官法第27条第2項によって地方レイトから支払われることが要

求されている何れかの金額は、大ロンドン都議会によって支払われるものとする。」

第221条 (1) ここに、本法別表第28において特定される下級裁判所は、197 4年4月1日以降、市、バラ、その他のその形では地方行政単位として存在しなくなる 類似の区域を引用してその管轄区域が定められている、又は、当初、定められていた裁 判所であるために、(本法によって当該区域が地方行政単位として存在することをやめる か、本法成立以前の何れかの時点で当該区域が地方行政単位として存在することをやめ たかを問わず、)廃止されるものとする。

(2) 女王陛下は、Order in Council によって、本条による裁判所の廃止を受けて、女 王陛下が効率的であると考える経過的又は結果的規定を定めることができる。

## 第11章 地方機関に関する一般規定

(法律的手続き)

第222条 (1)地方機関が、その区域の住民の利益の増進又は保護のため、有効で あると考える場合、

- a 地方機関は、起訴し、若しくは、応訴し、又は、如何なる法的手続きにも参加す ることができ、民事手続きの場合には、自らの名で訴訟を提起することができ、及び、
- b 地方機関は、自らの名で、何れかの法律により、何れかの大臣又何れかの公的団体により、又は、のために開かれた、如何なる公開聴聞においても住民の利益のための申し立てをすることができる。

(2) 本条において、「地方機関」は、Common Council を含むものとする。

第223条 (1)当該機関によって、当該機関のために、治安判事裁判所に、起訴し、 又は、応訴すること、若しくは、参加することを認められた、地方機関の何れかの構成 員又は職員は、そのような手続きにおいて、起訴し、又は、応訴すること、若しくは、 参加する権限を与えられたものとし、1957年-1965年弁護士法の規定に拘わら ず、その者が有効な開業証明をもった弁護士でなくとも、そのような手続きを行う権限 を与えられたものとする。

(2)本条において、「地方機関」は、Common Council 及び1963年水資源法に基づ
 き設立された河川機関を含むものとする。

(文書及び通知等)

第224条 custos rotulorum のカウンティーの文書に関する指示を与える権限の範囲 内で、主要議会は、当該議会又はその職員に属する、又は、当該議会又はその職員が保 管する文書に関する適当な取り決めをなすものとする。

第225条 (1)何れかの種類の文書が、国会の両院の何れかの規則、又は、何れか の法律若しくは文書に従って、地方機関の担当官、又は、パリッシュ又はコミュニティ 議会の議長、若しくは、パリッシュ総会の議長の許に保管されているとき、場合に応じ、 担当官又は議長は、それら規則、又は、法律若しくは文書に指示された方法及び目的で、 当該文書を収受、保管するものとし、指示に従って、当該文書に記入若しくは裏書きし、 又は、当該文書の受領確認や受領書を発行するものとする。

(2)何れかの法律又は文書により、パリッシュ又はコミュニティの担当官の許に保管 することが要求されている全ての文書は、単独のパリッシュ又はコミュニティ議会を持 たないパリッシュ又はコミュニティの場合には、イングランドでは、パリッシュ総会の 議長の許に、ウエールズでは、ディストリクト議会の担当職員の許に保管されるものと する。 第226条 (1)パリッシュ又はコミュニティの特定された文書は全て、

a 現存の非都市パリッシュと同区域のパリッシュの場合には、1974年4月1日 の前と同じところに保管されるものとし、及び、

b それ以外のパリッシュ及び全てのコミュニティについては、当該区域の、特定される文書を除くすべての文書が、当該日に移転される先に保管されるものとするが、 パリッシュ又はコミュニティ議会は、又は、単独のパリッシュ又はコミュニティ議会を 持たないパリッシュ又はコミュニティの場合には、イングランドにおいては、パリッシュ総会、ウエールズにおいては、ディストリクト議会は、そのような文書が当該指示の 中で特定される保管先に寄託されるべしとの指示をすることができる。

(2)本法の如何なる規定も、法律がパリッシュ又はコミュニティの文書と一緒に保管 されるべしと指示する文書を除き、洗礼、婚姻、及び、埋葬の記録、若しくは、189 4年地方行政法に定義されるところの教会の事務、又は、同様に定義される教会慈善に、 完全に、又は、一部が関連する記入を含む全てのその他の書類の保管には、影響するこ とはないものとする。

(3)上記第2項で言及された文書を保管する者は、上記第1項に言及された文書の合理的な開示を受けることができるものとし、

- a 単独のパリッシュ又はコミュニティ議会を持つパリッシュ又はコミュニティでは、 当該議会、
- b その他のパリッシュでは、パリッシュ総会、
- c その他のコミュニティでは、ディストリクト議会、及び、
- d 上記 a 号又は b 号に該当しないイングランド内の何れかの区域においては、場合 に応じて、ディストリクト議会、ロンドン・バラ議会又は Common Council

は、上記第2項に言及された文書の合理的な開示を受けることができるものとする。

(4)上記第1項又は第2項で言及された文書の保管又は開示に関する意見の相違は、 当該区域がロンドン・バラ、又は、シティ内の場合には、国務大臣により、その他の場 合には、カウンティー議会によって、決定されるものとする。

(5)全てのカウンティー議会は、時折、パリッシュ又はコミュニティ議会若しくはパ リッシュ総会が管理する特定の文書が保管されている方法につき、その適切な保存を視 野に入れて調査するものとし、また、当該文書の保存のため、必要と考える命令を作成 し、更に、これらの命令は、パリッシュ又はコミュニティ議会又はパリッシュ総会によ って遵守されるものとする。

第227条 (1)単独のパリッシュ又はコミュニティ議会を持つパリッシュ又はコミ ュニティの場合、当該議会、又は、当該議会の申請により、当該パリッシュ又はコミュ ニティ議会がその中に存在するディストリクトの議会は、他の規定がなされていない、 当該パリッシュ又はコミュニティに属する全ての特定された文書のための適切な保管場 を用意するものとする。

(2) 単独のパリッシュ又はコミュニティ議会を持たないパリッシュ又はコミュニティ

の場合、当該パリッシュ又はコミュニティ議会がその中に存在するディストリクトの議 会は、他の規定がなされていない、当該パリッシュの総会の管理する、又は、当該コミ ュニティに属する全ての特定された文書のための適切な保管場を用意するものとするが、 イングランドにおいては、当該パリッシュのパリッシュ総会の同意を得る場合にのみと する。

第228条 (1)地方機関の議事手続きの記録は、当該機関の区域の全ての地方選挙 権者の閲覧のために公開されるものとし、そのような地方選挙権者は、当該議事録の写 し又は抄本を作成することができる。

(2)地方機関の区域の地方選挙権者は、当該地方機関の金銭支払い命令を閲覧し、又は、その写し又は抄本を作成することができる。

(3)地方機関及び地方機関の担当職員の会計は、当該機関の構成員の縦覧のために公 開されるものとし、そのような構成員は、当該会計の写し又は抄本を作成することがで きる。

(4) その会計が本法第8章の規定に基づき監査されることが要求されている団体の会 計及びそのような団体の全ての職員の会計の概要、並びに、これらの会計についての監 査人の報告は、当該団体の区域の全ての地方選挙権者の閲覧のために公開されるものと し、そのような地方選挙権者は、これらのものの写し又は抄本を作成することができる。 また、この写しは、一部当たり合理的な金額の支払いによって、そのような地方選挙権 者に送付されるものとする。

(5)他の法律又は文書のこれと異なる定めに従い、上記第225条に言及されたよう に保存された文書の何れかに興味を有する者は、合理的な時間帯において、当該文書を 管理する者に、閲覧一件当たり10ペンス、更に、閲覧が一時間を超える毎に10ペン スを支払うことにより、閲覧し、その写し又は抄本を作成することができる。

(6)本条により、閲覧のため公開されるよう指示された文書は、全ての合理的な時間 帯において公開されるものとし、明示的にそうでないことが規定されるものを除き、無 料で公開されるものとする。

(7) そのような文書を管理する者が、

- a 当該文書を閲覧し、その写し又は抄本を作成する権利を有する者が、当該文書を 閲覧し、その写し又は抄本を作成するのを妨害した場合、
- b 写し又は抄本を取得する権利を有する者に写し又は抄本を交付することを拒んだ 場合、

その者は、20ポンドを超えない罰金の略式命令に処せられうるものとする。

(8)本条は、パリッシュ総会の議事手続きの記録及び会計に、当該総会を地方機関と みなして適用される。

第229条 (1)下記第3項及び第7項に従い、何れかの法律によって規定された地 方機関又はパリッシュ総会が何れかの種類の文書を保存すべしとの要求は、当該文書の 映像的写しを保存することで、満たされるものとする。

(2)下記第7項に従い、何れかの法律によって規定された地方機関又はパリッシュ総 会が保管する、又は、管理する何れかの種類の文書を閲覧に供すべしとの要求は、当該 文書の映像的写しを閲覧に供することで、満たされるものとする。

(3)上記第1項は、1958年公的記録法に基づき地方機関に保管される文書には、 適用されないものとする。

(4) 裁判手続きにおいて、地方機関又はパリッシュ総会が保管する文書、又は、地方 機関又はパリッシュ総会が保管する間に破壊された文書、若しくは、そのような文書の 一部の映像的写しは、下記第6項に従い、原本と同じ程度に証拠として採用できるもの とする。

(5)関係地方機関の担当職員又は関係パリッシュ総会の議長によって署名されたとされる、上記第4項にいう映像的写しである旨の証明書は、下記第7項に従い、その旨の 証拠となるものとする。

(6)映像的写しが、上記第4項に従って、証拠として提出された裁判所は、原本が存在している場合、原本の提出を求めることができ、これにより、同項は、当該写しには、 適用されないこととなる。

(7) 色彩が、当該文書の解釈に関わりをもつ場合、色彩刷りの、文書の映像的写しは、 当該写しが当該文書の解釈を可能なものとする程度に色彩の区別をしているのでない限 り、本条の目的のために十分なものとはならない。

(8)本条において、「裁判所」及び「裁判手続き」は、1968年民事証拠法における と同じ意味をもつものとする。

第230条 全ての地方機関、全ての地方機関の共同機構、及び全ての地方機関の共同 委員会は、国務大臣が必要とし、又は、国会の両院の何れかによって必要とされる報告 又は申告を国務大臣に送付し、並びに、それらのものの職務について、国務大臣が必要 とし、又は、国会の両院の何れかによって必要とされる情報を提供するものとする。

第231条 (1)下記第3項に従い、何れかの法律又は法律に基づく文書により、地 方機関、又は、地方機関の議長若しくは職員に手交又は送達されることが要求され、又 は、認められている通知、命令、又は、その他の文書は、当該地方機関を宛先とし、当 該機関の主要庁舎、又は、当該機関が当該文書と同一の種類の文書を受け取る庁舎とし て特定するその他の当該機関の庁舎に、差し置くか、又は、郵送することによって、手 交又は送達されるものとする。

(2)パリッシュ総会又はパリッシュ総会の議長に、そのように手交又は送達されるこ とが要求され、又は、認められている何れかの通知、命令、又は、その他の文書は、当 該パリッシュ総会の議長を宛先とし、その者に配達するか、又は、その者の最後に知ら れている住所に差し置くか、若しくは、当該住所に郵送することによって、手交又は送 達されるものとする。 (3)本条の前掲の規定は、裁判所での手続きにおいて、手交又は送達されるべき文書 には、適用されないものとするが、その場合を除き、これらの前掲の条文に規定される 文書の手交又は送達の方法は、他の何れかの法律又は法律に基づく文書により規定され た方法を、それが地方機関、地方機関の議長又は職員、若しくは、パリッシュ総会又は パリッシュ総会の議長への文書の手交又は送達にかかわる限りにおいて、置き換えるも のとする。

第232条 (1)明文で他の定めがある場合を除き、地方機関により行われるべき公告は、

- a 当該地方機関の区域内の目立つ場所(複数を含む)に当該公告を張り出すことに よって、及び
- b もしあれば、当該地方機関が、当該公告を周知するのに望ましいと考える他の方 法によって、
- 行われるものとする。

(2)本条は、パリッシュ総会の議長によって行われるべき公告に、パリッシュ議会に よって行われるべき公告に対すると同じように適用されるものとする。

第233条 (1)下記第8項に従い、下記第2項から第5項は、法律により、又は、 法律に基づき、地方機関によって、若しくは、地方機関のために、又は、地方機関の職 員によって、何れかの者に手交又は送達されることが要求され、又は、認められている、 何れかの通知、命令、又は、その他の文書に関して、効力を有するものとする。

(2)何れかのそのような文書は、その者に配達し、又は、その者の適当な住所に差し 置き、若しくは、当該住所に郵送することによって、その者に手交又は送達することが できる。

- (3) そのような文書は、
- a 法人の場合には、当該法人の秘書又は社員に手交又は送達するができ、
- b 組合の場合には、組合員又は組合事業の管理又は経営を行っている者に手交又は 送達するができる。

(4)本条及び1889年解釈法第26条(文書の郵便による送達)の本条への適用の 目的のためには、書類が手交又は送達されるべき、ある者の適当な住所とは、その者の 最後に知られた住所とする。但し、

- a 法人、若しくは、その秘書又は社員の場合には、当該住所は、当該法人の登録さ れた、又は、主要な事務所とし、
- b 組合又は組合事業の管理又は経営を行っている者の場合には、当該住所は、当該 組合の主要な事務所とし、

本項の目的のためには、連合王国外で登録された会社、又は、連合王国外で業務を行う 組合の主要な事務所は、連合王国内のそれらのものの主要な事務所とする。

(5) 上記第1項に掲げる文書のいずれかを手交又は送達されるべき者が、その者の上

記第4項の意味における適当な住所以外の連合王国内の住所を、その者又はその者の代 理をする者が、当該文書と同じ種類の文書を受け取る場所として指定している場合、本 条及び1889年解釈法第26条の目的のためには、当該住所もその者の適当な住所と して取り扱うものとする。

(6)何れかの家屋敷の所有者又は賃借人に文書を手交又は送達することを可能にする 目的のためには、地方機関は、文書による通知により、当該家屋敷の占有者に対し、所 有者又は賃借人の氏名及び住所を告げることを求めることができる。もし、占有者がそ うすることを拒み、又は、故意に怠った場合、若しくは、所有者又は賃借人の氏名及び 住所を故意に誤って告げた場合は、その者は、拒否の場合に、拒否についての裁判所が 満足する理由を示した場合を除き、それぞれの違反につき、20ポンドを超えない罰金 の略式命令を受けうるものとする。

(7)上記第1項で言及された文書が手交又は送達されるべき、土地の所有者、賃借人、 又は、占有者の氏名及び住所が、合理的な調査の後にも判明しなかった場合、当該文書 は、それを住人又は住人と思われる者、若しくは、その土地に雇用されているものに手 交し、若しくは、当該土地上の建物又は物体に目立つように付属させておくことによっ て、手交又は送達されることができるものとする。

(8)本条は、何れかの法律により、又は、法律に基づき、何れかの者にパリッシュ総 会の議長により、又は、パリッシュ総会の議長に代わって、手交又は送達されることが 要求され、又は、認められている文書に、地方機関により、又は、地方機関に代わって、 手交又は送達されることが要求され、又は、認められている文書と同じように適用され るものとする。

(9)本条の前掲の規定は、裁判所での手続きにおいて、手交又は送達されるべき文書 には、適用されないものとする。

(10)前掲の場合を除き、本条の前掲の規定を除く何れもの法律又は文書に従い、これらの(前掲の)規定の下に利用可能な文書の手交又は送達の方法は、他の法律又は他の法律に基づく文書に基づき利用可能な方法に付加的なものであることとする。

第234条 (1)何れかの法律(本法中の法律事項を含む)により、又は、基づき、 地方機関が交付、作成、又は、発行することが要求され、又は、認められている通知、 命令、又は、その他の文書は、当該機関の担当職員が当該機関のために署名することが できるものとする。

(2)機関の担当官の署名があるものとされる文書は、そうでないことが証明されるまでは、当該地方機関の権限により適切に、交付され、作成され、又は、発行されたもの とみなされる。

本項において、「署名」の語は、どのような方法によってであれ作成された、署名の複 製を含む。

(3)何れかの法律又は法律に基づく文書が、何れかの文書又は何れかの種類の文書に 関し、前2項の何れかによって扱われている事柄に関する規定をしている場合、その項 は、当該文書又は当該種類の文書に関しては、適用されないものとする。

(条例)

第235条 (1) ディストリクト議会及びロンドン・バラの議会は、場合に応じ、当 該ディストリクト又はバラの全部又は一部の、適切な支配及び統治のため、及び、そこ における迷惑の除去のため、条例を作ることができる。

(2) 本条に基づいて作成された条例の確認機関は、国務大臣とする。

(3)本条による条例は、当該区域についての当該目的のための規定が、法律により作成され、若しくは、法律に基づき作成され、又は、法律に基づき作成されうるときは、 如何なる区域についての、如何なる目的のためにも作成されないものとする。

第236条 (1)下記第2項に従い、本条の後掲の規定は、本法、又は、成立時期に 拘わらず、地方機関に条例制定権を与え、それについて、特別の規定をそれ以外におい ていない全ての法律に基づき制定された条例に適用されるものとする。

(2)本条は、1945年水法第17条又は第18条に基づき、法定水企業者(?)が 制定する条例、又は、1971年民間航空法第31条に基づき、民間航空機構が制定す る条例には適用しない。

(3)条例は、機関の公印の下に、又は、公印を持たないパリッシュ又はコミュニティ 議会の場合は、議会の議員2名の署名と印の下に制定されるものとし、また、確認機関 によって確認されるまでは、効力を発しないものとする。

(4)条例の確認の申請の少なくとも1ヶ月前に、当該条例が適用されるべき区域で発行されている1以上の新聞紙上で、確認の申請の意図の通知がなされるものとする。

(5)条例の確認の申請の前に、少なくとも1ヶ月間、条例案の写しが当該条例を作成 した地方機関の事務所に寄託され、全ての合理的な時間に無料で公衆が閲覧できるよう 公開されるものとする。

(6)条例を作成した地方機関は、申請があった場合、何れの者にも、条例案の写し、 又は、その一部の写しを、当該写しに含まれる100語毎に10ペンスを超えない、当 該機関が決定する額の支払いと引き換えに、配布するものとする。

(7)確認機関は、本条に基づき、確認のため提出された条例を確認し、又は、確認を 拒否することができ、また、その条例が施行される日を決定することができる。このよ うに施行日が決定されていない場合、当該条例は、確認の日から1ヶ月の期間の経過に より施行されるものとする。

(8)確認された場合、条例の写しは、印刷され、当該条例を作成した機関の事務所に 寄託されるものとし、全ての合理的な時間に無料で公衆が閲覧できるよう公開されるも のとし、その写しは、申請があった場合、何れの者にも、条例案の写し、又は、その一 部の写しを、当該写しに含まれる1部20ペンスを超えない、当該機関が決定する額の 支払いと引き換えに、配布するものとする。

(9) ディストリクト議会の担当官は、当該議会が制定し、確認された、全ての条例の

写しを、単独設置が共同設置かに拘わらず、それらの条例が適用される全てのパリッシュ又はコミュニティの議会の担当官に、又は、議会を持たないパリッシュの場合には、 パリッシュ総会の議長に送付するものとする。場合に応じ、パリッシュ又はコミュニティの議会の担当官、又は、パリッシュ総会の議長は、写しが当該パリッシュ又はコミュ ニティの公文書とともに、保管されるよう措置するものとする。

このように保管された写しは、全ての合理的な時間に無料で公衆が閲覧できるよう公 開されるものとする。

(10)カウンティー議会の担当官は、当該議会が制定し、確認された、全ての条例の 写しを、当該カウンティー内の全てのディストリクト議会に送付するものとし、ディス トリクト議会の担当官は、当該議会が制定し、確認された、全ての条例の写しを、カウ ンティー議会に送付するものとする。

(11)本項において、「確認機関」という表現は、当該条例がそれに基づき制定された 法律(本法を含む)、又は、それに包含され若しくはその適用を受ける法律において条例 を確認する機関又は者として特定されたものがある場合には、それらを意味し、そのよ うな機関又は者として特定されたものがない場合には、国務大臣を意味するものとする。

第237条 上記第236条が適用される条例は、条例に違反した者は、条例制定権を 授与する法律が定める額を超えない額、又は、そのような定めがない場合は、20ポン ドを超えない額の罰金の略式命令を受けうる旨、及び、継続した違反の場合には、更に、 略式命令以後違反が継続する1日当たり、前述のように定められた額を超えない額、又 は、そのような定めがない場合は、1日当たり5ポンドを超えない額の罰金の略式命令 を受けうる旨を定めることができる。

第238条 地方機関によって作成され、当該機関の担当職員が、

- a 当該条例が当該機関によって作成された旨
- b 当該写しが当該条例の申請の写しである旨
- c 当該条例が、特定する日に、証明書記載の機関により確認された旨、又は、場合 に応じ必要のときは、当該条例が国大臣に送付され、不許可とならなかった旨
- d それがある場合には、確認機関が定めた当該条例の施行日
- を述べて署名したとされる証明のある、条例の印刷された写しの提出は、証明の中に 述べられている事実についての、その証明に署名したとされる者の筆跡及び公的地位 に関する証明なしで、一応の証明になるものとする。

(雑則)

第239条 (1)本法の規定に従い、パリッシュ議会又はコミュニティ議会以外の地 方機関が、国会において、何れかの地方的又は個別的法案を促進することがその利益に かなうと考える場合、又は、何れかの地方機関が、国会において、何れかの地域的又は 個別的法案に反対することがその利益にかなうと考える場合、当該地方機関は、本条に この後定める手続きによってのみであるが、当該法案を促進又はこれに反対することが でき、また、それに関して負担した経費を支払うことができる。

(2)地方機関の、上記第1項に基づいて法案を促進し、又は、これに反対しようとす る議決は、

- a 当該機関の会議開催のために必要な通常の通知に加え、招集及び会議の目的についての必要な通知が当該機関の区域で配布されている1以上の新聞で広告された後で開かれた会議において、当該機関の全構成員の過半数の多数をもって議決され、及び、
- b 法案の促進の場合においては、上記a号に従って招集され、法案が国会に提出された後、14日の期間の経過後、できるだけ速やかに開かれた、更にもう一回の会議において、同様の多数をもって確認されなければならない。議決が確認されなかった場合は、当該地方機関は、その法案を撤回するための全ての手続きをとるものとする。

(3)上記第2項の目的のためには、必要な通知は、法案の促進の場合は、丸30日前 の通知とし、法案への反対の場合は、丸10日前の通知とする。

(4)上記第1項により地方機関に与えられた権限は、地方機関に地域法によって与えられた権限を置き換えるものとする。

(5)地方機関は、当該機関の構成員が本条に基づく法案の促進又はそれへの反対のための顧問又は代理人として働いたことに対し、金銭を支払うことはないものとする。

第240条 (1)国務大臣が本法又は1934年6月1日(1933年法の施行日) 以降に成立した法律に基づき、暫定命令を作成する権限を与えられている場合、 次の規定が効力を有する。

- a 暫定命令が制定される前に、命令の申請の意図の通知が、申請者によって、ロン ドン・ガゼット及び当該命令が関係する区域で配布されている1以上の新聞紙上で広 告されるものとし、
- b 国務大臣は、当該申請に対する、それによって影響を被る者によってなされた全 ての反対を考慮するものとし、また、国務大臣は、特別の理由により、聴聞が不必要 だと考える場合を除き、地方聴聞を開かせるものとし、それに関しては、国務大臣の 指示する方法で通知が行われ、利害を有する全ての者が出席し、異議を述べることを 許されるものとする。
- c 国務大臣は、暫定命令を国会に確認のため提出することができるものとし、当該 命令は、国会により確認されるまで、効力を有しないものとする。
- d 当該命令の確認のための法案が両院の何れかで審議中の間に、当該法案に反対する請願が提出された場合、請願者は、当該法案が付託された特別委員会に出席して、個人法の場合と同じく、法案に反対することが許されるものとする。

(2)地方機関が、暫定命令を促進し、若しくは、これに反対するために負担した合理 的な費用、及び、準備聴聞のために合理的に負担した費用、又は、暫定命令を確認する 法案を促進し、若しくは、これに反対するために合理的に負担した費用で、国務大臣が 承認したものは、当該命令に利害関係を有する、又はその影響を受ける地方機関が適切 に負担した経費として扱われるものとし、また、そういうものとして支払われるものと する。更に、地方機関は、このような経費を支払うために借り入れを行うことが出来る ものとする。

(3)国務大臣が、本法に基づき国会の特別の手続きを要する命令を制定することが認められている場合、又は、1934年6月1日以降に成立した法律に基づき、1945年法律命令(特別手続き)法第8条第3項によって、国会の特別の手続きを要する命令を制定することが認められている場合、次の規定が効力を有する。

- a 命令が制定される前に、命令の申請の意図の通知が、申請者によって、ロンドン・ ガゼット及び当該命令が関係する区域で配布されている1以上の新聞紙上で広告さ れるものとし、
- b 国務大臣は、当該申請に対する、それによって影響を被る者によってなされた全 ての反対を考慮するものとし、また、国務大臣は、特別の理由により、聴聞が不必要 だと考える場合を除き、地方聴聞を開かせるものとし、それに関しては、国務大臣の 指示する方法で通知が行われ、利害を有する全ての者が出席し、異議を述べることを 許されるものとする。

(4)上記第1項又は第3項に言及された如何なる命令も、国会の手続きを経た暫定命 令又はその他の命令を確認する如何なる法律をも廃止し、取り消し、修正し、改正する ことができる。

(5)国務大臣は、国会に提出する前の何時にても、上記第1項又は第3項に言及された命令の全部又は一部を取り消すことができる。

(6)上記第1項又は第3項に言及された命令の制定は、命令の制定前の手続きについての本条又は他の法律による要求が満たされたことの、一応の証明になるものとする。

(7)上記第3項乃至第6項は、1845年法律命令(特別手続き)法第8条第3項に 基づき Order in Council によって準用又は修正されうる法律に含まれるものとする。

第241条 1974年の前又は後に成立したかを問わず、何れかの法律が暫定命令又 はその他の命令によって、地方機関を構成員とする、これらの機関の職務の何れかの遂 行のための共同機構又は共同委員会の設立を認めている場合、当該暫定命令又は命令は、 必要な修正及び本法の規定に従って、当該共同機構又は共同委員会に適用されることが できる。

第242条 本法第1章又は第2章に基づく選挙に関する投票用紙又は公告における人 名又は地名の誤記又は不正確な記述は、当該人名又は地名の記述が通常、理解可能なも のである場合には、当該人名又は地名に関する当該投票用紙又は公告の完全な効力に影 響を及ぼさないものとする。

第243条 (1)本条が適用される規定により、又は、本条が適用される規定の準用

により、何かがなされることが要求される、又は、認められる日、又は、最終日が、日 曜日、クリスマス休暇日、復活祭休暇日、若しくは、銀行休業日、又は、公的感謝若し くは哀悼の日となっている場合、当該要求又は認容は、当該以降最初の上記の何れの日 でもない日に関するものであるとみなすものとする。

(2)第9章若しくは第10章の規定、又は、上記第42条、若しくは、本法別表第1
 2第18項若しくは第34項に基づく規則の規定を除き、上記第1項は、本法の全ての
 規定及び本法に基づく文書の全ての規定に適用されるものとする。

(3)上記第1項に従って、選挙投票日、又は、パリッシュ又はコミュニティ総会の結果としての住民投票日が延期された場合、本法の目的のためには、その延期後の日が、 場合に応じ、選挙投票日、又は、住民投票日として取り扱われるものとする。

(4)上記第2項で言及された何れかの規則の目的のために、又は、上記第44条第1 項若しくは第89条第1項の目的のために、期間の計算をする際には、上記第1項で特 定された日は、除外するものとするが、選挙若しくは住民投票の告知から投票の終了ま での間に、ある日が銀行休業日又は公的感謝若しくは哀悼の日であると宣言された場合 には、前掲の規定は、これらの規則に関する限り、当該規定がなければ妥当であった行 為を不当とするためには、働かないものとする。

(5)上記第4項は、これらの規則に関する限り、これらの規則の規定に従って、効力 を有するものとする。

第244条 (1)国務大臣は、全ての地方機関に関し、1906年8月4日以前に成 立した地域法又は個人法によって財務省に与えられた、資産、借り入れ、及びそれらに 関連する事柄の処理に関する全ての権限を行使するものとし、全てのこのような法律、 及び、このように授与された権限を引用する全ての法律は、これに基づいて解釈される ものとする。

(2)上記第1項が何れかの法律によって与えられ、又は何れかの法律で引用された権限に適用されるかどうかについて、疑問が生じたときは、財務省の決定が最終的なものとなる。

## 第12章 雑則及び一般規定

(地位その他)

第245条 (1)本項に基づき、ディストリクト議会により、憲章の下賜の訴願が女 王陛下に提出されている場合、女王陛下は、枢密院の助言により、そうすることが適当 であると考えるときは、当該憲章により、当該ディストリクトにバラの地位を与えるこ とができる。この場合、

a 当該ディストリクトの議会は、当該バラの議会の名称を持つこととなり、

b 議会の議長及び副議長は、それぞれ、バラの市長及び副市長の称号を使うことが 許されることとなる。

(2)上記第1項に基づく憲章下賜の訴願は、その目的を示した公告をして、そのため に特別に招集された議会の会議で、投票総数の3分の2以上の多数により成立した決議 による場合以外、提出されないものとする。

(3)上記第1項に基づく憲章は、1974年4月1日より前には、効力を有さないものとする。

(4)上記第1項に基づく憲章下賜の訴願が、ディストリクト議会により、1974年 4月1日より前に提出され、女王陛下が当該訴願に応じることを提案している旨、及び、 女王陛下が

- a 当該日にその全部又は一部が当該ディストリクトに含まれることとなる現存のバ ラに属していた何れかの称号の使用、及び
- b 当該ディストリクトの議会の議長及びによる当該バラの市長又は副市長に属して いた何れかの称号の使用

を認める旨が当該日より前に女王陛下のために表明される場合、それらの称号は、19 74年4月1日から使用されることができる。

(5)本条の前掲の規定により、バラの地位を有するディストリクト、又は、バラの称 号が使用されうるディストリクト及びその議会は、1974年4月1日より前に成立し た法律の目的のためには、バラ又はバラ議会としては、取り扱われないものとする。

(6)他のパリッシュ又はコミュニティとグループ化されていないパリッシュ又はコミ ュニティの議会は、当該パリッシュ又はコミュニティが、町の地位を持つ旨を決議する ことができ、これにより、

a 当該パリッシュ又はコミュニティの議会は、町議会という名称を持ち、

b 議会の議長及び副議長は、それぞれ町長、及び副町長の称号を許され、

c パリッシュ総会又はコミュニティ総会は、長総会の称号を有するものとする。

(7)上記第6項に基づく決議は、その決議が関するパリッシュ又はコミュニティが存在しなくなった場合には、効力を失う。

(8)上記第6項に基づく決議を行ったパリッシュ又はコミュニティ議会が、パリッシュ又はコミュニティが存在しなくなることはなく、消滅した場合、当該消滅は、当該パリッシュ又はコミュニティの地位及び同項c号の適用には、影響を及ぼさないものとし、

また、イングランドにおいては、パリッシュ管財人は、町管財人の称号を有するものと する。

(9)上記第6項の決議を行ったパリッシュ又はコミュニティ議会、又は、当該議会が 消滅している場合には、イングランドにおいては、パリッシュ総会、ウエールズにおい ては、コミュニティ総会は、当該パリッシュ又はコミュニティが町としての地位を有す ることをやめる旨を決議することができ、この場合、上記第6項a号からc号及び上記 第8項は、当該パリッシュ又はコミュニティには適用されないこととなる。

(10)本条の前掲の規定は、女王陛下の大権に基づく許可によって設けられた規定、
 殊に、市、若しくは、王立バラの地位を与え、又は、lord mayor, deputy lord mayor, right
 若しくは honourable の称号を与える規定に従って効力を有するものとする。

第246条 (1)1974年4月1日の直前に現存する市又はバラの市民又は burgess が持っていた特権又は権利は、当該日以降、現存する市又はバラの区域の住民に属する ものとする。

- (2) 上記第245条に基づき、ディストリクトについて、女王陛下が下賜した憲章は、
- a その区域が本法第1章又は第2章によって、当該ディストリクトに全部又は一部 含まれることとなった現存する市又はバラの法人により、1974年4月1日の直前 に行使可能であった、名誉市民を任命する権能は、当該憲章が効力を有することとな ると共に、当該ディストリクトの全部又は一部については、当該ディストリクトの議 会によって行使可能となるものと規定することができ、
- b 1974年4月1日の直前にそのような市又はバラの市民又は burgess が持っていた特権又は権利は、当該憲章が効力を有することとなると共に、当該ディストリクトの全部又は一部の住民が持つこととなるものと規定することができ、
- c 女王陛下が、前掲の事柄に関連して、必要又は適当と考える、付随的、結果的、 又は、補充的規定を含むことができるものとする。

(3)本法第1章又は第2章によって、現存する市又はバラの区域が1974年4月1 日に、イングランドではパリッシュ、ウエールズでは単独のコミュニティ議会を持つコ ミュニティとなった場合、当該日の直前に、現存する市又はバラの法人により行使可能 であった、名誉市民を任命する権能は、当該日以降、当該パリッシュ又はコミュニティ 議会によって行使可能とする。

(4)本法第1章又は第2章によって、現存する市又はバラの区域が1974年4月1 日に、上記第245条第1項又は第4項によっては、バラの地位又はバラの称号を与え られていないディストリクトに全部が含まれることとなり、また、当該市又はバラが当 該日に、イングランドではパリッシュ、ウエールズでは単独のコミュニティ議会を持つ コミュニティとならない場合、

a 当該日より、場合に応じて、現存する市又はバラの名を冠した「市憲章管理受託団」又は「町憲章管理受託団」の名を持つ法人を置くものとし、この法人は、当該市 又はバラの区域を全部又は一部その区域に含む(選挙)区選出の議員、又は、これら の議員の数が3未満の場合には、これらの議員及びディストリクト議会が憲章管理受 託者の数が3になるよう任命する当該(選挙)区の地方選挙権者よりなるものとし、

- b 憲章管理受託団は、毎年、そのメンバーの一人を市長又は町長に、他の一人を副 市長又は副町長に選出することができ、
- c 当該日の直前に、現存する市又はバラの法人により行使可能であった、名誉市民 を任命する権能は、当該日以降、憲章管理受託団によって行使可能とする。

(5)本法第1章によって、イングランドの現存する市又はバラの区域の一部が197 4年4月1日に、

- a パリッシュとなり、又は、
- b 上記第245条第1項又は第4項によっては、バラの地位又はバラの称号を与えられていないディストリクトに含まれることとなり、かつ、パリッシュとならなかった場合、

国務大臣は、命令によって、場合に応じ、上記第3項又は第4項が、当該区域の当該部 分に適用されることを規定することができるが、命令が定める場合には、当該市又はバ ラの名称を当該命令が定める名称に置き換えることとする。

(6)上記第1項、第3項及び第4項、並びに、上記第5項に基づく命令は、女王陛下 の大権に基づく許可、又は、上記第245条及び本法のその他の規定若しくはそれに基 づく文書によって設けられた規定に従って効力を有するものとし、上記第2項に基づく 憲章は、そのような許可、又は、本法のその他の規定若しくはそれに基づく文書によっ て設けられた規定に従って効力を有するものとする。

(7) 同条に基づき、ディストリクトの議会に憲章が下賜された場合、当該ディストリクトに含まれる区域のために上記第4項に基づき構成される憲章管理団は解散し、同項 b号及びc号は、当該区域へは、適用されなくなるものとする。

(8)上記第4項に基づき憲章管理団が構成される区域又はその一部が、パリッシュとなり、若しくは、パリッシュの一部となり、又は、このような区域からなるコミュニティに単独のコミュニティ議会が設置された場合、同項は、当該区域又はその一部には、 適用されなくなり、従って、憲章管財団は、そのためには、活動しなくなるものとする。

(9)憲章管財団が、本法第4章に基づく命令によって変更された区域のために構成された場合で、上記第7項も第8項もその変更に関し適用されないとき、当該命令は、憲 章管財団に関し、国務大臣が適切と考える規定を設けることができる。

(10)憲章管財団の経費に対応するため必要な金額は、当該憲章管財団がそのために 活動する地域に、そして、その地域のみに負担させることができ、この金額を得る目的 のためには、憲章管財団は、当該地区がその中にあるディストリクトの議会に徴税命令 を発するものとする。

(11)憲章管財団がその資産から受け取る収入が、ある年に、当該資産に関連して負担した支出を超えた場合、憲章管財団は、その超過額を、当該憲章管財団がそのために活動する区域が存在する地方税課税区域の課税機関に支払い、最後に述べた区域のため に貸し方に記帳させるものとする。 (12)憲章管財団の支払いのための小切手やその他為替は、管財人の内の2人が署名 するものとする。

(13)憲章管財団は、その受け取りと支払いについての定められた帳簿を備え付ける ものとする。

(14)上記第15条第5項及び第34条第5項は、本条によって市長又は町長の職に ある者に関して、パリッシュ又はコミュニティ議会の議長に適用されるのと同様に適用 される。

(15)上記第154条乃至第168条及び第5項を除く上記第228条は、憲章管財団に関し、憲章管財団が、それがそのために活動する区域よりなるパリッシュ又はコミ ュニティの議会であるとみなして適用される。

(16)上記第173条乃至第178条は、憲章管財人に関し、憲章管財人が、その者 がそのために活動する区域よりなるパリッシュ又はコミュニティの議会の議員であると みなして適用される。

第247条 (1)下記第2項に従い、女王陛下は、Order in Councilをもって、当該 Order に特定する新しい地方機関に、1974年4月1日より前には、上記第1条又は 第20条により存在しないこととなる現存の地方機関によって、合法的に帯びられ、使 用されていた当該 Order に特定する(盾形の)紋章を帯び、使用することを許すことが できる。

(2)本条に基づく Order in Councilは、何れかの(盾形の)紋章が、当該 Order in Council に合わせ、新しい地方機関によって帯びられ、使用されることができるようになる前に、 当該(盾形の)紋章が、紋章に関する法に従って、写しを作成され、College of Arms に 登録される旨を規定するものとする。

第248条 (1)本条の後掲の規定に従い、本法中の如何なる規定も如何なる者の、 現存するバラであるところの場所の freeman としての地位、又は、freeman となる権利 に影響を及ぼすものではない。また、本条において、当該場所を市又は町と呼ぶ。

(2) 1974年4月1日以降、市又は町の freeman の役割は、関係ディストリクト、 つまり、当該市又は町の全部又はより大きな一部を含む市又は町の議会の担当職員によ って担われるものとする。

(3) 1974年4月1日以降の何れかの時に、何れかの者が、市又は町の freeman となりたいと要求した場合、その要求は、上記第2項に定義されるところの、関係ディストリクト議会の議長によって検討されるものとする。その者の要求が正しいと認められた場合、その者の名前は、当該市又は町の freeman の名簿に登録されるものとする。 (4) 1974年3月31日より後に、

- a 市又は町の freeman、
- b 婚姻、相続、雇用、その他により、市又は町の freeman と親族となる、若しくは、 なった者、又は、関連を生じる、若しくは、生じた者、及び、

c freeman の寡夫(寡婦)又は子との婚姻により、市又は町の freeman と親族となる、又は、なった者

は、資産その他の関連で、当該日に当該市又は町の freeman、freeman と上記に対応し て親族となり、若しくは、関連を生じた者、又は、場合に応じ、上記に対応して、freeman の寡夫(寡婦)又は子との婚姻により、市又は町の freeman と親族となった者が保有し、 享受したのと同様の権利を保有し、享受するものとする。

(5) 1974年4月1日において、市又は町の住民であった者、又は、その後に住民 となった者は、住民として、資産その他の関連で、当該日の直前に当該市又は町の住民 であった者が保有し、享受したのと同様の権利を保有し、享受するものとする。

第249条 (1)主要議会は、その対象を示した通知を以って特別に招集された会議 で、投票総数の3分の2以上の多数で成立した決議によって、当該議会の意見では、当 該議会の元議員として、当該議会に顕著な貢献をした者で、その時点で当該議会の議員 でない者に名誉 alderman の称号を与えることができる。

(2) 名誉 alderman は、当該議会の議員である間は、alderman として呼ばれる権利を 有さず、また、当該議会の市民の儀礼に alderman として出席し、又は、参加すること はないものとする。

(3) その区域の全部又は一部が、新しいカウンティー又はディストリクトに含まれる こととなったカウンティー、カウンティー・バラ、バラ、又は、都市若しくは非都市デ ィストリクトの議会への貢献は、上記第1項の目的のためには、場合に応じ、新しいカ ウンティー又はディストリクトの議会への貢献とみなすものとする。

(4) 主要議会の名誉 alderman は、当該議会が時に応じ定める当該議会の市民の儀礼
 に alderman として出席し、又は、参加することができるが、名誉 alderman としては、

a 当該議会の会議又は当該議会の委員会(当該議会が参加する共同委員会を含む)に 出席する、又は、

b 上記第173条から第176条によって支払われる手当その他の支払いを受け取る 権利は有さないものとする。

(5) ロンドン・バラの議会、又は、市、バラ、又は、ロイヤル・バラとしての地位を 有するディストリクトの議会は、その対象を示した通知を以って特別に招集された会議 で、投票総数の3分の2以上の多数で成立した決議によって、卓越した者、又は、当該 議会の意見では、当該市、バラ、又は、ロイヤル・バラに顕著な貢献をした者を当該市、 バラ、又は、ロイヤル・バラの名誉 freeman として迎えることができるが、名誉 freeman

として迎えることは、上記第248条第4項によって与えられるような権利を与えることではない。

(6) ロンドン・バラ、又は、市、バラ、又は、ロイヤル・バラとしての地位を有する ディストリクトの議会は、名誉 alderman の称号を与えた者、又は、市、バラ、又は、 ロイヤル・バラの名誉 freeman として迎えた者に勲記又は勲記を入れた小箱を贈呈する 目的のために、合理的と考える金額を使うことができる。 (聴聞)

第250条 (1)何れかの大臣が、何れかの意見の相違について決定すること、何れ かの命令を作成し、確認すること、計画を作成すること、若しくは、何れかの事柄につ いて、同意、確認、許可、若しくは、承認を与えること、又は、本法に基づきその他の 行動をとることを、本法により認められている場合、及び、国務大臣が、本法、又は、 地方機関の職務に関する他の何れかの法律に基づき、聴聞を開くことが認められている 場合、当該大臣は、地方聴聞を開かせることができる。

(2)そのような地方聴聞の目的のためには、聴聞を主宰するために任命された者は、 召喚状をもって、如何なる者にも、証言し、又は、保管している、若しくは、その管理 下にある、聴聞で問題となっている事柄に関連した文書を提出するために、召還状に記 した時間と場所に出席することを要請することができ、また、宣誓証言を聞き、更に、 その目的のために、宣誓の手続きを執り行い、又は、宣誓の手続きを執り行う代わりに、 調査を受ける者に厳粛な確認をすることを要請することができる。

但し、

a 何者も、出席のために必要な経費を支払われるか弁償されることなく、そのような 召還状に従って、証言し、又は、そのような文書を提出するために出席することを要請 されることはなく、

b 本条のいかなる規定も、聴聞を主宰する者に、地方機関の資産でない土地の権利証 書又は権利に関する何れかの文書の提出を求める権限を与えるものではない。

(3)本条に基づき発せられた召還状に従って出席することを拒んだ者、若しくは、故 意に出席しなかった者、若しくは、証言することを拒んだ者、若しくは、故意に証言し なかった者、又は、本条の目的のために提出することを要求された、若しくは、要求さ れそうな帳簿若しくはその他の文書を故意に改変し、伏せ、隠し、破棄し、若しくは、 提出することを拒否した者は、100ポンドを超えない額の罰金、若しくは、6ヶ月を 超えない禁錮、又は、その双方の略式命令を受けうるものとする。

(4) 大臣が本条に基づく聴聞を開かせた場合、大臣が聴聞に関して負担した経費(聴 聞に係わった職員の仕事に対する、1日30ポンドを超えない大臣が定める額を含む) は、大臣が指示する地方機関又は聴聞当事者によって支払われるものとし、大臣は、こ のように負担された経費の額を支払い保証させることができ、そのように支払い保証さ れ何れかの地方機関又は者に支払わせるよう指示された額は、大臣が、当該地方機関又 は者から私法上の債権として略式で取り立てることができる。

(5)本条に基づく聴聞を開かせた大臣は、聴聞の当事者の経費についての、及び、経費を支払うべき当事者についての命令を作成することができ、また、このような命令の何れもが命令の中で名指された当事者の何れかの申し立てにより、高等法院の規則とされることができる。

(6)本条は、1929年地方行政法、又は、1919年渡船法(地方機関による取得) の規定に基づき国務大臣が主宰する地方聴聞にも適用される。 (一般的規定)

第251条 (1)本法別表第29第1章は、本法の前掲の規定の結果としての法律の 一般的整理の目的のために効力を有するものとする。

(2) 同別表第2章に特定される法律は、本法の前掲の規定の結果としての修正及び改 正及び瑣末な改正である、同章に規定する修正及び改正に従って、効力を有するものと する。

第252条 (1) 女王陛下は、何時にても、本法の規定の結果として適切であると考 える場合は、1974年4月1日より前には施行されない Order in Council をもって、 女王陛下が、当該法律又は文書が、当該日の直前に現存のある種類の地方機関に関して 適用されたと同じく、ある種類の新しい地方機関に関して適用されることが必要である と考えたところに従って、適用当該日より前に成立したその他の一般公的法律、又は、 当該日より前に成立したその他の一般公的法律に基づいて当該日より前に作成された文 書で、法的性格を持つ文書であって、地域法的性格を持たない文書に含まれる規定を修 正することができる。

(2)本条に基づき Order in Council をもって行われる修正は、本法の他の規定による 命令に追加的なものとするが、上記第179条によって作成されたものを除き、これら その他の修正に従って効力を有するものとする。

(3)本条に基づく Order in Council は、その案が国会の両院に提出され、決議をもっ て承認されない限り、作成されないものとする。

第253条 (1)下記第2項に特定されるような公的団体の何れかの職務は、その同 意を得て、国務大臣の作成する命令により、当該団体の地区がその区域に包含される地 方機関に、又は、その区域を合わせると当該区域を包含することとなる2以上の地方機 関に委譲されることができる。

(2)本条は、次の公的団体、つまり、何れかの受託者、commissioner、又は、他の者 で自己の利益のためでなく、公的目的のために、何れかの法律若しくは文書に基づき、 何れかの場所の改良、若しくは、何れかの場所に墓地若しくは市場を提供し、維持する ために活動する者に適用される。

(3)本条に基づく命令は、国務大臣に、必要又は適当と思われる付随的、帰結的、経 過的又は補充的な規定を含むことができる。また、本条に基づく命令を含む法令文書は、 国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(4) 本条において、「地方機関」は、Common Council を含む。

第254条 (1)国務大臣又は他の何れかの主務大臣は、何時にても、命令を以って、 当該大臣が、

a 本法の一般的若しくは何れかの特別の目的のため、若しくは、本法の何れかの規 定の結果として、若しくは、本法の規定に完全な効果を与えるため、必要又は適当、 又は、

b 本法と同じ会期に成立した法律で本法により影響を受ける分野又は機関に適用される何れかの他の法律の規定の結果、必要又は適当

と思われる付随的、帰結的、経過的又は補充的な規定を作成することができ、本法の他の何れもの規定は、本条の一般性を狭めるものと解釈されてはならない。

- (2)本条に基づく命令は、特に、
- a 資産(動産、不動産の別に係わりなく)の移転及び管理又は保管、及び、権利又 は義務の移転に関する
- b 当該構成員が本法により影響される何れかの機関により、選挙され、任命され、 又は、推薦される者よりなる限りにおいて、何れかの団体の構成員に関する
- c 1974年4月1日より前に成立した法律又は当該日より前に法律に基づき作成 された文書の規定を、修正、改正、廃止、又は、取り消しの有無に拘わらず、また、 留保の有無に拘わらず、適用するため、及び、本法による廃止の効果からの留保及び 追加的留保を行うための
- d 上記第67条に特定される何れかの事柄のための
- e 上記d号の範囲内で、1974年4月1日より前に成立した法律又は当該日より 前に法律に基づき作成された文書により創設された法人の解散のための
- f 新しいカウンティーの議会に、当該カウンティー内の何れもの新しいディストリ クトでの固定資産税課税対象物件に対する1ポンド当たり一定の一般レイトを導入 が漸進的であることを確保する目的で、1974年4月1日に始まる限られた期間に ついて、新しいカウンティーの異なった部分(当該カウンティーに含まれる現存のカ ウンティーの全部若しくは一部、又は、現存のカウンティー・バラ)で、カウンティ ーの一般目的のためのレイトとして徴収されるべき、当該日の前のそれらの部分の状 況に応じて決定されるべき、1ポンド当たり異なった額を特定した徴税命令を発行す ることを要請するため
- g 当該目的を持ち、上記f号によって課された要請を考慮して、新しいディストリ クトの議会に、1974年4月1日に始まる限られた期間の間、その全部又は一部が 当該ディストリクトに含まれることとなった現存のレイト課税地区の状況に応じて 決定されるべき異なった税率を決定し、徴収するよう要請するため
- h 1974年4月1日より前に、当該日以降、他の地方機関の職務となった職務の 遂行として適切に行われたことを、当該日以降、当該他の地方機関に適切に行われた ものと取り扱うため、及び当該日より前に作成された文書を、それがこれらの職務の 遂行として行われた場合、又は、これらの職務の遂行として行われた限りにおいて、 当該日以降も、それが、当該他の地方機関によって当該職務の遂行として、変更され、 取り消されるまでは、効力を保つよう取り扱うため
- i Cinque ports 連合及びその裁判所に関する職務の継続的遂行を確保するため(当 該目的のために必要な限りにおいて、現存の団体を置き換えるための団体の構成の規 定を含む)、前述の職務の遂行のための資産の引き継ぎ又は、基金の提供、及び、そ

の他 Cinque ports 連合及びその何れかの裁判所によって、に対し、又は、に関しな されなければならないこと、又は、承認されなければならないことが、なされ続ける ことを確保するため

の規定を含むことができる。

(3)下記第5項に従い、大ロンドン都以外の現存の地方機関によって、に対し、又は、 に関し、行われ、又は、何らかの法律によって現存の地方機関によって、に対し、又は、 に関し行われたとみなされる次のもの、即ち、

- そのような機関(大ロンドン都以外の現存の地方機関)が作成したか、そのような 機関によって作成されたとみなされる文書による合意若しくは他の文書、又は、 決定若しくは宣言
- そのような機関によって、若しくは、に対し、与えられた、又は、与えられたとみ なされる通知、又は、指示
- そのような機関によって、若しくは、に対して、与えられた、又は、与えられたと みなされる免許、許可、同意、承認、除外、特許、又は、軽減
- そのような機関によって、若しくは、に対して、行われた、又は、行われたとみな される申請、発議、又は、異議申し立て
- そのような機関によって、若しくは、に対して、課された、又は、課されたとみな される条件又は要求
- そのような機関によって、若しくは、そのような機関が認められた、若しくは、排 斥された、又は、そのようにみなされる控訴

は、1974年4月1日以降、本法に基づき、又は、本法によって、当該日以降にこれ らの職務を遂行すべきこととなった新しい地方機関によって、に対して、又は、に関し て行われたとみなすものとすし、また、これらのものは、その中での、当該日より前に、 当該職務を遂行することができた大ロンドン都以外の特定の現存の地方機関の引用は、 当該職務を遂行すべきこととなった新しい地方機関の引用であるととみなして、当該日 以降、効力を有するものとする。

(4)特定の職務が移転された地方機関が何れであるかについて疑義があるときは、当 該職務の遂行に関連する大臣によって与えられる指示の中で、特定される機関が、その ような機関であるものとする。

(5)上記第3項は、本法の、又は、本法に基づき作成された何れかの文書の明文の規 定を変更するものではないが、同様に作成された(同項の規定と)矛盾する規定に従っ て、効果を有し、また、特に、国務大臣によって法的文書によって作成された命令によ って、全体として、又は、ある特定された限度において、特定の場合に、適用が除外さ れることができる。

(6)上記第68条は、本法第1章及び第2章、第214条第1項b号、並びに、本章の目的のためには、本法第4章に基づく命令の引用は、本法第1章若しくは第2章の規定、本法第214条第1項b号、又は、本法第1章若しくは第2章又は本章に基づき作成された何れかの文書の規定の引用を含むものとみなして適用されるものとする。

(7)本法第1章又は第2章によって廃止されたバラの憲章又は記章が、上記第2項a 号によって移管された地方機関は、可能であれば、これらを当該バラが1974年4月 1日の直前に存在した区域の中に保存するものとする。

(8)地方法的規定が適用される区域を拡張する本条に基づく命令は、暫定的なものの みとする。

(9)本条に基づくその他の何れかの命令を含む法的文書は、国会の何れかの院の決議 に従って無効とされるものとする。

第255条 (1)本法の何れかの規定に基づく下記の文書の何れか、つまり、第9条、 第10条、第11条、第27条、第28条若しくは第29条、第67条に基づく規則若 しくは命令、又は、第198条、第200条、第201条、若しくは、第254条に基 づく命令は、当該命令の中、又は、当該規則によって、若しくは、当該規則に基づいて、 その者に関して特定される日において、何れかの公職、又は、雇用される地位にあった 者で、本法の規定、又は、本法に基づき作成された命令の規定によって影響を受けた者 の移管に関する規定を含むことができ、また、そのような者の利益の保護のための規定 を含むことができる。

(2) 1974年3月31日において、上記第1条から第20条によって存在しなくな る議会若しくは市町村法人である地方機関に雇用されている者、又は、上記第1条から 第20条によって存在しなくなる議会若しくは市町村法人を含む複数の地方機関に雇用 されている者の場合には、国務大臣は、命令をもって、前記第1条から第20条までの みの理由により、その者が、当該命令がなければ、1974年4月1日に雇用されない こととなる限りにおいて、その者が1974年4月1日に、当該命令に定める、又は、 当該命令に基づいて定められる地方機関の雇用に移管されることを確保するための規定 を定めるものとする。

(3)上記第1項又は第2項で引用される命令又は規則は、命令又は規則によって、又は、基づいて、一の地方機関の雇用から他の地方機関の雇用へ移管される者に関し、

- a その者が、当該移管によって当該他の地方機関の雇用にある限り、その者に対し、 当該命令又は規則を引用し、新しい雇用の条件を示した書面を示されるまで、移管の 日の直前に有していた条件より不利でない雇用条件を有するものとすること、及び、
- b 前述の新しい条件が、
- (i) その者が、移管の直前についていた職務と合理的に比較しうる職務についてい る限り、その者の給与及び手当て、及び、
- (ii)その者のその他の雇用条件
- が移管の日の直前に有していた雇用条件より不利でないこと

を確保するための規定を含むことができる。

- (4) 上記第2項及び第3項は、
- a 警察機関
- b 上記第214条に基づき存在しなくなる埋葬委員会、共同埋葬委員会、又は、共

同委員会

- c その構成員が上記第2項に該当する議会を含む、予め決められた地方機関の連合 体、及び、
- d その構成員が上記第2項に該当する議会の委員会を含む、予め決められた地方機 関の委員会の連合体
- に関し、それらが、上記第1条から第20条によって存在しなくなる議会であるところ の地方機関に対して適用されると同じく適用されるものとするが、警察機関への適用に 当たっては、機関の被用者への言及は、警察機関の事務職員である被用者への言及であ るとして効力を持つものとする。

(5)上記第2項に基づく命令を含む法的文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

第256条 (1)本条は、ある者が、

- a 1974年4月1日より前の何れかの時に、上記第255条に基づく命令による 規定によってではなく、新しい地方機関に雇用され(本条において、「その者の新雇 用」という。)、及び、
- b 仮に、その者が1974年4月1日まで、その者の新雇用に入る前の最後の雇用 に留まっていたら(本条において、「その者の従来雇用」という。)、又は、(その者が、 実際にその雇用に留まっていた場合)仮に、上記第1条から第20条までの理由のみ によって、その者の当該雇用が終了していたら、上記第255条第2項に基づく、当 該日における、その者の、特定の地方機関の雇用への移管のための命令による規定が 作成されていたであろう場合に

適用されるものとする。

(2)本条がある者に適用される場合、1971年労資関係法第28条(不公正な解雇からの保護を受けるために必要な期間)及び1972年雇用契約法第1条(最低解雇予告期間)の目的のためには、

- a その者の従来雇用の雇用期間は、その者の新雇用の雇用期間として計算し、
- b 雇用の変更は、雇用期間の連続性を損なわないものとする。

第257条 (1)国務大臣は、現存の地方機関を代表する組織、又は、現存の地方機 関に雇用される職員を代表する組織で、国務大臣が関係があると考えるものと協議の後、 本法の成立後1月以内に、イングランド職員委員会を、

- a 関係機関による職員採用のやり方、及び、本法又は本法に基づき作成された何れ かの文書の規定の結果として、本法により存在しないこととなる関係機関により雇用 された職員の移管のやり方を検討し、見直し続けること
- b 本法の結果生じる職員の問題、及び、国務大臣によって当該委員会に諮問された本法の規定、若しくは、本法に基づいて作成された文書によって影響を受ける団体によって雇用される職員に関する他の事柄を検討すること、及び、

c これらの職員の利益を守るために必要な手段について国務大臣に助言すること を目的として、創設するものとする。

(2)国務大臣は、職員委員会に対し、その手続きに関し、並びに、関係機関に対し、 要請された情報の提供及び委員会によって与えられた助言の実行に関し、及び、当該機 関によって要請されたことを行うために委員会が負担した経費の新しい地方機関による 支払いに関し、指示することができる。

(3)本条に基づいて職員委員会が負担した経費で、地方機関から回収されないものは、 国務大臣によって支払われるものとする。

(4)本条において、「関係機関」は、1933年法又は本法の意味での地方機関、地方 機関若しくはパリッシュ総会が代表を送っている共同機構若しくは共同委員会、第25 5条第4項に基づき予め定められた地方機関若しくは地方機関の委員会の連合体、旅客 交通機構、警察機関、埋葬委員会、又は、共同埋葬委員会とする。

第258条 (1)国務大臣は、現存の地方機関を代表する組織、又は、現存の地方機 関に雇用される職員を代表する組織で、国務大臣が関係があると考えるものと協議の後、 本法の成立後1月以内に、ウエールズ職員委員会を、

- a 関係機関による職員採用のやり方、及び、本法又は本法に基づき作成された何れ かの文書の規定の結果として、本法により存在しないこととなる関係機関により雇用 された職員の移管のやり方を検討し、見直し続けること
- b 本法の結果生じる職員の問題、及び、国務大臣によって当該委員会に諮問された本法の規定、若しくは、本法に基づいて作成された文書によって影響を受ける団体によって雇用される職員に関する他の事柄を検討すること、及び、
- c これらの職員の利益を守るために必要な手段について国務大臣に助言することを 目的として、創設するものとする。

(2)国務大臣は、職員委員会に対し、その手続きに関し、並びに、関係機関に対し、 要請された情報の提供及び委員会によって与えられた助言の実行に関し、及び、当該機 関によって要請されたことを行うために委員会が負担した経費の新しい地方機関による 支払いに関し、指示することができる。

(3)本条に基づいて職員委員会が負担した経費で、地方機関から回収されないものは、 国務大臣によって支払われるものとする。

(4)本条において、「関係機関」は、1933年法又は本法の意味での地方機関、地方 機関若しくはパリッシュ総会が代表を送っている共同機構若しくは共同委員会、第25 5条第4項に基づき予め定められた地方機関若しくは地方機関の委員会の連合体、旅客 交通機構、警察機関、埋葬委員会、又は、共同埋葬委員会とする。

第259条 (1)主務大臣は、規則を以って、予め定められた公職、若しくは、雇用 についている者、又は、予め定められた彼らの行為がなければ、予め定められた公職、 若しくは、雇用についていたであろう者で、本法の規定、又は、本法に基づき作成され た文書の規定に帰せられるべき、雇用の喪失、給与の喪失又は減少を被った者に対する、 又は、そのような者に関する補償規則によって予め定められ、又は、それに基づき決定 される団体又は大臣による、支払いについて規定するものとする。

- (2)本条に基づく規則は、
- a 補償の請求をすべき方法及び請求の相手方、並びに、規則から生じる疑問の決定 についての規定を含むことができ、
- b 異なった種類の者及び異なった状況について、異なった規定をすることができ、 また、主務大臣に例外を設け、条件を付させることができ、また、主務大臣が例外を 設け、条件を付することを承認することができ、
- c 規則の作成日より以前の日にちに遡って効力を持つような枠組みとすることがで きるが、

規則の作成日より以前の日にちに遡って効力を持つ規則は、如何なる者をも、当該規則 が作成日より後にしか効力を有さない枠組みとした場合よりも、より悪い立場におくこ とはない枠組みとするものとする。

(3)上記第1項の範囲内で、本条に基づく規則は、1955年食料薬品法に組み込ま れた1936年公衆衛生法の何れかの規定に基づく、移管又は職務の放棄に帰せられる べき雇用の喪失、給与の喪失又は減少を被った者に関する規定をすることができる。

(4)上記第1項の範囲内で、本条に基づく規則は、予め定められた地方機関の連合体、 若しくは、地方機関の委員会の連合体の雇用についている者、又は、予め定められた彼 らの行為がなければ、予め定められた地方機関の連合体、若しくは、地方機関の委員会 の連合体の雇用についていたであろう者で、本法により行われた地方行政の再編成に帰 せられるべき、雇用の喪失、給与の喪失又は減少を被った者に対する規定をすることが できる。また、上記第2項の範囲内で、そのような規定をする本条に基づく規則は、当 該規則に基づき、主務大臣から支払われる補償は、当該主務大臣が当該規則によって、 当該規則が予め定め、又は、当該規則に基づいて決定される連合体その他の団体から回 収できる旨を定めることができる。

(5)本条に基づく規則を含む法的文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

第260条 (1) そうでなければ、上記第259条第1項に引用されている雇用の喪失、給与の喪失又は減少を被る者の早期退職の便宜を図るため、

a 本条の目的のために予め定められた公職又は雇用を有し、及び、

b 1974年3月31日以前に、50歳に達し、及び、

c 他に予め定められた条件を満たす

者は、予め定められた日にちの前に、予め定められた方法で、その者に、本条が適用され、上記第259条が適用されないことを選ぶことができる。

(2)何れかの者が上記第1項に基づく選択をした場合、選択の通知がなされた日から 起算して、1ヶ月の期間に、当該選択に対する異議の通知が、その者がその下で公職を 有しているもの、又は、その者を雇用しているものからその者に与えられない限り、そ の者の、予め定められた期間内での、通常の定年に達する前の退職には、本条が適用さ れ、上記第259条は適用されない。

(3)下記第4項に従い、国務大臣は、本条が適用される者に対する、又は、そのよう な者に関する、規則によって予め定められ、又は、それに基づき決定される団体又は大 臣による、その者に対して、又は、その者に関して、

a その者が、退職の日に、通常の定年に達していたならば、及び、

b その者の実際の積算可能勤務の期間が、その者の退職の日から始まり、その者が 定年に達するであろう日までの期間を超えない期間の分、延長されたとしたならば、 関係退職金制度に基づき支払われたであろう手当に、できる限り対応する手当ての支払 いについて規定するものとする。

(4)上記第3項に基づく規則は、同項による規則に基づき何れかの者へ、又は、何れ かの者に関し支払われるべき額が、関係退職金制度に基づいてその者へ、又は、その者 に関し支払われるべき額を考慮に入れて減額されることを確実にするような枠組みとす るものとする。

(5)上記第3項に基づき作成された規則に基づき支払われるべき額は、1972年財 政法第73条(公職又は雇用からの定年退職又は退職に際しての支払いとして課税可能 な公職又は雇用の喪失への補償)の目的のためには、上記第259条に基づき支払われ た補償と同様に取り扱われるものとする。

(6)本条においては、

「通常の定年」は、

- a 関係退職金制度により、強制的退職年齢が適用される者に関しては、当該年齢、 及び、
- b それ以外の者に関しては、男性の場合、65歳、女性の場合60歳、又は、何れの場合も、予め定められる他の年齢

を意味し、

ある者に関する「積算可能勤務」は、その勤務に関し、関係退職金制度に基づき、手当 てが支払われるべき勤務を意味し、及び、

ある者に関する「関係退職金制度」は、その者の公職又は雇用に適用され、一定の要求 又は条件の成就に従い、当該公職又は雇用にあった者に対し、又は、その者に関し、支 払われるべき、又は、支払われうる年金、手当て、又は、報酬に関し、規定する文書を 意味する。

(7)本条に基づく規則を含む法的文書は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

第261条 (1)本条の目的のためには、国務大臣は、地方機関の代表であると思われる団体で、適当と考える団体(以下、本条において、「助言団体」という。)を、大ロンドン都以外の現存の地方機関の職員の給与の引き上げ、又は、引き上げの提案を検討

するために、指定することができる。

(2)助言団体は、本条に基づく職務を遂行することができるようにするため、助言団体は、大ロンドン都以外の新しい及び現存の地方機関と協議し、その情報を求めるものとする。また、助言団体から、そうすることを求められた場合、国務大臣は、指示の中で特定された地方機関に対し、当該地方機関の職員の雇用にかかる、指示の中で特定された給与や雇用の他の条件に関する情報を助言団体に与えることを要請する指示を与えることができる。

(3)大ロンドン都以外の現存の地方機関が、その職員の何れか、又は、ある種類の職員に対し、地方機関及び地方機関の職員の代表によって、全国規模で定められた勧告給与水準に照らして、助言団体が、当該職員、又は、当該種類の職員に対し適切とかんがえる給与率より大きい給与率を定めた、又は、定めることを提案したと、助言団体が考える場合、助言団体は、当該地方機関に通知するとともに、当該地方機関に当該職員、又は、当該種類の職員に対し支払われるべき給与率を勧告するものとする。

(4)助言団体が、上記第3項に基づく勧告を受けた、大ロンドン都以外の現存の地方 機関が、当該勧告に従っていないと考えるとき、当該地方機関にそうする意思を書面で 通知した後、助言団体は、その件を国務大臣に委ねることができる。このような委託を 受けた場合、国務大臣は、当該職員又は当該種類の職員に関して適当と考える、地方機 関及び地方機関の職員の代表と考える者と協議した後、当該地方機関に対し、(助言団体 から委託の通知が国務大臣に与えられた日より早くない)当該指示の中で特定する日か ら効力を生じて、勧告の対象であり、指示の中で特定されるものに、助言団体によって 上記第3項に基づき勧告され、指示の中で特定された率で給与を支払うよう指示を与え ることができる。

(5)上記第3項又は第4項に基づく指示を与えられた地方機関にとり、当該指示に従 うことは、義務であるものとする。

(6)1974年4月1日に始まる3ヶ月の期間中に、当該日より前に、大ロンドン都以外の現存の地方機関の何れかの職員又は何れかの種類の職員に支払われた給与が、当該機関が存在しなくなっていなければ、助言団体が、上記第3項に基づく勧告をしたであろうようなものであったと助言団体が考える場合、又は、当該日以前に勧告をしていた場合、上記第4項に基づいて、国務大臣に委託していたであろうようなものであったと助言団体が考える場合、助言団体は、国務大臣に通知し、国務大臣に、助言団体の意見では、1974年4月1日の直前、又は、当該職員又は当該種類の職員が当該地方機関に雇用されるのをやめた日である、当該報告の中に特定するそれより早い日に当該職員又は当該種類の職員に支払われるべきであった給与の率を報告するものとする。

(7)上記第6項に基づく報告を受領したとき、国務大臣は、上記第4項に特定される 協議の後、命令をもって、職員の移管及び失職の補償に関する本法の規定の目的のため に、報告が関連している職員又はある種類の職員で、報告の中で特定されるものは、1 974年4月1日の直前、又は、報告の中に特定される、より早い日に、報告の中に述 べられ、命令の中に特定される率で給与を受けていたとみなされるものと規定すること ができるが、1974年9月末日より後には、本項に基づく命令は作成されないものと する。

- (8)本条の如何なる規定も、
- a 地方教育機関により教員に支払われるべき給与には、適用されず、
- b 国務大臣に、地方機関が何れかの職員に、1972年3月8日に受給権を有した 率以下で給与を支払うこと、又は、何れかの職員が当該率で給与を受け取っていたと みなす命令を作成する権限を与えるものではない。

第262条 (1)下記第2項に従い、本条が適用される何れかの地域法規定で、本法の他の規定により、効力を維持するものでないものは、

- a 本法により、又は、本法に基づき、実施される行政区域及び地方機関の区域の変 更に拘わらず、また、何れかの法律に基づき作成された文書の場合には、当該法律の 廃止に拘わらず、1974年4月1日以降も適用され続けるが、当該日より前に、そ れが適用された、区域、事物、又は、者にのみ適用されるものとし、
- b 必要な修正及び下記第3項から第5項により行われる修正に従い効力を有するものとするが、

本項による他の法律により、又は、他の法律に基づき作成された文書の存続は、本項以 外によって行使可能な当該文書を変更し、取り消す権限を犯すものと解釈されてはなら ない。

(2) 上記第1項は、

- a 別表第29第1章を除く、本法
- b 本法より後、1974年4月1日より前に成立した法律
- c 上記第254条、又は、本条の後掲の規定に基づき作成された命令

に従って、効力を有するものとする。

(3)本条が適用される何れかの地域法規定で、何れかの公的一般法により、何れかの 種類の地方機関によって遂行可能な職務に関連するものは、1974年4月1日の直前 に当該職務を遂行可能であった機関又は区域の引用を、場合に応じ、当該日以降は、後 身機関の区域で、前身機関の区域、又は、その一部であったものの引用とみなして効力 を有するものとする。

- (4)本条が適用される何れかの地域法規定で、上記第3項に該当しないものにおいて、
- a 現存のカウンティー又はその議会の引用は、新カウンティーの区域で、現存のカ ウンティーの区域、若しくは、その一部であったもの、又は、場合に応じ、当該新カ ウンティーの議会(複数を含む)の引用と読み替えて効力を有するものとし、
- b 現存のカウンティー・バラ、若しくは、カウンティー・ディストリクト、又は、 それらの議会の引用は、新ディストリクト(複数を含む)の区域で、現存のバラ若し くはディストリクトの区域、又は、その一部であったもの、又は、場合に応じ、当該 新ディストリクトの議会(複数を含む)の引用と読み替えて効力を有するものとする。
- (5) 本条が適用される何れかの地域法規定で、ウエールズで適用され、上記第3項に

該当しないものにおいて、

- a 非都市パリッシュの引用は、対応するコミュニティの引用と読み替えるものとし、
- b それらパリッシュの議会の引用は、単独か共同かを問わず、対応するコミュニティの議会の引用と読み替えるものとし、及び、
- c それらパリッシュの内、議会を持たないもののパリッシュ総会の引用は、対応す るコミュニティを含むディストリクトの議会の引用と読み替えるものとする。
- (6)何れかの地域法規定で、
- a 何らかの事務に関する使用料、又は、手数料の決定の職務を国務大臣に与えてい るもの、又は、
- b 何らかの事務に関する使用料、又は、手数料の基準、又は、これに関する提案を 国大人に提出することを要求しているもの

は、効力を失うものとする。

(8)何れかの地域法規定が上記第1項により、何れかの地域で効力を継続された場合、 又は、上記第254条に基づく命令により何れかの区域への適用について改正若しくは 修正された場合、国務大臣又は主務大臣は、命令をもって、又は、前掲のように効力を 継続された規定の場合には、本項に基づく命令によって、

- a 当該規定を、その中で、その効力が継続された新しい地方行政区域全体に拡張し、
- b そのように継続され、改正され、修正され、又は、拡張された規定が、当該区域 において、本法に包含され、又は、本法によって適用される法律を含め、照応する目 的のための全ての法律を除外して効力を持つ旨を定め、
- c それら法律の当該区域への適用において、当該法律が照応する目的の規定と調和 して働くことを確保するため修正を行い、
- d 本条が適用される何れかの地域法規定で、国務大臣又は主務大臣が、形骸化し、 旧式化し、若しくは、不必要となり、又は、当該規定が適用される区域、者、又は、 事柄に適用され、又は、適用されうる法律又は文書によって、実質的に置き換えられ ていると考える者を、廃止し、又は取り消し、
- e 国務大臣又は主務大臣が、本条が適用され、上記第254条及び本条を除く、本 法の何れの規定、又は、本法に基づいて作成された何れもの他の文書によっても他の 地方機関の職務とされない、本法によって廃止される現存の地方機関によって遂行可 能な職務であるところの、現存の地方機関の地域法規定に基づく職務を、適当と考え る機関に移管し、
- f 上記 e 号の範囲内で、本条が適用される何れかの地域法規定を、その新しい地方 行政区域における適用において、国務大臣又は主務大臣が適切であると考えるように 修正することができる。

(9)本項が適用される全ての地域法規定は、都市地区では、1979年末をもって、 その他の地区では、1984年末をもって、効力を失うが、

a 国務大臣又は何れかの主務大臣は、命令をもって、そのような規定を本項の前掲の 規定から除外することができ、 b 国務大臣は、時に、命令により、これら地域法規定が適用される限りにおいて、何 れかの地方行政区域の全部又は一部に適用される地域法規定が本項によって効力を失う 日を延期することができる。

(10)上記第8項に基づく、地域法規定が効力を持つ区域を拡張する命令は、暫定的 なもののみとする。

(11)上記第8項に基づく、その他の命令を含む文書、又は、上記第9項に基づく命 令は、国会の何れかの院の決議に従って無効とされるものとする。

(12)本条は、完全に大ロンドン都外(シリー等を除く)で効力を有する全ての地域 法規定、及び、大ロンドン都外で効力を有すると同じく大ロンドン都でも効力を有する 地域法規定で、1974年4月1日の直前に効力を有した規定であって、本法によって、 明示的に廃止又は取り消されたものでないものに適用され、また、上記第10項は、次 の種類の全てのそのような地域法規定に適用される。

- a 法案が地方機関によって促進された地域法の規定
- b 地方機関の申請によって作成された暫定命令を確認する法律の規定

c 同様の申請によって作成された命令で、特別の国会の手続きに従うものの規定 であって、

- (i) それによって、下記第263条によって存続する共同機構によって職務が遂行 可能となる規定
- (ii) 法定企業に関する規定
- (iii)何れかの者の地位、何れかの者の何れかの場所にフリーマンとして招じられる 権利、又は、そのようなフリーマンとの関係又は提携による何れかの者の権利に関 する規定
- (iv) 何れかの者の利益を擁護する規定
- (v)1938年グリーンベルト法(ロンドン及びホーム・カウンティーズ)に含ま れる規定

でないもの。

- (13)上記第12項において、「地方機関」は、
- a 行政カウンティー、都市ディストリクト、又は、非都市ディストリクトの議会
- b 当該バラの議会によって活動するバラの市町村法人、
- c 町の行政又は課税の権限を何れかの地域特別立法によって、与えられた行政長官、 信託受託者、又は、その他の者、
- d 1848年公衆衛生法、1858年地方行政法、1861年地方行政法(1858)改正法、又は、1863年地方行政改正法の規定によって構成された地方機構、 又は、
- e 前掲のものの範囲内で、1875年公衆衛生法に基づき、非都市衛生機関として 構成された、又は、指定された(人の)団体

を意味するものとし、また、「法定企業」は、鉄道、軽便鉄道、軌道、道路運送、水路運送、運河、内水面水先案内、渡船、埠頭、港湾、波止場若しくは灯台企業、電話企業、

市場企業、又は、電気、ガス、水力、温水若しくは地域暖房の供給のための企業を意味するものとする。

第263条 (1)本条の後掲の規定に従い、その構成員が全て地方機関であるところ の現存の共同機構が、何れかの法律により、又は、基づき、合同ディストリクト又は(港 湾衛生ディストリクトでない)その他の区域のために、職務を遂行するために、構成さ れている場合、本法第1章及び第2章によって行われた区域及び機関の変更に拘わらず、 当該機構は、1974年4月1日以降も存続し、当該区域のために、当該日以前と同じ 職務を(新地方機関を差し置いて)遂行するものとする。

(2)上記第1項は、1974年4月1日に単一の新地方機関の区域に完全に包含され ることとなる区域のために構成された共同機構には、当該機構が当該日以降、(当該機構 が存在しなかったら)当該地方機関によって遂行可能となる職務を遂行するために構成 されたときは、当該機構が、本条がなければ、遂行しえなかったであろう他の追加的職 務を有していたか否かに拘わらず、適用されないものとする。また、これに従い、その ような場合には、

a 1974年4月1日に当該機構の職務は、当該新地方機関の職務となり、及び、

b 当該共同機構は、当該日に消滅するものとする。

(3)本条の後掲の規定に従い、港湾衛生ディストリクトが、1936年公衆衛生法第 1章に基づく命令に基づき、又は、同法により置き換えられた法律により構成され、現 存の地方機関、又は、その構成員が全て地方機関であるところの現存の共同機構が、当 該ディストリクトの港湾衛生機関である場合、その他の区域のために、職務を遂行する ために、構成されている場合、本法第1章及び第2章によって行われた区域及び機関の 変更に拘わらず、当該ディストリクトは、1974年4月1日以降も港湾衛生機関とし て存続するものとし、また、

- a 当該日に単一の新地方機関が当該区域に関する沿岸機関となる場合、当該機関が 当該日に当該ディストリクトの港湾衛生機関となるものとし、当該ディストリクトの ために構成された全ての共同機構は、消滅するものとし、及び、
- b 当該日に2以上の新地方機関が当該区域に関する沿岸機関となる場合、現存の港 湾衛生機関が共同機構であれば、当該機構が存続して、当該ディストリクトの港湾衛 生機関となるものとするが、それ以外の場合、その区域が当該ディストリクトのより 大きな部分を包含する、又は、場合に応じ、当該ディストリクトのより大きな部分と 境を接する新地方機関が当該ディストリクトの港湾衛生機関となるものとする。

(4) どの機関の区域が港湾衛生ディストリクトのより大きな部分を包含する、又は、 当該ディストリクトのより大きな部分と境を接するについての疑問は、国務大臣によっ て解決されるものとする。

(5) 1933年法第91条、又は、1974年4月1日に、本項がなければ、2以上 の当該日に当該職務を遂行可能となる地方機関の区域に含まれることとなる区域におい て職務を遂行する目的のために、何れかのその他の法律により、又は、基づいて構成さ れた現存の共同委員会は、本法第1章及び第2章によって行われた区域及び機関の変更 に拘わらず、当該日以降も、本法第6章に基づいてそれらの新機関によって任命された ものとみなして、存続するものとし、当該日より前に、当該委員会が当該職務を遂行し た区域で、当該職務を遂行するものとするが、それは、それら新機関の同章に基づき、 当該職務の遂行のための新しい取り決めをする権限を侵すものではない。

(6)次の規定は、上記第262条が適用される地域法規定への引用の解釈に効力を有 するものとする。

- a 本条により、消滅する現存の共同機構の引用、又は、そのような引用と解釈され るべき引用は、本条により、当該機構の職務を遂行可能となる地方機関の引用と解釈 されるものとし、
- b 上記第2項により、その区域のための現存の共同機構が消滅する合同ディストリクト又はその他の区域の引用、又は、そのような引用と解釈されるべき引用は、現存の共同機構が元来、遂行可能であった職務を1974年4月1日から遂行可能となる新地方機関の区域の内、当該共同機構が活動した合同ディストリクト又はその他の区域の引用と解釈されるものとし、
- c その港湾衛生機関としての職務が、1974年4月1日から、上記第3項により、 新地方機関によって遂行可能となる現存の地方機関の引用、又は、そのような引用と 解釈されるべき引用は、当該新地方機関の引用と解釈されるものとする。

(9)本条の前掲の規定は、これに反する、本法の規定、又は、本条に基づく文書の規 定に従い効力を有するものとし、また、そのような規定の明文の規定を侵すものではな いものとする。

- 第264条 (1)それぞれの新しい主要区域の場合、次の現存の地方機関、即ち、
  - a 新しいカウンティーの場合、その全部又は一部が当該新カウンティーに含まれる こととなるカウンティー及びカウンティー・バラの議会、及び、
  - b 新しいディストリクトの場合、その全部又は一部が当該新ディストリクトに含ま れることとなるカウンティー・バラ及びカウンティー・ディストリクトの議会

は、本法の成立後、実施可能な限り早く、下記第4項に言及された事柄を検討する目的 で委員会を設立するものとする。

(2)本条に基づき設立された委員会は、彼らの間で合意された数の、又は、合意がない場合は、国務大臣が決定した数の、当該委員会を設立した機関の代表、及び、また、

- a 新しいカウンティーに関する委員会の場合には、これらの議会と当該委員会を設 立した機関の間で合意された数の、又は、合意がない場合は、国務大臣が決定した数 の、その全部又は一部が当該カウンティーに含まれることとなる現存のカウンティ ー・ディストリクトの1以上の議会の代表、及び、
- b 新しいディストリクトに関する委員会の場合には、これらの議会と当該委員会を 設立した機関の間で合意された数の、又は、合意がない場合は、国務大臣が決定した 数の、その全部又は一部が当該ディストリクトに含まれることとなる現存のカウンテ

ィー又は現存のカウンティー(複数)の内の1以上の議会の代表 より成るものとする。

(3)本条に基づき設立された委員会の構成員は、下記第4項に言及される事柄の全て、 又は、いくつか、若しくは、一つについて委員会の構成員として勤める他の者を選ぶこ とができる。

(4) 上記第1項及び第3項において、触れられた事柄は、

- a 関係主要議会の選挙に関する手配の案、
- b ディストリクトの場合には、その名称、
- c 関係主要区域に全部又は一部が含まれる区域に関して成立した地域法規定の運用、
- d 上記第110条、第254条、及び、第257条又は第258条に基づき処理さ れるべき事柄、及び、
- e 1974年4月1日以降の当該主要議会の効率的運営を確保するために、当該主 要議会の選挙の前に検討されることが便宜なその他の事柄とする。

(5)上記第1項に基づき設立された委員会によって負担された経費は、当該委員会を 設立した地方機関によって、それらの間で合意された割合で、又は、合意がない場合は、 国務大臣が決定した割合で、それぞれ負担されるものとする。

第265条 (1)シリー島のために、シリー島議会として知られる議会が存続するものとする。

(2) 国務大臣は、シリー島議会の構成について規定し、及び、本法のシリー島への適 用を規制する命令を作成することができ、また、当該議会の申請により、現在、地方機 関に与えられ、又は、課されている職務の、そこにおける遂行と実施について規定する 命令を作成することができる。

(3)本条に基づいて作成された命令は、

- a 地方行政に関するその他の公的一般法をシリー島に適用し、
- b 命令中にシリー島に益するものとして特定される事柄について、カウンティー議 会が負担した経費に関し、シリー島がコーンウォール・カウンティー議会に行う負担 について、規定し、
- c 国務大臣が、当該命令の効果を発生させるために必要又は適当と考える全ての事柄について規定することができる。

(4) 1933年法第292条(同法のシリー島への適用)に基づき1974年4月1 日の直前に施行されていた全ての命令は、本条に基づいて作成されたとみなして効力を 有し、これに従って、変更され、取り消されることができる。

第266条 (1)上記第261条、又は、本法別表3第3項、若しくは、別表第5第 2項を除く、本法の規定により、何れかの大臣又は財務省に与えられた命令、規則、又 は、規制を作成する権限は、法律文書をもって遂行可能なものとする。

(2) 本法の何れかの規定に基づき、Order in Council 又は、その他の命令を作成する

権限は、当該規定に基づいて作成された命令を変更し、又は、取り消す命令を作成する 権限を含むものとする。

第267条 国会によって措置された金銭によって、

- a 本法に基づき、何れかの大臣によって負担された経費、及び、
- b 他の法律に基づき、国会によって措置された金銭によって支払われるべき金額の、 本法の規定により生じた増大
- は、負担されるものとする。

第268条 (1)1957年下院(議員)欠格法は、本条の後掲の規定に合わせ、改 正されるものとする。

(2) その連合王国国会衆議院への適用において、別表1第2章には、次の項目が、ア ルファベット順で適当な場所に挿入されるものとする。

「イングランド地方行政区域委員会」

「ウエールズ地方行政区域委員会」

「1972年地方行政法第257条に基づき設立されたイングランド職員委員会」

「1972年地方行政法第258条に基づき設立されたウエールズ職員委員会」

(3) その連合王国国会衆議院への適用において、別表1第3章には、次の項目が、ア ルファベット順で適当な場所に挿入されるものとする。

「1972年地方行政法第4章に基づき任命された Assistant Commissioner」

「1972年地方行政法第3章に基づき任命された登録官」

(4) その連合王国国会衆議院及び北アイルランド衆議院の双方への適用において、別 表1第3章の地方行政職員に関する項目における次の語が効力を失うものとする。即ち、

- a 「書記又は書記補」で始まる、小項目において、「イングランド及びウエールズに おけるカウンティー議会の、大ロンドン都議会、又は、」の語、及び、「イングランド 及びウエールズ又は」の語、及び、
- b 「町書記又は町書記補」で始まる、小項目において、「シティ・オブ・ロンドン、 イングランド及びウエールズにおけるバラ、又は、」の語

第269条 上記第1条若しくは第20条を除く、本法の全ての規定において、197 4年4月1日以降に成立した全ての法律において、及び、当該日以降に何れかの法律(当 該日の前後何れに成立したかを問わず)に基づき作成された文書において、上記第62 条に基づき行われた境界の変更に従った、「ウエールズ」は、前記第20条に基づき設立 されたカウンティーよりなる区域を意味するものとし、「イングランド」は、これらのカ ウンティーの何れかに含まれた区域を含まないものとする。

第270条 (1)本法において、文脈が別のものを要求している場合を除き、次の語 句は、それぞれ、次の意味を持つものとする。即ち、 「主務大臣」は、命令若しくは規則の作成又は何れかの事柄についての指示に関しては、 当該の事柄に関係する政府部局を担当する大臣を意味する。しかし、本法によって、主 務大臣に与えられた権限によって主務大臣が作成又は指示したとされる命令、規則、又 は、指示の効力は、当該大臣が主務大臣であるか否かに関する疑問によっては、影響さ れないものとする。

「銀行休業休暇」は、クリスマス休暇又はイースター休暇に含まれない全ての銀行休業 日及び当該銀行休業日の前の最後の平日から始まり、銀行休業日でない次の平日に終了 する期間をいう。

「クリスマス休暇」は、クリスマスの前の最後の平日から始まり、銀行休業日でないク リスマスの後の最初の平日に終了する期間をいう。

「シティ」は、シティ・オブ・ロンドンを意味する。

「委員会」で、修飾語のないものは、イングランド委員会又はウエールズ委員会を「委 員会(複数)」は、これら両委員会を意味する。

「Common Council」は、シティの Common Council を意味する。

「カウンティー」で、修飾語のないものは、イングランドとの関係では、都市カウンティー又は非都市カウンティーを意味する。

「ディストリクト」で、修飾語のないものは、イングランドとの関係では、都市ディス トリクト又は非都市ディストリクトを意味する。

「イースター休暇」は、イースターの前の木曜日から始まり、イースターの後の火曜日 に終了する期間をいう。

「選挙区」は、その区域のために、何れかの地方機関の議員が選出される区域を意味す る。

「イングランド委員会」は、上記第46条で定義された意味を持つ。

「現存の」は、上記第1条及び第20条の場合を除き、地方政府若しくはその他の区域、 又は、地方機関若しくはその他の団体との関連では、本法の成立の直前に存在した区域 又は団体を意味する。

「会計年度」は、各年の3月31日に終了する12ヶ月を意味する。

「グループ化された」は、パリッシュ又はコミュニティとの関連では、本法又はそれ以前の何れかの照応する法律の何れかの規定により、又は、それを準用して、共通のパリ ッシュ又はコミュニティの議会の下にグループ化されていることを意味し、「グループ化 命令」もこれに従って解釈されるものとする。

「土地」は、土地上の全ての利益を含み、土地に於ける、土地に対する、又は、土地上 の全ての地役権を含む。

「地方機関」は、カウンティー議会、大ロンドン都議会、ディストリクト議会、ロンド ン・バラ議会、又は、パリッシュ若しくはコミュニティ議会を意味する。

「地方行政区域」は、

a イングランドとの関連では、カウンティー、大ロンドン都、ディストリクト、ロ ンドン・バラ、又は、パリッシュを意味し、 b ウエールズとの関連では、カウンティー、ディストリクト、ロンドン・バラ議会、
 又は、コミュニティを意味する。

「地方選挙権者」は、国民代表法の規定に合わせ、選挙人名簿に地方選挙権者として登録されている者を意味する。

「地域法規定」は、地域法(暫定命令を確認する法律を含む)の規定、若しくは、現存 の一の地方行政区域の全部又は一部に関してのみ成立した公的一般法の規定、又は、そ のような地域法又は公的一般法に基づく文書、若しくは、その他の法律に基づき作成さ れた地域法の性格を持つ文書の規定を意味する。

「新」は、何れかの区域又は機関との関係では、本法により、又は、基づき設立された 区域又は機関を意味する。

「1933年法」は、1933年地方行政法を意味する。

「1963年法」は、1963年ロンドン行政法を意味する。

「予め定められた」は、国務大臣が作成した規則により、予め定められていることを意 味する。

「主要区域」は、カウンティー、大ロンドン、ディストリクト、又は、ロンドン・バラ を意味する。

「主要議会」は、主要区域のために選出された議会を意味する。

- 「公的団体」は、
- a 地方機関及び地方機関又はパリッシュ総会が代表を送っている共同機構及び共同 委員会、
- b 信託受託者、commissioner、又は、自身の利益のためではなく、公的目的のため に、何れかの法律又は文書に基づき、何れかの場所の改良、何れかの場所への水道の 供給、又は、墓地若しくは市場の供給若しくは維持のために活動する者、及び、
- c 公的目的のために何らかの率での徴税証書を賦課し、又は、発行する権限を有す るその他の機関

を含み、及び、「ディストリクト」は、地方機関以外の公的団体に関しては、当該機関が そのために活動する区域を意味する。

「特別コミュニティ見直し」は、本法別表第10第1項に基づく見直しを意味する。

「特定された書類」は、パリッシュ又はコミュニティとの関連では、公的帳簿、パリッ シュ又はコミュニティの文書及び書類(そのフォトコピーを含む)、法律により、そこに 保管するよう指示されている全ての書類を意味する。

「テンプルズ」は、イナー・テンプル及びミドル・テンプルを意味する。

「ウエールズ委員会」は、上記第53条で定義された意味を持つ。

(2)本法及び他の全ての法律において、本法の前、本法と同時、本法の後の何れに成 立したかを問わず、「非都市カウンティー」という表現は、都市カウンティー以外の全て のカウンティーを意味し、「非都市ディストリクト」という表現は、都市ディストリクト 以外の全てのディストリクトを意味する。

(3) 本法における担当官の引用、及び、本法によりそのような引用と解釈されるべき

引用は、何れかの目的、及び、何れかの地方機関、若しくは、その他の団体、又は、何 れかの区域との関連では、当該目的のために、場合に応じ、当該団体により、又は、当 該区域のために任命された職員の引用と解釈されるものとする。

(4)本法別表第2を除く、ロンドン・バラに適用される本法の何れもの規定において、

- a 議会、若しくは、当該議会を含む何れかの種類の議会の議長の引用、又は、地方 機関の構成員の引用は、バラの市長の引用、又は、場合に応じ、バラの市長の引用を 含むものと解釈されるべきものとし、
- b 議会の副議長、又は、当該議会を含む何れかの種類の議会の副議長の引用は、バ ラの副市長の引用と解釈されるべきものとし、
- c 議会の担当職員、又は、当該議会を含む何れかの種類の議会の担当職員の引用は、 バラの担当職員の引用と解釈されるべきものとする。

(5)本法において、内容が他のものを要求する場合を除き、何れかの法律の引用は、 本法に含まれる全ての法律を含む、他の何れかの法律により、又は、基づき、修正され、 拡張され、又は、適用されたところの法律の引用と解釈されるべきものとする。

第271条 (1)本法における何れのものも、

a 電気の供給、又は、1947年電気法の意味における何れかの区域委員会のため の、又は、

b 1945年水道法の意味における法律的水道企業者である会社による水道の供給 のための区域の境界に影響するものではない。

(2)第253条又は第254条第2項b号を除く本法の規定に含まれ、又は、これらの規定によって行われる何ものも、何れかの共有地の維持者の職務に影響するものではない。

(3) 本法第1章の規定は、Cinque Ports 連合の存続に影響するものではない。

(4)本法に含まれる授権規定は、女王陛下が大権に基づいて行使しうる権限に付加的 なものであり、大権を減じるものではない。

(5)本法第10章に定めるものを除き、本法のいずれの規定も、ランカスター公爵領の権限に基づく、女王陛下の権利、義務、又は、特権を侵すものではない。

第272条 (1)本法別表第30に特定される法律(本法成立前に、時代遅れとなり、 又は、不必要となった法律を含む)は、同別表の第3欄に定める限りにおいて、ここに 廃止する。

(2) 1889年解釈法第38条第1項の範囲内で、本法が、特定の事柄(複数を含む) について規定する何れかの法律を廃止し、当該事柄(複数を含む)に関して、照応する 規定又は異なった規定をする何らかの法律を作成又は適用する場合、逆の意図が表れて いない限り、及び、特に、本法第252条、第254条、第255条、第259条、又 は、第262条に基づく文書に従い、本法以外の他の何れかの法律、又は、本法以外の 他の何れかの法律に基づく文書における廃止された法律の引用は、本法に含まれ、又は、 本法によって適用された、照応する規定又は異なった規定をする法律の引用と解釈され るべきものとする。

第273条 (1)本項が適用される本法の規定は、下記第2項に基づく命令により、 より早く施行されているものを除き、1974年4月1日に施行されるものとする。

(2)国務大臣は、命令をもって、上記第1項が適用される規定の何れかについて、よ り早い施行期日を定めることができ、また、本項に基づき、異なった目的のために、異 なった施行日を定めることができ、殊に、同一の規定の異なった地域での異なる施行日 を定めることができる。

- (3) 上記第1項は、本法の次の規定に適用される。即ち、
  - 第13条、第16条第1項及び第3項、並びに、第17項
  - 第40条
  - 第48条第8項及び第9項
  - 第50条第4項から第7項
  - 第53条から第59条及び別表第8
  - 第62条
  - 第75条
  - 第89条第6項
  - 第100条
  - 下記第4項及び第5項に規定されるものを除く、第6章から第8章
  - 第251条及び別表第29
  - 第262条第3項から第7項
  - 第272条及び別表第30
  - 別表第6第5項から第9項及び第10項(2)
  - 別表第12第2章及び第3章、並びに、パリッシュ議会に適用される限りにおいて第 6章
- (4) 上記第1項は、本法第6章から第11章の次の規定には適用されない。即ち、
  - 第104条及び第106条
  - 第110条
  - 第117条
  - 第138条
  - 第169条
  - 第181条第3項から第9項及び第11項
  - 第183条の開発計画枠組みの作成又は作成若しくは改正の指示の権限を与える部 分、第182条のこれらの枠組みに関する規定の解釈に適用される部分
  - 第186条第6項及び第7項
  - 第190条第4項
  - 第192条第3項

第196条第6項から第9項

- 第197条第2項及び第3項
- 第198条第3項及び第4項
- 第200条
- 第201条第3項及び第4項
- 第202条第4項から第8項
- 第205条
- 第207条第2項から第8項
- 第215条第4項
- 第220条第4項
- 第232条
- 第242条
- 第243条

別表第13第27項(2)及び第172条のそれに関連する部分

- (5) 1889年解釈法第37条の範囲内で、本法の第9章又は第10章の
- a 何れかの者に、これら何れかの規定に基づく職務の遂行に関し、又は、これらの 職務の遂行のため、何れかの団体の設立、若しくは、公職若しくは職への人の任命、 又は、これらの職務の遂行に関連する職員の配置のために、取り決めをし、文書を作 成する権限を与え、若しくは、要請する、
- b 何れかの者に、そのような取り決め若しくは文書に関し、指示を与え、手続きを 踏み、又は、代表となる権限を与え、若しくは、要請する、又は、
- c 何れかの者に、そのような取り決めをし、文書を作成する権限を与え、若しくは、 要請する何れかの法律を改正、又は、適用する

何れかの規定は、1974年4月1日にそれらの職務が当該取り決め又は文書に従って 遂行されうるように施行されるものとする。

(6)上記第80条から第90条、第92条、第93条、第104条、及び、第106 条は、大ロンドン都議会又はその議員には、本法成立後の最初の当該議員の通常選挙で 選ばれた当該議会の議員が職に就いた日までは、適用されないものとする。

(7)上記第80条から第90条、第92条、第104条、及び、第106条は、ロンドン・バラ議会、又は、その議員には、1974年4月1日より前には、適用されないものとする。

(8)次の規定は、イングランド内のパリッシュ議会及びその議員に関し、適用される が、

- a 上記第44条第4項及び第91条は、1974年4月1日より前には、適用され ないものとし、
- b 上記第80条から第90条、第92条、第104条、及び、第106条は、これらの選挙で選ばれたパリッシュ議員が職に就いた日より前には、適用われないものとし、及び、

c 上記第94条から第98条は、1974年4月1日より前には、適用されないものとする。

(9)本法第5章は、ウエールズ内の現存のパリッシュ議会及びその議員には、適用されないものとする。

(10)上記第104条及び第106条は、Common Councilの議員には、本法成立後の最初の当該議員の通常選挙で選ばれた当該議会の議員が職に就いた日までは、適用されないものとする。

第274条 (1)本法は、1974年地方行政法として、引用されることができる。 (2)上記第268条、本法別表第29第35項、並びに、1957年下院欠格法及び 同法を改正する法律中の本法による廃止条項を除き、本法はスコットランドには、適用

(3)上記第268条及び前掲の廃止条項を除き、本法は、北アイルランドには、適用 されない。

されない。